

令和2年第1回定例会

むかわ町議会会議録

令和2年 3月9日 開会

令和2年 3月11日 閉会

むかわ町議会

令和2年第1回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月9日)	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	9
町長行政報告、町長町政執行方針及び提出事件の大要説明、教育長教育行政執行方針	9
一般質問	27
山崎満敬議員	27
大松紀美子議員	30
北村修議員	39
同意第1号の上程、説明、採決	55
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	69

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第13号から議案第19号の一括上程、説明、質疑	81
会議時間の延長	99
討論、採決	114
散会の宣告	117

第 2 号 (3月10日)

議事日程	119
本日の会議に付した事件	119
出席議員	119
欠席議員	119
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	119
事務局職員出席者	121
開 議	122
議事日程の報告	122
議案第20号から議案第26号の一括上程、説明、質疑、	122
延会の宣告	206

第 3 号 (3月11日)

議事日程	207
本日の会議に付した事件	207
出席議員	208
欠席議員	208
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	208
事務局出席者	209
開 議	210
議事日程の報告	210

議案第20号から議案第26号の質疑、討論、採決	210
意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	249
意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	250
決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	252
所管事務調査等報告の件	253
閉会中の特定事件等調査の件	255
閉議及び閉会	255
署名議員	257

むかわ町告示第72号

令和2年第1回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月28日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和2年3月9日（月）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞良喜久	議員	
3番	山崎	満敬	議員	4番	佐藤	守	議員
5番	大松	紀美子	議員	6番	三上	純一	議員
7番	野田	省一	議員	8番	三倉	英規	議員
9番	星	正臣	議員	10番	津川	篤	議員
11番	北村	修	議員	12番	中島	勲	議員
13番	小坂	利政	議員				

不応招議員（なし）

令和2年第1回むかわ町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年3月9日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告、町政執行方針及び提出事件の概要説明
教育長教育行政執行方針
- 第 5 一般質問
町長提出事件
- 第 6 同意第 1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第 7 議案第 3号 工事請負契約の変更に関する件
- 第 8 議案第 4号 工事請負契約の変更に関する件
- 第 9 議案第 5号 工事請負契約の変更に関する件
- 第10 議案第 6号 工事請負契約の変更に関する件
- 第11 議案第 7号 むかわ町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第 8号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例案
- 第13 議案第 9号 むかわ町医師の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第14 議案第10号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第15 議案第11号 むかわ町子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例案
- 第16 議案第12号 むかわ町営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 第17 議案第13号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）
- 第18 議案第14号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第19 議案第15号 令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第16号 令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第17号 令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）

第22 議案第18号 令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）

第23 議案第19号 令和元年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	東 千吉	議員	2番	舞 良喜	久議員
3番	山 崎 満	敬議員	4番	佐 藤	守議員
5番	大 松 紀美子	議員	6番	三 上 純	一議員
7番	野 田 省 一	議員	8番	三 倉 英 規	議員
9番	星 正 臣	議員	10番	津 川	篤議員
11番	北 村 修	議員	12番	中 島	勲議員
13番	小 坂 利 政	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋谷 昌彦
支 所 長	齊 藤 春 樹	会 計 管 理 者	藤 井 清 和
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹
総務企画課参事	上 坂 勇 人	総務企画課主幹	梅 津 晶
総務企画課主幹	柴 田 巨 樹	総務企画課主幹	西 幸 宏
総務企画課主査	菊 池 功	町民生活課長	萬 純二郎
町民生活課参事	飯 田 洋 明	町民生活課主幹	菊 池 恵 美
健康福祉課長	高 橋 道 雄	健康福祉課主幹	今 井 喜 代 子

健康福祉課主	藤田浩樹	産業振興課長	酒巻宏臣
産業振興課参	太田剛雄	産業振興課主	東和博
産業振興課主	松本洋	建設水道課長	山本徹
建設水道課主	江後秀也	建設水道課主	佐藤琢
地域振興課長	石川英毅	地域振興課参	田所隆
地域振興課主	長谷山一樹	地域振興課主	菅原光博
恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹	恐竜ワールド戦略室主	櫻井和彦
地域経済課長	吉田直司	地域経済課主	高木龍一郎
地域経済課主	西村和将	国民健康保険穂別診療所事務長	藤江伸
教育長	長谷川孝雄	生涯学習課長	八木敏彦
教育振興室長	田口博	生涯学習課主	上田光男
生涯学習課主	佐々木義弘	選挙管理委員会事務局長	成田忠則
農業委員会事務局長	鎌田晃	農業委員会支局長	高木龍一郎
監査委員	数矢伸二		

事務局職員出席者

事務局長 今井 巧 主 査 長谷山 美香

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

冒頭でありますけれども、東日本大震災の発生から9年が経過しようとしています。また北海道胆振東部地震から1年半が経過いたしました。この震災により犠牲となられました多くの方々に対し哀悼の意を表するとともに、被災された方々が一日も早く、安全・安心な暮らしを取り戻せることを強く願うものであります。

議事に入ります前に、犠牲となられた多くの方々の御霊に対し、黙祷をささげたいと思います。

御起立願います。

黙祷。

黙祷を終わります。

着席願います。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回むかわ町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、山崎満敬議員、4番、佐藤守議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

さきに議会運営委員会委員長から、3月3日開催の第2回議会運営委員会での本定例会の運営に関わる協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許します。

佐藤議会運営委員長。

〔佐藤 守議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 守君） 議長のお許しをいただきましたので、3月3日に開催しました第2回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第1回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は25件で、その内訳は、同意1件、議案24件であります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は、議案第13号から議案第19号までの7件、議案第20号から議案第26号までの7件で、会期日程表に記載のとおりであります。

なお、従来新年度予算については先例、慣例により、議長発議による各会計予算審査特別委員会を設置し審査を付託しておりましたが、新型コロナウイルス感染防止対策としての会期短縮を目的に、特例として特別委員会は設置せず、本会議審査とさせていただくことに決定しました。

次に、議員等から提出を予定している審議事項は6件であり、その内訳は、意見書案2件、決議案1件、その他3件であります。

意見書案についてであります。議員提出の意見書案については2件であり、2月28日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号1番、受理番号2番とも所管の委員会構成委員で、意見書案第1号、意見書案第2号としてそれぞれ提出されております。

また、陳情文書表の3件については、令和元年12月定例会締切日に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。2月28日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号1番から受理番号3番は、全議員へ印刷、配付されることとされております。

所管事務調査報告は、総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会から調査終了または継続調査に伴う報告書が、胆振東部地震復旧復興特別委員会から中間報告書が提出されております。

次に、一般質問については、山崎満敬議員外2名から新型コロナウイルス関連対策に関しての通告があり、その取扱いは通告どおりといたします。今回の一般質問につきましては、

新型コロナウイルス関連のみということから、質問される方は質問事項が重複しないよう配慮願います。

以上の審議案件数とその取扱いから、本定例会の会期についてはお手元に配付の会期日程表のとおり、本日から12日までの4日間としたところであります。

質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁を頂き、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、本定例会においては、新型コロナウイルス感染防止対策として議場内でのマスクの着用を励行するとともに、一般の方の入場はできませんので、あらかじめ御理解をお願い申し上げます。

最後に、議会中継であります。情報公開を推進するため、本会議につきましても、四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

以上申し上げ、令和2年第2回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本日から12日までの4日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12日までの4日間に決定いたしました。

また、議会運営委員長からの報告のとおり、新型コロナウイルス感染防止対策として、議場内でのマスク着用の励行と一般傍聴はできないこととしたいと思いますので、御理解願います。

なお、説明員の出入りも議長権限で必要最小限において自由とさせていただきますので御

理解願います。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しておりますので、諸般の報告及び議会だより第101号のとおりですので、御了承願います。

◎町長行政報告、町長町政執行方針及び提出事件の概要説明、教育長 教育行政執行方針

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長行政報告、町長町政執行方針、町長提出事件の概要説明及び教育長の教育行政執行方針を行います。町長からの行政報告、町政執行方針及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日、ここに令和2年第1回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、まず初めに令和2年度の町政執行の考え方を申し上げ、町議会並びに町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

執行方針1ページの5行目から説明を申し上げたいと思います。

北海道胆振東部地震の発生により、未曾有の被害を受けた本町は、関係機関・団体をはじめ、これまで多くの方々の御支援を頂きながら、町民一丸となって一日も早い復旧・復興を目指し取り組んでまいりました。

震災から1年6か月が経過し、インフラなどの災害復旧事業により、少しずつではありますが町が再生していく兆しが現れてきています。御協力、御支援を頂いてきております多くの皆様に改めて感謝を申し上げます。

このような中、昨年7月に策定したむかわ町復興計画を基本として創造的復興・創生を目指し、被災された方々の生活再建を最優先に施策を進めてまいります。

また、現行のまちづくり計画や地方創生総合戦略など各種計画の期間が最終年度を迎えることから、それぞれの計画に掲げた目標の達成状況の評価と必要な見直しを行い、事業を推

進してまいります。

さらに、本町の未来を見据え、人口減少対策をはじめ、地域産業・経済の再生と発展や災害により強いまちづくりに向け、第2次むかわ町まちづくり計画及び第2期むかわ町・まち・ひと・しごと創生総合戦略など、復興計画と一体となった総合計画の策定に取り組んでまいります。

一方で、本町の財政は、これまで進めてきた各種事業の取組に加え、震災による影響から財政規模が拡大し財源の確保に苦慮する中、財政調整基金の取崩しなどにより対応してきたところであります。

今後、人口減少が進むにつれ、行政資源に対する制約はさらに厳しい状況となることを踏まえると、これまでどおりの考え方や進め方では持続的な財政運営が立ち行かなくなることが懸念されます。選択と集中による事業の重点化や新たな財源の創出、官民連携による民の力の活用など、創意工夫に満ちた取組を一層推進し、限られた資源を効果的に活用しなければなりません。

このため、まちづくり計画と両輪で策定した中長期財政運営指針及び新・行政改革大綱については、震災以降の大きな変化を踏まえながら見直しを行い、当面実施する事業を配置した中期財政計画で進行管理するとともに、新たな視点で行政改革を進めてまいります。

併せて、公共施設総合管理計画において、利用状況、経費負担、地域バランスなどを勘案し、設定した目標値に基づき総量の最適化を進めてまいります。

さて、国内における経済の情勢では、一昨年12月にTPP11、昨年2月には日欧EPA、今年1月からは日米貿易協定がそれぞれ発効されており、段階的関税の引下げにより市場開放が進むことで、農林水産物等への影響が懸念され、経済情勢の変化に注視する必要があります。

本町においても、基幹産業である農林水産業への影響が心配されることから、国策における将来に期待の持てる効果的な施策の実行が求められます。

内閣府の月例経済報告では、景気は製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかな回復が続くことが期待されるとしていますが、昨年10月に消費税率が改正され個人消費の伸びも期待できず、地域においては回復の兆しを実感することができない状況が続いております。

また、依然として都市部への人口集中と地方の過疎化は進行しており、本町においては震災以降400人を超える人口が減少し、その半数以上が転出による社会減であり、町の将来に

不安を抱える状況が続いております。

移住・定住施策をはじめ、未来の担い手である子どもたちを育てる環境づくりや子育ての支援の充実、産業基盤の強化や担い手の育成と確保など町の重要施策を進める一方で、新たな可能性への挑戦として、各分野におけるSociety5.0の対応、社会・経済・環境面における持続可能な開発を統合的に取り組むSDGs（持続可能な開発目標）の達成に関する調査・研究を進めてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策については、国の方針を基本としながら、町民の皆様の安全・安心の確保に向け、適時・適切な情報提供に努めるとともに、感染拡大の防止に迅速に対応してまいります。

今年度の特徴的な施策について、施政方針における6つの基本政策に沿って、その概要を申し上げます。

まず、1の「くらす」についてでございます。

共に助け合い健康で安心して暮らせるまちづくりについては、子どもから高齢者が穏やかに過ごせるよう、むかわ町子ども子育て支援事業計画や第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、各事業を進めてまいります。

子ども・子育て支援につきましては、今年度から第2期がスタートするむかわ町子ども子育て支援事業計画において、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うほか、公立認定こども園の持続可能な運営の在り方に関する調査・研究とともに、児童虐待や子どもの貧困対策、障がい児支援などに取り組んでまいります。

妊娠・出産・子育てに関する実情を把握し、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供することで、地域の特性に応じた妊産婦及び乳幼児の健康保持及び増進に関する包括的な支援が可能になります。

また、妊産婦の健診や出産に関わる交通費を助成する妊産婦安心出産支援事業や、小児がん等の治療により、ワクチン効果が失われた子どもたちの再接種費用を支援するほか、新たに新生児聴覚検査費助成事業として検査に関わる費用の全額を助成し、聴覚障害の早期発見につなげてまいります。

さらに、不妊症や不育症にお悩みの御夫婦を支援するため、不妊治療費助成制度、不育症治療費助成制度を継続し、妊娠から安心して子どもを出産し育てることができる環境づくりを推進するとともに、経済的理由により結婚に不安を抱える未婚者に対しましては、引き続き国の制度を活用し、住居費や引っ越し費用の一部を支援してまいります。

高齢者の保健福祉につきましては、健康寿命の延伸を意識しながら、住み慣れた地域で生き生きとした生活が送れるよう、健康づくりと介護予防を推進し、それぞれが豊富な経験や知識を活かすことができる活躍の場づくりに努めてまいります。また、これまでと同様のサービス提供に努めるとともに、高齢者見守りセンターを中心に高齢者を地域全体で支えるため、関係機関、団体、事業者と十分協議を行いながら対応を図ってまいります。

新たに高齢者運転による事故防止対策として、ペダル踏み間違い急発進抑制装置の導入経費について助成してまいります。

障害のある方が、地域で安心・安全な生活を送るためには、地域での孤立を防ぎ、地域全体で支え合いが重要となります。むかわ町障がい福祉計画に基づき、地域における交流や活動の場の整備を図るとともに、サービスの充実に努めてまいります。

介護職場においては、職員の人材確保・育成支援事業として事業を再編し、初任者・実務者の研修助成やキャリアアップに関わる取組を支援してまいります。

外出支援サービス事業については、これまで対象とされていなかった買物や金融機関、生活に必要な手続について外出支援が可能となるよう、一部事業を拡大してまいります。

健康づくりの取組は、町民の皆様が元気に住み続けられるまちづくりを進めるためにも、健康維持・増進を図ることは重要であります。これまでも疾病の早期発見、早期治療により重症化予防を図るための取組を進めておりますが、引き続き無料による特定健診、がん検診、後期高齢者健診と脳ドック巡回健診方式による健康診査事業の実施、さらに胃がん検診においてバリウム検査が困難な方への対応として、内視鏡検査が可能となるよう受診機会の拡充を図ってまいります。

また、地震の影響による心身のケアについては、中長期的な関わりが重要であることから、関係機関と連携しながら町民の心の健康状態を把握し、回復に向けた支援と併せ、見守りを行う人材としてゲートキーパーの段階的な養成に取り組むなど対策を進めてまいります。

地域医療については、鶴川厚生病院と穂別診療所が持つ役割の充実と在宅療養支援機能の拡充や、町の健診事業等と連携した町民皆様の健康づくり事業などに取り組むとともに、引き続き医師・医療従事者の情報交換や医療の相互補完など病診連携を進めてまいります。

次に、2の「まもる」です。

町民の皆様が安全・安心に暮らせるまちづくりについては、復旧・復興に向けて・防災・減災施設の整備と地域防災体制の強化とともに、引き続き住環境の整備を進めてまいります。

まず、住まいを確保するため、末広団地1棟18戸と町営住宅の文京ハイツ1棟12戸を整備

し、仮設住宅等で避難生活を余儀なくされている方々が入居できるよう対応してまいります。また応急仮設住宅で避難生活をされている方の住まいの確保についても対応してまいります。

公助の取組として、災害時の事前行動計画として策定した試行版水害タイムラインを実践・活用するとともに、突発型の災害時にも応用する調査、研究を進め、併せて防災用資機材の充実を図ってまいります。

なお、北海道胆振東部地震における被災時の対応や復旧・復興に向かう過程を教訓として、次代につなぐよう、むかわ町震災アーカイブ（重要記録の保存・活用）に着手してまいります。

緊急時にお知らせする防災行政無線については、支障のある鷓川地区市街地での戸別受信機の貸与などや、穂別地区においても情報端末の活用を含め、情報伝達の方法について調査・研究を進めてまいります。

避難所の対応として、非常用電源を春日生活館、集落センター4か所に確保するほか、穂別総合支所においても非常用電源設備を整備し、災害時への対応強化を図ってまいります。

また指定避難所である鷓川中央小学校屋内体育館のトイレ洋式化に合わせ、長期的な避難に対応するため、体の不自由な方の利用を考慮した多目的トイレを新設します。

なお、穂別小学校校舎及び体育館のトイレについては、国の補正予算を財源として洋式化を進めてまいります。

被災した消防署鷓川支署庁舎については、新庁舎建設のため、用地取得とともに今年度末の建設着手に向け胆振東部消防組合と連携してまいります。消防署穂別支署については、地震における被害箇所の復旧工事、林野工作車の修繕のほか、各分団に設置しているモーターサイレンの更新を行ってまいります。

共助の取組については、今後いかなる災害の発生にも地域として備える必要があることから、引き続き防災訓練や出前講座等を実施し、災害に対する意識高揚に努め、自治会・町内会等を単位とした自主防災組織の立ち上げや地域防災マスターの育成を支援し、今後も具体的な活動に向けた災害に備える体制整備を進めてまいります。

自助の取組については、広報誌や自治会・町内会を通じて防災に関する情報提供の充実に努め、各家庭での災害時の避難場所や避難経路、さらには連絡手段の確認などを啓発してまいります。また災害発生時に被害を最小限にとどめるためには、速やかな情報発信と情報取得による初動対応が必要であることから、実効性のある迅速な情報伝達に努めてまいります。

道路・公園については、毎年度の推進計画により事業調整を行いながら整備しており、今

年度は田浦・二宮6線舗装工事、富内1条線改良舗装工事、宮戸汐見3線舗装補修工事、穂別稲里地区の豊進橋及びハーモニー橋の橋梁補修事業を実施してまいります。

空き家・空き地の対策については、空家対策計画に基づいた適正な管理と有効活用に向けて空き家バンクの活用を図り、まちなかの再生とも連動した総合的な対策を講じてまいります。

安全な飲料水対策として安定的な供給に資するため、穂別地区簡易水道第6次拡張事業の計画的な実施と新たに未普及地域である曙地区において水道事業認可に着手するとともに、老朽化している水道管の更新など、計画的な施設整備を図ってまいります。

次に、「はたらく」の項目です。

産業・経済から地域を元気にするまちづくりについては、復旧から復興へシフトしながら、多彩な地域資源を活かし、持続性のあるむかわ産業の実現に向けて取組を進めてまいります。

まず、農業については担い手や労働力不足への対策として、引き続きむかわ町地域農業担い手育成センターを中心に、むかわ町新規就農等受入協議会と連携し、体験型PR事業や相談業務の充実を図り、新規就農を柱とした担い手の育成・確保に取り組んでまいります。

また、関係機関・団体と連携し、ロボット技術やICT技術を活用したスマート農業の調査・研究を開始し、農作業の省力化や生産性の向上に向けた方策を探ってまいります。

農業経営の体質強化対策として、新むかわ町地域農業活性化推進基金事業や農村の農地維持や資源向上等に向けた地域共同の取組を支援する多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業を引き続き実施してまいります。

災害から復旧について、地震により全壊したとまこまい広域農協穂別支所の倉庫は、流通コストの低減や地域集出荷体制の維持を図る上で重要な施設であることから、多目的農業用倉庫として再建整備に支援してまいります。

また、災害に強い農業基盤づくりの一環として、国の防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき、既存の農業用ハウスの強靱化対策に支援するとともに、6線排水路の改修や小規模土地改良事業を継続して進めてまいります。

さらに、現在、田浦第1幹線並びに田浦第2幹線排水路の改修や、宮戸地区における排水路の新設工事が進められている国営新鶴川地区土地改良事業については、期成会を中心に一層の促進に向けた取組を進めてまいります。

次に、林業については、地震からの再生に向けた取組と、森林資源の循環利用等による林業の振興に取り組んでまいります。

地震からの再生は、引き続き被災3町や関係機関団体で策定した被災森林の再生に向けた対応方針に基づき、特に施業に欠かせない林道災害復旧事業を重点的に進めてまいります。

森林資源の循環利用等については、昨年から譲与が始まった森林環境譲与税による森林資源の適正な管理と循環利用を推進するため、まず未利用森林の状況と所有者の意向を把握する必要があることから、森林所有者意向調査を実施するとともに、民有林振興対策事業を継続し、民有林整備の推進を図ってまいります。

また、担い手確保対策として、北海道林業・木材産業人材育成支援協議会に加盟し、北海道立北の森づくり専門学院の林業人材の育成を支援するとともに、森林の有する多面的機能の維持や地域産業である林業の理解を深めるための企業の森づくり協定に基づく植樹活動や、関係機関・団体等の連携による木育活動を推進してまいります。

なお、国・北海道・町の三者で協定した地域主体の一体的な森林づくりについても、森林整備の一体的な推進、連携したエゾジカ対策、災害対策などの森林管理の推進、森林認証材普及等による地材地消の推進など、引き続き連携強化を図ってまいります。

漁業につきましては、浜の活力再生プランを基本に適正な資源の管理と増大、魚価の向上と安定、漁労経費の削減などを関係団体と連携し着実に取り組んでまいります。漁協経営の安定化に向け、組合が直営するサケ定置網漁の効率化等を図ることを目的とした定置網導入への支援や、漁業者の経営への支援として、漁業振興対策特別資金や漁業近代化資金利子補給を継続します。

なお、ししゃもふ化場の建設につきましては、前提となる水利権の取得に向けた申請業務を進めてまいります。

商工業や観光振興については、過疎化に起因する人口減少や都市圏への消費流出などによる町内での消費需要の低迷と併せ、震災の影響により中心市街地の活性化や再生が重要な課題となっております。

まちなか再生に向け多様な町民の皆様に参加をいただき、（仮称）まちなか再生検討会を設置し再生の方向を定めるとともに、関係機関と連携し、景観づくりや空き地を活用しまちなかに人を呼び込むまちなか賑わい創出事業に取り組んでまいります。また地域商社を設立し、恐竜化石や農林水産物等の多彩な資源に付加価値をつけた商品開発や、販路開拓に意欲を持つ事業者の育成をサポートする体制を構築するとともに、新規起業や地域資源を活用した新たな事業展開を行う個人や法人等を支援する起業力耕上促進事業制度を継続し、地域の稼ぐ力を高める取組を促進します。

むかわ町商工会と一般社団法人むかわ町観光協会は、それぞれ本町の商工業振興と観光振興において重要な役割を担っております。消費喚起により地元商工業の活性化を図るため、商工会が実施するプレミアム商品券の発行と、それぞれの運営を支援するとともに、今年度、観光協会と連携・協力し、地域の活性化につながる観光振興方針を定めてまいります。さらに、鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会や東胆振地域ブランド創造協議会などの広域連携観光事業に参加し、各町の地域資源を結びつけて魅力を発信するなど、広域的メリットを活かした事業を進めてまいります。

移住・定住の促進の取組として、北海道が推進する東京圏から就業や起業のため地方に移住する方に移住に関わる経費を支援するU・I・Jターン新規就業支援事業に本町も参加し、移住・定住の促進を図ります。

また、はとふる助成の継続実施に加え、町外への人口流出を抑制し、定住促進による人口の増加及び地域の活性化を目的に、民間賃貸共同住宅等建設促進事業助成を創設して、住環境の充実に努めてまいります。

次に、4の「まなぶ」です。

多様な芽を育て、生涯にわたって活躍できるまちづくりについては、教育委員会と連携を密にし、施策の展開を進めてまいります。

震災後の児童生徒の心のケアに対応するため、引き続きスクールカウンセラーを全校に配置するとともに、今年度からは全教職員のストレスチェックを実施することとし、よりきめ細やかな教育相談体制の充実に努めてまいります。

開始して4年目を迎える学校給食については、子育て環境の一層の充実のため、給食費を第2子は半額、第3子以降は無償とし、多子世帯の負担軽減を図ってまいります。

鈴木章記念事業については、中高生海外派遣事業を継続し、英語指導助手を両地区に配置し、小学校において義務化された外国語活動を円滑に進めるとともに、国際理解を深める環境づくりを進めてまいります。

道立鶴川高等学校と穂別高等学校については、魅力ある学校運営に対する振興対策補助の継続や通学支援、特色ある教育のむかわ学への支援のほか、国の地方創生の方針にも掲げられている全国から生徒が集まるような情報や、地方の魅力等の発信強化による対流の促進について、調査・研究を進めてまいります。

なお、被災した鶴川高等学校生徒寮については、入居生徒らが一日も早く本来の落ち着いた環境で生活できるよう、新たな生徒寮を今年12月完成を目指し整備してまいります。

社会教育とスポーツ振興については、子どもから高齢者まで幅広く学習・スポーツ・文化活動の推進を図るため、引き続き生涯学習アドバイザーの配置、社会教育やスポーツ関係団体助成や生涯学習推進基金活用事業の実施など、各種活動を支援してまいります。

なお、震災により利用休止していた鶴川町民体育館については4月には供用を開始します。

また今年度は東京2020オリンピック・パラリンピックが開催される所ですが、本町ではオリンピックの聖火リレー、パラリンピックの採火式を実施することとしております。これらの事業を通してオリンピック等への町民の関心と機運の醸成を図るとともに、町の復興の姿を発信する取組を実施してまいります。

心身の健康維持増進については、スポーツ推進委員によるスポーツ事業の指導・普及のほか、総合型地域スポーツクラブむーブによる子どもから高齢者、それぞれのニーズに応じたスポーツ活動の普及に支援してまいります。

また、町民憲章が掲げる子どもたちの健やかな成長への願いとともに、子どもたち自身が自らの思いとしてまとめたむかわ子ども宣言を普及・実践してまいります。

次に、5の「未来へ」です。

次代を見据えた協働のまちづくりについては、共にまちを愛し一緒に考え、地元力を高める取組や持続可能なまちづくりを進めてまいります。

国内最大かつ最高の保存率を誇る恐竜全身骨格化石、穂別産のハドロサウルス科恐竜化石むかわ竜については、新属新種として昨年9月に正式に学名が決定され、カムイサウルス・ジャポニクスと命名されたところです。引き続き、恐竜ワールド構想推進計画に基づき子ども化石クラブを実施するほか、今年6月から3か月間、北海道博物館において恐竜展2020にむかわ竜を出展するなど、地方創生とも連動したまちの魅力向上と交流、関係・関心人口の創出、拡大につながる取組を進めてまいります。

さらに、地方創生総合戦略の大きな柱である恐竜化石を活かしたまちづくりを具現化するため、地域資源の魅力を引き上げ、商品化や販売へとつなぐ地域創生ビジネスに取り組む新たな組織体むかわ地域商社を設立し、町が抱える課題解決に結びつける仕組みを構築してまいります。

また、町民の皆様が主体的に企画・実施するまちの魅力創出や、震災からの復興に寄与する取組を支援するまちづくり耕上促進事業については、継続し協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、6の「つなぐ」です。

多様なネットワークづくりについては、これまで培ってきた人のつながり、資源のつながり、地域のつながりなどを軸にしながら、関係・関心人口の拡大に向け、ふるさと納税の充実や地方創生による持続可能なまちづくりを進めます。

さらに、北海道新幹線×n i t t a n地域戦略会議や、東胆振定住自立圏共生ビジョンなどによる広域連携の取組を引き続き関係市町とともに推進してまいります。

地域共生社会の実現に向けては、国が創設したアイヌ政策推進交付金制度を活用し、宮戸地区に生活館を整備するとともに、アイヌに関する文化講演事業を実施します。併せて白老町に開設される民族共生象徴空間（ウポポイ）との連携を図りながら、アイヌの人々を初め新たな人の流れをつくってまいります。

J R日高線については、J R北海道において単独では維持困難な線区として具体的に示され、日高管内の線区においてバス転換として日高沿線自治体と合意に至っているところです。本町において通学や通院など町民の足としてなくてはならない重要な交通機関であり、一鉄道路線の問題ではなく、北海道全体の公共交通網として重大な問題であることから、関係自治体を初め北海道と連携、情報交換をしながら、今後も慎重に対応してまいります。

なお、J Rの利用促進策の一環として、苫小牧から鶴川高校に通学する生徒の定期券購入助成や、むかわ竜をデザインしたラッピング列車への運行支援をしております。

道外の市町村との交流については、むかわ町砺波市交流協会への支援を行い、姉妹都市提携を結んでいる富山県砺波市との交流を深化してまいります。

さらに、恐竜化石を活かしたまちづくりとして、にっぽん恐竜協議会や北海道恐竜・化石ネットワーク研究会との交流、連携を強化し未来につなげてまいります。

また、昨年11月に本町に訪問いただいたリトアニア共和国のアクメネ地域市との交流の推進、北海道大学総合博物館とのつながりのあるモンゴル国科学アカデミー、ここで1字追加していただきたいのですが、古生物研究所の間に古生物学、学、学ぶという字を入れていただきたいと思います。申し訳ございません。古生物学研究所との連携協定の提携に向け取組を進めてまいります。

なお、震災を通しての各種連携協定についても、今後のまちづくりに有機的に活かし、今まで以上に顔の見える化というのを意識した連携人口の拡大に努めてまいります。

むすびでございます。

以上、令和2年度の町政執行方針を申し上げます。

今年度は復興計画に位置づけた住宅被害を受けた方々の住まいの確保を最優先課題として

取組、復旧・復興に向けた施策を推し進める復興具現化元年であるとともに、町の将来を見据えた第2期のまちづくり計画を町民の皆様とともに創り上げる重要な年であります。震災から復興へと願う共通の目標というのを持つ町民の皆様、企業、団体、町議会、行政が手を携え、それぞれの底力を結集し、ワンチームむかわの精神で一丸となって、今後も安心して住み続けられるまちづくりを目指し、自ら先頭に立ち一步一步前へ進んでまいります。

今後も、町民と行政、議会が一体となり町政運営をさらに高めつつ、創造的復興・創生を成し遂げてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様並びに町議会議員各位の御理解と御協力を心からお願いを申し上げます。

次に、大要説明に入ります前に諸般の報告といたしまして、現在、国内において感染が拡大しております新型コロナウイルス感染症における本町の対応状況につきまして、2月28日開催の全員協議会以降の対応について御報告を申し上げたいと思います。

3月8日現在、道内においては101名の感染者が確認され、胆振管内においても5名の方が発症しているところでございます。本町におきましては感染の拡大を受け緊急的な対応が必要であると判断し、2月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しております。同日、対策本部会議におきましては、教育委員会から政府が全国の小中学校に春休みまでの臨時休校の要請を行ったことから、既に始まっていた休校2月27日から3月4日までを3月24日まで延長することとし、期間延長により影響のある子育て関係施設等の対応について協議を行ったところでございます。

まず、認定こども園及び地域保育所の対応につきましては、平常どおり開園とし、放課後児童クラブは低学年1年生から3年生及び特別支援学級在籍の児童で自宅に独りであることが難しい登録児童のみを受け入れることとしております。そして発達支援センター、子育て支援センターにつきましては休止する措置等を決定し、感染拡大の予防に向けた対策を講じてきたところでございます。お子さんを持つ御家庭の皆様には、改めて御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

さらに、3月3日には2回目の対策本部会議を開催し、感染防止対策における各担当課の対応協議と、子育て関係施設における対応状況について確認を行い、情報の共有を図ってきたところでございます。

また、この間、町民の皆さんへの情報提供につきましては、防災無線と情報端末を活用した注意喚起や、新聞、広報における折り込みチラシによる啓発の実施とともに、町ホームページ及びフェイスブックにより新型コロナウイルス感染予防の注意事項等を随時掲載し、情

報の発信に努めてきたところでございます。

一方、北海道内での感染が拡大する状況を受け、2月28日には北海道知事が感染対策を集中的に講じる緊急事態を宣言するなど、依然として緊張状態が続いているところでもございます。それを受け本町におきましても、町民の皆さんへのお願いのメッセージとともに、公共施設の状況や予防対策等、小まめな情報の提供に努めてきているところでございます。現在のところ、本町から新型コロナウイルス感染症の発症は確認されておりませんが、感染のリスクは高く、依然として予断を許さない状況が続いております。

今後におきましては、総合的な問合せ窓口を総務企画課危機対策グループに設けるとともに、民生委員の皆さんの御協力の下で、見守り支援センターに登録されている要支援者の方々に、電話による体調管理と情報の伝達を行う見守りコールを実施するなど、対応策の充実に努めてまいりたいと考えております。

町民の皆様には今後も予防対策に御協力をいただき、うつらない、うつさないを基本とした行動を実践されますことと併せ、町といたしましても適時適切な情報提供により感染症の拡大防止に取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、大要説明に入らせていただきます。

本定例会で御審議いただく事件につきましては、同意1件、議案24件でございます。

同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件につきましては、任期満了による教育委員の任命につき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第3号 工事請負契約の変更に関する件につきましては、普通河川1号沢川災害復旧工事の契約金額の変更につきまして議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第4号 工事請負契約の変更に関する件につきましては、普通河川オサネップ川災害復旧工事その1の工期の変更につきまして議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第5号 工事請負契約の変更に関する件につきましては、普通河川オサネップ川災害復旧工事その2の工期の変更につきまして議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第6号 工事請負契約の変更に関する件につきましては、鶴川テニスコート外2災害復旧工事の工期の変更につきまして議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第7号 むかわ町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第8号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第9号 むかわ町医師の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、職員給与との均衡の観点から条例の整備を行うものでございます。

議案第10号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険の都道府県化に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第11号 むかわ町子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、新規事業の開始及び児童福祉法施行令の一部改正に伴い、条例の整備を行うものでございます。

議案第12号 むかわ町営住宅管理条例の一部を改正する条例案につきましては、民法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第13号から議案第19号につきましては、令和元年度のむかわ町一般会計補正予算（第7号）、むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）、むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）、むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）、むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして提出するものでございます。

議案第20号から議案第26号につきましては、令和2年度のむかわ町一般会計予算、むかわ町国民健康保険特別会計予算、むかわ町後期高齢者医療特別会計予算、むかわ町介護保険特別会計予算、むかわ町上水道事業会計予算、むかわ町下水道事業会計予算、むかわ町病院事業会計予算につきまして提出をするものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 町長の行政報告、町政執行方針及び提出事件の主要説明が終わりました。

次に、教育長から教育行政執行方針の申出がありましたので、これを許します。

長谷川教育長。

〔長谷川孝雄教育長 登壇〕

○教育長（長谷川孝雄君） 初めに、令和2年第1回むかわ町議会定例会の開会に当たり、むかわ町教育委員会の行政執行方針を申し上げます。

人口減少と少子高齢化、そして北海道胆振東部地震からの復旧・復興、平成から令和の時

代に突きつけられたこれらの課題に立ち向かうため、むかわ町が持つ底力を活かし、次世代につなぐ取組をより一層推進してまいります。

確かな教育を未来に引き継いでいくことが、地方創生や震災復興に昇華するものと確信し、地方創生と復興は教育からという信念の下、教育行政を推進してまいります。

今年は東京オリンピック・パラリンピックが開催され、むかわ町では聖火リレー、採火式が行われますが、むかわの子どもたちの夢や希望、そして未来への架け橋となり、むかわで学び、むかわを愛し、むかわで育って良かったと思える教育環境の創出に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、北海道教育委員会や学校、保護者の方々などと連携し、その対応に万全を尽くしてまいります。

学校教育においては、子どもたちの自己肯定感を高め、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、社会の変化に対応できる生き抜く力を身につけることを柱とし、教育環境の充実を図ってまいります。

学校給食においては開始から4年目を迎えますが、3年間で培った経験を糧とし、安全・安心でおいしい給食の提供はもとより、地場産物の積極、ここで1字追加をお願いします。申し訳ありません。積極的な活用を進めてまいります。学校給食費においては、子育て支援の一環として、第2子は半額、第3子以降は無償の多子世帯の負担軽減を実施いたします。

社会教育においては、鶴川テニスコート、穂別水泳プールの早期修復を進めるとともに、生涯学習活動が町民や町全体の輝きにつながるものであることから、我が町の自然や歴史を焦点にした学習活動を支援し、豊かな心と健康な体づくりの実践により、町の活力を生み出す基盤づくりを行ってまいります。

基本的な考え方。

むかわ町の教育目標である「海・川・山の豊かな自然を生かし、人間愛に満ちた活力ある『むかわ』の人づくり」を目指すことを基調とし、以下の施策を推進してまいります。

第1は、将来、自立した生き方ができるよう、児童・生徒に対して引き続き生活・学習習慣の改善と学校教育の質の向上の取組を進める一方、学校給食を活用した食育も加えて、地域の子どもは地域全体で育てるという理念の下、むかわの地域資源や良さに着目したふるさと教育であるむかわ学についても、小中学校から高校まで取組を連携させ、引き続き進めてまいります。

第2は、町民の皆さんの多様なニーズに応じた選択可能な学習機会、社会貢献や地域づくりにつながる学びの場の提供に努めてまいります。また、むかわ学や学校運営協議会との連

携も図りながら生涯学習の推進に取り組んでまいります。

以下、令和2年度の主要な事業について申し上げます。

1、学校教育の推進。

学校規模、学級編制の小規模化が進んでいる中、子どもたちの未来を見据えた学校教育の構築は喫緊の課題であり、学校教育の基本である、知・徳・体を育み、自らが主体となって考えることのできる人材育成を進めるため、学校の教育力向上と教育環境の整備、充実を進めてまいります。

(1) 確かな学力の育成。

学校教育においては、生涯にわたる活動基盤が形成される時期であり、学び進めるための基礎・基本の習得と、課題を解決する能力や主体的に学習に取り組む姿勢を養うことが大切であります。

学校教育アドバイザーを配置し、学校運営全般へのきめ細やかな指導と学力向上対策を引き続き進めてまいります。また家庭での学習や読書の時間などの基礎的な生活習慣の確立が重要であることから、生活リズムを整える運動を進めるとともに、「家庭学習の手引き」を作成、活用し、望ましい生活・学習習慣の定着化を目指して、学校、家庭、地域が連携し取り組んでまいります。

小学校においては、複式校の学年別指導やチーム・ティーチングなど、きめ細やかな指導を行うための体制確保を行ってまいります。また新学習指導要領が完全実施されますことから、これから生きていくために必要な資質、能力を踏まえ、外国語指導やプログラミング教育の充実を図ってまいります。

中学校においては、教科の専門化が進みますので、習熟度別少人数指導などにも取り組んでまいります。放課後や夏・冬休みの一部を利用した補充サポート学習により、分かる授業で確かな学力の育成に努め、eラーニングシステムを活用しながら、学習習慣の定着を図ってまいります。

英語指導助手はこれまでどおり両地区に1名ずつ配置し、中学校及び小学校はもちろん、認定子ども園、放課後子どもセンターでも活動してまいります。

また、鈴木章記念事業推進基金を活用し、中高生オーストラリア派遣や大学進学奨励金の給付を行ってまいります。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成。

自尊感情や自己肯定感を高めることは、自信、やる気、確かな自我を育てることから、学

校での適切な指導、環境づくりに取り組んでまいります。

いじめを根絶するために、いじめ防止基本方針に基づき、いじめを生まない教育活動に努めてまいります。

さらに、スクールカウンセラーや心の相談員の活用を図り、学校生活における意欲や満足感及び学校集団の状況について測定する教育心理検査を実施し、いじめ・不登校の未然防止や学級崩壊の予防に徹してまいります。

次に、子どもたちの健康と体力についてであります。肥満や生活習慣病の低年齢化など健康が損なわれる状況が出てきており、学校保健としての取組が必要となっております。バランスの取れた学校給食を活用した食育と、コーディネーショントレーニングの普及を継続して行い、NPO法人むーブから指導者を学校や認定こども園に派遣するなど、普及・体験活動を進めてまいります。

また、理科離れが問題視されていますが、鈴木章北大名誉教授のふるさととして、児童生徒の理科や科学への興味、関心を深める機会の確保に努めてまいります。

(3) 信頼される学校づくりの推進。

学校は地域の中心となる公共施設でもあり、災害時避難場所としても重要な役割を担っておりますが、地域との関わりが減る一方では、その役割を十分に果たすことはできません。

昨年度より学校運営協議会を設置しコミュニティスクールを導入いたしました。活発な議論がなされており、引き続き充実を図ってまいります。

生きる力を育てていく学校教育には、教職員の人間性や指導力によるところが大きく、優れた資質、能力を有する教職員の確保に努めるとともに、教職員の働き方改革にも取り組んでまいります。

学校教育アドバイザーを各学校の指導・相談役とし、教育公務員としてのコンプライアンスのより一層の徹底や、指導力向上のための教職員研修会を開催してまいります。

(4) 特別支援教育の充実。

特別支援教育のニーズが高まる中、教育支援委員会による就学前からの見守りや学校内外の情報共有を充実し、各学校の担当教諭、養護学校等関係機関との連携を深め、専門性が高く、きめ細かな特別支援教育を推進してまいります。

また、特別支援学級に属さない児童の効果的な指導を充実させるための通級指導にも引き続き取り組み、学習面での補助を行う支援員や、学校生活の支援を行う介助員を小中学校に継続して配置いたします。

(5) 道立高等学校の振興対策。

児童生徒の減少が続いている中で、鷓川、穂別の道立高等学校では、生徒確保のための対策がますます重要となっております。特色ある教育活動の充実により、地元からの進学割合を高める取組と、町外からの生徒を確保する施策の両方が求められております。

鷓川高校については、中高一貫教育を継続、充実し、むかわ学を通じて地元理解を深めながら関係人口を増やすことにより、地域の活性化につなげるよう、より一層の魅力化を図ってまいります。

また、苫小牧・鷓川間の通学バスの運行やJR定期券の給付を行うとともに、胆振東部地震により被災した生徒寮の改築により、町外からの生徒の確保を図ってまいります。

穂別高校においては各学年の生徒数は20人未満となっており再編整備の対象校ですが、穂星寮の体制整備など、再編整備を留保するための取組を進めてまいります。

また、学力向上対策として、ICT教育を活用した個別学習支援システムの登録についての支援を継続し、高校振興対策に努めてまいります。

(6) 教育環境の整備・充実。

被災した宮戸小学校及び穂別小学校の体育館は、昨年秋に復旧いたしました。引き続き安全で安心して、そして落ち着いて学ぶことのできる環境づくりに努めてまいります。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費のうち、新入学児童・生徒の学用品費等については入学前の早期支給を行ってまいります。

情報教育については、国のギガスクール構想と連動したICT環境整備と活用能力の育成を図ってまいります。

また、学校トイレの計画的洋式化を進めてまいります。

学校図書支援員については、引き続き配置し、読書の普及、図書環境の整備に努めてまいります。

2、社会教育の推進。

人口減少と少子高齢化が進み、町民のライフスタイルが多様化している中、社会や組織を支えてきた担い手が減り、これまでの団体活動の継続が危ぶまれております。全ての町民が楽しく学べる町を目指し、今年度策定するむかわ町中期社会教育計画の策定議論の中で事業ごとの課題と成果を踏まえ、今後の社会教育の推進を図ってまいります。

(1) 生涯学習の推進。

生涯学習の推進は、「生涯を通じて自ら進んで豊かに学ぶ環境づくりの推進」、「子ども

たちを守り育てる安全・安心な地域づくりの推進」を重点課題として進めてまいります。

青少年の育成としては、中学生による少年の主張大会、小学生から高校生による読書感想文コンクール、あいさつ運動の推進、子どもたちの正しい生活・学習習慣の定着を目指す通学合宿について取り組んでまいります。

子育て世代の家庭には、親子の交流や子育てに関する情報提供、ハッピー子育て塾などの家庭教育事業に取り組んでまいります。

成人や高齢者教育として、ふれあい大学、ことぶき学級及び楽習塾などに地元を知るためのむかわ学の要素を取り入れた講座の充実、学んだ経験を生かす場として、みんなが先生、どこでも教室に取り組み、地域コミュニティ形成の促進を図ってまいります。

また、非核平和の事業として、町内中学生の広島平和の旅派遣を継続してまいります。

(2) 文化・スポーツ活動の推進。

文化・スポーツ活動の推進は、「ふるさとの歴史や自然に学ぶ、地域文化の継承と創造の推進」、「健やかな生活を目指し、誰もが取り組むスポーツ活動の推進」を重点課題として進めてまいります。

文化・スポーツ活動の中核を担う団体の多くで、高齢化に伴い担い手不足となっているなど課題が多い中、文化協会、体育協会及びNPO法人むーブへの支援を行い、活動の推進に努めてまいります。

文化活動については、総合文化祭、町民文化祭の活動やアイヌ文化を伝承保存する活動への支援などに努めてまいります。

文化財については、町内資源の掘り起こしと活用検討を進め、むかわ町文化財審議会の意見を尊重しながら、貴重な歴史的文化資産の保存活用を図ってまいります。

スポーツ活動については、生涯学習基金を活用して指導者養成や活動支援を初め、全道・全国大会への出場支援を行うとともに、アリモリカップマラソン大会やスポーツ教室の開催など、多様なスポーツや体力増進に取り組む活動の普及に努めてまいります。

(3) 図書館・博物館活動の充実。

図書館は、家庭教育の向上や地域文化等の推進を担っており、穂別図書館とまなびランド図書室の充実に努めてまいります。

本町では子どもたちの読書活動が少ないという現状から、子どもの読書推進計画に基づき、ブックスタート事業やボランティア団体等による読み聞かせ会の実施など、具体的な事業を進めてまいります。

穂別博物館に関しましては、恐竜ワールド構想に基づいた活動を展開してまいります。博物館周辺エリアの再整備については、恐竜ワールド戦略室と連携しながら、復旧・復興計画のスケジュールを踏まえ総合的な検討を進めてまいります。

また、収蔵している化石のクリーニングを進め、特別展、普及講演会の開催、北海道大学総合博物館との相互協力協定に基づく研究、モンゴル科学アカデミーやリトアニア共和国のアクメネ地域市と連携した活動を行ってまいります。

穂別博物館には貴重な化石類が展示、収蔵されており、子どもたちの学習意欲や町民の知的関心に応える博物館活動を推進してまいります。

むすび。

以上、令和2年度の教育行政推進に当たっての基本方針と主な施策について申し上げます。

次代を担う子どもたちには、未来を切り拓き、生涯にわたって生き抜く力を育むことが求められております。そのためには、学校、家庭、地域が学びの協働体として共通認識に立ち、地域ぐるみで子どもたちを守り支えていくことが重要であります。教育を通じて、この町に住む一人一人の力で、むかわ町を未来に飛躍させる、「まなぶよろこびを感じるまち」の実現を目指す着実な教育行政を進めてまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 教育長の教育行政執行方針が終わりました。

これで、町長の行政報告、町政執行方針、提出事件の大要説明及び教育長の教育行政執行方針を終わります。

◎一般質問

○議長（小坂利政君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 山 崎 満 敬 議 員

○議長（小坂利政君） まず、3番、山崎満敬議員。

[3番 山崎満敬議員 登壇]

○3番（山崎満敬君） 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスへの対応ということで、町として穂別診療所、鶴川厚生病院との間で、

既に新型コロナウイルスへの対応を協議しているとは思いますが、万が一の場合に備えての感染防止策などを含めた内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） コロナウイルスと町内医療機関の対応関係についてという関係についての御質問かと思えます。

新型コロナウイルスの感染症につきましては、御承知のとおり指定感染症、そして政令で定められ感染症防除への措置として、都道府県知事、医療機関の指定等を行うこととなっているところでございます。そのため医療機関における対応というのは国、そして道からの指示に基づき行われているところでもございます。

穂別診療所と鶴川厚生病院につきましては、症状を確認し、発熱等の症状により診察場所を変えるなど、他の患者さんと共有しないよう動線を分けて対応に努めているところでもございます。院内全体においてアルコール手指、手と指、消毒液の設置、さらには手すりやドアノブ等のコンタクトポイント消毒回数、これらを小まめに増やす対応等を実施し、感染拡大の防止に努めているところでもございます。

また、慢性疾患で定期通院をされている方につきましては、電話による処方により対応しており、薬の代理受領あるいは診察を省略した薬の受渡しを希望者に実施し、院内での滞在時間を極力短縮する措置が取られてきているところでございます。

町としましては、この間も含め今後もですけれども、引き続き医療機関との正しい情報の共有をしながら、感染拡大の防止に向けた連絡協力体制というのを取ってまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） ありがとうございます。それで、まだ、むかわ町では感染者が出てはいないんですが、風邪やその他の症状と似ているというような方がいて、どうしたらいいんだというようなこともたまたま伺いますが、今後、町報その他広報に向けて、町民がそういう感染の疑いのある方の病院に行くときの行動、またはふだんの行動を積極的にこういうふうにしてくださいというような発信はするのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） コロナウイルスの症状に関する広報というところでは

れども、現在も朝、1日3回、防災無線のほうでも発熱等がある方につきましては保健所のほうに御相談をとということで発信しておりますし、あとは新聞折り込み等でも周知を進めておりますので、あとホームページとフェイスブックのほうでも載せておりますので、こちらのほうで今後もいろいろと状況が変わっていきますので、その都度、広報をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） ありがとうございます。状況が変わり次第、その都度その都度に対応した広報をよろしく願いいたします。

それで、町内で間違えて感染者が確認された場合のことなんですが、これは道や国の対応になるかと思うんですが、町としての行動履歴の公開など、どこに行ったとか、こういうところでうつたんだではないかというような発表は町としてはするのもしないのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 行動履歴などの部分につきましては、北海道とも調整はするんですけども、基本的には本人の同意がなければ、居住地ですとかそういったことも公表できませんので、その辺、留意しながら、個人情報に留意しながら行っていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） そういうことだと、もし本人が拒絶した場合には一切のそういう情報は出せないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） そのとおりで、本人の同意がなければ、北海道の中でも市町村名、まだ公表できていないところもありますし、行動履歴に関しても本人の同意がなければ、例えば会社の名前ですとか、そういったものも公表されておられませんので、その辺は本人の同意を得なければ出していけないという状況であります。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） そうなると、万が一むかわ町で感染者が出たということも非公開ということで、その注意喚起をどう促すかということについては、むかわ町でそういう方が出たんだけれどもということを行わないながらも、危険が迫っているというか、そういう感染のリスクが高まっているから、さらに注意をしてくださいというような形の方法しかないんでしょうか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 次の方に感染者が出た場合のという質問を受けて、そのときのやりとりと重なるかもしれませんが、今、担当のほうから申しあげましたように検査をして、順番でございますけれども、陽性反応が出たよと、これ本人に告知いたします。それから道として第1報は振興局管内として公表、御存じのとおりです。そしてその後、自治体に道から相談、保健所から相談ありまして、自治体として公表の有無というのを判断していくよという第2段階方式が今取られているところでもございます。

そこで、状況が判明した段階で関係者間で協議をしながら、これはここまで出すべきものというのをセットにしながら公表というのが考えられるのかなと。絶えず公表の在り方というのは慎重に対応すべきと考えているところでもございます。

言わずもがなでございますけれども、感染者が出ないということを強く願いながらも、万一町内から罹患された方が出た場合には、先ほど担当が申しあげましたように本人のまず同意が取れて市町村名が公表の段階、これは引き続き感染拡大の防止の徹底を図るため、プライバシーを踏まえながら慎重に判断していきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

〔3番 山崎満敬議員 登壇〕

○3番（山崎満敬君） あくまでもプライバシーと個人情報の保護を念頭に第一に考えながら、また、さらにはいろいろなお店とか施設とかもあるんで、そういうところに対してもいろいろな御意見が出ないようなことを万一に備えて考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（小坂利政君） 次に、5番、大松紀美子議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） 一般質問をさせていただきます。

3番と同じく新型コロナウイルス感染対策について伺います。

1つ目に、新型コロナウイルス感染が広がって、北海道では100人を超える人が感染したとの報道がありました。町民の皆さんの中に大きな不安が広がっています。町は政府や北海道の要請を受け、小中学校、放課後子どもセンターを3月24日まで臨時休校・休所を決めています。政府や北海道の決定のよしあしには様々な意見がありますが、とにかく新学期が始まるまで小中学校、約40日間の長期休校・休所となります。既に共働きの家庭からは、子どもを独りにしておけないとか、低学年だけの留守番は心配、アプリを使って観察しているだとか、仕事を休めないなど、深刻な声が私のところにも寄せられています。

茨城県つくば市では、休校期間でも必要な児童生徒の登校は可能として給食も希望者には用意するとしています。7日の報道では、政令都市で登校を認めているのは16校あるとのことです。一律に休校・休所ではなく、児童生徒の実態をつかみ対応を図る必要があると考えますが、見解を伺います。

2つ目に、マスクや消毒用アルコールなどは手に入らない事態が起きて、それも続いています。高齢者や妊婦、障害者などへマスクや消毒剤を配付する考えはないか伺います。

3つ目に、感染者が確認された場合の対応について伺います。

4つ目に、町の相談窓口を設置すべきと考えますが見解を伺います。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） それでは、私のほうから1つ目の質問につきまして関連がありますので、私のほうから答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染対策については、本土における感染の流行を早期に収束させ、集団による感染の拡大を防止することが極めて重要であることから、道内の全小中学校に対して臨時休業とする知事からの要請を受けまして、2月27日から3月4日までの間、町内全小中学校の臨時休業を行ったものであります。この間、濃厚接触のリスクを回避し、子どもたちの安全を確保する処置として放課後子どもセンターも併せて休館としております。

しかし、2月27日、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣により示されたことを受け、町内全小中学校の臨時休業を3月5日から春期休業開始日までの間、延長することといたしました。一方、放課後子どもセンターで運営している放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としていることから、3月5日から3月24日までの間、留守番をすることが困難な小学校低学年を対象として、規模を縮小し開設、対応しておりますので御理解を

賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） それでは、マスクやアルコール消毒の対応についてお答えします。

現在、町においても発注を行っている状況で、消毒用アルコールは公共施設に配備するよう確保しておりますが、今後の必要な量を見込んで追加発注をしている状況です。マスクについては、一部福祉施設などで需要に照らして対応してまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと存じます。

続きまして、感染者が確認された場合の対応ですが、検体を検査機関に送り陽性反応が出た場合、北海道においてまず記者会見が行われます。胆振振興局管内で発生したということが分かり、その後、町に情報が入ってくることになっており、個人情報保護の観点から、本人の同意があれば市町村名まで公表されることとなります。

感染した方の自宅などの消毒は、保健所が主導して行うことになっており、感染した場所が公共施設であると疑われる場合は、保健所と相談しながら町で行うこととなります。

なお、感染された方については指定医療機関に入院していることになり、濃厚接触者については健康観察が行われ、毎日のフォローがあると聞いております。基本的な対応は苫小牧保健所の指導の下、行うこととなります。

続きまして、窓口の設置の質問ですが、医療の受診に関する内容につきましては、苫小牧保健所が相談を受け指定医療機関などを紹介することとなっているため、直接、苫小牧保健所に相談するほうが良いと考えております。

なお、総合的な町への問合せ先を総務企画課危機対策グループとしており、新型コロナウイルス対策本部会議の枠組みで、町として横断的な対応を図ってまいりますので、御理解いただければと存じます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員、マイク。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番（大松紀美子君） 内閣総理大臣、北海道知事の要請にすぐ応えて休校・休所にしたということなんですけれども、いろんな協議をした中でそういう決定をされたんだと思うんですけれども、結局、例えば子どもたちに何かがあったときというのは、やっぱりそういうふうな方法、方策を取った教育委員会の責任になるわけですよね。その辺のことも含めてい

んな協議があったんだと思うんですけれども、例えばその協議の内容をお知らせいただけるものがあれば、こういうことだから休所にしたんだと。ただ単に内閣総理大臣が言ったからとか、知事が言ったからではないと思うんです。いろんな協議があったと思うんですが、その辺、教えていただけることがあればお聞かせください。

それから、放課後児童クラブが通所自粛ということで3月5日からということをおっしゃっていましたが、これは朝の7時半から夕方6時半までということなんですが、どれくらいの子どもたちが今通っているのでしょうか。まずそれを。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

まず、北海道知事の表明を受けまして、私たち教育委員会で判断した一番の大きな決め手は、近隣の苫小牧市でも発生していると。それと日高管内でも発病したということは、いつむかわで発病してもおかしくないという判断に立ちました。それで先ほども答弁いたしました。早期に収束させるためには拡大を防止することがまず第一だという知事の緊急声明を受けまして、私たちはそれに従って判断をいたしましたところであります。

以上です。

○議長（小坂利政君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 児童クラブの関係ですが、今回、臨時休業に際しまして保護者は休暇を取得するなど協力が必要でありますけれども、保護者が労働等で今家庭にいない子どもについて、特に小学校の低学年と、加えて特別支援学級のお子さんも登録児童でございますが受入れをしております。

利用者数が、鶴川児童クラブについては11名でございまして、穂別児童クラブについては13名でございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番（大松紀美子君） 私も、いろいろ何人かの方に聞きました。どうしますかということ。先ほども言いましたけれども、アプリを使って監視しているとか、それから1か月仕事を休んで、賃金がどうなるか分かんないんだけど、とにかく小学生の低学年の子どもを2人を置いていけないので休んでいるとかね、いろいろありました。

苫小牧が発生して日高も発生して、じゃ、むかわ、いつなってもおかしくないというのは親たちも分かっている、じゃ、休むことは困るけれども、学校が休校になるのは困るけれど

も、そういう状況の中ではやっぱり心配だからやむを得ないんじゃないかというお母さんもいました。

ただ、やっぱり夏休みや冬休み、短い春休みと違って、子どもたちは自由に運動もできないでいるわけですね。そういうことから、全国あちこちで子どもの様子を先生が訪ねていって様子を見てくるだとか、そういういろいろな動きありますよね。むかわとしては、そういうことは行う予定はあるのかなのかについて伺いたいです。

それから、児童クラブの中で鶴川で言えば11人ということで、穂別が13人ということで、広さから言ったら濃厚に密接するという状況じゃなく過ごせているのかなと思うんですけども、その辺の例えば担当する職員の人数だとか、そういうところも通常と同じようにできているのか、いつもは午後からですけども午前もやっているわけですから、その辺の態勢についてどんなふうになっているのかも含めて伺います。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

今、学校現場のほうでは、それぞれ小学校、中学校あるわけですが、担任のほうから逐一電話で連絡を取っております。それとあと休業に当たって児童生徒の体温測定を朝晩することでチェックシートが配られておりますので、そういう毎日健康管理をしているところであります。

それと、子どもたちの新聞報道でもありますが、分散登校、そういった部分も今検討しているようでありますので、そういった部分は子どもたちが不安がらないような仕組みを今学校とともに連携しながら進めていこうと考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 児童クラブの今利用の管理の状況についてお答えいたします。

先ほどお話ししましたとおり、今回の児童クラブの開所で、今10名くらいの子どもたちが一応申込みありました。実際、今日までの間で利用している方は五、六名の方で、かなりやっぱり少ない方が利用しています。一応、施設といたしましては通常どおりの児童クラブしますけれども、保護者の方の出入りにつきましては、送り迎えの場合は玄関先までというような形で、できるだけ人が中に入らないような管理もしながら、あとは予防対策も徹底して行っているという状況でございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

[5 番 大松紀美子議員 登壇]

○5番(大松紀美子君) それから、2つ目のマスクだとか消毒アルコールの話なんですけれども、発注しているということはないということですよ。マスクはまだ一昨年の震災のときに、資源物資でマスクは私は来ていたんじゃないかなって想像しているんです。各町村によってはマスクの備蓄がたくさんあって、福祉施設だとか高齢者とか妊婦さんに、町にないんですから、皆さん御存じのとおり。何もないんですから、そういう備蓄したものを残っていたものを配付しているという町もあるんです、実は近いところでね。だから、そういうところで例えば福祉施設は間に合っているのかとか、病院はアルコールもマスクも間に合っているのかということを、きちんとやっぱり調査する必要があると思うんです。それで相談されたことはないのか。

それとか、例えばないないと言っているところに、特に弱者の人たちに対して、今、備蓄がマスクはあるらしい答弁だったんですけれども、そういうものを必要な人に届けてあげるとかということが必要だと思うんです、特に高齢者なんかはね。そういう考え方がないのかどうかということもちょっとお聞きしていますので、答弁をお願いします。

○議長(小坂利政君) 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事(大塚治樹君) 災害の備蓄の計画としては、消毒用アルコールが10リッターとマスク800枚というのが、基本的には備蓄しておく数量というふうになっております。ですから、この備蓄計画、防災用の備蓄計画ですので、感染症予防のための備蓄ではありませんので、水害などで掃除をするときのためのマスクですとか、そういったものに使おうということで計画していたものです。

今回、胆振東部地震のほうで確かに多少の部分でありまして、支援物資でありましたので、町全体としては2,000枚ほど今あります。ただ、一部病院ですとか高齢者施設は数か月もつような在庫を持っているので大丈夫なんですけれども、小規模のデイサービスセンターですとかそういったところが3月の中ぐらいに備蓄がなくなりそうだというようなお話も聞いていますので、そういったところに対して対応せざるを得ないのかなというふうに考えているところです。

○議長(小坂利政君) 5番、大松議員。

[5 番 大松紀美子議員 登壇]

○5番(大松紀美子君) 災害のためと言っていましたけれども、これも大きな災害の一つですよ。それは分けすることなく2,000枚ですから大して多くはないですよ。ないです

けれども、やはりそういう特に弱者、高齢者施設含めてね、やっぱりそういうないところにはぜひ配付するなりして対応、いつまで続くか分からないので本当に困っちゃうんですけども、そういう対応をぜひ取っていただきたいというふうに思っています。

それで、さっき感染者が確認された場合の対応について、ここで私が一番聞きたかったのは、一昨年の震災のときも突然来ているわけですから、皆がいろんな苦労しながら様々なことに対応していったわけですけども、今回は災害から時間があるわけですよ、むかわ町で感染者が出ていないわけですから、皆さんの全国的ないろんな経験を聞きながら対応できますよね。そのときに例えば町民、さっきも保健所が主体になって主導してと言っていましたけれども、やはりそれでも町としてマニュアル的なものって絶対必要だと思うんです。例えば町民が感染したときには順番にどこに連絡してこうとかね、職員が感染した場合はどうするとかね、そういう文書できちんとしたマニュアルが私はあるべきだと思っているんです。それがつくってあるのかないか、なければ必要だと思うので考え方はどうなのかと。

やっぱり町民の一人から、もし誰かが感染したら、そこを消毒しなきゃなんないといったときに、保健所だけでも、みんな防護服着てやっていますよね、中富良野のときもテレビで報道されるから、町にはああいう防護服はあるんだろうとかね、やっぱり素朴に心配するわけですよ、町民は。

だから、そういうことも含めて、こういう町から出ていますよね。出ているんですけども、やっぱりもっと知りたいことって町民の方にするのとたくさんあるんです。さっき言ったマスクは町にはないんだろうとかね。アルコールないけれども町にはあるんだろうとか、盗まれたとか、いろんなこと出ますよね。そのたびに、むかわ町はどうなんだろうということを町民の人たちは心配するので、こういういろいろなことを書いて情報提供はしていますけれども、その辺も含めて発信する必要があると思うんです。

今は、準備ができる、情報発信も震災のときは、いや、もっとこういうふうになればよかったって反省点、いっぱいあったわけですよ。だから今回は準備ができるんだから、その辺をやってほしいというふうに私は思うんですけども、いかがですか、その辺のことは。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから、ただいまの質問についてお答えをしたいと思います。

まず、行動計画といいますが、マニュアルのお話でございます。これについては平成24年にインフルエンザが新型のものがはやったといったことから、町においても議会のほうにも

説明しておりますけれども、26年の4月にインフルエンザ等対策行動計画というものを定めております。こういう中で国あるいは北海道と連携をした形の中で町が果たす役割というようなことも記載をしてございまして、こういった動きの中で、今コロナウイルスという部分ではないですけれども、このインフルエンザの対策等の行動計画に基づいて、町としては今これを引用して動いていると。先般設置をしました対策本部の中でも、この部分についても話しております、こういった形の中で進めていこうということでございます。

また、町の広報の在り方という部分ですけれども、先ほど来から説明しているとおり防災無線、それから情報端末あるいはチラシの配布というようなことで、小まめな対応ということを中心しております。また情報の発信についても、その局面局面の情報の発信の在り方というようなことも当然必要になってくるので、そういったところも考えながら今後も情報発信をしていきたいというふうに思います。

また、先ほどマスク等の備蓄の関係もちよっとお話ありました。現在、町のほうでは、やはり2,000枚の在庫では心もとないということで、追加発注をしているということで、大塚参事のほうから答えましたけれども、なかなか物が入ってこないという状況です。

こういったところも含めて、今後、単に災害、いわゆる水害等の対応だけじゃなしに、こういったインフルエンザに対応するような形で在庫管理等も必要だろうというふうに思いますので、その点も含めて今後は備蓄にも努めていきたいという考え方でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

[5番 大松紀美子議員 登壇]

○5番（大松紀美子君） インフルエンザはね、私はすっかりそんなこと覚えていなくてすみません。そういうものに基づいて、きちんとどういった行動をしていくかということがあるということなので安心をいたしました。

あと、町の相談窓口設置すべきということ、いつもずっと課長には何度も何度も言っているんですけども、確かにここに書いていますよね。書いてくれました。お問合せということで、総務企画課担当ということを書いてくれたんですけども、白老なんかは報道されましたよね。相談窓口できましたって、新聞にばっと出ました。やっぱりああいうことが必要なんですよ。やっぱり保健所といたって、かけたってつながんない。特に国のほうなんて何度かけてもつながんないという状況が続いているということありますよね。だから例えば

どんな相談であろうと、心配な人は保健所にといたって保健所の電話番号、年寄り、調べなきゃならないんですよ。だからやっぱりそうじゃなくて、やっぱり町としてもどんな相談もこのコロナに関して受け付けますよというぐらいのそういう姿勢といふかな、そういうのを私は見せてほしいので、相談窓口相談窓口と、もう何回も言っているんです。

だから、非常に見えづらいこういう書き方も、見えちゃ困るような書き方なの、これね。見えます、みんな。何か見たら駄目みたいな書き方じゃなくて、もっとはっきり何か困ったことがあったらここに電話くださいって書いてほしいんですけれども、いかがですか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 相談窓口の件についてお答えしたいと思います。

先ほど、町長の行政報告の中にもありましたとおり、総合的なその問合せ先ということで危機対策グループということで申し上げました。既に何件か、当然問合せのほうもあります。そういったところの対応も含めて、やはり敷居が高い保健所の電話ということでは、なかなか電話をかけづらいというところもあるんでしょうから、そういう意味で役場にやっぱり電話をかけていただいて、御案内できるものについてはその中で対応していきたい。

ただ、個々の症例ですね、そういった部分についてはやはりかなり微妙なところもありますので、そういったところについては当然保健所の紹介をさせていただくということになりますけれども、いわゆるこのコロナウイルスに関わるそういったお問合せの部分の総合的な窓口としては、危機対策が今後も担っていくということでございますので、今後発行のチラシ等にもその旨も記載をさせていただいて電話を頂くというようなことで、結構お問合せの中ではアルコールがないだとか、マスクがないだとか、いろいろお声も寄せていただいているところなんです。そういうところを丁寧に対応していきたいというふうに考えておりますので、御了解をいただきたいと思っております。

併せて、中小企業の方々も御心配の向きがあるということでございます。この辺は産業振興課のほうでもホームページで、あと商工会のほうにもそういった相談もできるようなスタイルになっておりますので、御理解頂ければなと思っております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

〔5番 大松紀美子議員 登壇〕

○5番（大松紀美子君） よろしくお願ひしたいと思います。

それから、このチラシ、折り込みチラシの中に、中止または延期が決定している会議、行事ということで、3月19日までが載っているんです。この以降の例えば高齢者大学の卒業式

だとか何かありますよね。やっぱり高齢者の方はこの後はどうなるんだと、今から心配しているんです。ですから、もしそういうことの方針が早めに決まっていくなれば、学校は24日まで休みだと言っているんですから、この状況が一日も早く収束してほしいと誰もが願っていますし、私も願っていますけれども、やはり長引くであろうと、これからどこまでというそういう戦いに挑んでいかなきゃなんないわけですから、そういう町民の抱えている不安を解消するためにも、情報は早め早めに出していくということも含めて、本当に皆さんと力を合わせてこの難局を乗り切っていきたいというふうに私も考えていますので、ぜひ町民の不安に応えるような形で行政の方の情報発信、対応もしていただきたいということを発言して、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（小坂利政君） 昼食のため、しばらく休憩します。

再開は13時15分とします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時15分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 北 村 修 議員

○議長（小坂利政君） 次、11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 質問をさせていただきます。

私も新型コロナウイルス対策についてであります。

さきの質問者の中でも、るる述べられている点がありますので、その辺は配慮しながらいきたいというふうに思いますが、ルールに従って最初に頭出しをということなんでさせていただきますと思います。

まず第1には、窓口相談の問題であります。これは先ほども出されておりましたけれども、私は特にここで明らかにしておきたいというように思うのは、我が町としては対策本部を3月3日ですか、立ち上げたということになりました。対策本部を立ち上げたということにな

れば、おのずとその形ができてくるわけですね。そういう点で、これはきちんとする必要があるだろうと。先ほどの総務課長の答弁で、いいんだろうとは思っていますけれども、やっぱり本部を立ち上げたということのこの意味合い、これを町民の皆さんと基本的には情報共有していくわけですから、そういう立場の中で、やっぱり先ほどのような形の言われてからではなくて、やっぱりそのこと自身をはっきりさせる必要があるだろうと思っております。その点で改めて伺っておきたいというふうに思います。

2つ目には、休校に関わる問題でありますけれども、子どもの健康と安全対策、低学年など家庭で放置されている状況はないか、受入れ先などについて改めて伺います。

それから、放課後子どもセンターの在り方、職員体制について伺うものでありますし、4つ目には授業時間の確保対策といいますか、今後のことでありますけれども、そうした見通しというものはどういう協議になっておられるのかということを含めて伺っておくものであります。

3つ目には、高齢者やその施設の対応についてお伺いをするものでありますし、また障害を持つ方、妊婦などの対応ということも、こういういわゆる生活弱者といいますかね、困難なことが予想される人たちへの対応について改めて伺います。

4つ目の患者が発生した場合については、これは割愛をさせていただきます。

5つ目の医療機関の受診体制についてということについても、必要な点があれば再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

6つ目には、経済対策に関わってであります。休校措置を取るという中で、親が仕事に行けない等々があって、また職場によっては、特にうちの町のような指定管理で学校関係、こういうところがありますけれども、これらのところでは休校措置に伴って、それらの職場も休まざるを得ない。こうした中でいろいろな働き方の問題が出ています。賃金補償等々についてでもいろんな意見が出されてきています。

これらを含めて伺っておきたいし、またそうしたもので町経済そのものに関わる問題が、随分中小企業で出ています。それらについて国等々はそれなりの賃金補償というようなことは有用だと言っているようでもありますけれども、しかし基本的には事業所が申請をしなければならぬとか、そういう問題等々あります。フリーランスの問題も言われております。これらについて町として独自でやるものと国等へ要望するものというのは当然出てくるだろうと思っておりますが、そこら辺の整理をどのようにしたらいいのか、伺うものであります。

以上、6点について伺うものであります。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 私のほうから、1番の町民相談の窓口対応についてということで、先ほども5番議員の質問の中でお答えさせていただいたとおりなので、御理解いただければというふうに思います。

また、情報共有の関係については、また今週中にチラシを入れる予定をしておりますので、そういった中で行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） それでは、私のほうからは2番目の①と④についてお答えをしたいと思います。

まず①ですが、学校休校に伴って子どもの健康と安全対策についてはどうなっているかということで、日頃より各学校でのうがい、手洗い、せきエチケットなどの基本的な感染症対策について発達段階に応じた指導を行っております。また保護者には対策のポイントが示されたチラシ等を配付し、家庭内での日常的な対策について協力をいただいております。

また、保護者に対しては児童生徒等を感染症のリスクから守るため、毎日朝晩の体温測定と健康観察を行っていただいております。

次に、④の授業時間確保対策についてであります。臨時休業に伴い不足している時数は学年や教科によって違いがあります。児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要に応じて次年度に補充のための授業として前の学年の未指導分の授業を行うことも想定しております。単元そのものが未指導になってしまったものや、次年度の授業の理解に著しく影響する積み上げ積み上げ方式のものなどについては、教科によって弾力的な対応が求められていますことから、学校現場の意見を聞きながら柔軟に対応していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 2点目の学校休校に伴う②の低学年など家庭で放置される事態の関係についてでございます。それと受入れ先のない場合など、それと③の放課後子どもセンターの在り方、そして職員体制についての御質問については、先ほど5番議員の質問でお答えしたとおりでございます。

なお、放課後子どもセンターで運営をしております児童クラブにつきましては、これまで

現在の職員体制で対応をしているところでございます。今後職員が不足するといったような事態があれば、何とか他の部署からの応援等により対応をしてみたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

3点目の高齢者、そして障害者施設の対応についてでございます。各事業所では手指や施設の消毒を徹底することと、職員が毎朝夕に体温測定をし健康チェックするなどの感染予防対策に努めてきているところでございます。入所施設におきましては、面会制限により感染源を外部から侵入する機会を減らす措置というの也被取られているところでもございます。

万が一、施設利用者から感染者が発生した場合には、北海道、さらには保健所から本人、家族同意の下、情報が施設管理者に報告され、本人は入院医療を受け、施設においては感染拡大防止策を徹底していくこととなっております。

通所施設の場合でございますが、これは道の判断により全部または一部の休業を要請されることとなります。また、これは行政報告で触れさせていただきましたが、高齢者、障害者等の要支援者の対応としましては、高齢者等見守り支援センター、民生委員協議会の、このたび協力を得まして、見守り支援名簿に登載されております対象者に、要支援者への見守りコールとして電話による体調確認、それと情報伝達というのを実施してみたいと考えております。

妊婦の対応につきましては、妊婦の感染予防について、既に町のホームページ等に掲載し注意喚起をしているところでもございます。

5点目の町の医療機関の受診体制については、これも3番議員の質問での答弁のとおりでございます。発熱等で心配があるときの相談窓口、重ねてでございますが苫小牧保健所となっており、その際、保健所から指定医療機関、地域の医療機関を紹介され受診することとなっているところでございます。また3月6日からコロナウイルスの検査が保険適用になりますが、検査の実施は北海道から指定を受けた医療機関に限定されております。検査が必要と判断された方のみ受けることができ、現段階で町内医療機関で直接検査を受けることはできませんので、これは御了解を願いたいと思います。

続いて、6点目の経済対策、休校措置に関わる休業、賃金等での国等への要望の関係についてでございますが、新型コロナウイルスの問題につきましては、感染の防止対策とともに社会、経済への影響というものを最小限にとどめることが重要とされているところでございます。全道におけます感染者の拡大からも、むかわ町としても小中学校の休校、施設の休止、各種行事の中止や延期、そして外出を控えていただくなどの御案内をさせていただいている

ところでございますが、こうした感染拡大防止の取組が子どもの保護者である労働者の休職あるいは所得の問題、飲食業をはじめとする地域の経済活動にも及んでいるところでございます。

これまで、国におきましては事業者向けにセーフティネット4号及び5号、飲食店を対象とした特別融資の発動、既存融資制度の条件緩和等の資金繰りに関する支援策、雇用調整助成金の特例など、経営環境の整備に関わる支援策が示されているところでございますが、これからの制度拡充と、さらに弾力的な運用、そして今後の事態の推移を見極めた中での消費の喚起、需要の回復策の集中実施等について、国に対して強く求めていくことが必要と認識しているところでございます。

2月29日に、北海道知事が国に対して新型コロナ感染症への対応に関する緊急要望として重点提案要望7項目のほか、国内感染症対策の充実強化、教育関係等での感染拡大防止対策、影響を受ける産業等への支援、こういった項目で中央要請が行われているところでもございます。この新型コロナウイルスの問題に関する要望につきましては、全道的な課題としてオール北海道として取り組むことが効果的であると考えているところでもございます。引き続き町村会と北海道との連携を密にしながら、今後も対応に努めていきたいと考えているところでございます。

なお、参考までに鈴木知事が2月29日に安倍首相に行く前の段階で、北海道町村会の理事会としても、そこに向けての会議というのを開いて意見反映もさせていただいているところでございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 項目に沿って幾つかお尋ねをしたいと思います。

1つは、この窓口対応のところ、今、大塚参事のほうから先ほどの前段の質問の答えだというふうに言いました。私としてはその後の成田総務課長のほうから言われたそのことが正しいんじゃないかと私は思っています。それで整理したいと思うんですけども、改めてお伺いします。

そしてもう一つ、先ほども言いましたけれども、この対策本部を立ち上げたということになれば、これはやはり通常の業務体制ではなくなったということなんですね。そうするとやっぱりこのところまでいくんでありますから、町民の人たちがどこに相談したらいいんだろうというときに、保健所というのではなくて、まずは町民はむかわ町の行政に相談してく

ださいと、そして、そこで対応させていただいて保健所へ連絡します、あるいはこういう形でやってください、そういうふうな親切なことをやるというのが通常であるし、ましてや対策本部という形の中でこれからのことを進めていくのであれば、そういうふうな本当に住民に寄り添ったことをすべきだというふうに思います。改めて伺います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから対策本部の関係について御説明をしたいと思えます。

これまでの経過も若干触れさせていただきたいんですが、2月25日に感染症の対策会議というのを庁内の中で管理職対応ということで対策をしております。後日、併せまして国からも基本方針というのが示されたというところがございます。これらを受けて第2回の対策会議を2月28日に開催をしたという経過でございます。

感染が広がるということで非常な危機感を覚えたというところがございます、この段階において会議から対策本部に切り替えた。ですので2月28日の段階で対策本部を設置をしたということになります。併せて3月3日に第2回の本部会議を開いたということがございます。この際に、今、町長のほうからも指示がございまして、この対策本部の設置については3月6日の新聞折り込みになりますけれども、町長からメッセージを寄せられております。この中で対策本部に変更したというようなことも触れさせていただいているところでもございます。

その裏面に対策本部ということで、お問合せの先が総務企画課の危機対策グループということで、なかなか見る側にすれば分かりづらい形になるのかもしれませんが、一旦はこういう形の中でアナウンスをさせていただいているということがございます。

先ほど大塚が申したのは、さらにもうちょっと分かりやすくチラシという部分で総合窓口という部分でのお知らせを重ねてしていくということがございますので、そういう中で経過を追って進めているというところをまず御理解をいただければなというところがございます。

あとは、本部の在り方としては、やはり非常時に対していつでも対応できる体制を庁内に整備をしていくんだということがございますので、有事の際には速やかに対応を取れるということを申し述べて答弁に代えたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

次に、学校休校に関わる問題で幾つかお尋ねします。

私はここで、この学校休校に関わって、今、全国的にも大議論になっている問題があります。そこら辺について基本的な教育委員会としての見解あるいは今教育行政というのは、基本的には町長が責任を持つという形になっていますから、その立場でお答えになるのかということになりますが、伺っておきたいというふうに思います。

先ほどの質問の中で、教育長のほうから、休校に当たっては最初は道の要請があって、そしてその次は国の要請があるということでお話がありました。しかし御存じのように、この学校教育というのはそれぞれの市町村では、市町村が基本的に責任を持つ問題になっています。学校保健安全法の第20条でも示されているように、休校あるいは学校を臨時休業するという場合には、これは国や道の管轄ではありません。市町村が責任を持って、教育委員会が責任を持ってこれに対応するということになっています。

今回の場合、ここが飛ばされているんですね。私はそれが悪いというわけじゃないんですけども、やはり基本的に市町村、地方分権の場合に、こういうものがないがしろにされたような形で休校措置というのが行われ一律な形になっている、こういうものについて、むかわ町としての町長や教育長の見解というのはどういうふうにお持ちなのか。私、ここね、一つ大事なところだと思っているんですね。

今、国のほうでは緊急事態法ができるようなそういうものという、いろんなことですが大議論になっているようですけども、いわゆる学校というのは子どもが学ぶ権利が奪われるか奪われないかという問題でもありますね。このところを守るのは、これ、市町村教育にかかっているんですね。ですからその点で私はその見解をまず求めておきたいというふうに思います。学校設置者であるこの判断ということでね、その点の考え方というのはどんなふうになっているのか伺っておきたいと思います。

○議長（小坂利政君） まず、教育長から答弁を頂いて、その後に竹中町長からの答弁を頂きたいと思います。

長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

先ほど、答弁の中でも申し上げましたが、最初は知事からの要請を受けました。その後に安倍総理大臣からの要請を受けて、教育委員会といたしましては要請を受けて、その後に教育委員会としてどうあるべきかを判断いたしました。その間、臨時校長会等も開きまして現場の声も聞きました。まず私たちは子どものやっぱり安全を守るべきだということで、こう

いった見解を持ちました。ですので、まず学ぶことの大切さは当然です。権利もあります。しかし、その前に命を守らなければならないという判断に立ちまして、この要請を受けたところでもあります。

以上です。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 2月の後半の週ですか、各自治体も含めて様々な角度から矢継ぎ早の取組要請、はっきり言いまして戸惑っていたところもあります。それだけ、今、国として危機というんでしょうか、これはただごとではない状態なんだということで受け止めているところでもございます。

言わずもがなですけれども、この問題、個人的な問題解決のレベルとは次元が違ってきているかと思えます。それぞれこの間の要請については自治体に、議員おっしゃるとおり判断が委ねられているところでもございます。判断するに当たっては、これは順不同でございませうが、あくまでも現場の職員、さらには現場の会議、そして教育委員会など関係する、まず自らの判断と自分たちの学校というのが通常の授業だとか子どもたちの活動をやめてまでも感染を防ぐ、こういったことを決める、そのために御不便をかける保護者の皆さんにも協力を要請すると。休校を決める手続というのは、そういったしっかりとした順番があつて決めるべきと捉えているところでもございます。

前例のない一斉休業でございます。現場の実態を町としても引き続き十分把握して、引き続き町村会、北海道とも連携しながら、国に責任ある対応というのも要望、提案していきたいなと思っているところです。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） そういう答弁になるんだろうと思うんだけど、私はここで大事なものは、やっぱり基本的なそういうルールを無視されて行われたような事態、ここで本当にわけの分かんない化け物のようなものが出てきているという、半ばそういうものでもあるから仕方ないということにもなりがちなんだけれども、しかし、やはり大事なことは必要な手続、必要な手順というのは踏んでいく必要があるだろうなと思っているところでもあります。

改めて伺いますけれども、例えば今町長が言われました、ここの一律休校は自治体に任せられているというところが基本的にはあります。そういう点で言えば今回の一律休校がどんな科学的根拠に基づいたかというのが全くないわけで、だから混乱しているわけなんですけ

れども、しかしその中であっても、例えば我が町であれば宮戸小学校のように、例えばですよ、少人数のところではこれは同じようにやる必要があったのかと、こういうことも考えなきゃいけない。バス通学だとかそういう問題もありますけれども、そういうことだとか、これは検討に値する余地があるんじゃないかというように思うんですが、併せて私はこの4つ目に出しておきました授業時間の確保対策というのと絡んでくるわけですが、今、学校の現場に聞きますと、そうでなくても授業時間が足りなくなるって、20年度は小学校に英語教育の時間が入れられる。教育長の施政方針にもありました。そのように入れられる。そのことによって1年間の授業カリキュラムの時間をどうするのか。これが足りない。そうしたらどうするか。運動会の練習時間を減らす。こういうふうなところまで現場は行っているんですよ。それを先ほど答弁されたように次年度以降へという、そういうふうな形の中で処理できる問題なんだろうか。こういうことも含めて、やはりこの学校の休校の在り方、こういうことも本当に考えていかなきゃなんない。単純に押し出し式でやっていけばいいという問題ではないんだろうというように私は思っているんですが、そういうふうな議論なり検討というのは、学校現場を含めて御意見を聞いたりしてやっているのでしょうか、やっていくつもりなんでしょうか、お伺いしておきたいというように思います。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず1点目ですが、学校の生徒の数によって感染のリスクが低下するとは私は考えておりません。中央小学校であろうが宮戸小学校であろうが、子どもがいる限り感染のリスクはあると考えておりますので、一校一校を大事にしたいと思っておりますので、こういう判断で一斉休校の措置を取らせていただきました。

それと、授業時数の確保については、当然収束すれば学校は再開すると思います。しかしながら、今その再開の時期がまだめどが立っていないという状況でありますので、これについては当然文部科学省から、また北海道教育委員会から通達ないし指示が来るかと思えます。1町村でやれる範疇は限界がありますので、そういった部分を含めて検討していきたいと思っております。

先ほど答弁にもありましたが、今、文部科学省から来ているQ&Aにも、弾力的な運用という言葉が多用されております。実際そういう形でこれから協議をなされていくのかなと思っておりますので、そういった部分を御理解いただいて進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 今、教育長のほうから、文科省のほうから弾力的な運用というのが来ているという話ありました。私はこれ、そういう形で文科省なりからは来るだろうと思っています。なぜならこの出発点が大事な文科省なんかを飛び越えて、頭ごなしに一斉休校というような形の要請ですから、次どうするか、その場合どうするかというのが全くない中で対応なんですよね。だから本当に学校を設置している自治体なりなんなりが、本当にこれから混乱するというふうに思っています。そういう点では十分な議論の上の対応をお願いしたい。

時間の関係で次に進みたいと思います。

次に、放課後子どもセンターの問題についてお伺いしておきたいと思います。

私も放課後子どもセンター、6日から開始したということを知りましたら、僅か数人の子どもであったということで、ある意味で安堵感を覚えています。ただ、これが春休み云々というところまでいきますから、これがこのままの数字でいくのかどうか分かりません。親がどこまで頑張れるかというふうにかかっているんじゃないかと思います。

内容を聞きますと、多くはじいさん、ばあさんのところにお預けするとか、そういう内容もあるので、放課後子どもセンターのほうには、今のところはそれほど頼らなくていいんじゃないかというような話もあります。

しかし、今国が示しているような状況であれば、その起源が分からないということであれば、いつ何どきそこが膨らむかも分かりません。そうしたことも踏まえて少しお伺いしておきたいと思いますが、私はせっかく学校を休みにして子どもセンターということになれば、そこに集中する。特に我が町のようなああいいう狭い施設であれば、逆に密度の度合いが高くなるということで危険性が増すような事態が来るだろうと思っています。そういうようなことも予測しながら、本格的にこれ以上続いた場合にどう対応するのか、そうならないことを願っての質問でありますけれども、やはり一つは、本来であれば従来の子どもセンターの役割とは違う形になるわけですから、基本的にはやっぱり学校開放なりを進めながら、教員の皆さんと協力、協働してやっていくようなそういう方向性もちゃんと検討しておく必要があるんじゃないかというふうに思っているんですが、そういう協議というのはどうなっているのか、お伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、子どもセンターそのものの職員体制の問題です。

現状でも、言ってみれば非正規の方を中心とした内容であって、朝から晩まで一定の勤務する形にはなっていますが、子どもを預かるというのが主体になっていますが、そうすると相当な職員体制があってローリングしていかなきゃなんない。先ほどの答弁の中で、必要なものは派遣してということ、これまでもやられているようですが、そこら辺のところ、本当に賃金等々の問題も含めて、やっぱりもっと現場に理解を求めるような形で対応していく必要があるんじゃないかというように思っているわけですが、そこら辺含めてお伺いしておきたいというのが2つ目です。

それから、もう一つ、この放課後子どもセンターに発達支援センターの役割を入れるという形になっています。そうすると、いわゆる通常、障害といいますかね、そういうことに関わった子どもたちの対応ということになるわけで、これらの職員対応、これらについてどのようなになっているか、ちゃんとそこはそういうものを含めて職員の対応ができるようになっていて、あるいはそういう点での健康管理の問題等々、特別な手当てをするような形で受入れするという形になっているのか、伺っておきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいま3点御質問ありました点についてお答えいたします。

今後、このコロナウイルスの関係がさらに拡大していった場合の危惧ということで1点目の部分の御質問であります。

今の段階では、確かに子どもたち5人くらい、鶴川児童クラブへ行けば五、六人なので、その職員体制の部分を含めていくと、通常の業務職員で対応ができるということでございます。

今後、子どもたちが増えた場合、仮にそういうことを仮定していくと、その施設の中での対応というのが果たして適切かどうかということでございます。

ちなみに、現在、小学校の体育館等も利用しながら、子どもたち、児童クラブ運営していますので、そういったところも今後活用の視野に入ってくるかなというふうに考えているところでございます。

それから、発達支援の関係、最後に御質問ありましたけれども、この子たちにつきましては、これまで1年生から6年生の中で既に児童クラブに通っている方についてなんですけれども、今回3年生までということにしていますので、ただ4年生から6年生でそういう方々については受け入れますという意味での話でございますので、御理解いただきたいと思いま

す。

〔「2点目」と言う人あり〕

○健康福祉課長（高橋道雄君） 2点目、先ほど申し上げましたとおり、よろしいですか、子どもの数が今現在五、六人だということもございまして、現体制の中で対応できるということとでございます。

○議長（小坂利政君） 11番。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 発達支援センターの関わりなんだけれども、今答弁されたんで1年生から3年生と、その上と分けて対応するからいいんじゃないかということなんだけれども、ということは確認しておくけれども、それは従来のところからそれを担当する先生が行くぞということも含めてということでもいいのかどうかということも含めて、そしてまた特にこういう具合の人たちにはマスクなりなんなりということは、きちっとやっぱり対応してやんなきゃいけないと思うんだけど、そういうところまで配慮していくということでもいいのかな。そこだけ確認させてください。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 先ほどの部分での今回の受入対象につきましては、小学校1年生から3年生までと。特別支援学級の子どもたち、あるいは家庭で留守番できない低学年を対象ということなので、特別支援学級等に通っているお子様たちにつきましては学年にとらわれず受入れをしていくと。

それから、その部分での感染予防策ということで、一応、児童クラブの中ではできるだけマスクをしていただくという形で、お子さんにも感染病対策という形で受入れをしていくということを考えていますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 次に、高齢者施設等についてのところでお伺いをしたいと思います。

私は、高齢者等々の施設の問題では特養だとかそういうところは、これはきちっとやっていただいて心配ないと思っているんですけども、我が町で言えば一つ私が不安視しているのは、田浦のいわゆる特養ではない、何とか自活できるという形でお住まいいただいている、こういうところですよ。実際問題、現状ではあそこ、本当に自活というふうには言えるのかどうか、施設のほうにも近いというふうになっている方もたくさんおられるというお話も伺

っております。そういうところを含めて町として直接指定管理ではあるけれども対応されている。こういうところの状況ではどういう対応というふうになっておるのかということの一つ伺っておきたいと、それから、いま一つは、この点で妊婦の方々ですね、こういう方々へのそれなりのケアはされていると思うんですけども、改めてそうした対応について伺っておきたいというふうに思います。その場合に定期健診等々、これは通常どおりでいいんだろうけれども、そこまで制限をされるようなことはないだろうと思っておりますが、それらを含めて対応を伺っておきたいというふうに思います。その際にもマスク等々の問題があるのかどうかということを含めて伺っておきたい。

それから、先ほどの施設のところでは、やはりマスク、アルコール等々が十分なのか、またそういう見通し等々について伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 高齢者施設の対応についてお答えいたします。

高齢者施設、特別養護老人ホームのほか、デイサービスセンターとかグループホーム等々含めまして、マスクとか消毒液あるかどうか、あと対応が困っていることないかどうかというところは全て確認をさせていただいているところです。

その中で、ごみ荘のほうにつきましては住宅的な意味も多いというところがありまして、特養のように面会制限というところは全てができない部分がありますけれども、ただ内容としては感染症予防の内容としては、手指の消毒であったりとか、あと施設の消毒というところでは同じような対応をされておりますので、そちらのほうを施設の管理者のほうと情報交換しながら対応しているところでございます。

2点目の妊婦の対応につきましてですけれども、妊婦の対応につきましては先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、ホームページ上でも妊婦の方々につきましては重症化しやすいという部分がありますので、注意喚起のほうを促しているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

あと、マスクとアルコールの部分につきましてですけれども、介護事業所のほうにつきましては先ほど申し上げましたとおり、マスクと消毒液のほうは足りているかどうかという確認はさせていただいておりますので、その中で不足が生じた場合につきましては、こちらのほうと連携を取りながら対応させていただくような形を取っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） マスクやアルコールなりは足りるというふうに見ていいですね、要請があれば。ということで後で答弁があれば願いますけれども、足りるということで理解しておきたいと思います。

時間の関係で、経済対策の問題について入りたいというふうに思います。

先ほど、国への要望ということで、るる答弁もいただきました。しかし同時に町内の中で現実、町との関わりの中で起こってくる問題、若干質問をさせていただきます。

指定管理という形の中で、我が町との関係で見れば学校給食の関係、さらには四季の館の関係、それから高校の寮の問題等々あります。こうした中で既に先ほど言いましたように、学校休校という中で休んでいる場合もあって、仕事へ行けないという場合もあります。そうした場合に、これはやっぱり本人の都合じゃないわけだから、まともな形での対応をする必要があるというふうに思っておりますが、これらを含めて町としてはまずその辺どのように考えておられるのか、伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） まず、御質問の指定管理者、このことが影響が想定されています。指定管理者、特に私ども所管しております四季の館の部分について私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

四季の館につきましては、やはりコロナの対応ということで感染拡大防止ということで、プールとスポーツジムのほうの休館をさせていただいているところでございます。現在当面の間ということで、3月中を一つの区切りといたしまして、また状況を見た中での判断ということになりますけれども、そういった部分でのこれは指定管理している委託部門の収入の問題ですとか、あとまたそこで働く従業員の問題というところが出てくるところでございますし、また学校休校に伴いましてのところ、ちょっと実態としてそういった方がいらっしゃるのかどうか、まだ今のところは把握されておられませんけれども、そういった方の休職の問題というものもあるかと思えます。

1つ、先ほど休館に伴う四季の館自体の施設の一部休止ですとか、そういったところにおきましては、基本協定の中で不測の指定管理者の努力によらない部分での影響については、それなりの手当てをしていくということを約束しているところでございますので、そういったものの適用をまず考えていきたいというふうに、今後の状況を見ながら考えていくという

ことになろうかと思えます。

それから、学校の給食関係でございますけれども、これにつきましては国のほうから現在打ち出されております雇用助成金の関係がまず出てくるかと思えます。その対象になる、ならないにつきましては、現在まだ詳細について示されていない状況もございますけれども、まずそういったものが対象になるようであれば、まずそういったものを国費の活用というものを大前提に考えながら、そういったものが対象とならなかったという場合につきましては、そういった指定管理者の基本協定の原則に基づいた中での検討というものを双方協議した中で質疑したいというふうなところでございます。

私どもで所管している四季の館については以上でございます。

○議長（小坂利政君） 続いて、竹中町長、答弁願います。

○町長（竹中喜之君） 今週中にも、国のほうで第2弾の今後のコロナウイルス感染対処に当たっての方針というものが提示され、その中にも経済対策等々についても触れられるかと思えます。国のほうへの要望項目は省きまして、じゃ町としてどうするんだということのお尋ねかと思えます。

先ほど、前段の議員の中で、相談窓口の開設はどうするかといったときにも頭出しをさせていただきましたけれども、現在、役場庁内の商工関係サイドと、それと地元商工会、これも事前にもう打合せ、お話もできて、相談窓口というんでしょうか、こういったところをまず開設しようというところと、そして順番を踏んで次に向けての事業継続、そしてつなぎ資金というんでしょうか、まずは今後に向けて今をどうするんだといったところの今を乗り切る対策、これをまず講じていかなければならないのではないかということで、例えばですけれども制度資金等に対する利子補給制度の創設だとか、これは一例でございます。そして次にその後の一日も早い収束というんでしょうか、収束にも段階がありますけれども、本来の収束等の対策、収束後の対策としての商工会のプレミアム商品券発行事業の早期の実施、例えばです。それと飲食業の活性化対策支援あるいは飲食業の活性化対策に向けた集まりの、これは収束後ですから集まりの促進というんでしょうか、まずは今は例えば分散型の集まりならいいんじゃないのかなと私は思っているんです。その後に収束後については本来の促進というんでしょうか、そういった対策というのは打っていないと駄目かなと思っております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員、マイク入れて。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 酒巻課長のほうから、るる答弁がございましたが、そこでもう一つは鷓川高校の寮なんかで働く、ここも休業になっているというようなことで、聞きますと賃金6割保障みたいな話になっています。こうしたことというのは、ちょっとこれはおかしいかなと思うんだけど、この辺のところの状況というのはどうなっているのか、分かれば伺っておきたいというふうに思う。

それから、今言われた中に雇用助成金の申請、これらの課題が今後出てくるという話がありました。しかし、この雇用助成金を活用するというのには、やっぱりその雇主なりがやらなきゃなんないという事態がこれに含まれています。こうした点で、零細企業のちっちゃな企業の皆さんがもし関わる場合に、本当にこここのところにちゃんとそういう道筋をつけられるのかどうか、ここが心配なところであります。ぜひ、この辺のところを対応していただきたいというふうに思います。

それから、今、町長のほうから商工会とも既にやっていて、今当面のつなぎ融資なりなんなりとありました。しかし我が町で見れば、今飲食店の皆さんを初めとして、このつなぎでもなんでも、また改めてこの状況の中でお金を借り入れてやるというのは、これはもう事業をやめるに等しくなるんじゃないかと私は思うんです。やっぱりこういう対策では、本当に今の時代の中で、こういう景気、経済情勢の中で頑張っただけで、倒れている人にむち打ちながらやっているみたいなものにしかならないと思っているんです。

やっぱり、そういう点では、もっと借入れしなくても済むような形でやらないと。特に飲食店みたいな日金で暮らしているフリーランスと同じなんです。日金が入らないと暮らしていけないというような状況、こういうところをどうするかということを含めて、今すぐ答えを出せとは言いません。本当にちゃんと真剣にそういうことを捉えて踏まえていただきたいと思いますというふうに思います。

先ほどの学校問題だけ、ちょっと答弁があれば伺っておきたい。そのほかの答弁があれば伺います。

○議長（小坂利政君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木敏彦君） それでは、鷓川高校生徒寮の関係を答弁させていただきます。

鷓川高校生徒寮につきましては、3月1日から今生徒の皆さんは帰っている状況でございます。この間、指定管理者のほうへは委託料という形で支払うことになってございます。それで今、指定管理者と教育委員会のほうで、今後どうするかという話で今協議をしている最中でございますので、その辺はもう少しお待ちいただければなというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 議員も、前段お断りあったか、国のほうの関係は言わなかったんですけども、とてもとても一地域自治として産業をどうするんだと、今の状況をどう乗り切っていくんだという問題ではなくて、これは先ほど申し上げましたように、町村会としても北海道を通して国に、例えばですけれども中小企業の今後に向けての在り方というのを、飲食店あるいは宿泊業といったところも踏まえながら、地域経済への影響というのを実態というのをつかんでいただいて、その対策、対応というのを重点に対応していただくよう要望しているという、その連携というのがこれからも引き続き大事になってくるのではないかなと捉えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 11番。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） そのことは共通の認識だと思うんです。ただ、その場合に今町長が言われたような場合でも、我が町として、つなぎ融資なり資金の融資なりという形でやっていたんじゃ、これはもう特に我が町のような小さな業者の皆さんは、そういうところでは対応できないという実態なんですね。そういうふうなことを町としてはそれしか道はないのかもしれないけれども、でもやっぱりそういうふうなことを国なり道なりにきっちりと明らかにしていく、そこを積極的にやっていただきたいというふうに思うんです。そのことがやっぱりそういう道を開いていくんじゃないかというふうに私思っていますので、ぜひそういうことを求めて質問を終わりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 会場の準備の都合で、しばらく休憩します。

再開は14時20分とします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時20分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（小坂利政君） 日程第6、同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件について説明いたします。

本件は、本年5月11日の任期満了に伴う教育委員として、むかわ町花岡275番地、小坂幸司氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織と運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第1号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第7、議案第3号 工事請負契約の変更に関する件を議題としま

す。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第3号 工事請負契約の変更に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

本件は、令和元年7月29日開催の令和元年むかわ町議会第5回臨時会におきまして議決をいただきました普通河川1号沢川災害復旧工事請負契約につきまして設計変更が生じ、契約金額を変更する必要があることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき提出し、議会の議決を得ようとするものでございます。

変更の内容につきましては、護岸ブロックのふかし部分の破損箇所増加に伴い設計変更するものでございます。

契約の金額の事項中、7,117万2,000円に8,820万円を追加いたしまして7,999万2,000円に改めるものでございます。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について、第4号の規定に基づき契約金額の100分の5及び括弧書き内の300万円を超えるため、議決が必要となるものでございます。

失礼いたしました。再度申し上げます。契約の金額の事項中、7,117万2,000円に、失礼いたしました。882万円を追加いたしまして7,999万2,000円に改めるものでございます。失礼いたしました。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について、第4号の規定に基づき契約金額の100分の5及び括弧書き内の300万円を超えるため、議決が必要となるものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号 工事請負契約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第8、議案第4号 工事請負契約の変更に関する件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第4号 工事請負契約の変更に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

本件は、令和元年9月10日開催の令和元年むかわ町議会第3回定例会におきまして議決をいただきました普通河川オサネツ川災害復旧工事その1請負契約につきまして、他の災害復旧事業により、従事者や機材確保が困難な場合が続き、進捗が遅れたことから工期を変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき提出し、議会の議決を得ようとするものでございます。

変更の内容につきましては、議案資料、工事概要の工期の事項中、契約締結日の翌日から令和2年3月19日までを、契約締結の翌日から令和2年5月29日までに改めるものでござい

ます。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について、第4号の規定に基づき工期の延長が1月を超えるため、専決処分事項とはならず議決が必要となるものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 本件につきまして、作業従事者あるいは機材の調達が間に合わないということについては分からないわけではないんですけれども、ただ一番心配することは、これは5月29日までにということになっておりますけれども、5月29日といいますと大体田植、5月25日から6月上旬までになるわけなんですけれども、仮にそういうことになった場合、田植作業あるいは水利の関係、これとこの工事の作業との関連性といいますか、影響をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 本件、オサネツプ川、米原地区の水田の中を流れている川なんですけど、今回、この変更契約で5月29日までちょっと工期延長という形で、これは今後の施工量から工期をちょっと算定した形でございます。実際、田んぼが背後に張りついておりますので営農の作業という形には支障が出ない形で、現場は早めに終わらせる形でこれから鋭意進めていきたいかと思っております。

この工事の工期なんですけど、現場だけでなく、終わってからの工事の竣工書類、そういうのも全部含めまして工期を設定している形でございますので、必ずしも5月29日まで現場がかかるという形での工期設定というわけではありませんで、御理解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 内容は分かりました。ただ、私どものほうに今言ったような心配事というんですかね、相談事というんですかね、これ田んぼどうして水を入れるんだらうかと、重機が来た場合にトラクターを入れていいんですかという単純な心配事ですね、これが来て

いるわけなんです。ですから、これ受益者というか、地域の人たちに相談を、あるいは事前にお知らせをしているのか、この辺はどうなんですか。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、地域の部分につきましては、当時の進捗に合わせて十分これから説明した中で、皆さんの協力を得ながら工事を完了したいと思いますので御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 12番、中島議員、マイク入れて。

○12番（中島 勲君） 分かりました。

○議長（小坂利政君） マイク入れて。

○12番（中島 勲君） あそこの地区は、私が思い出すとですけども、今使っているかんがい用水、あれは大正末期に、あるいは昭和初期にかけてできたものなんです。水利は良くなったんですけども、かんがいはいいんですけども、排水が全くならんということで、山のほうの小河川があふれるということで悩みの種だったんですけども、そういうときに対して、今やっている工事はすごく意義のある、本当に地区にとってはありがたい話なんですよ。ですから、もうちょっと住民に寄り添って心配ないような形で進めれば、事業の効果といたしますか、上がると思うんですけども、こういう形で進めていただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 今後、この農村地帯におきます災害復旧工事におきまして、地権者とちょっと話を進めながら、最終的に災害復旧が無事完了するかという形、また背後がちゃんと復旧する形を目指しまして、今後とも進めていきたいと考えております。御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号 工事請負契約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第9、議案第5号 工事請負契約の変更に関する件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第5号 工事請負契約の変更に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

本件は、令和元年9月10日開催の令和元年むかわ町議会第3回定例会におきまして議決をいただきました普通河川オサネツ川災害復旧工事その2請負契約につきまして、工事区域内耕作者との協議の結果、現地着手を遅らせる必要が生じたことに併せ、他の災害復旧事業により、従事者や機材確保が困難な場合が続き、進捗が遅れたことから工期を変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき提出し、議会の議決を得ようとするものでございます。

変更の内容につきましては、議案資料、工事概要の工期の事項中、契約締結日の翌日から令和2年3月19日までを、契約締結日の翌日から令和2年6月30日までに改めるものでございます。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について、第4号の規定に基づき工期の延長が1月を超えるため、専決処分事項とはならず議決が必要となるものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 先ほどの4号と同じ場所なんですけれども、従事者や、あるいは資材の確保が困難だということ、これは分かんないわけなんですけれども、こういう事態を契約する時点でもう少し詰める必要があったんじゃないかなというふうに思うんですけれども、どこまで詰めたということは申しませんが、いずれにしても農家、地元の人からすれば心配だということが重ねて言われています。ですから、こういうことのないようにきちっと、災害のことは分かるんですけれども、もう少し詰めた中で契約をしていただきたいと、こう思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 前回の臨時会の中でも同様の御指摘を頂いたところであります。災害といえども、やはりきちっと事前の住民説明等々もしながら行っていくというのが筋だと思っております。

御指摘のように、今後においてもしっかりとそこら辺の詰めというか、行っていきながら、遅滞のない工事に努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 関連で、先ほどの4号のときに地権者との十分な協議ということで協議をしているんなら、こういうことあり得ないんですよ。それと今回の工期延長というのは2回目なんですよ、これ。1回目のときに工期延長をせざるを得なくなったということで3月ね。それがまた5月、6月となってくると、初めの見積りがどうだったのかということが、やはり地権者の皆さんにしてみれば、春の農作業の前にそういった工事が全て完成しているというのが、この了解の一つの条件なんです。その条件を満たさないような工事を発注するのは、私はいかがなものかと。

だから、これらについても、やはり行政の中でもう少ししっかりした、例えば地権者との話し合いだとか、それから工期の設定、これが初めから無理があるんだったら、初めから5月30日でもいいんですよ。それをあたかもできるように3月ですよというふうにしておいて、こ

れが駄目だったら5月にします。これでは当初から計画要らないんですよ。もう少しこういう計画をやるときには私は慎重になるべきだと。

災害ですから、資材だとか、それからそういうものの確保というのが困難だというのは理解はできるんですが、やはり地権者の皆さんにすると、春先の春作業のときには、もうあそこが出来上っているというという状況が皆さんの中には絵として出ているんです。しかしながら、ここに来て5月30日、6月30日と、こういうふうに工期が延びてくると、どこを

工事やるんですかということになるんです。だからこういった工事延長をするのであれば、工期を延期するのであれば、災害が生じて工期が延びるというんなら分かるんです。災害も何も起きないところで工期延長というのは本当はあり得ないんです。だから当初見積りが、やはりその中では甘さがあったのかなということなんですが、これらについて、それが駄目だということじゃないですよ。今後においてこれらを教訓にして、やはりこういうことのないように私は進めてもらいたい、こういう思いなんです。特に答弁は要りませんが、ただ、こういう工期が延びるということは地権者に不安を与えるということ、今後の予算措置についても念頭に慎重にやっていただきたい。これは私の意見です。答弁は要りません。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号 工事請負契約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第10、議案第6号 工事請負契約の変更に関する件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第6号 工事請負契約の変更に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開き願います。

本件は、令和元年11月29日開催の令和元年むかわ町議会第6回臨時会におきまして議決をいただきました鶴川テニスコート外2災害復旧工事請負契約につきまして、冬期間のアスファルト施工に係る協議の結果、コンクリートの防寒養生を必要としない時期に施工することから工期を変更する必要性が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき提出し、議会の議決を得ようとするものでございます。

変更の内容につきましては、契約に係る工期の終期について令和2年3月25日を、令和2年6月30日に改めるものでございます。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について、第4号の規定に基づき、工期の延長が1月を超えるため専決処分事項とはならず、議決が必要となるものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 全く素人の考えで申し訳ないんですけども、コンクリート防寒養生をするという契約でいって、しなくて未工法に変わったら、当然安くしてもらえるという前提なんですかね。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えします。

今回、ちょっとこのコンクリートの防寒養生という表現なんですけど、これがちょっと言葉の表現で防寒養生という言葉を使わせていただいていたんですけど、今回テニスコートのところの下地の舗装を施工する形なんですけど、下がしばれて不陸が生じている。それが、しばれが抜けていきます時期という形で、このコンクリートの防寒養生を必要としないという形の、こちらで使う形でいきますと日平均気温4度以上、そのぐらいの時期にすれば下のほうのしばれも抜ける形で下地処理、進んでいくという形をちょっと見越しましたので、言葉の表現としましてコンクリートの防寒養生という言葉をちょっと使わせていただいたんですけど、テニスコートの施工におきますコンクリートの打設はございませんので、金額の増減は発生しない形でございます。御理解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） この6号だけでなく、この4つ見ますと工事費の1割、あとは2か月、2か月、3か月の延長と。これ非常に去年やった入札というか、やつの中で多いんですけども、業者との綿密な打合せの中で必ずできるという形で普通は入札かけるんですけど、これだけ延長が多いとか工事の見直しということであれば、災害復旧という名の下で無理やり発注したんでないかと思わざるを得ないような節も出てくるような気もするんですけど、その辺について業者と十分その工期についてもいろんな打合せをしたのかどうか、お伺いします。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） とりわけ災害復旧事業、本町だけでなく他町においてもかなり工期の延長というのは出ているというふうにお伺いをしているところであります。今回の工期延長につきましては、国の災害の事業の会計上の問題というのもございまして、一旦、年度内で完了させるというのが大前提でございます。もともとの工期の延長時において、本来であれば3月末の完成、非常に難しいということも含みつつ、3月末で設定をせざるを得ないというところもございます。

そういった中で、次の繰越承認という国の手続を経て許可をもらってから、年度をまたいでの工期設定ということが可能になるわけでございます。そういった事務手続的なことも踏まえながら、ちょっと煩わしいというか、度重なる変更ということになったということもちょっと御理解をいただければというふうにしてございます。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 初めからそういう予定ということに関しては、入札時に業者の人には

伝えていないんですか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 当初から年度をまたぐということではございません。当初は年度内で終わらすという工期設定をしておりました。ただ工事を進めていく中でいろいろ御指摘はいただいておりますけれども、様々な課題がございまして工期内に完了することができないということが発注後に生じてきたわけでございます。そういった中で工期延長したということでもあります。最初から工期をまたいでということでの考え方ではございません。年度をまたいでの方の考え方ということではございません。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 今おっしゃったように様々な御指摘があるということがあったかに聞いております。災害復旧ということで大変急いだということではないんですが、これからはそのようなことが重々ないような方法で考えていただければと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 工事請負契約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第11、議案第7号 むかわ町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

萬町民生活課長。

[萬 純二郎町民生活課長 登壇]

○町民生活課長（萬 純二郎君） 議案第7号 むかわ町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由を御説明いたします。

議案書11ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、印鑑登録を受けることができないものとしていた成年被後見人を意思能力を有しない者とされたことによる整合を図るための規定の整備でございます。

説明の都合上、議案説明資料の3ページの議案第7号資料の新旧対照表をお開き願いたいと思います。

第2条第2項第2号中、成年被後見人を意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）に改めるものでございます。

それでは、議案書の11ページにお戻りください。

附則といたしまして、施行日は公布の日からとしております。

以上、議案第7号 むかわ町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についての提案理由の説明とさせていただきます。御審議、御決定を賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、三倉議員、マイク入れてください。

○8番（三倉英規君） 分かりやすく言うと、今までできなかった成年後見人の方も、印鑑証明を取ることができるということというふうに受け取っていいんですか。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 今回の部分につきましては、成年被後見人イコール駄目ということはしてはいけないという内容なんです。できることもあるんですけども、基本的には、まずは後見登記されたら駄目なんですけれども、後見人と一緒に印鑑登録をすること

が可能になるという部分になります。被後見人が全て何をやっても駄目というんではないということ、それによる差別をなくそうというのが、この法律改正の趣旨ということになっております。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

8番、三倉議員。

○8番（三倉英規君） ということは、むかわ町に在住していない方は登録できないことになっているんですが、本人と行けば登録できるということに理解してもいいの。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 基本的に、まずこの被後見人の方というか、いわゆる被後見人になっている方は町民の方になります。後見人の方は弁護士であったり他町村に住んでいる人もいらっしゃるんですけども、その後見登記の書類を持ってきて本人で印鑑登録をさせるということは可能になるということです。

ただし、後見人制度からいいますと、本人が印鑑登録したりしなくても後見人の印鑑登録等があつて契約することができますので、現実的には、ほばないかなと思っています。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号 むかわ町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第12、議案第8号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

[梅津 晶総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 議案第8号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

この一部改正条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う特別職非常勤職員の厳格化に伴い、地域おこし協力隊員につきまして、その報酬の規定を削除しようとするものでございます。

地域おこし協力隊員につきましては、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づく特別職非常勤職員としておりましたが、法の改正により特別職非常勤職員の位置づけが厳格化され、労働を主とする職については、引き続き公務員として任用すべき場合は一般職非常勤職員、いわゆる会計年度任用職員として任用し、守秘義務や服務規程を課す必要がないなど、公務員としての任用になじまない場合には、任用の形式を取らず委託等によることとされたところでございます。

議案書のページ数は13ページとなりますが、説明の都合上、議案説明資料集の5ページ、むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

5ページ、別表（第2条）の表、13の項を削るものでございます。

議案集に戻っていただきまして、13ページでございますが、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行とするものでございます。

以上、提案の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号 むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第13、議案第9号 むかわ町医師の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

〔梅津 晶総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 議案第9号 むかわ町医師の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

この一部改正条例につきましては、医師の給料の範囲につきまして職員の定期昇給等を踏まえ、その上限を改正しようとするものでございます。

むかわ町国民健康保険穂別診療所の医師の給料月額は、条例第3条の規定により、別表に掲げる範囲内で町長が定めることとされております。現在、医師は所長及び副所長の2名であり、それぞれ条例に基づき給料月額を支給しているところですが、一般職とは違い定期昇給の概念がないことから、この間の職員の給与水準との権衡の観点から、毎年度、給料月額の見直しを行っているところでございます。

職員の給料水準につきましては、近年上昇してきておりますことから、現行の範囲の上限

を改正する必要が生じ、所要の改正を行うものでございます。

議案書は15ページとなりますが、説明の都合上、議案説明資料集7ページのむかわ町医師の給与に関する条例新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

7ページ、別表の所長の項中、105万円以内を135万円以内に改め、副所長の項中、80万円以内を110万円以内に改めるものでございます。

議案集にお戻りをいただきまして、15ページでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行とするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） お医者さんの給料がどのくらいなのかというのがよく分からないんですけれども、この改正をすることによって、医師の確保というのはとてもどこでも大変になっている問題なんですけれども、この改定をすることで、例えばどこと比べるということはいませんが、ほかのこういう医療機関に勤めるお医者さんとの給料の差というのがどのくらいのものになるのか、同じくらいなのか、やはりむかわの診療所は低いということになるのかね、その辺のこと、どこまでお話ししていただけるか分かりませんが、伺いたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） ただいまの質問につきましてお答えいたします。

近隣の地域の国保診療所等との報酬の比較でございます。こちらにつきましては所属医師の全医師の年間の額を人数で割っているというデータがございますが、こちらで比較しますと、近隣の中ではむかわ町の医師につきましては、おおむね中盤よりちょっと低いところなのかなというところでございます。

そういった意味も含めまして、毎年なるべく適正な給与を定めているところでございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 改正前で中盤の低いところなんですね。その改正することでどのぐ

らいになるのか。

それから、定期昇給という概念がないということなんですけれどもね、やはり例えばお医者さん側からこういう給料ではここにはいられないなんて言わないでしょうけれども、そういうお給料を上げてほしいというようなことというのはあるものなんでしょうか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今回の改定は、限度額の改定ということでございまして、今の限度が105万円というふうになってございます。これは、もう合併時からずっと変わらない金額でございまして、この範囲の中で毎年時、少しずつ上げてきている実態がございました。それが現在限度額に達したというところでございまして、今後昇給させることができないということから、近隣町も見ながら限度額を引き上げて、今後当分の間対応できるようにということでの改正でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 非常にこの説明書で言うと135万ですよね、今回の提案は。これ以内とするという言葉が、文言がちょっと分からないんですよ。上限が135万でしょう。そうすると135万でいいわけでしょう。以内というそういう言葉なんか要らないんでないの。

要するに、上げるんですから、やはりそこにこれだけですよというものを明確に出してやる必要性というのがあるんでないの。何かそうやってこの言葉を省くことによって何か支障が生じるということがあるのかないのか、その辺りについてちょっと見解だけお伺いします。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 135万ということではないです。毎年職員との給与の上がるパーセントを考慮しながら上げていく形になろうと思いますけれども、あくまでも範囲内ということですので、これ135万になるまでに何年もかかると思います。ですから職員給与のように給与表があるわけではなくて、毎年昇給させていくと、町長の定めの中でということで、その限度額を定めているものでございまして、一気にこの金額ということではないので御理解をいただければなど。将来的に135万に達したときには、また新たな限度額の設定というのは出るかもしれませんけれども、そういった考え方の設定であります。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号 むかわ町医師の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第14、議案第10号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課参事。

〔飯田洋明町民生活課参事 登壇〕

○町民生活課参事（飯田洋明君） 議案第10号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由を御説明いたします。

議案書17ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、国民健康保険事業の都道府県単位化に伴いまして円滑な財政運営を確保する必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、別冊でお配りしております議案説明資料9ページをお開き願います。

むかわ町国民健康保険税条例の改正概要により、改正内容を御説明いたします。

今回の改正につきましては、国民健康保険事業の都道府県単位化に伴いまして、円滑な財政運営を確保する必要があることから、保険税率及び課税限度額等につきまして改正を行うものでございます。

なお、都道府県単位化に伴います改正につきましては、これまで御説明してきたとおり、平成30年度から3年間で道が示す標準保険料率に近づけることを基本に検討を行ってきてお

ります。

今回の改正につきましては、3項目について改正がございます。1点目は課税限度額の改正、2点目は資産割額の改正、3点目は旧被扶養者減免の減免期間の改正でございます。

項目ごとに改正内容について説明させていただきます。

初めに、課税限度額の改正でございます。

課税限度額につきましては、これまで国が改正されてきた部分を見送ってきた経緯もございますことから、その差について改正を行うものでございます。医療分につきましては、現行57万円を61万円に、後期支援分につきましては18万円を19万円に、介護分につきましては14万円を16万円に改正するものでございます。

改正後の課税限度額につきましては、令和元年度の国基準ということになりますが、令和2年度におきましても国の改正が予定されておりますことから、次年度以降の検討が必要となつてきております。

課税限度額の改正によります影響につきましては、限度額を超えている世帯は約125世帯、影響額は670万円と試算してございます。

続きまして、2点目の資産割額の改正でございます。

資産割額の改正につきましては、都道府県単位化に伴いまして段階的にこれまでの4方式を3方式に移行することとし、今回の改正で医療分、後期支援分、介護分につきましては、それぞれ資産割額をゼロとするものでございます。

資産割額の改正による影響につきましては、資産割額が賦課されている世帯、約770世帯、影響額が660万円と試算しております。

3点目は、旧被扶養者減免の減免期間の改正でございます。

こちらにつきましては、都道府県単位化によります改正とは若干取扱いが変わってきておりますが、旧被扶養者に該当する方につきましては、社会保険等の被用者保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行することに伴いまして、これまで被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった方が対象となります。

旧被扶養者減免につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、後期高齢者医療制度と同様の軽減措置として、これまで実施してきているものでございます。もともとは国民健康保険の資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施することとされていましたが、後期高齢者医療制度における保険料軽減措置が当分の間継続されることとなったことを踏まえ、同様の措置を講じてきたところでございます。

今般、後期高齢者医療制度におきまして制度の持続性を高めるため、負担の公平性を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、応益割に係る保険料軽減措置につきまして資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施することとされたことを踏まえまして、国民健康保険におきましても同様の見直しをすることとされたものでございます。

応能割に係る軽減措置につきましては、引き続き継続することとなりますが、先ほど御説明したとおり資産割額がなくなりますことから、規定の整備を行うものでございます。

影響額につきましては、5世帯17万円と試算しております。

なお、本条例改正の新旧対照表につきましては、説明資料10ページから11ページに記載してございます。

恐れ入りますが、議案書の17ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則でございますが、第1条施行期日は、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2条の適用区分としまして、この条例による改正後のむかわ町国民健康保険税条例の規定につきましては、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものとし、令和元年度分までにつきましては、従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第10号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 昨年もきつといろいろ議論したと思うので、難しいことはちょっと後に回しまして、今、影響の世帯の数を教えていただいたんですけども、国の限度額は99万ですから、ここまで引き上がっていく、国の限度額が引き上がれば、またさらに引き上がっていくということが予想されると思うんですけども、それにしても96万円という限度額の引上げということは、とてもつらいなというふうに感じています。影響世帯がこの限度額の改正によって670万円ぐらい増えていくぞということ、そういう影響額だと思って聞いていたんですが、その次の資産割の0%、資産割が外されるということで影響が770世帯、これは下がるという意味かな、下がるという意味でしょう。

それで、トータルで低所得者世帯が軽減されることになるのかとか、いろいろあると思うんです、試算されたものね。ちょっとお知らせください。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課参事。

○町民生活課参事（飯田洋明君） 今回の改正につきましては、限度額の改正等含めて資産割をなくして3方式にすると。所得割に関しては実は変えていないという状況でございますので、これもちょっと所得の構成別に影響額まではちょっと出していなかったんですけども、各構成ごとに資産割持っているところについては、基本的には税額は下がると。

ただ、所得が多い方につきましては所得割がなくなる分、限度額も上がるので、基本的にはトータルですけれども資産割に係る影響の部分のほうが大きいことになっておりますので、トータル的には下がるということにはなりますけれども、個人的には資産割がなくなって減る分よりも、限度額が上がって減る部分が多くなる方もいらっしゃるのかなとは思いますが、それでも。

〔発言する者あり〕

○町民生活課参事（飯田洋明君） そこまで、ちょっと詳しい構成まで出していません。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 後々の国保会計に関わることなんで、幾つかお尋ねしておきたい。

基本的には昨年から北海道の、全国的にもそうですけれども都道府県化ということで、国が金出すの嫌だ、あとは、みんな被保険者と自治体でやれ、そういう形の中で都道府県化というのが出されて、去年もるる議論したところであります。それで限度額は、むかわ町は国は99万だね、それを96万に抑えようと頑張ったなど、こういうことになるんだけど、お伺いしておきたいのは、資産割をまずなくして3方式にしたよ、そういうことになるとう影響額は770世帯で670万。国保全体の世帯数が1,400世帯余りですから、半分ぐらいの世帯がここが変わっていくことになるんですね。

それで、いわゆる応能割、応益割というふうに見た場合に、この比率はどう変わっていくのかというのが1つです。

それからもう一つは、我が町、昨年出された資料では、年収216万ぐらいの年金世帯の方であれば、若干世帯割が下がって資産割をなくしても上がらないぞということでありましたけれども、年収が260万ぐらいになると、この世帯は確かに数千円上がるという標準世帯のやつが出ていましたけれども、この率は変わっていかないのか。そんなふうな形になって、

去年も上がったところの現状の人たちはそのまま上がっていくという形にその割合は変わっていかないのか、そこを確かめておきたい。まずお願いします。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 今回につきましては、資産割部分を所得割に転換しないものですから、あくまでも資産割を持っていた人たちが反映されないことによって減額になるという部分だけですので、これまでのモデルの部分の大きな部分で変わるということにはならないかと思えます。

ただ、この前まで昨年まで出していましたモデルの資産割がある場合、ない場合というやつが、皆さん、ない場合に適用されるという形になるかと思えます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） そうしたら、ちょっと私も勘違いしたんですが、それは助かりますけれども、今回のこの改正案は、限度額と同時に資産割の改正というのは、あくまでも資産を持っていて資産割の対象者になっていた人たちだけが関わってくるということで、先ほど言った670万というのは、そういう中で資産割のときよりも770世帯が670万、多くかぶっていくぞということになるのか、そこら辺、一つもう一回確かめさせていただきたいというのと、併せて国保会計そのものの状況で言えば、3割方式にするんですから単純に私は資産割を持っていた人たちの部分を所得割にかぶせればいいのかという問題ではないんじゃないか、そのことによって会計そのものの応能の部分のところでの絡みが出てくるんじゃないかというふうに思ったんですけれども、そうではないということなんですか。そのところ、もう一回確かめさせてください。それで私はさっきの応能と応益を聞いたんですけども。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課参事。

○町民生活課参事（飯田洋明君） 初めに、私のほうから資産割の影響に係る部分についてですけれども、令和2年度の予算ベースにおきまして、単純に所得割を単年度ベースで掛けた場合と、ゼロにして資産割をなくした場合におけるその差が、770世帯で670万という試算でございます。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 今回、この条例改正に出している部分で資産割額だけの部分ではございます。所得割額を今回出していないというのは、昨年、一昨年みたく資産割を所得割に振り替えてはいないということでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第15、議案第11号 むかわ町子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤田健康福祉課主幹。

〔藤田浩樹健康福祉課主幹 登壇〕

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 議案第11号 むかわ町子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由を御説明させていただきます。

議案書19ページ、議案第11号をお開き願います。

本件は、心身の発達に支援の必要がある児童とその保護者に対し、福祉の増進を図るため、むかわ町子ども発達支援センターを設置することを目的として、必要な事項を定めているものであります。

本条例改正内容につきましては、令和2年度より実施する保育所等訪問支援事業について新たに追加するものであります。保育所等訪問支援事業とは、障害児の訪問支援であり、保育所等を訪問し、利用児童がほかの児童との集団生活に適應することができるよう、心身の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的に支援を行うものであります。

また、昨年10月から実施の幼児教育無償化に伴って、児童福祉法施行令等の改正があったことから、利用者の費用について併せて所要の整備を行う必要があることから、運用に支障が生じないように改正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

説明の都合上、議案説明資料集13ページを、議案第11号資料の新旧対照表案をお開き願います。

見出しの（事業）、第4条第1項の「放課後等デイサービス」の次に、「保育所等訪問支援事業」を追加し、第2項では相談事業の記載について整理を行いまして、見出しの（費用の徴収）、第8条第1項では、発達支援に要した費用の額100分の10に相当する額を徴収することになっておりますが、第2項に「前項の規定に関わらず、満3歳に達する日後における最初の4月1日から小学校へ入学する日の前日までの間の費用をゼロ円とする」旨、無償化の項目を加えるものであります。

議案書19ページにお戻り願います。

附則といたしまして、公布の日から施行するものとし、適用区分では改正後の第8条第2項の規定は令和元年10月以降の月分の費用について適用し、同年9月以前の月分の費用については、なお従前の例によるものとしております。

本件は、発達支援センターにおいて新しく開設する保育所等訪問支援事業を追加し、また児童福祉法施行令等の改正に伴い、就学前の障害児の発達支援の無償化に係る事務について所要の規定の整備を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案の説明を終わります。御審議、御決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号 むかわ町子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第16、議案第12号 むかわ町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山本建設水道課長。

〔山本 徹建設水道課長 登壇〕

○建設水道課長（山本 徹君） 議案第12号 むかわ町営住宅管理条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案書の21ページをお開きください。

今回、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が令和2年4月1日より施行されます。改正前の民法の法定利率では市中金利を上回る状況が続いていたことから、今後の市中金利の変動に対応するため、3年ごとに見直す変動制に改められます。

この改正によりまして、公営住宅法第32条第3項における不正入居に対する明渡し時の利息の適用利率について改正が生じまして、同様に、むかわ町営住宅管理条例におきましても改正するものであります。

改正する内容につきましては、説明の都合上、別冊議案説明資料15ページの新旧対照表で御説明いたします。

むかわ町営住宅管理条例第42条第3項中の年5%を法定利率に改めるものであります。

議案書21ページに戻っていただきます。

この条例は、令和2年4月1日より施行するものであります。

以上、議案第12号の条例案につきましての御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定いただきますよう申し上げます。

○議長（小坂利政君） これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号 むかわ町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（小坂利政君） しばらく休憩をいたします。

再開は15時50分とします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時50分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第13号から議案第19号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（小坂利政君） 日程第17、議案第13号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）から日程第23、議案第19号 令和元年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とします。

議案第13号から議案第19号までの7件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

[西 幸宏総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第13号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）から議案第19号 令和元年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）まで一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第13号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国の補正予算による追加、年度内執行に不足が生じるために増額する事務事業のほかは、実行予算による整理が中心でございますので、増額となる主要なもののみ御説明をさせていただきます。

議案書の23ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億6,792万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ102億6,042万円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

19ページの歳出より御説明を申し上げます。

2款総務費、1項1目一般管理費、60-01庁舎等管理事務（本庁）におきましては、庁舎外壁タイル剥離部分の調査、応急修理を行う必要から40万7,000円を追加するものでございます。

21ページをお開き願います。

5目財政管理費から6目財産管理費及び23ページの9目企画費における各基金積立金につきましては、積立実績により利子を積み立てるものですが、180番、財政調整基金積立金は繰替え運用による補填額確定により増額となるほか、181番、胆振東部地震対策基金積立金では、ふるさと納税による寄附金の積立て。

200番、基本基金積立金では、流木売り払いによる原資積立て。

226番、情報通信施設維持管理基金積立金では、基本料収入の実績見込み。

300番、地域振興基金積立金、そして306番、恐竜の卵基金積立金は、ともに一般寄附及びふるさと納税による寄附金の積立てにより増額となったところでございます。

続きまして、24ページをお開き願います。

11目交通防犯対策費、330番、交通安全推進事業につきましては、新たに高齢運転者による事故防止対策として、ペダル踏み間違い急発進抑制装置の導入経費について助成するため、

111万円の増となっております。また、この事業は翌年度へ繰越しして実施するものでございます。

別冊配付してございます議案説明資料の17ページに、高齢運転者事故防止対策助成金の概要を記載しておりますので、こちらも併せてご覧いただきたいと思っております。

続きまして、27ページをお開き願います。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、640番、障害者福祉事業につきましては障害福祉サービス費におきまして報酬改定に伴い単価が上昇したことから、825万9,000円を増額するものでございます。

660-01国民健康保険特別会計繰出金事業勘定につきましては、保険基盤安定の保険税軽減分及び保険者支援分としまして、基準に基づき繰り出すため221万7,000円を増額するものでございます。

30ページを御覧ください。

5目医療助成費、880番、子ども医療費給付事業につきましては、給付対象者の入院により医療費が増加したことから、子ども医療扶助費150万円を増額するもので、併せて885番、子育て支援医療費還元事業費につきましては、子育て医療支援費の対象となる受診者数が増加したことから160万円を増額するものでございます。

895番、未熟児養育医療費給付事業につきましては、新たな申請があったことから16万6,000円を増額するものでございます。

31ページ。

2項2目児童福祉施設費、925番、こども園運営支援事業につきましては、町民が町外の保育所へ通園する場合の広域保育委託の実績による増及び平成29年度子どものための教育保育給付費及び道費負担金の実績訂正による返還金としまして、194万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、36ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項2目農業振興費、1210番、地域農業推進事業につきましては、国の補正予算による新たな事務事業としまして、農業の担い手確保経営強化支援に取り組むため補助金を計上するほか、新規就農者、平成27年経営体育成支援事業に係る道補助の返還が必要なことから、償還金として計上するものでございます。実行予算との相殺により4,079万1,000円を減額するものでございます。

なお、担い手確保経営強化支援事業は翌年度へ繰り越しして実施するものでございます。

続きまして、37ページ。

4目農地費、1280番、農業基盤整備事業につきましては、国の補正予算による事業として行う道営水利施設整備事業に係る町負担金を増額するものですが、実行予算との相殺により1,301万円を減額するものでございます。

なお、農業基盤整備事業は翌年度へ繰り越して実施するものでございます。

続きまして、38ページ。

1285番、農業基盤整備事業基金積立金につきましては、積立実績により利子を積み立てるものですが、平成30年度の特別交付税で直轄農業用施設災害分として算入されていますことから、相当分として8,500万円を積み立てるものですが、相殺し8,472万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、45ページをお開き願います。

7款土木費、4項3項公園費、1710番、都市公園等維持管理事務につきましては、震災以降使用していない田浦第2球場グラウンドをシーズン前に整備するため、鶴川運動公園維持補修業務として増額するものですが、実行予算との相殺により237万9,000円を増額するものでございます。

なお、都市公園維持補修事業は翌年度へ繰り越して実施するものでございます。

続きまして、48ページをお開き願います。

9款教育費、1項2目事務局費、1870番、教育施設整備基金積立金及び49ページの4目教育振興費、1857番、鈴木章記念事業推進基金積立金につきましては、積立実績により利子を積み立てるものでございますが、両事業とも、ふるさと納税による寄附金の積立てにより増額となっているところでございます。

48ページにお戻りいただきまして、1840番、高等学校振興対策事業につきましては、鶴川高校通学バスの運行便数が増えたことから、今後の見込み分も含め132万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、50ページをお開き願います。

2項1目学校管理費、1970番、小学校施設整備事業につきましては、国の補正予算により穂別小学校トイレを洋式化するものでございます。整備内容は、校舎12基、体育館5基、そして多目的トイレ便座の取替えを行うもので、1,683万円を計上するものでございます。財源につきましては国庫補助及び地方債を活用するもので、翌年度へ繰り越して実施するものでございます。

別冊配付の議案説明資料19ページに、各町立小学校トイレ洋式化事業の概要としまして記載をしておりますので、併せて御覧いただければと思います。

続きまして、2目小学校費教育振興費の2010番、小学校情報教育推進事業及び51ページ、3項2目中学校費におけます教育振興費2,090番、中学校情報教育推進事業につきましては、国の補正予算によりGIGAスクール、いわゆる校内LAN（ローカルエリアネットワーク）を整備するもので、小学校費においては1,496万7,000円、中学校費では1,029万6,000円を計上するものでございます。財源につきましては国庫補助金及び地方債を活用するもので、翌年度へ繰り越して実施するものでございます。

こちらも別冊配付の議案説明資料18ページに、小中学校校内通信ネットワーク整備事業の概要として記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、52ページをお開きください。

4項1目社会教育総務費2160番、生涯学習推進基金積立金につきましては、積立実績により利子を積み立てるものですが、ふるさと納税による寄附金の積立てにより増額となっております。

2目公民館費、2200番、図書館等管理運営事務本町につきましては、□□□□□□□様から図書購入費としまして5万円の寄附申出があったことから、寄附者の意向に基づき図書購入費用として消耗品費5万円を計上するものでございます。

53ページ。

4目青少年健全育成費、2260番、穂星寮管理運営事務につきましては、嘱託職員報酬等に不足が生じたことから69万6,000円を計上するものでございます。

続きまして、54ページをお開きください。

6目博物館費、2270番、博物館管理運営事務につきましては、化石の里穂別を応援する会から穂別博物館へ31万6,000円の寄附申出があったことから、寄附者の意向に基づき、管内展示台購入費用としまして備品購入費33万円を計上するものでございます。

続きまして、56ページをお開きください。

5項2目体育施設費、2370番、穂別スポーツセンター管理運営事務につきましては、災害復旧工事中における通電確認により光熱水費が不足することから、50万円を増額するものでございます。

続きまして、59ページをお開きください。

10款災害復旧費、4項2目河川災害復旧費、2570番、河川災害復旧事業につきましては、

普通河川藤田の沢川災害復旧工事において、用地測量業務、土地購入が発生するため計上するものでございますが、実行予算との相殺により3,631万7,000円の減となるものでございます。

続きまして、60ページ。

11款公債費、1項1目元金、2490番、町債元金償還金につきましては、元利均等償還としている借入利率の定期改定により元金が不足するため、必要額を計上するものでございます。

61ページ。

13款給与費、1項1目、2520番、給与費につきましては、災害支援職員派遣に係る負担金が確定したことから必要額を計上するもので、1,192万9,000円を増額するものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、説明書3ページからの歳入につきまして御説明をいたしますが、主なもののみ御説明をさせていただきます。

まず、5ページをお開きください。

10款地方交付税の3億5,000万円の追加につきましては、特別交付税におきまして震災前の例年ベース額に連年災害及び被災農業者経営体育成支援事業による算定分を加えたものを計上しております。

9ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項3目の環境衛生費補助金につきましては、災害等廃棄物処理事業補助金における平成30年度実施分のうち、未交付となっている4,000万円を計上するものでございます。

6項の教育総務費補助金につきましては、国の補正予算により行う町内小中学校校内LAN等整備事業及び穂別小学校トイレ洋式化事業へ充てるため、1,652万8,000円を計上するものでございます。

10ページから12ページにかけましての15款道支出金、2項道補助金につきましては、地域づくり総合交付金としまして恐竜を活かしたまちづくりや、文京ハイツ、鶴川高校生徒寮の解体など6事業に充当するため計上するものでございます。

10ページを御覧いただきまして、2項3目農業費補助金の農業競争力基盤強化支援事業補助金411万5,000円、担い手確保・経営強化支援事業補助金3,202万4,000円につきましては、国の補正予算により事業を行うため計上するものでございます。

16ページをお開きください。

20款諸収入、5項1目雑入におきましては、北海道市町村備考資金組合支消金を6,500万円減額し、また、その他雑入において、昨年開催されました恐竜博2019むかわ竜骨格標本展示に係るNHKからの謝礼としまして1,100万円を計上するものでございます。

21款町債につきましては、災害分を含む建設事業債につきましては事業の確定、また国の補正予算に伴う計上等により、町債全体で2億1,950万円の減としております。

続きまして、18ページ。

22款環境性能割交付金につきましては、令和元年10月の地方税制改正により自動車取得税が廃止されたことに伴う新設交付金を予算化するものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきまして、議案書の31ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正についてであります。これは地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰り越して事業を行う必要から繰越明許費を定めるものでございます。このたびの補正予算において追加する事業のほか、既決予算のうちから繰越明許費へ追加変更するものでございます。

続きまして、議案書の32ページ、第3表債務負担行為補正につきましては令和2年度当初予算で提案予定の胆振東部消防組合消防署鷓川支署庁舎移転整備事業でございます。財源の関係上、建設工事を令和2年度内に着手する必要があるため、移転整備に向けた事務を早急に取り進める必要があることから追加するものでございます。

なお、債務負担設定年度と年度における支出はなく、新年度予算による支出となることからゼロ町債と記載をしてございます。

次に、議案書の33ページからの第4表地方債補正でございますが、追加の農業用排水路整備事業債につきましては、既決事業のうち起債充当可能となったものでございます。

学校教育施設環境改善事業債及び情報通信環境施設等整備事業債は、国の補正予算による事業により追加するものでございます。変更部分につきましては、事業の確定に伴い起債限度額が確定したものでございます。

以上で議題第13号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第14号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明に移らせていただきます。

議案書の37ページを御覧いただきたいと思っております。

本補正予算につきましては、国民健康保険特別会計の保険事業勘定補正予算（第3号）及び直診勘定補正予算（第2号）でございまして、第1条では既定の保険事業勘定歳入歳出予

算の総額にそれぞれ1億1,572万円を減額し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億9,953万6,000円とするものでございます。

また、第2条としまして、既定の直診勘定歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,524万6,000円を減額し、直診勘定歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,698万1,000円とするものでございます。

説明の都合上、先に補正予算につきまして別冊配付してございます令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する説明書、保険事業勘定補正予算（第3号）で御説明をいたします。

5ページの歳出から御説明を申し上げます。

2款保険給付費の1億1,660万円の減額につきましては、被保険者数が減少していることから、見込額を減額調整したものでございます。

7ページからの3款国民健康保険事業納付金の489万2,000円の減につきましては、共同運営に係る納付金の確定による減少でございます。

9ページ。

7款諸支出金につきましては、僻地直営診療の運営に係る特別調整交付金が確定となったことから631万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

3ページをお開き願います。

1款国民健康保険税の1,378万円の減額につきましては、当初見込みから被保険者数が減少していることによるものでございます。

3款道支出金1億335万7,000円の減額につきましては、直営診療所に係る特別調整交付金が増額となりますが、保険給付費等交付金が大きく減額となるものでございます。

4ページをお開きください。

5款の繰入金では、負担軽減世帯の増により一般会計繰入金は増額となりますが、特別調整交付金の増額により基金の繰入れを1,305万3,000円減額するものでございます。

6款繰越金は、前年度繰越金1,135万1,000円を追加するものでございます。

続きまして、直診勘定の説明に移らせていただきます。

説明の都合上、こちらにも別に配付してございます国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する説明書、直診勘定補正予算（第2号）により御説明を申し上げます。

5ページをお開きいただきまして、歳出から御説明をさせていただきます。

1 款総務費の3,209万4,000円の減額につきましては、最終見込額による減でございます。

8 ページをお開きいただきまして、2 款医業費の2,314万9,000円の減額につきましては、主なものとしたしまして看護師人材委託につきまして、派遣日数の減などにより1,566万円を減額するほか、他の医療機関に特殊な検査を委託しなければならない受診者の数が減少したことにより、特殊検査委託料が見込みより減額となったものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

3 ページへお戻りください。

1 款診療収入の6,163万1,000円の減額、2 款診療外収入の165万円の減額につきましては、それぞれの収入額の最終見込額による補正でございます。

4 ページをお開きください。

3 款繰入金につきましては、直営診療施設に係る国からの調整交付金が増額となりましたことから、国保事業勘定からの繰入れが増額となりますが、収支見込みから一般会計への繰入れが減額となり774万1,000円が増額となるものでございます。

以上で、議案第14号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の43ページをお開きください。

議案第15号 令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ789万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,045万9,000円とするものでございます。

別に配付されております令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明をさせていただきます。

歳出から御説明をさせていただきます。

4 ページをお開きください。

2 款分担金及び負担金の789万5,000円の減額につきましては、広域連合への保険料負担金の最終見込みによるものでございます。

続きまして、歳入でございますが、3 ページを御覧いただきたいと思います。

1 款後期高齢者医療保険料の671万6,000円の減額につきましては、保険料の収入見込額により補正するものでございまして、2 款繰入金につきましては歳出事業の最終見込みに保険基盤安定繰入分及び前年度繰越金計上に伴い同額を減額し、合わせて137万7,000円を減額するものでございます。

3 款繰越金は、前年度繰越金18万2,000円を追加するものでございます。

以上で議案第15号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書47ページをお開きください。

議案第16号 令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,597万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,071万4,000円とするものでございます。

別に配付しております令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明をさせていただきます。

6 ページの歳出から御説明をさせていただきます。

1 款総務費につきましては、2 項介護認定調査費で認定調査に係る意見書作成経費の減額や認定審査会全体会の中止等もあり、91万7,000円の減額とするものでございます。

2 款保険給付費から3 款地域支援事業費までの歳出につきましては、それぞれの事業の利用実績を踏まえた最終所要額への調整でございます。

11ページをお開きください。

4 款基金積立金につきましては、整理予算により調整した財源余剰と利子の見込額を積立とするものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

3 ページをお開きください。

1 款介護保険料の829万5,000円の減額につきましては、保険料の収入見込額により計上するものでございます。

2 款分担金及び負担金から4 ページの5 款道支出金までは、介護給付費及び事業費の負担割合等に基づきまして収入見込額の調整を図ったものでございます。

6 款財産収入10万円の増額につきましては、基金利子の積立によるものでございます。

7 款1 項1 目の一般会計繰入金につきましては、介護給付費や事務費の所要額の最終的な見込みから、繰出基準に応じた額を整理したものでございます。

2 款1 目介護給付費準備基金繰入金の453万2,000円の減額につきましては、事業の最終見込額により整理したものでございます。

8 款繰越金の286万1,000円は、前年度繰越金でございます。

以上で、議案第16号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の51ページをお開きください。

議案第17号 令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第2条ですが、令和元年度むかわ町上水道事業会計の収益的収入と収益的支出から、それぞれ510万円を減額するものでございます。

第3条は、資本的収支の不足額1億1,283万8,000円に対し、過年度損益勘定留保資金7,302万6,000円、当年度損益勘定留保資金3,013万5,000円、当年度消費税及び地方消費税、資本費収支調整額967万7,000円を充てる内容となっております。

こちらも、別冊配付してございます令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

説明の都合上、2ページの水道事業収益的支出から御説明をさせていただきます。

収益的支出は、2款簡易水道等事業費用におきまして、年度末における整理で不要となる額を減額するものでございまして、これに伴いまして1ページの収益的収入で実績により給水収益を増額するほか、一般会計からの補助金を680万円減額するものでございます。

続きまして、4ページを御覧いただきたいと思います。

資本的支出でございますが、上段の水道事業資本的支出につきましては、米原地区配水管新設工事及び量水器取替工事の入札減等により830万7,000円を減額し、下段の簡易水道等事業、資本的支出につきましては、量水器取替工事の入札減等により300万円を減額するものでございます。

これに対する資本的収入でございますが、3ページ上段で水道事業資本的収入では、一般会計からの出資金を200万円減額し、下段の簡易水道等事業資本的収入では、簡易水道第6次拡張、和泉配水管更新工事に係る企業債130万円を減額するものでございます。

議案書52ページへお戻りいただきまして、第4条では予算第5条の表中、企業債限度額2,910万円に改めるものでございます。

第5条につきましては、第7条中、他会計補助金を4,626万2,000円に改めるものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の53ページをお開きください。

議案第18号 令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第2条でございますが、むかわ町下水道事業会計の収益的収入と収益的支出から、それぞれ392万7,000円を減額するものでございます。

第3条は、資本的収支の不足額1億1,509万6,000円に対し、当年度損益勘定留保資金

7,829万8,000円、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額313万9,000円を充てる内容となっております。

説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

2ページの公共下水道事業収益的支出から御説明をさせていただきます。

収益的支出は、1款公共下水道事業費用におきましては、事業実績及び減価償却の確定により減額するものでございます。

2款農業集落排水事業費用におきましても、事業実績により減額するものでございます。

これに伴い、1ページの収益的収入は1款公共下水道事業収益、2款農業集落排水事業収益におきまして、除却確定及び実績により減額をするものでございます。

続きまして、4ページにお進みいただきまして資本的支出でございますが、上段の1款公共下水道事業、資本的支出、1項建設改良費は工事实績により減額。

中段、2項企業債償還金及び下段の2款農業集落排水事業、資本的支出の企業債償還金は、どちらも年度内償還額確定による増額でございます。

これに対する資本的収入でございますが、企業債、国庫補助金ともに実績に伴い変更をするものでございます。

議案書の54ページへお戻りください。

第4条では、予算第5条の表中、下水道事業債、資本費平準化債の限度額を改めるものでございます。

第5条では、一時借入金の限度額を1億1,000万円に改めるものでございます。

第6条では、他会計補助金を改めるものでございます。

第7条は、第9条の剰余金処分を削るものでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書55ページの議案第19号 令和元年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）でございます。

元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度むかわ町病院事業会計予算を令和元年度むかわ町病院事業会計予算とし、年度表記については平成31年度を令和元年度に読み替えるものでございます。

第2条は、令和元年度むかわ町病院事業会計の収益的収入と収益的支出につきまして補正をするものでございます。

収入におきましては、病院事業収益で1億1,305万9,000円を増額し、支出におきましては病院事業費用を増額するものでございます。

第3条は、資本的収支の不足する額に過年度損益勘定留保資金3,017万円を充て、資本的収入においては191万9,000円を減額するものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

説明の都合上、1ページ下段の収益的支出から御説明をさせていただきます。

1款病院事業費用、1項医業費用の1億1,305万9,000円を増額につきましては、損失交付金として平成30年度の損失額確定に伴い計上するものでございます。これに対する収益的収入は上段を御覧いただきまして、1款病院事業収益、2項医業外収益の増額につきましては一般会計からの補助金を同額増額するものでございます。

続きまして、2ページの下段でございます。2ページ下段の資本的支出でございます。

1項建設改良費の減422万1,000円につきましては、医療用備品の年度内整備執行が困難なことから減額するものでございます。

上段の資本的収入、1項出資金では、建設改良費の減額に伴い一般会計出資金を191万9,000円減額するものでございます。

議案書の56ページにお戻りください。

第4条は、他会計からの補助金を改めるものでございます。

以上で議案第13号から第19号まで一括して御説明をさせていただきました。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

ここで、これ以降の審議日程について私からお話をさせていただきたいと思います。議案の今説明がありました議案第13号から19号まで審議をさせていただきたいと思いますので、17時には延会の提案をさせていただきますし、併せて……

[発言する者あり]

○議長（小坂利政君） 会議延長の提案をさせていただきます。それで終わらなければ18時にもう一度会議延長の提案をさせていただきますので、あらかじめ御理解の上、審議に参加していただきたいと思います。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも、質疑されるときはページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

議案第13号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）に関する説明書、別冊事項別明細書、歳出、19ページから26ページまでの2款総務費について質疑はありませんか。

12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 議案第13号の、これはページ数23ページです。これのうちの32ページの第3表……

〔発言する者あり〕

○12番（中島 勲君） いや、32です。債務負担行為の部分です。これでいいんですか。

〔発言する者あり〕

○12番（中島 勲君） ページ数で言ってください。議案の。

〔発言する者あり〕

○12番（中島 勲君） 13号でないのか。さっき。

〔発言する者あり〕

○議長（小坂利政君） 債務負担行為については、まだ、そこへ行っていませんので。

ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ごめんなさい。22ページの274の恐竜プロジェクト事業で700万ほど減額になっているんですが、内容について伺いたいです。274ね。

それと、24ページの330の高齢者運転事故防止対策助成金110万、これはこの説明資料の中にあるんですが、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） それでは、274、恐竜プロジェクト事業の704万9,000円の減額の内訳についてを御説明いたします。

まず、需用費でございますけれども、当初予定していた金額よりも執行額が減額になったということでの余剰の部分でございます。

続いて、13番委託料でございますけれども、委託料、人材派遣委託料として700万の予算を計上しておりましたけれども、こちらは人件費であります。人材派遣ではなくて交付金の事業の委託のほうに回したということで、その分の余剰額を減額をしております。

そして最後に、13番の委託料の調査委託料でございますけれども、500万円の予算をして

おりましたが、入札減によりまして323万円の減額となっております。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） それでは、私のほうから高齢運転者事故防止対策事業の概要について、ちょっと説明させていただきます。

こここのところ、テレビのほうでもサポカー補助というやつが今月になってからいろんなメーカーのやつでテレビでも出ているかと思うんですけども、大きく言いまして2種類のサポカー補助がございます。

1つが、新車で自動ブレーキ、いわゆる壁に向かって走っていったときに、急にものが出たときに自動的に止まるという部分。これは新車に整備されているものでございます。

もう一つ、踏み間違い防止という部分があります。これはアクセルを思い切り踏んだときに、踏んでも効果が出ないようにわざと外してしまうというか、踏んでも一気に思い切り踏んだときにアクセルが連動しない、またアクセルとブレーキを両方一緒に踏んだ時に、アクセルが利かないでブレーキだけ利くというものでございます。これは後づけのものをメインとしております。

今回は国の制度は両方あるんですけども、町のほうは後づけでつける踏み間違い防止に対して、65歳以上の人の車に対して国が出すお金の積み上げて3万円補助をしたいというふうに考えているものでございます。150万円ですので、3万円だから50件分をまず予算しているという形になります。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 恐竜のプロ……

〔発言する者あり〕

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 先ほど答弁漏れがあったようなので、追加して説明をさせていただきます。

人材派遣の委託料につきましては、担い手の対策ということで人材を招聘をしている部分に流用したということで、その委託事業名は支援業務委託料ということで、そちらのほうへの流用となっております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 今の人材派遣で700万計上していたけれども、交付金があったので

そっちを使ったみたいなのを言ったんですよね。ということはちょっと説明というかな、この予算計上のちょっと違うんじゃないのかなと、そういう使い方をしていいのかなと、そういう計上の仕方をしていいのかなと私は疑問が残ると、よく恐竜のプロジェクトの関係ではいろんな表現の仕方やら使い方があって分かんないですよ、はっきり言って。頭悪いって言われてもしょうがないけれども、分かんないんです。だから、少しその名称の使い方も含め、整理した形で提案していただかないと、もうこんがらがるといふ、私はね、ほかの方は知りませんが、そういう状況になるんですよ。

だから、それが果たして700万の人材派遣委託料で計上したけれども、いや、そうじゃないよ、お金があったんでそっちを使って、こっちは余ったようになるとかね、そんなこといいのって私は思うんですけれども、その辺ちょっと解明してください。

それから、ブレーキのほうなんですけど、これは普通はどれぐらいの費用でつけられるのかと、それから例えばこれを町内の自動車整備工場とかね、でつけることになるでしょう。そのときに、どこでつけてもいいと。苫小牧へ行ってやってもいいし、どこでつけても補助は出るよというそういうものとして解釈していいのかについて2点。

○議長（小坂利政君） 田所地域振興課参事。

○地域振興課参事（田所 隆君） 私のほうから、人材派遣委託料の計画の内容について説明を申し上げたいと思います。

人材派遣委託料につきましては、御存じのとおり常勤のまちづくりアドバイザーとして遠藤研二さん、もうお一方、土井巧さんという方をまちづくりアドバイザーで雇用しております。この土井巧さんにつきましては、当初常勤をという希望があったんですが、本人の希望等もありまして非常勤となりました。そのためによる常勤での予算措置をしていた関係上、この土井さんの部分の報酬が減額になったということで御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） まず、サポカーの部分ですけれども、基本的に国の制度に上乘せするという形ですので、国のサポカー補助をもらえるに登録している会社、いわゆる車屋さんもそうですし、製品屋さんとかオートボックスとかそういうところもそうなんですけれども、あと整備工場もサポカー補助をもらうために登録しているところがございます。そこを使うと上乘せできるということになります。一応、町内の整備業者には使えるかどうかという確認をこれから今しているところでございます。

それで、製品なんですけれども、いろいろあります。特に後づけの部分では一番廉価なも

のは3万円台からあるんですけれども、もちろん工賃とかそういうのはまた別になりますので、大体6万から一番高いので20万ぐらいまで。ほぼ6万辺りが一番多い価格帯かなと思っております。半分、国のほうが出て、残り町のほうで出せれば、後づけの部分については非常にいい形で進められるかと思っております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 恐竜のプロジェクト事業の、これは補正に関わらず本当に分かりやすく最初から説明していただければ、何回も聞かなくていいわけですから、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それから、町内の整備工場でもできるかどうかというのは、まだ分からないということね。できるかできないかというのは、現在の時点では分からないということではないんですか。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 正式なところは、この条例が通ってから確認しようと思っていたんですけれども、打診している中では可能だと。ただ、そのものをすぐに入らないがちょっとあるんですけれども、やることは可能だというように聞いております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 今の関連でちょっと質問したいと思うんですが、むかわの修理工場であれば陸運局に登録しているところは全てできるというふうに理解していてもいいんじゃないかというふうに思うんですが、ただ、この中で65歳以上の人たちが適用になりますよと。そうしたら何台も車にどういうものがあるんだというふうに具体的な数字を列記していないと、ただ110万で国から来れば、これにまた上乘せしますとよ言ったって、申込みがもっと出てくればこの予算では済まなくなる可能性だってあり得るわけでしょう。そうすれば今の段階で例えば国から来る、それから町が持ち出す分、それらについて65歳の該当者は何人と想定してこの予算を計上してきているのか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今、萬課長のほうから、るるありましたけれども、今まさに国のほうで制度ができて、これからであります、スタートは。今ここに書いてありますように、次世代自動車振興センターが認定したということで、そういったところに修理工場等が申請をして、指定工場というのか、そういう登録を受けるような形になります。そういった工場については、国から踏み間違い防止装置をつけたときに国から補助金が工場に出ます。つけた

方には残りのお金を所有者に請求するわけですが、その個人負担の2分の1について町が上乗せ補助をしましょうということで、個人負担は2分の1ということに、国の補助金の残った対象額の2分の1の上限値は3万円ということで、町が負担をするということになります。

現在のところ、マックス3万円までならないというふうに考えていますけれども、マックス3万円として50台、150万を補正予算で措置をして、3月中にスタートをするというふうに考えております。その後の動向によっては、新年度予算での補正対応ということも今後出てくるかもしれないというところでございます。現在のところは、まず3月スタートのために補正を組んだということでご理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 非常に高齢者にとってはいい制度というか、事故防止につながるような予算の配慮だというふうには私も理解するんですが、これらについて、やはり高齢者に対して今後周知をしていく方法というのをこれからやらなきゃならないと思うんですが、それらについても、今副町長が言われたように、これだけしかかかりませんよと、3万円ぐらいですか、かかるというね、持ち出しがどのぐらいあるのかとか、そういうものを詳細に列記して、そして町民の皆さんにお知らせするほうが、やはり高齢者の事故防止につながっていくというふうに考えるんですが、そういうことも詳細に加えて町民の皆さんに周知するというふうな考え方でいいのかどうか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 制度につきましては、議会で議決をいただいた後にチラシをつくりまして、広報の4月号の折り込みに入れていければというふうに思っております。その中身はできるだけ分かりやすく記載したものを通知したいなというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 10番。

○10番（津川 篤君） ちょっと一緒に聞けば良かったんですが、例えば農家の場合、車3台も4台も持っていますよね、高齢者の人たち。だから、それが全ての車に該当するのかなのか、1軒1台なのか、その辺りのことをきちっと決めてかかれないと、農家の人は非常に私も含めて高齢者が多いわけですから、だからそうなってくると3台、4台まで適用になるよと言ったら、僅かな人しかその恩恵が受けられないという状況が出てくるというふうに懸念されるんですが、その辺りについては、今後これ議会通ってからということも十分検討として皆さんに通知するんだろうけれども、その辺りの基本的な考えというのは、今の

段階で今答えられる範囲の中では1軒1台ですか。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） まだ細部についてはおっしゃるとおりなんですけれども、他町村、他の市町村等のやつを見ていろいろ研究しているんですけれども、65歳以上というのがまず基本線になっております。その中で1人1台、そして1年間は最低その車を使うことというのが、ある程度の共通した条件になっておりますので、その線でできたら考えていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） あらかじめ、本日の会議時間については審議の都合によって延長いたします。

ほかに質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 事業番号が83番のふるさと納税について、まず1つですけれども、ページ数19ページ、事業番号83-00ふるさと納税についてですけれども、単純に嘱託職員の報酬が、これ160万ぐらい減額になっていて、報償費がこれだけ減っているということは、要は期待した額にいかなかったという単純にそういう見方すればいいのか。

それと、22ページの先ほど出ていた恐竜プロジェクト事業、ちょっともう一回確認しておきたかったですけれども、先ほど流用したという言葉が出たので、それは確認しておきたい。流用したわけではないということだけ、まず確認させてください。

それと、24ページの360番、事業番号、バスの運行委託料なんですけれども240万の減額と。ちょっと減額の理由を教えてください。

○議長（小坂利政君） 梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 私のほうからは、19ページ、事業番号83番、ふるさと納税運営事務についての御質問についてお答えしたいと思います。

昨年、当初予算の議決をいただいた後に、総務省のほうからふるさと納税の運営の仕方について新たな通知があったところでございます。例えば寄附金に対して返礼品に係る費用が50%以内というものがございましたし、人件費につきましても専任職員に係る人件費については、その寄附金の50%以内の中に計上しなければならない経費というふうに、当初予算で議決いただいた後に通知があったところでございます。

この辺も勘案いたしまして、議決をいただいた後に内部協議いたしまして、専任の嘱託職員の使用については見送りをしたというところが、まずこの嘱託職員の経費の減ということ

でございます。

また、併せまして今年度の寄附動向につきましても、当初予算では4,500万円ということを見込んで歳入の予算を計上しておったところでございますが、今後の寄附見込みも勘案いたしまして、1,264万6,000円を減額して3,235万4,000円という歳入の見込みを勘案した中で必要経費の減額をしておるところでございます。そういった意味におきましては、当初の見込みより寄附金につきましては減額を見込んでおるところでございます。

一方、昨年12月13日より、さとふるという新たなふるさと納税のポータルサイトを導入をいたしましたところ、本年の1月、2月、あと昨年12月についてはほぼ対前年と同様の金額、昨年は震災もありましてたくさん御支援を頂いたところでございますが、金額ベースで申しますと昨年12月ベースに戻っておりますし、本年の1月と2月につきましては金額ベースでは対前年を上回ってきているところでございます。そういったところのちょっと工夫もしておるところでございますが、御指摘のとおり今年度のふるさと納税の金額については、当初予算ベースより減額を見込んでおるところでございます。

○議長（小坂利政君） 田所地域振興課参事。

○地域振興課参事（田所 隆君） 事業番号274、恐竜プロジェクト事業の人材派遣委託料については流用はございません。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 360番の13番、委託料の部分なんですけれども、鷓川地区のコミュニティーバスという、いわゆる予約を受けて走る路線の部分でございます。予約がない場合はこれは運行しないものですから、その部分で執行残になったもの、いわゆる便数が減った分が残った部分ということでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） ふるさと納税ですけれども、これ、ずっといろんな議員からも出てきておるように、やはり町財政においてこれが大きな財源となる活力になるんじゃないかということで、一生懸命やってほしいということだったんですけども、嘱託職員を雇わなかったというところは、なぜなのかなと。やはりそこに力を入れていったほうがいいという、例えば議会から委員会等からもそういうような提案をさせていただいていたんですけども、そこに至った経緯だけ教えてください。

○議長（小坂利政君） 梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、専任職員に係る人件費、こちらにつきましては常勤職員、非常勤職員の別に関わらず、寄附金額の50%以内とされる経費の中に算入しなければならないというところが、令和元年度の当初予算議決をいただいた後に通知があったところでございます。

この辺を踏まえまして、内部協議の結果、現行の職員体制の中で強化を図りながら、経費については極力最小限でいかなければ、場合によってはふるさと納税の税制優遇が受けられない町というふうになってしまうことだけはちょっと避けたいなというところで、令和元年度の事務体制を決定して、この回、予算を執行してきたところでございます。

そのような中、出来得る策は打ってきたんですけれども、結果として年間の寄附金ベースとしては先ほども答弁させていただいたとおり、減額予想をしているところでございます。

なお、重複するんですが、さとふるのポータルサイトのほうを導入した結果、ここ3か月については金額ベースでは対前年を上回ってきているところですから、これに甘んじることなく、町のPRと絡めながらふるさと納税の我が町として寄附金をお預かりする趣旨についてしっかりとPRをしていきながら、今後も納税推進につなげてまいりたいなと考えております。

なお、新たな通知では、過度に返礼品を強調したPRについては認められておらないところなので、その辺も勘案しながら我が町ならではのPR、ふるさと納税だけのPRをしてもなかなか難しい部分もございますので、町が注目を浴びるところで納税につなげていく、平成30年におきましては胆振東部地震がありまして、ある意味、我が町にたくさんの御支援を頂いたところでございます。今度はポジティブな部分でどんどん町のPRをしていきながら、納税にもつながっていくような取組もしていきたいなというところがございますので、御理解を賜りたいなと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） まずは、残りはまたあしたもやりますけれども、やはり嘱託職員入れて、要は50%になってしまうから取ってしまった。やり方によっては最初から嘱託職員でいて、後で50%を超えるようであれば、嘱託職員をそれこそ別なところからお金を出して違う業務をしていたという形でやる方法もあったんでないかなということで、やはり積極的に考えるんだったらそちらを選ぶべきじゃないかなというふうに、専属職員というか1人専属

でできるような人材を確保して、やはりここは延ばしていくべきだというふうに考えるんですけれども、来年度の予算も似たようなことをやっていくのかどうかというところを含めて、またあした話します。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、26ページから35ページまでの3款民生費及び4款衛生費について質疑ありませんか。5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 27ページの666、プレミアム付商品券の事業なんですけど、3,500万の予定が3,450万を減額すると。国の消費税増税対策として行った評判の悪いプレミアム付商品券だったと思うんですけれども、これ実際に対象者数はどのぐらいいて、利用した方がどれぐらいいたのかについて伺いたいのと、31ページの925に、こども園運営支援事業って、これ、ちょっと広域保育業務委託料が出ているんですけれども、ちょっと、これ教えてほしいんですけれども、例えば出産なんかでふるさとへ帰った人が、そこの地元の保育園に入園できるということではなかったかなと思っているんですけれども、減額して12万8,000円ですか、いたということなんですけど、これ何件だったのかも含めて事業内容も含めて教えてください。35ページまででした。

〔発言する者あり〕

○5番（大松紀美子君） 35ページ、はい、ないです。

○議長（小坂利政君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 私のほうから、まず666事業のプレミアム付商品券の件、先にお答えいたします。

これ、議員御存じのとおり、10月の消費税増税に伴いまして、低所得者や子育て世帯を限定に家計の負担や消費への影響を緩和するために実施されたものであります。これ6月の補正予算でということでありまして、それで、まず件数なんですけれども、非課税の方なんですけど、1,341世帯、1,929名です。非課税は1,341世帯、1,929人です。子育て世帯は136世帯、162名です。

申請率なんですけど、非課税、子育て世帯については申請なくてもそのまま引換券を発送することになっていますので、まず非課税の申請が853人、申請率44.22%でございまして、想定よりは低かったというのが臨時福祉給付金では80%から90%がありました。新聞折り込み

等広報等でPR、周知しましたが、大体4割の交付、申請率となりましたということでございます。その差額分について今回減額するものであります。

もう1件が、31ページの925事業でございます。これは広域の保育業務ということで、先ほど里帰りの部分というお話はされたんですけども、児童の住所地以外での市町村のそういった保育所の入所希望する場合は、市町村間で受委託を行うということで、今回対象が1名ですね。1名の1か月分ということで委託料として出しております。別海町になりますね。別海町です。そうですね、よろしくお願ひします。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、35ページから47ページまでの5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費について質疑ありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 36ページの1210の地域農業推進事業。この中の農業振興施設等整備事業補助金6,900万という大きな金額になっているんですけども、ちょっと確認なんですけれども農協のほうの施設の関係、2億円の入札が少なくなったというそういう絡みと全然別な次元のものなのか、その辺、ちょっと確認のためにお聞きしたいのと、その下の19節の一番下のほうに、担い手確保経営強化支援事業補助金、これが3,200万増えているんですけども、これは逆に言うと経営体の関係の事業なのか、その辺ちょっと区分を教えてください。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長、マイク。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 私のほうから、農協の集出荷貯蔵施設に対する支援の減額の原因でございますが、こちら議員御指摘のとおり農協の入札減による影響でございます。当初予定していた対象区分等を見直したものではありません。

○議長（小坂利政君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東 和博君） 事業ナンバー1210番の担い手確保経営強化支援事業補助金について御説明申し上げます。

こちらの予算につきましては、令和元年度の補正予算でありまして、融資したい方を主とされる補助金の事業でありまして、このたび4戸の生産者から経営強化支援事業ということで申込みがあったところでございます。補助対象につきましては機械でありまして、ロータリーであったり移植機等々の補助事業を支援するものでございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） もう一度、それでは確認をしますが、農業振興施設の関係、これについてはあくまでも入札時の2億円に対する減額ということで、災害支援対象にならない倉庫のほうについては一切影響がないというふうに理解してよろしいですね。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） ちょっと総事業費の捉え方ございまして、私ども実際に農協さんから予算を組む際に頂いていた数字というのは、実際に農協さんが発注でかけた設計金額より上回った金額、頂戴しております、その額をもって当時予算を組んでございます。ですから実際には我々最新の予算を組むために金額、それから農協さんの発注のために設計を詰めていった中で使った金額、そして最後の実施の契約した金額というような3つがありまして、私ども予算を組む際には、一番大きな最初の予定の金額で予算を組ませていただいております。

ですから入札金額との乖離で予算額のところで言いますと、入札じゃなくて最初の見積り額との部分での乖離がございまして、それだけやや大きく見える金額ではございまして、全て入札減によるものの影響ということで捉えていただいても構わないものだと思います。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） ちょっとまだ理解できなくて、倉庫の関係、災害支援対象の倉庫の関係。これには影響がないというふうに理解していいんですねということをちょっとお聞きしたんですけれども。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） その部分については影響してございません。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、47ページから61ページまでの8款消防費、9款教育費、10款災害復旧費、11款公債費、12款諸支出金、13款給与費について質疑ありませんか。

7番、野田議員、マイク。

○7番（野田省一君） 50ページの2010の小学校教育情報推進事業費、これ説明資料が18ページにあるんですけれども、その中で、今回、何を整備するのかというところを見ると、どう

も読んでも分かんないんだけど、これ、タブレット端末を充電する、しまっておく棚がこんなにかかんのって、充電する設備に。ちょっと納得できないんだけど、ひょっとしたらタブレット端末の1人1台。でもこれから言ったら1人1台って書いているけれども1クラス全員に当たる分だけと。全校生徒に一遍に当たるわけではないなど。ちょっともう少し詳しく教えてください。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） G I G Aスクール構想に関して、若干説明したいというふうに思います。

G I G Aスクール構想でありますけれども、大きく2つの柱があります。1つは、校内通信ネットワーク整備事業というものの、もう一つ、児童生徒1人1台端末の整備事業ということで、いわゆるネットワーク環境の整備を行った後に1人1台端末ということでございます。今回は校内通信ネットワーク整備事業ということでございまして、校内LANの整備、無線アクセスポイントの整備ということでございまして、一部学校で体育館だとかそういうところでLANの通信がちょっと弱いといいましょうか、そういった部分でございます。いわゆるW i - F i環境を強化して大量にタブレットを使った場合には早く進むというような環境を整備するというのと、加えてタブレットの保管庫も整備するというのが今回の概要でございます。

それは、今年度に予算計上いたしまして、実際には来年度整備していくという形になりますが、タブレットにつきましては令和5年度までに購入していくということでございます。議員のおっしゃいましたとおり、1クラス1学年が最大の台数ということになりますので、全校生徒に1台当たるということではございません。事業をやる上で1学年の最大の人数をカバーできるような台数を購入していくということになります。

タブレットの補助の上限でありますけれども、4万5,000円ということでございます。補助の上限は4万5,000円です。これを今年度補正予算で計上いたしまして、来年度ネットワークを整備しまして、令和5年度までに端末を整備していくことにしていくということになります。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） やはり、全校100人いたら100人に当たるわけじゃなくて、1クラスのマックスの数だけ当たるという考えなんです。それに先に台を買って5年の間に、見込みでいつ、全校町内全部入れたら100台ぐらい、一体いつ入れるのか、若干の見込みがあれば

ちょっと教えてほしいなと思うことと、それと最大はやっぱり先生方が果たして、導入するのはいいんだけど、その辺は国や道から先生方が使いこなせるのかという心配、英語をしゃべれない先生が英語を教えるみたいなもので、ドイツ語をしゃべれない人がドイツ語を教えるのは、これは大変なことです。やっぱりプログラミングということをつからない方が教えるというのもそれも大変なことだと思うんで、その辺の事情というのは国から道からどんなようなところを中心に示されているのか、簡単で結構です。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 今現在、タブレットにつきましてはタブレット端末、今、町内5校で43台整備済みです。これは児童生徒に使わせるものではなくて、あくまでも先生の指導用ということで配置をしているというところでございます。この間そういったタブレットを使っていただきまして、先生のスキルアップというものを図っていただいているところではありますが、やはり先生たちの中でもスキルといたしましうか、そういったものの知識に関しては差があるのは事実でございます。最初にこのネットワークといわゆる環境を整備した上で、令和5年度までに端末を整備していくということでございますので、そういった運用関係につきましても今後学校現場と整備しながら、導入タブレットが入った時点で有効に使っていけるように、学校現場とも協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 今の関連なんですけれども、国が19年度から進めて、もっと前ですけども、このGIGAスクール構想ということ、そういうコンピューター、そういうものを生産する企業の後押しがあるんだなって理解しているんですけども、本当、悩ましいんですよ。やっぱり学校でこういうGIGAスクール構想、国で進めているという、企業参入を進めながらやっていくということなんですけれども、やっぱりそれはいいことばかりじゃないですよ。集団での学びだとか、コンピューター、タブレット、いろんなものを使うことによって画一的な教育をしていくという、そういう危惧も出されていますよね。

実際に、幾ら国が金出すからやんなさいということをお願いして受け入れて事業化するんだと思うんですけども、教育長としても本当に機械に踊らされるような、いい面もあるけれども、そこに本当に子どもたちがはまってしまっている、そういうものを親たちももちろん心配を抱えていますよね。そういうものを学校教育の中でこういうふうに画一的にやっていくということが一体どうなのかって、私はすごく良かった良かったというふうには思

えないんです。自分の孫の様子を見ていてもね。やっぱり中学生になるとパソコンも欲しが
るし、ゲームも小学生の頃から欲しが
るし、でもそのことがすごく問題になっている中で、
本当にきちんとした教育をしていかないと大変なことになるということもありますよね。

だから、そういう問題として、教育委員会としてこの事業推進に当たっての決意なり考え
方なりをやっぱりきちんと示していく。ただ道具をそろえていくというんじゃなくて、この
ことを進めていくことに対しての、やっぱりきちんとした説明も必要だなと思うんですけれ
ども、考え方、お聞かせください。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

このG I G Aスクール構想は、先ほど佐々木主幹も説明いたしました。昨年の12月に内
閣が決定いたしまして文部科学省から通達が来ました。今回限りでネットのW i - F i の環
境整備については今年度申請しなければ次年度は予算措置しませんよという形で、各市町村
の首長を集めて1回会議が開かれております。そういった部分で今回手を挙げておかないと
次年度予算はこの予算はしないと。

先ほど主幹も説明しましたが、タブレットについては令和5年まで時間的余裕があるとい
うことで、今回例えば1クラス40人いて、一遍に40台動かすときのW i - F i の環境がない
と、もうスローで全然動かないと、タブレットもパソコンも。そういったことがきちんと、
そこからまず始めようと。そういうことで今回予算がつきましたんで、これはまず私たちと
してものっかんないと始まんないので、この環境整備はまずしておこうと。

その後、どのタブレットが一番いいのか、一応、今3社上がっています。その3社を47
都道府県1府県ずつ決めていくのがいいのか、いや、179市町村、それぞればらばらに決め
ていくのがいいのかを今ほかの教育委員会で詰めています。そういったことも今計画の中で
やっていますので、それらの情報を含めながら一番最善な方法をむかわ町としては選択して
いこうと思っています。

ただ、今ICTというか、こういったコンピューター教育、ますますもっと求められてい
くんで、やっぱりやっていかざるを得ません。これに取り残されてしまうと、子どもがもう
例えば先ほど出た英語教育もそうですが、もう立ち行かなくなります。ですから、ここで
きちんと環境整備していこうという決意でいますので、今回、教育執行方針でも書かせてもら
ったとおり、これは進めていかざるを得ないということだけは御認識いただきたいと思いま
す。よろしく申し上げます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 本当に国のやり方というのは、往々にしてそういう嫌らしいやり方をしますよね。だけれどもメリットの面とデメリットの面というのは必ず、ましてや子どもですからね、ありますよね、そういう点で。私は祖母として自分の孫のことを心配するように、親たちだって100%、いや、本当にいいことだって思ってもらえるかどうかというのはやっぱり不安な面もありますよね。じゃ子どもたちにどういう教育を、さっきもおっしゃっていましたがけれども、先生たちが子どもたちにとって良い扱い方などを教育していかなきゃなんないわけですよ。だから、その辺も含めてどのような対応をされていく考えなのかも併せて伺います。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおり、実は今年の管内の教育委員の研修会で、実はこの話のテーマで講演がありました。今おっしゃったとおり環境整備しただけでは全然意味がないですよ。本当に活用して、子どもたちにとっても、そして先生たちにとっても良かったと思えるような使い方をしないとやはり駄目ですよというお話を私も聞きました。

それで、これからですが、当然コンピューターの得意な先生、得意でない先生もいらっしゃいますので、そういった方々を集めて研修会ですとか、あと、そういうことにたけている指導者を呼んできて勉強会を開くですとか、いろんな形に取り組んでいこうと思います。

実は今、お茶の水女子大学が来てプログラミング教育をやってくれている最中です。何とか2年間の協定を結ぼうかということで、今いろいろ折衝しているところです。ですからいろんなチャンネルを使いながら、こういった教育について深めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから18ページまでの1総括、2歳入全般について質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1つは、総括のところ今度の補正全体で1億6,700万を減額補正してという形なんですけれども、中身的に見ると、当初予定のところは大体ほぼ予算どおり

の額的にはそうなんです。その中で地方交付税、先ほどあった特別交付税を中心に3億5,000万が増えた。そうするとこの分、他のほうで減額しても、もっと違った形になるんじゃないかと思うんだけど、そこら辺のところ、全体的な歳出の割合と歳入で交付税が3億5,000万増えてきたというそのバランスの流れ、お金の流れというのはどういうふうに見ておられるのか、総体的に伺っておきたいというのが1つです。

それから、2つ目に歳入の部分で地域づくり総合交付金というのが各所に道支出金なり道負担金という形で入ってきているんだけど、大まかに言うと、これはどういうことに使われていたのか、地方創生絡みなのか、それともこれらについていろんな各所に幾つかに入っているんだけど、それらが主にどのような分野に使われたというふうに端的に言えばそういうことになるのかということを示していただきたい。2つ目。

それから3つ目に、教育使用料だったと思いますが、そこで7ページですね、町民体育館使用料1万4,000円があるんだけど、町民体育館は今年1年使われたというふうには私は認識がないんだけど、この辺の歳入というのはどこから見込んでいるのか、ちょっと説明をお願いしたい。

この3点です。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうからは、歳入におけます特別交付税につきましてちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

今回、補正予算で3億5,000万の増額ということでちょっと予算計上したところでございます。こちらにつきましては、内容でいきますと昨年平成30年度の事業におきます経営体支援事業の関係で、要は特別交付税が措置をされると。ただ、そちらにつきましてはルール分としてカウントされるというのが12月交付の部分では入ってはくるんですが、実際30年度の交付の中ではその部分が、要は算定の報告の中ではまだ含まれていなかったと。翌年度でその分は措置をしますというような内容でございまして、その分が本年度、令和元年度の特別交付税で見込めるというようなそういった予算で今回3億5,000万円を上げているという中身でございまして

今回の歳出予算に関わってのこちらの特別交付税の3,500万の増という内容ではございませんので、御了解いただければなと思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから、地域づくり総合交付金の関係についてお答え

をしたいと思います。

分野は多岐にわたって地域づくり総合交付金が入ってきています。環境衛生補助金としての720万円ということで、これは解体に係る経費と。あるいはエゾシカ対策に対する交付金ということで、これは27万円ほどです。また土木費に対しては文京ハイツの解体経費、そしてまた末広団地の事業用分ということで、これが2,000万円程度ということで、土木費については2,870万円、それから高校生徒寮の解体に係る経費として1,820万というようなことで、大まかにこの部分、あと四季の館の災害復旧ということで1,810万円、また恐竜を活かしたまちづくりとして180万円と、それからクラウドファンディングの骨格の部分ですね、この部分について360万円が入っているというようなことです。それから災害の備蓄品ということで、これについては50万円ほどというようなことで、多岐にわたって要望して、おおむね要望どおり配分をされているというような状況でございます。

○議長（小坂利政君） ちょっと答弁調整で暫時休憩します。

休憩 午後 5時38分

再開 午後 5時42分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

誰、答弁。

上田生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（上田光男君） それでは、議員の質問にお答えしたいと思います。

町民体育館の使用料1万4,000円分ですけれども、今現在、町民体育館についての代替施設として報徳館、こちらのほうの事務所に係る経費をこちらの町民体育館の使用料として21万5,000円、1万4,000円分の収入を増額で入れているという状況になっております。

[発言する者あり]

○生涯学習課主幹（上田光男君） むーブで今委託管理している部分ですね、その代替施設分の事務所経費ということで計上しております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） そういうことなら、これ町民体育館と書かないで、むーブかもしれ

ないけれども報徳館だとするでしょう。ちゃんとそういう形の中で科目があるはずなんだから、その辺はちゃんと整理したほうがいいなと、そういうことを求めておきたいというように思います。それについては問いません。

じゃ、もう1点だけお伺いしますが、災害関連で国庫補助が減額になっている。その中に保健体育施設等々も5,700万と大きくあるんだけど、いわゆる穂別町民プール、私もちよっと聞いておきたいと思うけれども、これは年度中にいけるんじゃないかという話もあるけれども、もしいけないとすると、これは年度内予算としてはいかないわけで、そこら辺の処理というのはどんなふうになっているのか、ここに発生させたのか、させていないのか、それらを含めてちよっと整理してほしいと思います。

○議長（小坂利政君） 上田生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（上田光男君） 議員の質問にお答えしたいと思います。

この公立社会教育施設災害復旧補助金の部分の5,726万8,000円の減額の部分ですけれども、基本的に今5施設、町民体育館、それと鶴川スケートセンター、穂別スポーツセンター、鶴川テニスコート、穂別水泳プールという形で、歳入については当初から収入を見込んでいましたが、年度内のその収入の見込みが実際のところは実績報告書の整理完了がまだ滞っているということで、令和元年度に年度内の収入が見込めないということとなりますので、その分の歳入の減額をしたところでございます。

実際のところ、金額の部分については町民体育館については5,229万7,000円の減額、鶴川スケートセンターについては257万7,000円の減額、穂別スポーツセンター1,095万2,000円の減額、鶴川テニスコートについては780万6,000円。この分については繰越しという形で進めてあります。それと穂別水泳プールについても75万2,000円の分の繰越しというような形で予算計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり23ページから35ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越明許費補正、第3表債務負担行為補正、第4表地方債補正全般について質疑ありませんか。

12番、中島議員。

○12番（中島 勲君） 32ページの3表の債務負担行為補正でございますけれども、この中で、ちょっと先ほどの説明で分からないところがあったものですから質問するんですけれども、まず債務負担行為ですからそれは分かるんですけれども、このゼロ町債ということは町の財政は関係ないということだと思っておりますけれども、それはそれでいいのか。

それともう一つは、これ町の財政と胆振東部消防組合消防署の財務との関係において今後どういうふうになっていくのかと。

3つ目には、限度額、これは令和2年度の期間において限度額1,276万を数字を出しているわけですが、この数字はどういう形で出てきているのか、この3つについて分かるように説明をお願いします。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうから、ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、ゼロ町債というところでございますが、こちらにつきましては、事業自体は令和元年度から取り進めるというものなんです、ただ関係する予算については元年度の措置ではなくて令和2年度の予算から措置をするというような、そういった意味合いで書かせていただいているものでございます。

それと、限度額というところでございますが、こちらにつきましては建設等に係る前段の庁舎の基本設計でありますとか、あと用地に関わるようなそういったものの費用が発生します、こういった限度額を設定しているというような流れになります。

今後の予定としまして、確かに一部事務組合の施設の移転というような内容ではございますが、そのうち用地については町有地、こちらに一部事務組合の施設を建てるというような流れでありますので、その前段までの流れというんでしょうか、その手続については町で行うと。建設に係っては、今の予定でいけば、こちらのほうについては消防組合のほうで行っていただくというような予定で考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第13号の質疑を終了いたします。

次に、議案第14号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書、保険事業勘定補正予算（第3号）、事項別明細書、1 総括、2 歳入、3 歳出

の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書直診勘定補正予算（第2号）、事項別明細書、1総括、2歳入、3歳出の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり37ページから42ページまでの予算総則第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正、第2表直診勘定歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号 令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書、事項別明細書、1総括、2歳入、3歳出と、議案書つづり42ページから45ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号 令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書、事項別明細書、1総括、2歳入、3歳出全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり47ページから51ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号 令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書、事項別明細書全般、議案書つづり51ページ、52ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号 令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書、事項別明細書全般、議案書つづり53ページ、54ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号 令和元年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書全般、議案書つづり55ページ、56ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第19号の質疑を終わります。

これから、議案第13号から議案第15号までの討論を行います。

〔「19号」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 失礼しました。議案第19号までの討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第13号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第13号の討論を終わります。

次に、議案第14号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第14号の討論を終わります。

次に、議案第15号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第15号の討論を終わります。

次に、議案第16号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第16号の討論を終わります。

次に、議案第17号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第17号の討論を終わります。

次に、議案第18号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第18号の討論を終わります。

次に、議案第19号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第19号の討論を終わります。

これから、議案第13号から議案第19号までの7件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第13号を採決します。

お諮りします。

議案第13号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号を採決します。

お諮りします。

議案第14号 令和元年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号を採決します。

お諮りします。

議案第15号 令和元年度むかわ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決します。

お諮りします。

議案第16号 令和元年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決します。

お諮りします。

議案第17号 令和元年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号を採決します。

お諮りします。

議案第18号 令和元年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号を採決します。

お諮りします。

議案第19号 令和元年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（小坂利政君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

なお、明日の開会時間は午前10時とします。

散会 午後 5時59分

令和2年第1回むかわ町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年3月10日（火）午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 議案第20号 令和2年度むかわ町一般会計予算
 - 第 2 議案第21号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
 - 第 3 議案第22号 令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算
 - 第 4 議案第23号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計予算
 - 第 5 議案第24号 令和2年度むかわ町上水道事業会計予算
 - 第 6 議案第25号 令和2年度むかわ町下水道事業会計予算
 - 第 7 議案第26号 令和2年度むかわ町病院事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 東 千吉 | 議員 | 2番 | 舞 良喜久 | 議員 |
| 3番 | 山崎 満敬 | 議員 | 4番 | 佐藤 守 | 議員 |
| 5番 | 大松 紀美子 | 議員 | 6番 | 三上 純一 | 議員 |
| 7番 | 野田 省一 | 議員 | 8番 | 三倉 英規 | 議員 |
| 9番 | 星 正臣 | 議員 | 10番 | 津川 篤 | 議員 |
| 11番 | 北村 修 | 議員 | 12番 | 中島 勲 | 議員 |
| 13番 | 小松 利政 | 議員 | | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 竹 中 喜 之 副 町 長 渋谷 昌彦

支 所 長	齊 藤 春 樹	会 計 管 理 者	藤 井 清 和
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参	大 塚 治 樹
総務企画課参	上 坂 勇 人	総務企画課主	梅 津 晶
総務企画課主	柴 田 巨 樹	総務企画課主	西 幸 宏
総務企画課主	菊 池 功	町民生活課長	萬 純二郎
町民生活課参	飯 田 洋 明	町民生活課主	菊 池 恵 美
健康福祉課長	高 橋 道 雄	健康福祉課主	今 井 喜代子
健康福祉課主	藤 田 浩 樹	産業振興課長	酒 卷 宏 臣
産業振興課参	太 田 剛 雄	産業振興課主	東 和 博
産業振興課主	松 本 洋	建設水道課長	山 本 徹
建設水道課主	江 後 秀 也	建設水道課主	佐 藤 琢
地域振興課長	石 川 英 毅	地域振興課参	田 所 隆
地域振興課主	長谷山 一 樹	地域振興課主	菅 原 光 博
恐竜ワールド戦略室長	加 藤 英 樹	恐竜ワールド戦略室主	櫻 井 和 彦
地域経済課長	吉 田 直 司	地域経済課主	高 木 龍一郎
地域経済課主	西 村 和 将	国民健康保険穂別診療所主務	藤 江 伸
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	八 木 敏 彦
教育振興室長	田 口 博	生涯学習課主	上 田 光 男
生涯学習課主	佐々木 義 弘	選挙管理委員会事務局	成 田 忠 則
農業委員会事務局	鎌 田 晃	農業委員会支	高 木 龍一郎

監 査 委 員 数 矢 伸 二

事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 巧 主 査 長谷山 美 香

◎開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎議案第20号から議案第26号の一括上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第1、議案第20号 令和2年度むかわ町一般会計予算から、日程第7、議案第26号 令和2年度むかわ町病院事業会計予算までの7件を一括議題とします。

議案第20号から議案第26号までの7件について、提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 御説明に入ります前に、本日、議案説明資料としまして、追加資料としまして1枚、議案第20号資料の⑩として1枚お配りさせていただいております。

また、各会計予算概要書の差し替えとしまして、両面刷りで13ページ、14ページのものも配付させていただいておりますので、御確認いただければと思います。よろしく願いいたします。14ページの基金のところ、数字がちょっと変わっておりますので、よろしく願いいたします。

変更になっておりますのは、⑩森林環境譲与税基金の令和2年度当初予算の予算反映の利子積立予算額、こちらの数字が変わっております。⑩でございます。その他特定目的基金の⑩、一番最後になります、森林環境譲与税基金の令和2年度当初予算反映の欄の利子積立予算額、こちらの額が変更となっております。これに伴って合計欄等も変わっておりますので、御確認のほうよろしく願いしたいと思っております。

それでは、議案第20号 令和2年度むかわ町一般会計予算から、議案第26号 令和2年度むかわ町病院事業会計予算まで一括して御説明申し上げます。

令和2年度各会計予算議案書に基づき御説明するところではございますが、別に配付してございます令和2年度各会計予算概要書に基づきまして御説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、事業概要の1ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは令和2年度むかわ町各会計予算の総括表でございます。

一般会計は102億2,255万5,000円で、前年度対比1億2,158万8,000円、1.2%の増額でございます。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計のほか2特別会計で総額27億7,076万6,000円、2億3,594万3,000円、7.8%の減額でございます。

公営企業会計につきましては、上水道事業ほか2事業で総額15億9,030万8,000円、1億464万4,000円、1.1%の増額でございます。

全会計におきましては、総額145億8,362万9,000円、前年度対比971万1,000円、0.1%の減額となったものでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページ、3ページにつきましては、一般会計歳入歳出予算科目別対比表でございます。

前年度対比の款別増減額の大きいもので、その内容を中心に御説明申し上げます。

まず左側の歳入でございますが、1款町税は、歳入全体の9.8%を占め、10億196万7,000円で、前年対比1,563万1,000円、1.5%の減額となっております。

10款地方交付税につきましては41億5,000万円で、歳入全体の40.6%を占めておりますが、令和2年度の地方財政計画等を勘案し、前年対比1億円、2.5%の増額としたところでございます。

12款分担金及び負担金でございますが、前年の農地耕作条件に係る分担金の減等により3,851万8,000円で、前年対比2,417万8,000円、38.6%の減額となったところでございます。

3ページに移りまして、14款国庫支出金につきましては12億8,381万円で、宮戸地区に整備する生活館建設に係るアイヌ政策交付金及び公営住宅・定住促進住宅整備に伴う社会資本整備総合交付金は増額となりますが、災害復旧事業がほぼ終了することから、前年対比1億2,750万5,000円、9.0%の減額となっております。

15款道支出金につきましては6億5,595万3,000円で、障害者福祉等社会保障関係で増額するほか、鶴川高校生徒寮整備に当たり地域づくり総合交付金を計上したことから、前年対比8,096万2,000円、14.1%の増額となったところでございます。

17款寄附金につきましては、ふるさと納税の過去実績を勘案した上で、過大な見積りを控え、5,000万円を計上したところでございます。

18款繰入金につきましては6億5,659万1,000円、前年対比6,976万3,000円、9.6%の減額でございます。前年対比内訳で、主に、財政調整基金が4,300万円の減額、地域振興基金が3,279万7,000円の増額、公共施設長寿命化推進基金が6,300万円の減額、胆振東部地震対策基金で2,350万円の増額によるものでございます。

20款諸収入につきましては4億9,315万2,000円でございます。北海道市町村備荒資金組合支消金で2,000万円の減額などにより、前年対比1,486万円、2.9%の減額となったところでございます。

21款町債につきましては12億7,590万円でございます。前年度に比べますと1億3,580万円、11.9%の増額となっております。これは、災害復旧事業や農業振興施設等整備事業の完了により大幅な減となったところでございますが、地域情報施設整備事業債や公営住宅建設事業債の増加が影響しているものでございます。

続きまして、2ページに戻りまして、右側の表の一般会計歳出でございますが、主な事業につきまして御説明させていただきます。

令和2年度各会計予算概要書の15ページ、予算概要をお開きいただきたいと思います。

また、別冊配付してございます議案説明資料の末尾に図の①、②といたしましてハード事業の位置図を示しておりますので、こちらも併せて御覧いただきたいと思います。

まず、1款1項1目議会費、10番議員報酬等5,636万4,000円につきましては、議員共済負担金の掛け率変更に伴い前年度から減額となっており、次の20番議会活動事務につきましては、道外視察研修分が計上されております。

2款1項1目30番総務一般事務998万2,000円につきましては、昨年より交流に向けた取組を始めたリトアニアを訪問するため、旅費が増額となっております。

16ページ、83番ふるさと納税運営事務3,040万8,000円につきましては、納税額を過大に見積もることなく、前年度申出分の特産物送付費用を含め関係する費用を計上してございます。また、ふるさと納税者の利便と事務の効率化を図るため、昨年度より新たなポータルサイトを追加してございます。

3目職員厚生費、120番職員管理・福利厚生事務の1,398万4,000円につきましては、会計年度任用職員制度の施行等に伴い、休業等に係る予算措置を給与費に計上したことにより減額となったものでございます。

140番職員住宅等維持管理事務の1,072万円につきましては、災害派遣職員用住宅の借上終了はあるものの、穂別地区職員住宅の浴室改修を行うため増額となっております。

17ページ、5目財政管理費、170番財政一般事務187万6,000円につきましては、公会計による財務諸表の作成を1か年度としたため減額となっております。

6目財産管理費、210番公有財産管理事務4,933万4,000円につきましては、老朽普通財産の解体を行うことから増額となっております。

225-02地域情報施設管理運営事務（総合支所）2億443万5,000円につきましては、穂別地域情報通信施設の維持管理のほか、現在運用している特定地域向けIPデータ通信網のサービスが令和3年1月で終了することから、施設の更改を行うものでございます。

なお、財源につきましては、地方債を活用するものでございます。

本日追加配付の議案第20号資料⑩に、特定地域向けIPデータ通信網サービス更改工事の概要としまして記載しておりますので、御覧いただければと思います。

続きまして、18ページ、7目車両管理費、220番公用車等管理事務1,729万7,000円につきましては、車両2台を更新するほか、安全運転管理経費により増額となっております。

なお、車両更新に当たりましては、北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡事業を活用するもので、後年度において償還するため、債務負担の設定をするものでございます。

9目企画費、250番企画一般723万6,000円につきましては、むかわ竜をデザインしたJRラッピング列車を走らせる経費のほか、被災3町による復興記録誌作成のため、負担金等により増額となっております。また、同時に、むかわ町震災アーカイブとして重要記録の保存・活用を行うものでございます。

260番まちづくり推進事業1,013万円につきましては、新たなまちづくりのためのワークショップ開催や、まちづくり計画策定のための委員会開催経費等により増額となっております。

19ページ、261番まちなか再生事業2,293万3,000円につきましては、両地区中心市街地の再生に向けた検討を行うほか、まちなか復興にぎわい創出事業に対する補助により、まちなかの景観づくりや被災による空き地を活用したふれあい広場の開設に取り組むものでございます。

別冊配付の議案説明資料22ページにまちなか再生事業の概要として記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

273番まちづくり耕上促進事業1,000万円につきましては、町民の皆様との協働のまちづくりを促進するための支援施策で、地元力向上促進事業の構成事業とするほか、震災からの復

興枠として引き続き500万円を計上しております。

274番恐竜プロジェクト事業4,731万円につきましては、恐竜ワールド構想の推進を図るため、町外への情報発信や地域ブランド認知を高める取組のほか、地方創生推進交付金事業として、恐竜・化石を初めとする地域資源を活用したビジネスの展開や、地場産品を利用した商品開発支援等を行う地域商社設立に向けた支援に取り組みます。また、地域再生マネージャー事業としましては、前年度に引き続き、地域資源を活用した観光及び産業振興の取組を行うものでございます。

別冊配付の議案説明資料23ページと24ページに地方創生推進交付金事業及び地域再生マネージャー事業の概要といたしまして記載しておりますので、御覧いただければと思います。

10目地域自治区振興費、287-01及び02自治区活動支援事業につきましては、両自治区に係る町民まちづくり活動等を行うものでございます。震災以降中止としておりました鶴川しゅもファミリー駅伝に係る補助金を計上してございます。

20ページ、310番地域協議会運営事務44万9,000円につきましては、両地区における地域協議会の開催経費を計上しております。委員会の諮問会議の予算計上回数は、これまで同様、鶴川地区2回分、穂別地区2回分となっております。

11目交通防犯対策費、330番交通・安全推進事業692万8,000円につきましては、交通安全啓発に係る経費のほか、昨年度、北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡事業を活用し交通安全指導車を更新したことから、償還費を計上するものでございます。

12目交通輸送対策費、360番町営バス等運行事業8,792万7,000円につきましては、各目的による実績換算による計上としたものでございます。

21ページ、13目自治活動推進費、400番町民会館等管理運営事務1,736万1,000円につきましては、空き家対策総合補助金を活用し宮戸集会所を解体するほか、ふれあい町民会館外壁改修、そしてム・ペツ館、仁和会館及び富内銀河会館における施設用備品としまして扇風機を整備するものでございます。

14目四季の館管理運営費、410番四季の館管理運営事務2億238万7,000円につきましては、老朽化が進む四季の館につきまして年次的かつ効率的に維持・修繕を行うため、四季の館休憩ラウンジ、脱衣室エアコンの更新を行います。また、引き続き指定管理者への委託と町の完了検査方式により実施すべくデイサービスたんぼぼにおけるエアコン設置、大型発電機のオーバーホール等を実施してまいります。

別冊配付の議案説明資料25ページに今年度行います四季の館の営繕、備品整備の概要を記

載しておりますので、御覧いただければと思います。

続きまして、22ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費、460番戸籍等一般事務2,591万3,000円につきましては、戸籍法及びデジタル手続法の改正に伴い戸籍附票システム改修を行うほか、マイナンバーカードの普及促進に係るため会計年度任用職員を配置するものでございます。

5項2目統計調査費、570番指定統計調査事務899万8,000円につきましては、国勢調査実施年度のため昨年より増額となっております。

23ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、590番社会福祉一般事務4,966万7,000円につきましては、社会福祉協議会補助金等のほか、新婚世帯の新生活に係る住居や引越し費用の一部を支援する新婚生活支援補助を引き続き実施します。

608番アイヌ政策推進交付金事業につきましては、国が創設しましたアイヌ政策推進交付金制度を活用し宮戸地区に生活館を整備するとともに、アイヌに関する文化公演事業を実施するため、3億659万4,000円を計上するものでございます。

なお、生活館整備と併せ、610番アイヌ関連対策事業におけるアイヌ住宅新築等資金貸付事業は地方債を活用するものでございます。

別冊配付の議案説明資料26ページに事業の概要を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

640番障害者福祉事業3億6,469万7,000円につきましては、障害福祉サービス費対象者は横ばいですが、報酬の改定、養護学校卒業者の利用増加、そして障害支援区分の変更により事業費が増額となっております。

660番国民健康保険特別会計繰出金、事業勘定分では、一般被保険者の保険税軽減分の増加に伴い増額となり、直診勘定では、平成18年及び19年に借り入れた建設医療設備の償還終了により減額となっております。

24ページ、2目老人福祉費、710番ひだまりの里管理運営事務1,926万1,000円につきましては、施設長寿命化のためごみ荘増築分屋根の塗装を行いますが、昨年度は屋根改修を行ったことから減額となっております。また、長期間の停電等に伴う電源確保のため、非常用発電機を整備いたします。

711番グループホームみのり管理運営事務268万円は、昨年度、屋上防水塗装工事を行ったことから減額となっております。

725番介護職員人材確保・育成支援対策事業239万円は、従来からの介護職員の入門的研修

に対する助成のほか、事業所が行うキャリアアップに関する研修にも助成できるよう拡充するものでございます。

別冊配付の議案説明資料28ページに事業の概要を記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

続きまして、25ページ、740番在宅生活支援事業821万4,000円につきましては、外出支援サービスにおきまして、これまで対象とされていなかった買物や、金融機関、生活に必要な手続について外出支援が可能となるよう、内容の拡充を図るため増額となっております。

別冊配付の議案説明資料の30ページに外出支援サービス拡充の概要を記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

810番介護保険特別会計繰出金1億3,124万8,000円につきましては、低所得者保険料軽減分により増額となっております。

4目厚生福社会館費、830番生活館管理運営事務1,780万円につきましては、各生活館の維持管理経費でございますが、旭岡、栄、豊田生活館に簡易スロープ、穂別中央生活館において扇風機を設置するものでございます。

続きまして、26ページ、5目医療助成費、880番子ども医療費給付事業1,026万円につきましては、乳幼児医療費扶助件数を過去3か年の平均に増加分を見込み増額となっております。

2項1目児童福祉総務費、910番児童福祉一般事務3,663万8,000円につきましては、引き続き計上しております子育てコンシェルジュ及び子育て応援事業の経費に加え、広域保育に係る委託料、宮戸児童遊園遊具の補修を計上し、増額となっております。

27ページ、2目児童福祉施設費、920番こども園管理運営事務の4,551万円につきましては、ゼロ歳児・1歳児保育スペースには既にエアコンを整備しておりますが、ホール部分につきましては扇風機を設置し、暑さ対策を図るものでございます。

また、925番こども園運営支援事業1億686万4,000円につきましては、保育環境整備費助成としまして、ひかり認定こども園におけるゼロ歳児・1歳児保育スペースにエアコンを設置するに当たり費用の2分の1を助成し、両地区保育環境の統一を図るものでございます。

930番地域保育所管理運営事務3,115万5,000円につきましては、たんぼぼ保育所トイレ改修のほか、ひまわり保育所玄関に設置するスロープを購入するものでございます。

940番子育て支援センター1,345万8,000円につきましては、鶴川地区はひかり認定こども園へ事業を委託しておりますが、直営となる穂別地区において、施設のエアコン、おむつ交換台の整備を図るものでございます。

950番発達支援センター事業につきましては、鶴川地区はたんぼぼ教室の運営経費を、穂別地区につきましては、きらり運営経費と、施設の駐車スペースの整備を行うものでございます。

3目児童措置費、960番児童手当等支給事務8,644万9,000円につきましては、支給対象児童の減少に伴い前年度から減額となっております。

3項1目災害救助費、975番被災者支援事業706万7,000円につきましては、震災被災者住宅の整備完了等のため前年度から減額となっております。

28ページ、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、1000番母子保健推進事業1,334万3,000円につきましては、不育症治療費助成事業、不妊治療費助成事業を継続するほか、新たに新生児聴覚検査費助成として検査に係る費用の全額を助成し、聴覚障害の早期発見につなげるものでございます。

1010番精神保健推進事業106万1,000円につきましては、講演会や個別相談、傾聴サロンなどを実施し、震災後の心のケア対策を行うものでございます。また、回復に向けた支援と併せ見守りを行うゲートキーパーの段階的養成に取り組むものでございます。

1050番ふれあい健康センター管理運営事務273万8,000円につきましては、穂別歯科診療所障害者用トイレの修繕を盛り込んだところでございますが、昨年度は女子トイレの洋式化工事を計上したため、本年度は減額となっております。

29ページ、2目予防費、1030番健康診査事業1,791万9,000円につきましては、後期高齢者の重症化予防のため、検査内容の拡充と併せ、がん検診実施のための指針に基づく胃がん検診体制の充実を図ってまいります。

別冊配付の議案説明資料31ページに健康診査事業拡充の概要といたしまして記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

1040番予防接種事業1,718万3,000円につきましては、前年度に引き続き、特定の年代に対し風疹抗体価検査及び風疹予防接種を行うものでございます。

2項1目環境衛生総務費、1070番環境衛生一般事務671万1,000円につきましては、汐見1区飲料水供給施設の修繕を行うものでございます。

続きまして、30ページ、1100番斎場・霊園維持管理事務1,110万4,000円につきましては、鶴川・穂別両地区における共同墓の整備が完了したことから減額となっておりますが、穂別斎場の年次修繕、穂別霊園における法面の補修を行うことから、必要額を計上するものでございます。

2目清掃費、1120番ごみ・し尿処理対策事務1億5,776万1,000円につきましては、災害等廃棄物処理が終了したことから大幅な減額となっております。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費、1170番農業委員会活動運営事務1,390万9,000円につきましては、道外研修経費を計上してございます。

31ページ、2目農業振興費、1200番農業振興対策事務458万5,000円につきましては、農業振興地域計画策定業務終了により減額となっておりますが、新年度は新たに学校給食と連携し地場産品を活用した食育推進事業を行います。

1210番地域農業推進事業2億5,184万7,000円につきましては、昨年度、JAむかわに対して行った農業施設整備補助の終了や新規就農者の減少により大幅な減額となっておりますが、新年度も農業経営の体制強化として様々な地域農業振興策を図ってまいります。地震により全壊したとまこまい広域農協穂別支所の多目的農業用倉庫の再建整備に支援いたします。また、農業用ハウスの強じん化に対し補助するほか、関係機関と連携し、ロボット技術やICT技術を活用したスマート農業の研究を進めてまいります。

なお、多目的農業用倉庫の再建整備に当たりましては、地方債を活用するものでございます。

別冊配付の議案説明資料32ページにJAとまこまい広域穂別支所多目的倉庫整備支援事業の概要といたしまして記載してありますので、御覧いただきたいと思っております。

続きまして、32ページでございます。

4目農地費、1280番農業基盤整備事業1億2,414万3,000円につきましては、農地圃場整備工事のほか、仁和地区排水路整備事業の完了により減額となっております。

なお、財源としては、道補助金のほか地方債を活用するものでございます。

2項1目林業振興費、1340番林業振興対策事業1,589万5,000円につきましては林業施設に係る経費を計上しておりますが、昨年創設されました森林環境譲与税を活用し、森林資源の適正な管理と循環利用を推進する取組を進めてまいります。

なお、車両1台を更新するものですが、北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡事業を活用し、後年度において償還するため、債務負担の設定をするものでございます。

別冊配付の議案説明資料33ページに森林環境譲与税を活用した事業の概要を載せておりますので、御覧いただきたいと思っております。

続きまして、33ページの1360番小規模治山事業3,637万6,000円につきましては、昨年の春日の温泉の沢の流路工事が終了し、新年度からは穂別地区春日の沢の流路工事に着手し、事

業費が増額となっております。

なお、財源につきましては、道補助金のほか地方債を活用するものでございます。

1447番林業専用道整備事業4,452万9,000円につきましては、昨年に引き続き芭呂沢支線の開設工事を実施してまいります。また、震災の影響により休止となっております道営平丘和泉線整備の再開により、これに係る負担金が増額となっております。

なお、財源は、道補助金のほか地方債を活用するものでございます。

2目造林事業費、1440番基本基金造成事業3,753万9,000円につきましては、芭呂沢支線支障木伐開等により前年度から増額となっております。

34ページ、3項1目水産業振興費、1450番水産業振興対策事業5,332万3,000円につきましては、昨年度、水産基盤整備事業負担金として行いました漁港岸壁の矢板補修休止により減額となっておりますが、水産業成長産業化沿岸地域創出事業としまして、鶴川漁協が国のリース事業を活用して行うサケ定置網更新に対し、町として令和5年度まで支援することから費用を計上し、債務負担の設定を行うものでございます。

別冊配付の議案説明資料35ページに水産業成長産業化沿岸地域創出事業の概要を記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

1460番資源管理型漁業推進事業546万1,000円につきましては、ししゃもふ化場建設事業経費を計上しております。

6款商工費、1項1目商工業振興費、1480番商工業振興対策事業1億4,224万1,000円につきましては、仮設店舗管理経費のほか、商工会プレミアム商品券発行事業に対する支援を行うものでございます。

1486番起業力向上促進事業1,100万円につきましては、起業力向上促進事業補助金を継続し、地域資源を活用した商品開発や、起業、販路拡大に取り組む事業を支援してまいります。

35ページ、2目観光振興費、1510番観光振興対策事業2,366万4,000円につきましては、広域連携観光の取組である鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会や、東胆振地域ブランド創造協議会負担金のほか、観光協会に対する補助金を計上しております。

1530番アースギャラリー管理運営事業253万3,000円につきましては、トイレの洋式化やネット環境の整備及び情報発信等の企画立案を含め、施設管理として委託するものでございます。

1540番キャンプ場管理運営事業1,869万1,000円につきましては、引き続き指定管理委託料に施設の計画修繕分を上乗せしたものとなっております。

4目ふるさと振興費、1570番ふるさと支援事業324万5,000円につきましては、日本ハム応援大使イベント関連事業の終了により減額となっております。

36ページ、1590番移住定住促進事業6,505万4,000円につきましては、これまでのは一とふる助成事業の継続実施に加え、町外への人口流出を抑制し、定住促進による人口の増加及び地域活性化を目的に、民間賃貸共同住宅等建設促進事業を創設するものでございます。また、北海道が推進する、東京圏から就業や起業のため地方に移住する方に、移住にかかる経費を支援するU I J ターン新規就業支援事業に本町も取り組むものでございます。

別冊配付の議案説明資料36ページに事業拡大分に係る概要を記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

1595番地域おこし協力隊活動支援事務2,934万9,000円につきましては、昨年度は恐竜を活かしたまちづくり2名、木育推進1名、スポーツ振興1名分を計上しておりましたが、本年度は恐竜を活かしたまちづくり1名、地域商社1名、地域資源を活かした産業振興1名、木育を活かした幼児教育3名分を計上するものでございます。また、これまでは非常勤職員としての報酬としておりましたが、事業委託へ変更するものでございます。

別冊配付の議案説明資料37ページに事業の概要を記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

7款土木費、1項1目土木総務費、1610番土木一般事務831万5,000円につきましては、災害復旧工事における売却益に係る国庫負担金の返還があることから増額となっております。

2項1目1620番町道維持管理事業4,640万6,000円につきましては、昨年度は災害復旧事業と一連で実施できたため、前年より増額となっております。

37ページ、2目道路新設改良費、1640番町道整備事業1億6,237万9,000円につきましては、田浦二宮6線道路の整備を継続するとともに、富内1条線の整備再開、新規として宮戸汐見3線、豊進橋、ハーモニー橋の橋りょう補修に着手してまいります。

なお、財源は、国の社会資本整備総合交付金のほか地方債を活用するものでございます。

3項1目河川管理費、1660番河川維持管理事務1,085万1,000円につきましては、昨年度は災害復旧事業と一連で実施できたため、本年度は増額となっております。

4項3目公園費、1710番都市公園等維持管理事務3,779万2,000円につきましては、災害廃棄物置場として利用しておりました運動公園駐車場及び町内におけるオリンピック聖火リレーのゴールとなるたんぼぼ公園の一部を整備するため増額となっております。

続きまして、38ページ、1720番公園等維持管理事務2,545万円につきましては、穂別地区

の公園施設維持管理を行うものでございますが、今年度は森林環境税を活用し中村記念公園の維持補修工事を行うものでございます。

5項1目住宅管理費、1750番町営住宅維持管理事務4,420万4,000円につきましては、政策空き家対策団地移転経費を計上するほか、駒場団地における屋根改修、双葉特公賃貸住宅屋根塗装、宮戸団地解体を行うものでございます。昨年度は文京ハイツ及び旧緑ヶ丘会館の解体を計上したことから減額となっております。

1760番町営住宅整備事業10億4,042万4,000円につきましては、文京ハイツ及び末広団地C棟の整備を行うため計上したものでございます。なお、最終的に外構を含めた工事完了は12月を予定しておりますが、入居に関しましては11月になるよう整備を進めるものでございます。

財源は、国の社会資本整備総合交付金のほか地方債を活用するものでございます。

8款消防費、1項1目消防費、1770番胆振東部消防組合運営事務4億8,637万5,000円につきましては、鶴川支署指令車購入、鶴川支署消防緊急デジタル無線用パソコン整備、穂別支署事務所側地震災害復旧舗装工事、穂別支署林野工作車オーバーホール、穂別支署第2・第3分団モーターサイレン更新及び両地区デジタル無線蓄電池の交換を行うものでございます。

なお、車両購入、穂別支署災害復旧工事につきましては、地方債を活用するものでございます。

1771番胆振東部消防組合消防署鶴川支署庁舎移転整備事業3,006万5,000円につきましては、被災した消防署鶴川支署庁舎を移転するため、基本設計及び用地取得に係る経費を計上するものでございます。

別冊配付の議案説明資料38ページに消防署鶴川支署庁舎移転事業の概要としまして記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

39ページ、2目災害対策費、1780番防災対策事業1億1,162万8,000円につきましては、停電時に穂別総合支所における必要電力量確保のため非常用発電機を整備するほか、同報系防災行政無線による不要電波帯の整理を行うためスプリアス方式対応工事を行います。また、防災行政無線につきまして支障のある鶴川地区市街地での戸別受信機対応を行います。また、指定避難所である鶴川中央小学校屋体多目的トイレ整備を行います。そのほか防災備蓄品の補填を行うなど、あらゆる防災対策に取り組むものでございます。

なお、非常用発電機整備、鶴川中央小学校屋体多目的トイレ整備に当たりましては、地方債を活用するものでございます。

別冊配付の議案説明資料19ページに各町立小学校トイレ洋式化事業の概要を載せてありますので、御確認いただければと思います。

9款教育費、1項2目1800番学校教育一般事務92万2,000円につきましては、教育委員会事務局における事務経費を計上しておりますが、今年度は教育委員の道外視察随分分を計上しております。

40ページ、1830番教職員福利厚生事務100万6,000円につきましては、より細やかな教育相談体制の充実を図るため、教職員に対するストレスチェックを行うものでございます。

4目教育振興費、1840番高等学校振興対策事業1,910万3,000円につきましては、鷓川高校への対策としましては、町外から通う生徒に対し通学定期券を通年で給付するものでございますが、バス運行経費は下校時の1便のみ運行するものでございます。穂別高校への振興対策は、学力向上対策として、ICT教育を活用した個別学習支援に努めてまいります。

1856番鈴木章記念事業923万1,000円につきましては、中高生海外派遣事業の人数を8人から10人へ拡大するとともに、大学等進学奨励金の給付は引き続き実施してまいります。

1910番教育団体活動等助成事業451万2,000円につきましては、社会科副読本編集委員会の終了及び幼稚園就園奨励費補助の対象者減により減額となっております。

41ページ、2項1目学校管理費、1950番小学校運営事務5,310万9,000円につきましては、1970番小学校施設整備事業から借上料、校具備品費を組み替え、増額となっております。穂別小学校各学年教室及び特別支援教室等に扇風機を設置するものでございます。

2項1目1960番小学校施設管理事務1,612万4,000円につきましては、事業再編により、1970番小学校施設整備事業から修繕費手数料を組替えし、増額となっております。

1970番小学校施設整備事業820万7,000円につきましては、各小学校の施設整備及び維持補修経費のみとし、鷓川中央小学校屋体トイレ洋式化に係る経費を計上しております。トイレ洋式化に当たっては、地方債を活用するものでございます。

42ページ、2目教育振興費、2000番小学校教材備品等整備事業1,288万8,000円につきましては、教科書改訂に伴う教師用指導書及びデジタル教科書整備により増額となっております。

2010番小学校情報教育推進事業1,971万1,000円につきましては、昨年整備しました鷓川中央小学校校務用及び職員室用と、宮戸小学校職員室用及びパソコン教室用のパソコン整備に係る償還を計上しております。

3項1目中学校管理費、2020番中学校運営事務2,716万8,000円につきましては、穂別中学校各学年教室及び特別支援教室等に扇風機を設置するもので、事業再編により、2040番中学

校施設整備事業から借上料、校具備品費を組替えしたことから増額となっております。

2030番中学校施設管理事務1,687万1,000円につきましては、穂別中学校の真空式温水ヒーターが経年による故障のため修繕を行うものでございます。

2040番中学校施設整備事業112万円につきましては、各中学校の施設整備及び維持補修経費のみとし、穂別中学校渡り廊下の補修を計上しております。

43ページ、2目教育振興費、2090番中学校情報教育推進事業1,410万9,000円につきましては、小学校費同様、鷗川中学校職員室用、校務用及びパソコン教室用のPC整備に係る償還分を計上しております。

4項1目社会教育総務費、2130番社会教育推進事務103万1,000円につきましては、これまで個人での資格取得してございました社会教育主事につきまして、業務における資格取得の重要性にかんがみ、公費で社会教育主事講習の受講について負担をすとしたものでございます。

44ページ、2目公民館費、2180番公民館事業342万円につきましては、これまでの児童、高齢者対象のほか新たに成人を対象とした講習を行おうとするものでございます。

2210番生涯学習センター管理運営事務321万6,000円につきましては報徳館施設管理経費を計上しておりますが、本年度は不具合のある調理室冷凍冷蔵庫を更新するものでございます。

2230番学習交流センター管理運営事務236万4,000円につきましては、施設管理備品として大型冷凍冷蔵庫及び野菜調理器を購入するものでございます。

4目青少年健全育成費、2240番青少年健全育成等推進事業435万6,000円につきましては、広島平和の旅派遣事業を引き続き実施してまいりますが、日数調整及び連合青年団の活動見直しにより減額となっております。

2250番鷗川高等学校生徒寮管理運営事業2,839万4,000円につきましては生徒寮の管理運営経費を計上しておりますが、被災した鷗川高校生徒寮の解体工事が完了したことから減額となっております。

45ページ、2260番穂星寮管理運営事務4,593万3,000円につきましては、寮個室の温風ストーブを年次更新するほか食事提供業務を委託するものですが、栄養士、調理師を配置する必要から事業費が増額となっております。

2265番青少年健全育成施設整備事業3億1,800万円につきましては、昨年度プロポーザル方式にて整備を進めております鷗川高校生徒寮の買取り経費を計上しております。また、一部備品において、森林環境譲与税を活用し、道産木材を使用し整備しようとするものでござ

います。

5目放課後児童対策費、2267番わんぱく放課後子ども教室事業1,230万9,000円につきましては、放課後運動教室は引き続き総合型地域スポーツクラブむーブにおいて活動するなどの経費を計上しております。

6目博物館費、2270番博物館管理運営事務3,386万6,000円につきましては、博物館の魅力を高めるためのクリーニング推進や、普及活動充実のための子ども化石クラブにおける発掘、クリーニング体験などの経費を引き続き計上しております。また、モンゴル国科学アカデミーとの連携に向けた事務を執り進めるものでございます。

46ページ、5項1目保健体育総務費、2300番町民体力づくり事業579万7,000円につきましては、引き続き総合型地域スポーツクラブむーブを支援するための補助金を計上したほか、コーディネーショントレーニングの普及が図られていることから、今年度以降の講習会は隔年で実施する予定となったものでございます。

2目体育施設費、2360番鷗川体育館管理運営事務1,263万円につきましては、災害復旧工事終了により減額となっております。

2400番ゲートボール場管理運営事務1,626万6,000円につきましては、長寿命化基金を充当し屋根塗装工事を行うため増額となっております。

2410番鷗川スケートセンター管理運営事務1,622万6,000円につきましては、スケートリンクの照明設備更新を長寿命化基金を充て整備するものでございます。

47ページ、3目学校給食費、2487番学校給食施設管理運営事務におきましては、子育て環境の一層の充実のため、給食費を第2子は半額、第3子以降は無償とし、多子世帯の負担軽減を図ってまいります。

別冊配付の議案説明資料21ページに学校給食負担金多子世帯負担軽減の内容としまして記載しておりますので、御確認いただければと思います。

10款災害復旧費、1項1目林業施設災害復旧費、2550番林道災害復旧事業1億6,000万円につきましては、被災した林道春日旭岡線（第3号箇所）を整備するものでございますが、事業の内容から次年度へ繰り越して行うものでございます。

なお、財源は、災害復旧費国庫補助金のほか地方債を活用するものでございます。

続きまして、48ページ、2項1目公用施設災害復旧費、2650番庁舎等災害復旧事業4,514万4,000円につきましては、役場本庁舎、産業会館の復旧を行うものでございます。財源は地方債としております。

11款公債費は、これまでの発行額の抑制による効果により、町債の償還元金は増加しておりますが、利子は前年度より減少しております。

12款諸支出金、1項1目公営企業支出金につきましては、全会計とも減額となっております。

49ページの13款給与費につきましては、職員の退職及び新規採用による相殺がございますが、給与改定及び官職手当の見直しにより総額は増額しております。

以上、令和2年度の一般会計予算の事業概要でございます。

続きまして、4ページへお戻りいただきたいと思っております。

国民健康保険特別会計の保険事業勘定に係る予算科目別対比表でございます。

総額では12億6,609万5,000円で、1億4,495万9,000円、10.3%の減額となっております。

歳入の1款国民健康保険税は、世帯数、被保険者数が減少するとともに、税率の改正について資産割を廃止したことにより、前年対比で減収する見込みでございます。

3款道支出金と5款事業基金繰入金は、保険給付費と直診勘定分の整備の減少に伴う特別調整交付金の減少となったものでございます。

歳出につきましても、被保険者の減少が影響し、2款保険給付費、3款国民健康保険事業納付金が減少となっております。

8款諸支出金の減額につきましては、直診勘定における医療機器整備終了により繰出金が減となったものでございます。

次に、5ページの上段、直診勘定でございます。

直診勘定予算は総額で4億3,801万6,000円、1億312万円、19.1%の減額でございます。

歳入の1款診療収入につきましては、入院報酬の実情に合わせ、収入を前年同様、外来収入を減額と見込み、診療収入全体では減額で計上しているものでございます。

3款繰入金の減は、償還終了に伴う一般会計からの繰入金減少及び医療機器整備に係る国民健康保険事業勘定からの繰入金減少によるものでございます。

歳出につきましては、1款総務費では、内視鏡の更新を計上するところでございますが、電子カルテ更新及び総合管理システム整備終了に伴い減少するものでございます。

2款医業費につきましては、人材派遣委託の減により減額となっております。

3款公債費につきましては、平成18年度、19年度に整備した診療所建物及び医療機器に係る償還が終了したことから減額となっております。

同じく5ページ下段の後期高齢者医療特別会計につきましては、総額で1億4,255万3,000

円で、552万2,000円、3.7%の減額となっております。

歳入の1款後期高齢者医療保険料及び歳出の2款分担金及び負担金におきましては、被保険者の自然減少により保険料が減少となっているものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

介護保険特別会計予算でございますが、総額は9億2,410万2,000円、1,765万8,000円、1.9%の増額でございます。

歳入につきましては、歳出の各事業に対応いたしまして、それぞれの負担割合に応じて所得枠を算出しており、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款道支出金は、保険給付費及び地域支援事業の増加に伴い増額となるものでございます。

介護保険料の不足部分につきましては、7款繰入金の基金繰入により措置しているところでございます。

歳出につきましては、2款保険給付費におきましては、第7期計画及び給付実績等を基に増額、3款地域支援事業におきましては、会計年度任用職員、生活支援コーディネーターの配置等により増額となるものでございます。

続きまして、7ページにお移りいただきまして、公営企業の上水道事業会計でございます。

まず、右側の表、下段にございます収益的支出と資本的支出の合計で7億1,733万9,000円、3億1,503万6,000円、78.3%の増額でございます。

鷗川地区の水道事業につきましては、給水戸数が2,212戸で、令和2年度の主な建設改良事業といたしましては、浄水器取替え、配水管布設替え、鷗川大橋水道管移設工事を予定しているものでございます。

穂別地区の簡易水道事業につきましては、給水戸数が1,251戸で、主な建設改良事業といたしましては、浄水器取替え、配水管布設替え、穂別地区簡易水道第6次拡張工事を予定しているものでございます。

8ページをお開きいただきまして、まず、上段、下水道事業会計でございます。

上段の表、右下の欄でございますが、収益的支出と資本的支出の合計で6億479万9,000円、2億709万8,000円、25.5%の減額でございます。

鷗川地区公共下水道は、排水戸数1,482戸で、主な事業といたしましては、引き続き長寿命化工事を予定しているところでございます。

穂別地区農業集落排水事業は、排水戸数は753戸、企業債の償還が減少、長期借入金償還が増額、機器更新に向けた実施設計を予定しているものでございます。

続きまして、下段の病院事業会計でございます。

病院事業会計の収益的支出と資本的支出の合計は2億6,817万円で、329万4,000円、1.2%の減額、微減となっております。

左側の歳入につきましては、1款病院事業収益の医業外収益におきまして、普通交付税算入額及び病院事業費用の不足額を一般会計から繰り入れるものでございます。

病院の業務予定量といたしましては、1日当たり平均患者数は入院で31人、外来で98人を予定しているものでございます。

続きまして、9ページでございます。

9ページ、10ページは町税の状況でございます。町税全体では、先ほど申し上げましたとおり、前年対比1,563万1,000円、1.5%の減となっておりますが、税目別では、個人町民税が減、法人町民税が微減、10ページの固定資産税は家屋、償却資産分の微増、軽自動車税は環境性能割が加わり増加、たばこ税が微減の状況となっております。

11ページに移りまして、地方交付税と地方譲与税等の年度別推移の状況でございます。

地方交付税につきましては、令和元年度の決算見込みで45億2,200万円ほどと見込んでおりますが、令和2年度におきましては、地方財政計画算定基礎数値動向、合併特例低減を考慮し、41億5,000万円と推計しているところでございます。

下段の地方譲与税等の状況についてでございますが、令和元年度決算見込額に対しまして2,397万円、7.7%の増額、主に法人事業税交付金、環境性能割交付金の皆増、地方消費税交付金の伸びとなっております。

12ページをお開きいただきたいと思います。

12ページ、13ページは町債の状況でございます。

まず、12ページの一般会計の令和2年度末の現在高見込額は、前年度末見込額より9,159万1,000円の増加となりまして、98億7,762万4,000円の見込みで、中長期財政フレーム100億円以内となる見通しでございます。

また、13ページは特別会計及び企業会計の町債状況でございます。こちらにつきましては、お目通しいただければと思います。

続きまして、14ページをお開きください。

こちらは基金の状況でございます。

一般会計の基金は、財政調整基金、減債基金のほか18の特定目的基金がございまして、下から4行目、黒丸で表示しておりますが、一般会計基金の合計で令和2年度末現在高は39億

3,408万円の見込みとなっております。また、特別会計の2基金を合わせました基金総額の2年度末の現在高は40億5,687万9,000円ほどの見込みとなっているものでございます。

財政調整基金の残高につきましては、取崩しにより2億2,222万円との見込みと、大変厳しい状況ではあります。新年度においても予算の確保から取崩しを余儀なくされておりますが、非常時の調整弁としての役割を果たしているところでもございますから、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第20号から議案第26号まで一括して御説明申し上げます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　しばらく休憩します。

再開は11時30分とします。

休憩　午前11時17分

再開　午前11時30分

○議長（小坂利政君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも、質疑をされるときは、ページ数及び款、項、目、節または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず、議案第20号　令和2年度むかわ町一般会計予算について、歳出から質疑を行います。

別冊、令和2年度むかわ町一般会計予算に関する説明書、事項別明細書の17ページから27ページまでの1款議会費から2款1項10目地域自治区振興費について質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君）　18ページの事業番号55-00行政改革推進事業事務ということでお伺いいたしますけれども、町長の執行方針の中に、行政改革をしていくんだということで、持続的な財政運営が立ち行かなくなることが懸念されるので、選択と集中による事業の重点化、新たな財源の創出、官民連携による民の活用、そういう工夫に満ちた取組を一層推進して、限られた資源を効果的に活用しなければならないということで、その中で行政改革というこ

とも、まちづくりということにも触れてきているわけですがけれども、このことで随分今年、行政改革を含めて中期財政運営指針も同時に見直したい、あるいは公共施設の管理も含めて、まちづくりに関して、いろいろとまちづくり計画や総合戦略などを変えていかなければならない年に当たるわけですがけれども、これらの関連性というか、順番的にどのような考えで主に柱としてやっていくのか。それと順番、手続的に、関連性でいえば、行政改革とかまちづくり計画、地方創生とか、その辺いろんな会議を、団体をつくりながら進めていくわけですがけれども、大きな指針と進める手順というのをどういうふうに考えているのかお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから、行政改革に絡めた計画等の関係についてお答えしたいと思います。

まず、まちづくり計画については、令和2年度いっぱいまで計画期間が切れると。そしてまた地方創生総合戦略も1年延ばして、まちづくり計画と併せた形の中でこれから推進していくという流れになっているということでございます。また、復興計画についても、このまちづくり計画に溶け込みさせてやっていきますよという説明をしておるところでございます。

一方、この町の執行方針の中にも書いてありますけれども、なかなか財政的に、災害を経て、やはり財政調整基金の貯金額もかなり目減りしてきているというようなことから、計画も一方で進めますけれども、財政的な部分についてもこれから、物件費の抑制だとか、公共施設の在り方も含めて、計画を立てていかなければならないということだというふうに考えております。

計画は立てましたけれども、やはり財政の部分についてもしっかり見極めをつけながら、心配のない財政運営をしていくんだという心積もりでおりますので、そういう中で、まちづくり計画と併せまして行政改革もしていくというようなことで、ここに記載させていただいているところがございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 手続的にどれから、今の話だと今までしていた話だと思うんですが、順番的に、本来であれば行政改革から着手していくのか、同時並行という、やっぱり指針がないと物事を決めていくのに決めづらいのかなと。大きな指針、例えば行政改革を最初にやって、それからその枠の中でまちづくりなり何なりを考えていくんだというような、手法的に必要ではないかなと考えるわけですがけれども、その時点はどういう考えを持って

おられるのか。まず行政改革ありきというか、最初に進んでいくのか、その中からそれぞれの次のまちづくり計画や総合戦略、あるいは復興計画、復興計画は出来上がっていますけれども。その部分というのが必要でないのかなというふうに思うんですけども、ちょっとその辺の考え方を伺いたい。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今、課長のほうから申し上げましたけれども、スタート的にはある程度同時に行くだろうというふうに思っています。まちづくり計画につきましては、令和2年度いっぱいの中で策定していくことになろうかと思えます。

一方、中期財政計画というか財政運営指針、フレームですけれども、それと行政改革というのは当然両輪で同時に進めるということでもありますけれども、まちづくり計画の前に行政改革並びに中期財政計画というものは策定していきたいというふうに考えております。そういったものをある程度にらみながらまちづくり計画にも反映していくというか、まちづくり計画の中でもそこを意識して計画の策定の最終的な取りまとめにはなるだろうというふうに考えております。

ですから、流れとしては、行革と財政計画が先行するというふうになると考えております。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 3回しかできないということで、なかなか思いが伝わってこない部分もあるんですけども、町長へお聞きしたいんですけども、例えば財政計画、まちづくり計画にしても、執行方針で述べられているような、財政的に大変だよと、行政資源に対する制約はさらに厳しいということで申しているようでありますけれども、その辺、行政改革に当たるにあつてどういう思いでまずスタートさせるのか、考えがあればお聞きしたい。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 何といても喫緊の課題は言わずもがな震災からの復興、これは7か年の計画というのを策定し、今の現行のまちづくり計画の中においても、震災復興というのを災害分野のど真ん中の課題として取り組んできているところでございます。

とりわけ、まちづくり計画、現行の計画の中においては、来年度が最終年度とされているところです。しかし、まちづくり計画の中に、震災対応というのは、もちろんそこには入っていない項目、新たな向き合わなければならない課題として先行的に今取り組んできているところで、今年、さらには今年の予算も見て分かりますように、基金の取崩し、大きな基金の取崩し、それと有利な起債で財源というのを、不足財源というのを補いながら、将来財

政負担、こういったことを抑制してきているところでもございます。今回もしかるにございます。

まだ、しかし、災害復旧事業は来年度について一定程度の落ち着きがありますけれども、まだ関係しての大型事業というのはこれから先も続いてくるところでもございます。そういった中で、震災対応で大型事業の関係で多く支出、それらについては特別交付税等々の目論見もございますけれども、次期の年というのが、新たなまちづくりについて、とりわけ災害により強いまちづくりを進めていく、そしてその先につなげる、未来につなぐまちづくりとしてのまちづくり計画の目指す姿、10年先をどうするのかという点も、さらには財政管理における中期財政計画をどうするのか、併せてスリム化を図る行政改革、これは前回の策定においても三位一体として取り組んできているところでもございます。こういったところを段階的に、何とか年度内に向け並行的に、町民参加も含めて進めていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 6番、三上議員。

○6番（三上純一君） 26ページですけれども、270番広域行政事務と、それから274番恐竜プロジェクト事業について、この2点についてお伺いしたいと思います。

まず、広域行政事務についてですけれども、もちろん人口減少、あるいは行政課題にいろいろ対応していくために、様々な形で市町村連携を図ってきたと。その中で東胆振定住自立圏共生ビジョンがありますけれども、このことについて若干伺っておきます。

ビジョンの役割は省きますけれども、平成27年3月29日に苫小牧市と東胆振4町で協定締結されました。いろんな課題に前向きに取り組むということで、5年間の期間でR元年までということでした。もちろん、町長も言われましたように、これからも継続していくのだろうということだと思いますけれども、当初から逐次見直し検討していくという、そういう前提の下でこのビジョンが協定締結されていたわけですし、その辺は当然、最終年度ということで課題の整理ということもされたと思うし、そういうことも踏まえながらR2年からのこれからの連携強化ということがあるんだろうと思いますけれども、その点について考え方を伺っておきたいと思います。

それと、274番の恐竜プロジェクト事業について伺いますが、先般の全員協議会の地域商社の関係でも若干伺ったんですけれども、むかわ町恐竜ワールド構想というものを持って、いろいろむかわ版の地方創生事業ということで、この構想を具現化していく、いわゆる後押ししていくための民間組織のむかわ町恐竜ワールドセンター、これが2016年7月に立ち上がって4年が経過しようとしております。

ただ、全員協議会でもお話ししましたように、行政の支援があるといいながらほとんどボランティアということで、いろんな課題を抱えながら今日に至っているというふうに捉えておりますけれども、平成30年の町からの支援は250万円でした。元年度は200万、今年度は100万とがくと支援の金額が落ちているんですけれども、その辺の理由と、あとワールドセンターが抱えているだろうもろもろの諸課題について行政としてどのように捉えているのか、伺っておきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） 私のほうから、270番広域行政事務の部分に関しましてお答えしたいと思います。

1市4町で広域的に行政サービスの向上を図る、また広域的に共通する課題に対応するためとして、定住自立圏共生ビジョンというものが策定されております。現在、これまでの取組の総括、検証というものを今行っておりますが、一つに、例えば1町ではなかなかできない取組、その中で実際の職員研修なんかは、苫小牧市さんの研修に他の町村の職員も呼んでいただいて共通に職員研修を実施したりですとか、既に定住自立圏を締結する前から東胆振で取組してございます事業につきましても、さらに強化を図ると。各種項目上げている中で、なかなかやっぱり1市4町としてうまく進められない。例えば広域公共交通の連携なんかというものもこれまで検討してきておりますが、なかなか進まないというところでは、今事務方のほうで共生ビジョンに掲げている事務事業を検証して、さらに次のステップに何とか一歩でも前進できるようにということで今作業を進めている状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 私からは、274番の恐竜ワールド構想の関係についてを御説明したいと思います。

お話しありました地域商社関係につきましては、先ほど全員協議会のほうでお話しておりますが、今お話しあった恐竜ワールドセンター、この間、大変多大な御協力をいただきながら町民の機運醸成の活動等に御貢献をいただいております。当初、設立したときから、自主・自立・自走できる組織体の運営を期待していたところなんですけれども、実際につきましては、文化的な事業について現在活動を展開しているに至っております。

250万という金額を補助したときもありますけれども、それは恐竜グッズ関係の開発費用を積極的に展開してほしいという中で、実際には数十種のものできてはいるところなんで

すけれども、そちらは一定程度の開発費の補助ということで一定程度終了しながら、現在は運営費のほうに重きを置いた補助体制となっております。

令和2年度におきましても、引き続き機運醸成としての各種イベントや講演会の開催、そして恐竜館まつりの実施等、実施していただきたくということで補助の要望が来ておりまして、それに対する100万円という金額での提示とさせていただいておるところでございます。

なお、恐竜ワールドセンターにつきましては、自走というところを先ほど前段お話ししましたけれども、当初から一定程度の補助期間というのを設けてございまして、当初は5年間と考えておりました。5年後についてはまた、全体的なワールド構想推進も併せて検討していきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 6番、三上議員。

○6番（三上純一君） 共生ビジョンの関係、1市4町ということで、苫小牧がそもそもの中心だということで、人口も圧倒的に多い。どうしても4町としてはやっぱり苫小牧を頼るところだと思います。当時の交付金も大きな開きの中でスタートしたという部分もありますけれども。

そういう中で、やはり災害における職員の体制が厳しい中で、いろんな支援を受けております。平成30年9月の震災においては、登別、旭川、遠軽、そういうところからも、今も続いているのかな、職員派遣を受けていただきました。苫小牧も水道、あるいは建築の担当職員の支援を受けてまいりました。大変ありがたい話ですけれども、しかし、苫小牧市に至っては、市の都合で、市も人員不足だということで、途中から人員不足ということを理由に派遣をやっぱり見送ってきた、見送られたという、そういう経過があります。それに対してむかわ町も苫小牧市といろいろと協議したんだろうと思いますけれども、北海道市長会にそれを通して改めて要請しているんです。その要請を受けて苫小牧が支援再開したという経緯があるんです。

私、この自立圏構想の中身、たくさんあるんですけれども、こういう震災の大変な厳しいときに、やはり職員の派遣、あるいは物資の提供だとかいろんなそういうものがある中で、やはり苫小牧に頼るところが当然出てくるんで、やっぱりこれからも災害等いろいろとそういう非常事態が起きたときに、やはり近隣町にお願いする場合に、そういう市長会、北海道市長会に改めて要請するとか、そういうことをやっぱりしなければならないのかというところで、若干ちょっとその辺違和感というか、支援を受ける側として取り立てて問題視することもないんですけれども、やっぱりせつかくの共生ビジョンを掲げてきた1市4町の

連携という部分では、やっぱり少し違和感があるなというふうに受け止めたんです。その辺を今後どういう検証されてどういう議論されていくのか分かりませんが、改めてそのことの対応について伺いたいと思います。

それと、あっち行ったりこっち行ったりであれですけれども、恐竜プロジェクト事業の関係なんですけれども、センターも言いましたけれども、ワールドセンターはいわゆる単なる文化団体、あるいは任意団体ではないんです。行政から付託を受けて、町の将来に関わる大きな役割を担っているというところで、大変重要な位置にある。

その中で、今、加藤さんからも答弁ありましたけれども、5年間の支援の見直しということも考えるということなんですけれども、そもそも、行政で支出する中では交付金だとか補助金というのがありますけれども、やっぱりそういう中身から言って、補助金で対応しているというのはどうなのかなというところが一つ。

それと、令和3年設立予定のむかわ町地域商社の活動目的とほぼダブっていると。ただ、グッズの開発か何かの部分で大幅に事業が縮小しているということで、100万に減額されていますけれども、いわゆるそれは、やっぱり活動そのものが縮小しているということは、やはり非常に行政としては痛手ではないのかなと。加えて、地域商社とのやっぱりダブっている部分とどうやっぱり整合性をもって取り組むのかということもあると思います。連携することによって非常に厚みを増すということも一つのメリットとしてあると思いますけれども、逆に、裏を返せば、やっぱりその辺の住み分けが非常に曖昧だということも問題視されるのではないかなと、今後。

ワールドセンターの会員の方にも伺っていますけれども、なかなか厳しいと、現実には自分たちも仕事しているし、これだけ大きな付託をされて、やっぱり結果を出していくということは非常に難しいものだという悩みは持っています。その辺はやっぱり酌んであげて、これからやっぱりその地域商社との住み分けをどうするかということも含めて、改めてやっぱり意見交換、議論していただければなというふうに思いますけれども、その点について。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 共生ビジョンの1市4町の関わりの関係で、特に災害の関係についてお答えしたいと思います。

一昨年9月の胆振東部地震において被災を受けた本町でありますけれども、発災直後から避難所の運営というところで大変苦勞しておりました。そういう中で、苫小牧市から職員が代わる代わる来ていただいて避難所の運営をしていただいたという経緯がございます。これ

は、四季の館の避難所をグリッブして、北海道と連携して、本町の職員も当然そこに配置しておりましたけれども、昼夜たがわずやっていただいたということで、延べ2,000名を超える職員の方々が1か月にわたって応援いただいたというところでございます。また、この1市4町の関わりの中で、白老町は安平、そして厚真のほうに職員を送り込んだというような経緯でございます。そういうところで非常に心強い対応があったかなというふうに思っております。

また、技術職員の関係でございますけれども、町長から市長会のほうにもお願いして、当初、年明けの31年2月、3月に建築の技師を苫小牧市から送り込んでいただいております。その後、下水道の技師が足りないということもありまして、これも市長会並びに下水道協会の中で、そういった枠組みの中で今日までずっと苫小牧市から職員を送っていただいて、3月いっぱい派遣は終わりますけれども、そういう中で職員の派遣をいただいているというようなことで、やはり共生ビジョンに関わる、そういう連携の在り方という部分では、この災害に際しては非常に機能しているのかなというふうに考えております。

これからもこういった災害に際して、我が町としても、例えば樽前山噴火の場合に施設を提供するとか、そういった議論もしておりますので、災害に限っては非常に1市4町の枠組みというのは強いつながりがあるのかなというふうに感じております。そういうところで、共生ビジョンとしての在り方という部分では、やはり今後もしっかり結びつきをもってやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 田所地域振興課参事。

○地域振興課参事（田所 隆君） 私のほうから、恐竜ワールドセンターと地域商社の関係性などについての御質問にお答えしたいと思います。

議員ご存じのとおり、恐竜ワールドセンター発足当時から、小林先生が強く話しておられました5つの価値といったもの、その中の教育・文化的価値とか産業的価値といったものをどう具現化しよう、それを町と恐竜ワールドセンター、任意の組織ではありますけれども、この団体が両輪となってその具現化に向けた取組を進めていこう、共に協力していこうということで始まっております。

この間、産業的価値というのは、恐竜ビジネスといったものをどういうふうに取り組んだらいいかねという部分、さらには、恐竜関連グッズといったものをやはり開発していかなければ駄目だねと。また一方、機運醸成、町民に、いかにこの町がむかわ竜の発見とともに恐

竜の里というか、むかわ町が自信を持って、プライドを持って我が町を誇れるような、そういった機運醸成といった部分、これを主に女性の方々を中心に恐竜サロンというものを取り組みながら、あるいは文化的なイベントを開催しながら取り組んできているところでございます。

さらに、主に恐竜ビジネスといった部分を、恐竜ワールドセンターさんの理事会等でも議論されてきた経過がございます。その中で、やはり任意団体のままではビジネスとして進めるのはちょっと限界があると。法人化をやはり進めなければならないだろうと。ただ、それにはやはり力不足といった部分の意見等が出されておまして、町としてもある程度、恐竜ワールドセンターが核となった、そういった組織化を目指してはいたんですけれども、結果的に、恐竜ワールドセンターさんも御了解の下、地域商社といったものを設立したらいかかと。そのために、やはり恐竜ワールドセンターさんの力がなければできませんということで、令和元年度の事業として、町から委託事業、まちづくり人材の招聘委託といったもので取り組んだわけですけれども、この受託団体として恐竜ワールドセンターにお願いし、その会議開催、あるいは様々な取組に事務局として恐竜ワールドセンターさんが取り組まれてきております。

そういった経過の下、主に産業的な価値の面では地域商社のほうにある程度委ねるという方向になってきておまして、恐竜ワールドセンターとしては当然、今後も研究していくつもりでもあるかというけれども、恐竜ワールドセンターとしての組織の活動としては、文化面のイベントにある程度、少しシフトしていきたいという意向も出されております。

今後とも、町と、そして地域商社、さらには恐竜ワールドセンターとともに、三つどもえで連携しながらこの恐竜ワールド構想を進めていくという部分では変わりのないところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 昼食のためしばらく休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

冒頭でありますけれども、私のほうからお願いがあります。

本予算会議については、本会議中でありますので、予算審議の趣旨を超えない範囲での質疑にさせていただくことをお願い申し上げたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） それでは、私のほうはちょっと事業の中身についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目は、250の00、企画一般事務で、JRの日高線むかわ竜のラッピング列車運行事業、これの中身についてお伺いをしたいと思います。

それと、同じく260のまちづくり推進事業、ここで第2次むかわ町まちづくり計画策定業務というふうになっていますけれども、去年はたしか総合計画というような名称だったかと思うんですけれども、何かこれ、同じものなのか、その辺の確認と。

それと、274、恐竜プロジェクト事業の中の桐生大学と連携したタウンプロモーション、これの具体的な中身についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） 私のほうから、まず250番事業、企画一般事業の中で恐竜ラッピング列車に関する部分につきまして、まずお答えをしたいと思います。

恐竜ラッピング列車につきましては、特に日高線を利用促進、また、むかわ竜をラッピングして列車を走行させることで、PR、その他むかわ町に対する関係、関心人口の拡大人口につながるのではないかとということで予算を計上してございますが、具体的につきましては、現在、日高線運行に使っております車両にむかわ竜のラッピングを施しまして、線系につきましては日高線、それと室蘭線、地名でいきますと室蘭から岩見沢、それと鶴川間を運行するというところで計画をしてございます。

今回、予算に計上しまして車両が出来上がったものにつきましては、4年間定期運行、それとイベントに合わせて運行をしていただくことで、JRのほうと現在協議をしてございます。

具体的なデザインにつきましては、これから新年度に入りまして、町のほうと、あとデザイン会社のほうと詰めて進めていくこととしてございます。

続きまして、260番事業、まちづくり推進事業の中で、まちづくり計画の策定に関する御質問ですが、先ほど午前中の答弁にもあったかと思いますが、2年度、合併してからまち

づくり計画つくりまして、今回計画期間が終了するというところで、次のむかわ町のまちづくりをどう考えていくのかというところで、第2次のまちづくり計画というものを新年度着手して策定をすることとしてございます。

御質問の中で、総合計画との違いという御質問だったでしょうか。違いはございません。むかわ町の総合計画、まちづくり計画とイコールでございます。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 私から、桐生大学とのプロジェクトについてを御説明させていただきます。

皆様のお手元にあります議案説明資料の中の23ページのほうに地方創生推進交付金事業の概要が掲載されております。その2番の（2）に桐生大学と連携した機運醸成の仕組みづくりということで、事業費22万2,000円が計上されております。これは桐生大学の准教授の旅費、そしてその報償費となっております。

内容につきましては、小さなポツが2つありますけれども、1つ目の、桐生大学と町民が連携し、町の地域資源をデザインによりイメージ化し、町民の誇りの醸成と子どもたちの郷土愛を醸成する仕組みづくりを現在行っております。その3年目の集大成といたしまして、その講師の旅費、そして予算書の中では旅費になります、桐生大学の学生9名が4泊5日のむかわ町での滞在を経てそれらの事業を推進するために、旅費で76万7,000円ほどを計上している内容でございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） J R日高線のむかわ竜ラッピング、これは室蘭線から岩見沢ということで、これは非常にいい計画だなと思うんですね。今回の震災を契機に、今回の令和2年まではこういった震災関係、復旧復興に重点を置いて、恐竜の関係の整備関係の議論については令和3年以降というような、そういうような当初の話もある中で、ソフト面についてこういうふうに並行してやっていくということはもう非常にいいことだなというふうに思っておりますので、ぜひこれは実行してほしいんですが、ちょっと自分は项目的に分からなかったものですから、さっき一度に聞けばよかったんですけども、この広告料というこういったものがこれのラッピングのほうの関係になるのか、その辺もう一度確認をしたいと思います。

それと、まちづくり計画策定、これについては去年は基礎的なデータの収集と分析と現状把握、こういったものを中心にやっていたかと思うんですけども、それが今回そういったものを網羅して実行のほうに移りますよという、そういうような今答弁ですので、データ分

析で一体何が分かったのか、そしてこれから何に結びつけていこうとしているのか、具体的な例をもし示せるものであったら示してほしいというふうに考えております。

それと、恐竜プロジェクトの関係の桐生大学、昨年も学長から学生からいろいろ来て、むかわとの交流持ったんですけれども、こういった面で、実際には大きな事業費の予算ではないんですけれども、こういった大学生の計画が今後町民に対して、ここに、23ページにそういった仕組み等載ってはいるんですけれども、こういったものを数年計画を持っているのか、単年度というような状況で進めようとしているのか、その点について、いま一度お聞きをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） 初めに、恐竜のラッピング列車の件につきましては、こちらは広告料がこのラッピング列車の部分に相当するものです。

まちづくり計画につきましては、昨年、町民全世帯を対象にまちづくりに関するアンケート調査を実施してございます。これはそのアンケートの結果を踏まえて次のまちづくり計画に、町民の皆さんが意識している、また、課題と思っている部分について、次のまちづくり計画のほうに反映をさせることとしてございますが、一応、昨日ホームページのほうにも、そのアンケートの結果というのはホームページのほうにアップをしまして、今後町民の皆様にもその結果の内容が、また、議員の皆様にも調査結果のほうは御提示をすることとしてございます。

そのアンケート結果につきまして、ちょっと今手元に具体的なものを持ってきてございませんので、詳しいことはちょっと申し上げられないので、後ほどそのアンケートの概要につきましては御提供させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 追加しての内容でございますが、桐生大学との連携につきましては平成30年に協定を結んでおりまして、その協定としましては3か年で町の中での町民機運の醸成をつくり上げていくという内容でございました。令和2年はその最終年度となる3年度目でありまして、この間、こちらのほうに訪問した学生、短期大学の学生なものですから毎年学生は替わるんですけれども、この間積み上げてきました、町の中における地域の資源、また、町民皆さんとの会話を通じてつくり上げてきた、我々が思っていない地域資源を見いだしながら、それを具体的にデザインということで、絵に描いたイメージをぜひ今年度は恐竜ワールドセンターと連携した事業展開を行っていくということで、現在準

備を進めている状況でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 25ページの260と261と、26ページの274について伺います。

260なんですけど、新たな町を創造するワークショップの開催となっているんですけど、具体的に伺います。

それから、261の新しい事業としてまちなか復興賑わい創出事業補助金ということで出ていますが、イメージしている姿、内容について伺います。

それから、274の恐竜プロジェクト事業なんですけど、先日、全員協議会の中で説明をいただいて質疑もさせていただいたんですけど、その中で23ページの資料の中にある地域商社の設立・運営支援ということで1,600万ほどが出ているんです。それで、この前これ頂きましたよね。この資料の中の4ページには、5番目に令和2年の資金計画ということで、地方創生推進交付金の1,600万、これ同じ金額ですけども出ていました。そのほかに起業家支援等委託業務275万と地域商社補助金、町補助金として500万、合計2,448万7,000円ということが出ていたんですけど、この辺のこのお金の支出の在り方というか、どんなになっているのか、これだけ見ては予算書の中では一致しませんので、その辺の解明をしていただきたいと思います。

それから、この274の中では、全員協議会の中で説明はいただきましたが、私だけかもしれないけれども、地域商社、合同会社のエム・ディノだか、そういう会社をつくってこんなふうになるんだという姿というのが、私の中ではうまく想像できないんです。皆さんの何か取り組んでいる中ではこんなふうになるんだよと、もうける会社をつくるんだよと、つくれるんだということで、成功してほしいと思いつつ、イメージとして姿が見えない、私の中では。だからそれは確固たる、これだけのお金を使って夢と希望を与えていくわけですよ、町民の中に。だから、それはきちんとした形でそういう目指している姿というものをもうちょっと分かりやすく説明していかなければ、私も説明できないということで、改めて、こういうことになるんだよというところを示してください。

そして、この資料の中では、合同会社をつくった暁には、2番目の合同会社エム・ディノ、この中ではむかわ産業自然振興機構ということにして、組織体制は代表社員、常勤の方、アドバイザーの方をと書いているんです。ということは、アドバイザーとして招聘した方がこのエム・ディノの会社の総責任者になっていくと、将来的にできた暁には。そのほかに執行

社員が専務の方も常勤で1名だと。一般公募予定、これは一般公募予定だと、社員は非常勤は若干名で町内募集していくと。従業員は2名で地域おこし協力隊員と臨時職員を各1名ということで会社をやるんだと。このことについても、一体どういうふうな考えを持って、町はこういうふうなことを考えてやろうとしているのかということが、町民の中には疑心暗鬼もありました。一体、行政がもうける会社をつくると言っているけれどもそんなことできるのかと。

全員協議会の中でもお尋ねしました。2年間は補助金を使ったり交付金事業でやれたとしても、じゃ3年目どうなるのといったときには、はっきり大丈夫ともおっしゃらないし、分からないというようなこともありましたよね。そういうものに対してこの多額の金額をかけて、確かに成功すればすばらしいけれども、じゃ果たしてそれが本当に、賭けみたいなものじゃないかとかいろんな声がありますよ。だから、その辺もきちんと町民の中に解明して示していかなければ私は駄目だと思うんですよ。その場がこの場だと思っていますので、長々とお聞きしますけれども、やはりその辺はきちんと説明する責任があるというふうに思っています、この点について。

それと、説明資料の23ページの中に、(3)の恐竜関連グッズ等の開発596万2,000円、製造等委託料とありました。3Dデータを駆使した精密なむかわ竜レプリカ6分の1の開発製造をするんだと。私たち議会も、恐竜、むかわ竜発見されたときに、福井とかいろいろ行ってきましたよ、みんなやっぱり動く恐竜のレプリカ、動く、音も出る、声も出る、そういうものがとても子どもたちに人気があったということは見てきました。これがどういうものなのかについて伺います。

○議長（小坂利政君） 柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） 私のほうから、260番まちづくり推進事業の中で、新たな町を創造するワークショップにつきましてお答えをしたいと思います。

これにつきましても、次期まちづくり計画を策定するに当たって、やはり町民と行政の協働による計画づくりというのを基本に進めていきたいと考えてございます。先ほどの答弁でも申しあげましたアンケート調査というのも1つの町民の関わりということで実施をしてございますが、やはり町民の方と、また、町民の方同士が将来のむかわ町をどうしていくんだというそういう機会をつくることも重要だと考えておりまして、町民参画の1つの手法として、今回ワークショップ、予定では3回予定をしてございます。既に次期まちづくり計画の策定作業を進めてございますが、まちづくり委員会を中心として、今、作業を進めてござい

ます。

これまでまちづくり委員会の中でも役場の職員と委員さんの中でグループをつくって、実際ワークショップ開催をしてございますが、今回予算に計上してございますのは、もっと広く町民の方に将来の町をこんな町にしたいとか、こういうことが課題だとかというところを一緒に声に出して進めていきたいということで計上したものでございます。

○議長（小坂利政君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） それでは、私のほうから、まちなか再生事業のまちなか復興賑わい創出事業について御説明をさせていただきたいと思います。

説明の都合上、議案説明資料の22ページのまちなか再生事業の概要を御参照ください。

下段のほう、（2）番、まちなか復興賑わい創出事業ということで、こちらにつきましては大きく2つございます。

1つにつきましては、住民との協同によるまちなか再生とイメージアップの取組ということで、主に鶴川、穂別両地区でのまちなか中心市街地の景観づくり、そしてそれによるホスピタリティーの向上ということで、沿道に花壇整備ですとか、花なんかを関係団体、協力をいただきながら実施していきたいと考えております。

また、6月15日、聖火リレー等もこちらの鶴川地区では予定されておりますので、それと合わせた整備ができればなというふうに考えております。

また、沿道のサイン、フラッグというかサインなんかのPR、そして美化用の物品についても取付けしたりをして、まちなか全体をちょっときれいに、見栄えよくしていきたいというふうに考えております。

そして、もう一つにつきましては、被災による空き地を活用したふれあい広場の開設ということで、短期的にまだ、今後まちなか再生についてはこれから検討していくことになるんですが、当面の空き地を活用して、復興につながるようなイベントについて、いろいろと検討して実施していきたいというふうに考えております。

この復興賑わい創出事業につきましては、商工会、そして観光協会、そして町により、まちなか復興賑わい創出事業実行委員会、仮称になりますが、のような実行委員会を立ち上げて実施していこうと考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 加藤恐竜ワールド戦略室長。

○恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 私のほうからは、274事業の補助金に係る部分での

御説明をさせていただきます。

議員おっしゃいました全員協議会のときに提出されました令和2年度の資金計画2,448万7,000円の内訳でございますが、お話しされたとおり、まちづくりの人材招聘業務委託が1,668万7,000円、これは23ページに書いてあります事業の説明書のとおりでございます。

残りの275万と500万円ということでございますが、これは予算資料のほうにお戻りいただきまして、26ページの支援業務委託料2,844万3,000円の中に含まれてございます。内訳を申し上げますと、今言った1,668万7,000円が地域商社への人材派遣の委託となります。その他95万円ということで、これは支援企業等の起業家支援の費用が含まれてございます、95万円となります。もう一つが商標管理の費用180万円がこの支援業務委託料に含まれております。さらにその差額でございますが、906万円は地域再生マネージャー事業という内容でございます、総額2,840万3,000円となります。

また、18節にあります負担金の中に地域商社補助金505万円がございますが、若干説明、全員協議会の説明資料のときとは数字が異なりまして、500万が505万円、そして先ほど申し上げました95万円と180万円を足して275万円となります。ですから、総額で5万円ほどちょっと高まったという、95万円と180万円を足して275万円という内訳になります。

○議長（小坂利政君） 田所地域振興課参事。

○地域振興課参事（田所 隆君） 私のほうから、ほかの質問等も含めてお答えをしたいと思います。

まず今、加藤室長のほうから予算的な部分の説明があったんですが、ちょっと私のほうから違う角度で説明をしたいと思います。

まず、先日全員協議会でお渡しした資料に基づいた予算の説明をしたいと思います。

まちづくり人材招聘等業務委託、国費であります地方創生推進交付金を充てるということで1,668万7,000円とありますが、この中身については、まちづくりアドバイザーを招聘するという人件費、あとそれに関する福利厚生費、さらには地域商社の事務所を抱えますので、そこに係る賃借料、車両リース、パソコンリース、自動車保険、また灯油やガソリン代等もある程度見た形の事業費になっております。

次に、起業家支援等業務委託、これは町からの委託業務という形で275万円、業務をしてくださいという形で予算措置をしております。この中身は何かといいますと、大きく分けて2つございます。

1つは知的財産権の管理を委託するよといった内容です。むかわ竜あるいはカムイサウル

スといった商標登録をしているものなどの申請業務、許諾業務あるいは有料の場合は徴収業務、さらには違法に利用されているといったものを調査する、通知をするといった業務などが入っております。

それともう一つ、この委託事業の中の取組としては、この名称どおり起業家支援の業務委託としての内容がございます。それは商品開発に係るアドバイス業務、あるいは試作開発などの経費、また販路開拓に係る経費を見ておりまして、それを町からの受託をしながら事業を進めていこうというものでございます。

そして最後に、町からの補助金、地域商社補助金としてある505万についての説明でございます。これは地域商社の設立時に必要な立ち上げの事業経費になるものでございまして、大きく分けて3つございます。

1つは地域商社のホームページの制作あるいは通販サイトの制作設計料としてそれなりの経費がかかるという部分。2つ目には、むかわ竜のある程度のデザイン、様々な角度のデザインを制作し、それを商標登録あるいは意匠登録をしていくという制作経費あるいは手続、意匠登録等の登録手続経費がかかります。その経費に充てようというものであります。3つ目は、パートの人件費を、1名予定しておりまして、そのパートの人件費を充てるという中身でございます。総額で505万円ということになっております。

予算措置の部分は以上、説明を終えたいと思いますが、そのほかの質問として、地域商社、こんなふうになるんだというイメージを少し説明してほしいよという御質問でございます。

地域商社の役割として2つございます。1つは、起業したい、商品を作って売ってみたいという起業家の方々のお手伝いをするという仕事が1つございます。商品開発、販路開拓などサポートしていく、支援していくというお仕事でございます。もう一つは、地域商社自らが稼いでいく、稼がなければ自走できないということもございまして、地域商社が自ら販売をする、もうける、ビジネス展開を行うという事業、この2つが地域商社の業務になるかと思っております。

そして、もう少しイメージを考えると、町内において様々な企業がございまして、それをサポートするお仕事、サポートをする組織がないということでございます。町民の方々に物は作ったけれどもどうしたら販売できるのと、あるいは若者の中でこんな取組をしたいんだけどちょっと一緒になって考えてほしいよというようなことに対して、それについてある程度の支援をできる、サポートするという組織をやはり目指したい、それを地域商社が担いたいというふうに思っておりますし、一方、町外の人から見て、むかわ町ってどうな

んだらうと、一生懸命孤軍奮闘されている企業さんの姿は見えるけれども、よそ者から町に入って、それを一緒になって考えてくれるようなそういった組織があるんだらうかと言われたときに、そういった組織があるかないかでやはり移住される方々もかなり迷われるというか、ある町とない町ではやはり入りづらさ、生きづらさというものが出てくるだらうと思います。

近隣町におかれましてももう既に、そういった起業家を目指す方々をサポートする組織を町が委託事業等で応援しながら、そういった組織を立ち上げさせている町もごございます。我が町もそれに見合っただけではごできませんけれども、やはり産業、経済の面から、経済再生と、地域の産業振興といった部分で、そういった役割を担う組織が必要だという思いがごございますので、その一助をこの地域商社に託したいというものでございます。

次に、組織体制でございます。以前お配りした資料に常勤が2名ということになっております。代表社員1名、遠藤研二まちづくりアドバイザーを抜擢するというものでございます。知見、識見等も豊富にごございます遠藤さんを核としながら、もう一人、業務執行社員として常勤の方1名を一般公募して、そしてこの2名で地域商社を担っていこうというものでございます。

その下にあります非常勤の社員につきましては町内公募を予定しております。これはどういうことかといいますと、町内に住んでいる若い方の中で地域商社と一緒に仕事をしたいという方、あるいは仕事の本業は持っているけれどもこの地域商社に少し関わりたいよと、小売の場を一緒になってやっていきたいという意欲のある若者をぜひ巻き込みたいというものでございまして、どれだけ業務に活躍されるかという部分では多少クエスチョンではございますが、若者を育てていきたいと。そして、地域商社の下部組織にエム・ディノ企画会議という会議形態を持つ組織を設立する予定でございまして、そこでの活躍を期待した上で、この非常勤という形で若干名の社員を募集する、町内公募するものでございます。

従業員2名につきましては、ここに書いてあるとおり地域おこし協力隊員で1名入ってもらいたいということと、臨時職員を1名充てるという組織体制でまずは取り組みたいというものであります。

あと、将来本当にこの組織は大丈夫なのかと、町におんぶにだっこの組織で続くのではないかという御懸念は当然おありかと思っております。この辺はやはり地域商社の自ら稼ぐという取組がどういう形で結実するかという部分、それには当然町のサポートも必要ですけれども、町民の方々のいろいろな角度での関わり方、協力をいただきながら、町内外の企業も含めて

いろいろ協力をいただけるという確約も徐々に取り付けながら、今、水面下で進めている事業もございませう。それはまだ表には出せる中身ではございませうが、そういった様々な稼働力を、やはりここ二、三年の間にはそれを形にしてお示しをしなければならないというふうには思っておりますので、今しばらくお待ちいただきたいと。その中で組織の本当に自主性、自走ができるのかどうかの判断をしていただきたいというふうには思っております。

最後、3Dプリンターの説明でございませう。説明資料の23ページに恐竜関連グッズ等の開発596万2,000円ということで記載をされておりますが、3Dデータを駆使したということで記載をしています。等身大のレプリカは8メートルぐらいの大きさになりますので、なかなかデパートでの催事をするにも、それを持って行って展示をするというのは難しいと。それで、三次元立体測定という形で計測すると、それをデータ化することによって幾らかの縮尺にもできると、10分の1にもできる、6分の1にもできるというものでございませう。

そのデータを駆使して、今、考えているのは約1メートル50センチぐらいの大きさのものに、かなり精巧なものにした形でレプリカの縮小版、縮小版むかわ竜の3Dモデルというものを作っていききたい、試作をしていききたいというものでございませうして、それがある程度製品化されることによって学校等の理科教材として活用されたり、あるいは先ほども申しましたが、デパートや百貨店あるいは科学館などでの恐竜展にその小さくなったむかわ竜を持ち込みながら、様々なむかわ町の物販も販売しグッズを販売していく、そういった販売戦略に役立てていけると思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） まず、その最後のほうから。

まちづくり人材招聘で地方創生推進交付金がどう使われるかというのは分かりました。それで、起業家支援等業務委託の町委託料の中で1つ2つについてお話しされたんですが、これはアドバイザーの遠藤さんに委託するということがいいのか。それからもう一つ、地域商社補助金で、これもこの部分も含めて、この2つについて、3つについて、遠藤さんに委託するということになっていくのだろうかということをおつと確認させてください。

それから、さっき地域商社の下下部組織と言ひましたよね、おつとそこが分からない。地域商社って名前はずつと残っていくのか、地域商社ではなくエム・ディノという合同会社になっていくのかと、そういうのが分からないのでおつと確認させてください。

それから、260の新たなまちを創造するワークショップということなんですけれども、3

回ぐらい開いていくと、広くということなんですが、今までやってきたこととかこれからやろうとすることが駄目とかじゃなくて、広く聞く場合、ただ集まってこられる方というのはなかなかないわけで、同じような方々になってしまうという傾向もあるので、例えば町内会、自治会に出向いて行って、まちづくりといっても華々しいところばかりじゃなくて、高齢者が住みやすい町はどうする、どんなふうにあるべきとかということも含めてやるわけですね。だから、そういうやっぱり出向いて行ってその意見を聞くということもこれからはすごく大事なことだと思うんですけども、そのような考えはないのかについて伺います。

それから、まちなか復興賑わい創出事業なんですけれども、いろんなことをやりますよね。それで、職員の数がそう多くないのに、その辺で、確かに計画することはいいんだけど、やっていくということは非常に大変だと、人材がいなくて大変だと思うんですけども、その辺についての懸念というのは感じていないのかということをお伺いします。

○議長（小坂利政君） 田所地域振興課参事。

○地域振興課参事（田所 隆君） 業務委託の関係ですね。町委託料、業務委託の275万、これは直接遠藤さんのほうと契約を結ぶのかというお話だったかと思いますが、いや、そうではなく、あくまでも合同会社エム・ディノという組織ができた後に、町がそのエム・ディノに業務委託をするというものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

それと、名称、あとは下部組織の関連ですけれども、正式名称、合同会社エム・ディノになる予定なんですけれども、ただ、むかわ地域商社エム・ディノという表現も使うかもしれません。いろんな表現の仕方をしながら知名度を上げていきたいというふうに思っておりますので。

さらに、下部組織は何だということですが、この資料の2ページ目の下段のほうにエム・ディノ企画会議とはということで書いてあります。こちらのほう、若者や起業家等の協議体と、小売の場、止まり木の役割を担っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小坂利政君） 齊藤支所長。

○支所長（齊藤春樹君） すみません、恐竜プロジェクト事業の予算上のものと、地域商社立ち上げの資料と、そこのちょっと整合性についてもう一度整理させていただきたいと思えます。

この資料の資金計画の一番最初に、上にあるまちづくり人材招聘業務委託の1,668万7,000円というのは、この274、恐竜プロジェクト事業の12番の委託料の4段目にあります支援業

務委託料2,844万3,000円の中の1つでございます。それで1,668万7,000円と、さらにほかにあるものは、先ほどからお話の出ております起業家支援の95万と商標管理をするお金180万が入って2,844万3,000円。

さらにもう一つ言うと、差額に906万というのがあるんですけども、これは再生マネージャー事業というものに委託して、これはJTBの中川さんという方をお願いをしているのがこの中に入っているものですから、ちょっと数字としては合わないという感じになっていきますけれども、それともう一つ、それが今275万で、一番最後の地域商社補助金、町補助金505万というのが18番の負担金、補助及び交付金の中の、その2段目にある地域商社補助金505万と。この数字と連動しているということで、ちょっと2つの国の補助金、それからふるさと財団の補助金、それから町の財源と交錯しておりますので、大変分かりにくい資料となっておりますけれども、そういうことでございます。

○議長（小坂利政君） 柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） ワークショップ以外にも、町民の皆様に対しましては、ちょっとどのタイミングで意見交換するかはまだ決めていないんですが、例えば今回実施したアンケート調査の結果を踏まえて、いろいろな年代の方から御意見もいただいておりますので、それらをきっちり分析した中で、例えば経済団体はじめ、例えば高齢者の方々ですとか子育て世代だとかいろんな範囲は考えられると思いますが、可能な限り意見を聞く場というのは設定したいと考えてございます。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） まちなか復興賑わい創出事業の推進に当たって、マンパワー的なもので懸念されるというところ、大変、役場内はもとより、こういった実行委員会形式でやっていったときに関係機関と連携ということですので、そういった町民の方たちのマンパワーというものも、皆さんふだんから様々な、本来の業務のほかに、お仕事のほかにそういった団体活動等取り組まれているわけございまして、大変こういった取組が増えてまいりますと、重複していろいろ大変になってくるというところは、私たちも実は懸念しているところでございます。

先般の全員協議会の中でもそういった同様の御指摘を実は頂戴しているところでございまして、この執り進めにつきましては、まずは実行委員会体制というのは極力この3団体、小規模な組織とした上で、既存の取組というものをこの事業を通じて有機的に結びつけていく、あるいはそこをちょっと強化していくといったようなことを通じて、極力、新たなことで負

担が生じないようなことに留意をしていきたいというふうに考えております。

ただ、どうしてもこの被災からの復興という道筋の中で、完全な市街地の復興に向けての、まずはこういったにぎわいの創出といったソフト事業を中心とした中、そして既存の、先ほど申しました取組というものを有機的に結びつけることで、何かにぎわいの創出に結びつけていきたいというような思いもございまして、それぞれ若干負担というものは増えるかとは思いますが、何とか御理解をいただきながら、また、そういうものが極端に増えないようなものに配慮しながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 恐竜プロジェクト、恐竜を生かしたまちづくりということで推進していくということで、それに対して異論はないです。だけれども、例えばお金の流れとかというのは本当にややこしいでしょう。やっているほうもそうかもしれませんけれども、聞いているほうはもっとややこしい。

だからもうちょっと、例えばこの中に、支援業務委託料の2,800万の中にこれが含まれているなんていうのは聞いてみなかったら分からないわけですよね。もうちょっと、恐竜だったら何でも通る、そんなのではないですから、やっぱり恐竜はもう死んだものみたいな意見だってあるんですから、生かしてまちづくりしたいというのはそれはいいだろうと思っていて、日々の生活のほうが一番大事という町民だっていっぱいいるわけですから、そういう人たちに対して、この物すごいお金をつぎ込んで、たとえ国から来ようとどこから来ようと税金に違いないわけですから、その辺のところ、私にも分からないんだから私は説明できないですよ、町民の人に聞かれても。だからもっと、予算上も、説明書なんだからもうちょっと分かるようにできるように工夫するという、できないんですか。

それから、まちなか創生というのも、まちの中が寂しくなってどうやったらいいんだろうと、みんな心を痛めているんです。例えば新生通りの花を植えるのだって、もう私よりもっと高齢の友人たちがやっているんですよ。でも、その方たちも元気なうちは役に立てるんだってということで参加してやっているというのがあって、商工会の女性部の方々も中央通りのお花、置いたりしていますよね。お話によるとそういう方々、その既存でやられたことにお金を出し合いながらまたやっていくということなので、それはそれで結構なことと思うんですけども、やっぱりその辺のことも十分考えてやっていただきたいというふうに思っています。1つだけ答弁お願いします。

○議長（小坂利政君） 田所地域振興課参事。

○地域振興課参事（田所 隆君） 大変分かりづらいという中身、承知いたしました。今後、戦略室内、また、庁舎内の各関係グループとの協議を経ながら、分かりやすい資料にしていきたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 何点か質問させていただきたいと思います。

その前に、議長、このたびの質問範囲は予算書つづりでは何ページまででしたっけ。

○議長（小坂利政君） 27ページ。

○1番（東 千吉君） ありがとうございます。

まず、予算書つづりの17ページ、6、財産管理費の部分でございます。公有財産管理事務、この中の稲里の簡易郵便局業務経費ですけれども……、予算書つづりです。

〔「何見てる」「概要書じゃないの」「予算説明書」「ここからだから、ちょっと」と言う人あり〕

○1番（東 千吉君） 分かったんですが、そうですか、すみません。質問の仕方が。いっぱいあってちょっと大変なんですけれども……。

大変に申し訳ございません。

事業概要のところのページ数でやっていたものですから、申し訳ありませんでした。

まず、一般会計の23ページということのようです。この中で、公有財産管理事務の中に実は稲里の簡易郵便局業務経費というのが入っておりました。数年前から稲里の簡易郵便局は休止になっているのかなと思うので、それを確認したいのが1点です。

それから、普通財産の住宅解体経費ということで、富内の学校の旧公営住宅が5棟、それから穂別の市街地の旧教員住宅1棟、それから仁和の教員住宅1棟ということで合計7棟、3か所7棟の解体の計画を立てているということでございます。これは、過去は教育財産でございましたから教育委員会の管轄でございました。廃校になってから地域住民からその後利用についていろんな要望等がございましたけれども、順次総務企画、いわゆる普通財産に移管になりました。その時点で、実は地域の要望が途切れたのではないかというふうな気がしております。富内も特に5棟も解体するわけですから、これ、地域住民の方と十分に後利用について検討がなされた上での解体かどうか、お伺いしたいのが1点。

それから、仁和の教員住宅でございますけれども、現在、おととしの発災から4世帯のい

いわゆる公費解体した住居がなくなった方の入居がございませう。これ、2年で仮設住宅終わりということございませうので、この4軒については家がないので今後どうしよう、しかも高齢者が多いということ、非常にどうするか悩んでいるところございませう。そうした中での解体は、仁和の場合は1棟だけですけども、普通財産として、あるいは残しておいて少し補修して、その人たちを入居させるのかどうかという、地域の現場に今直面している問題にきちっと入った中での打合せをした中で解体を決めたのかどうか、お伺いしたいのが1点です。

それから、その部分がありますので、当然、ひょっとしたらほかの教員住宅もそうだと思うんですけども、人によっては、役場のほうで見たらこれは解体に値するというこゝもあると思うんですが、人によっては、あまりお金をかけたくないという方については、ちょっと補修をしてそこに入居したいという人もひょっとしたらあるかもしれない。仁和の場合は、特に2年でなくなるという部分では、今後どうするかという入居者の悩みも多くあるわけですから、それらについての検討した中でこの解体を決めたのかどうか、お伺いしたいのが1点です。

それから、企画費の中の事業番号250、企画一般事務の関係ございませう。

ここは以前にも話させていただきましたけれども、苫小牧地方総合開発期成会の関係ございませう。予算の部分を見ますと、この期成会のいわゆる予算づけの内容につきましては、要望書関係でも予算が2桁になっていない、そしていろんな、多分要望だとか障害の部分のいろんな経費についても、発災以来の金額もありますけれども、以前の部分を見てもそんなに遜色というか、数値に差のない予算となっております。したがって、この期成会が重要な海岸浸食についての要望書の1つというふうに役場のほうも捉えておるようですから、何らかの形でしっかりと期成会要望、毎年要望書を作っているわけですから、その部分で、その部分をしっかりと入れ込んだ要望書あるいは期成会の内容にするということについては、もう少し骨を折るような、いわゆるお金がかかるような形にならざるを得ないというふうに思っておりますので、現行、今までの経費と同じような形でよいのかどうか、その辺が不安になっているのでちょっと伺いたい。

いわゆる汀線が1年で40メートルも50メートルも海岸浸食されている部分ございませう。これはもうあと数メートルで私有地に行くということになると、開発の場所、開発の管轄の部分を超えちゃうということになるとなおさらややこしくなるという時点で、喫緊の要望書の部分の内容というふうに思っておりますので、その辺の答弁をひとついただきたいという

ふうに思います。

それから、事業番号410、四季の館でございますけれども、発電機のオーバーホール、見ましたら相当な金額がかかるということで……。

〔「まだやっていない」と言う人あり〕

○1番（東 千吉君） やっていない。申し訳ございません。

以上です。

○議長（小坂利政君） 石川地域振興課長。

○地域振興課長（石川英毅君） 公有財産の稲里の部分、それから住宅の解体関係について、私のほうから回答させていただきたいと思います。

まず、1点目の稲里郵便局の関係でございますけれども、現在もこれは営業してございます、休止にはなってございません。今、場所につきましては樹海温泉、その中に簡易郵便局を設置いたしまして現在営業しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、普通財産の教員住宅の解体の関係でございますけれども、まず、富内につきましては、現在建っている旧教職員住宅につきましては民地でございます。民地でございますので、そこに使っていない住宅をそのまま置いて、そして宅地の費用を払うということにはなりませんので、そちらの民地の所有者とも協議をいたしまして、そちらの住宅については解体をしていただきたいということがございましたので、町が民地に建てている建物を解体するといったものでございます。

それから、仁和のほうにつきましては、現在、被災者の方が入居されている住宅とは別の、ちょっと入居が不可能な古い住宅、場所でございますと仁和の公営住宅の近くでございます古い住宅です、旧中学校の教員住宅の関係だと思っておりますが、そちらのほうはもうちょっと今の段階では入居するにはかなり危険だということで、こちらの住宅を解体するといった形にさせていただいております。

なお、現在入居されている4世帯の方たちにつきましては、先日も入居されている方のお宅に訪問をしながら、これからどうしたいといったようなこともお聞きしながら、今後、今入居されている住宅のほうについて、現在まだ入居されて使っておりますので、そちらの部分については、まずその入居されている方の意向を確認しながら、今後どうなっていくのかという落ち着いた段階で考えていくような形になると思っておりますので、その取扱いについては、現在のところは、今は考えてございません。そういったことで御理解いただければなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） 私のほうから、250番事業、企画一般事務の中で期成会の活動に関する部分についてお答えをしたいと思います。

御質問にありました苫小牧地方総合開発期成会は東胆振1市4町で、総合開発に関わる各1市4町の課題というものを国のほうに対して、連携して予算の確保ですとか事業の促進について要望を行っております。

この予算の額につきましては、これ期成会の中で負担というものをそれぞれすることで、苫小牧市が一番多い額になっているわけですが、これにつきましては、この要望書の作成に係る経費と要望活動に随行する職員の旅費で構成をしております。期成会の会員でございます各首長の旅費につきましてはそれぞれの自治体が負担することとなっておりますので、この250番事業の中では、あくまでもこの要望書の作成とそれに係る職員の旅費ということで御理解いただきたいと思います。

なお、具体的な要望箇所のお話されてございますが、決して力を入れていないというわけではございませんで、道路事業、またあと河川、海岸ですとか、むかわ町として抱える課題につきましては広く要望をしているつもりでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 幾つかありますけれども、時間短縮に協力し1点だけ確認させていただきたいというふうに思います。

それは、先ほどから議論になっている274の恐竜プロジェクトに関わる地域商社等々に関わる問題です。この問題を確認したいと思うんですけれども、私はこの問題、説明がされるほど何か曖昧な、担当者もそれぞれ同じ課でありながら別のことを言う、何かこれが大変だなと思って、整理して聞かせてもらいます。

1つは、まずは当初、昨年、地域商社を立ち上げたいということで町長のほうから協議会に説明がありました。そのときには年度も21年度、これはしようがない、前倒しで分かります。けれどもその中で、その商社は町の地域資源、恐竜だけではなくてししゃもも含めてというような形で幅広く取り扱うという内容でした。これが今度は変わったのではないかと考えているんです。変わったなら変わったでいいと思っていますけれども、ここのところを

ひとつはっきりしていただきたい。

今、出されている内容は、いわゆる2月に協議会で説明のあった形、合同会社を立ち上げるということです。その中身として、今この新年度予算に盛り込まれているんだなという感じがいたします。ですから、ここで見れば完全に地域商社なのか合同会社、中身的には合同会社の部分だけが、地域商社という点で見ればここだけが来ているというのが実態ではないかと。ですからこのところ、地域商社というのはまだ別につくっていくんだよというようなことがあるならある、でなくて、それがもう今度、恐竜に特化した何とかさんを代表に据えていくという、このところに行くんだということであれば、これは合同会社ということではないんじゃないかと思うんだけど、私はそれはそれでいいんじゃないかと思うんですが、そのこのところはどうかということが1つ。

それから次に、この中身ですが、2月の協議会の中では担当課からの説明は、先ほど言われた2,440万余りが、これが地方創生費用を使って、そしてそれでもって会社立ち上げにするという話であった。ところが、これを見るといろんな形が出てきているし、ここには2,200万という数字も出てきている。先ほどからいろんな数字が出てきている。ここが整理化されていない。

そこで、やはり私どもも協議会の中で聞いて納得したのは、こうした事業についてはきちっと地方創生事業の交付金を頂いてというか、それを活用して、そしてその範囲の中でやっていくと。当面、一定の一般財源ということもあるかもしれないという話、それならそれでいいんですけども、そのこのところを、今度のやつの中でも交付金は1,100万しかなくなってですね。だから、そこら辺のところをどんなふうに整理されてくるのかということをお伺いしておきたい。

そういう上に立って、合同会社をつくるのはいいんだけど、それは将来的に、先ほどから言われているように自力で資金を生み出して、自力で経営をしていくという会社なんだと、行政から金を持ち出してやるものでないということは、はっきりするならばはっきりさせていただきたい。全くそれは　　のないことはあり得ないと思うけれども、やっぱり基本はそこでやっていくというようなことをきちっと整理してもらいたいと思うんですが、その点について改めて伺っておきたい。

○議長（小坂利政君）　齊藤支所長。

○支所長（齊藤春樹君）　今、御質問いただきました、まず1点目、地域商社と合同会社との関係でございます。合同会社というのは会社方式の問題でございます、合同会社の形を取

った地域商社を立ち上げるということで、イコールでございます。だから株式会社の地域商社もございまして、いろんな形の地域商社、NPO法人の地域商社もございまして、いろんな形がある中で、第一段階は合同会社という形で法人化をしてその任を担っていただくというところでございます。その辺でまず御理解をいただきたいと。

いろんな地域課題がございまして、それに貢献をしていただくという地域商社の性質がございまして、たくさんの課題の中で全部をやり切ることというのは当然できませんし、それまでのステップというのはかなり時間もかかるかと思っております。そういった部分で、恐竜の知名度を生かした中で、それをまず1つの手段として、いろんなグッズ販売ですとかいろんな体制を固めていくために、第一段階、合同会社の形で、これは費用も大変安く済みますし、法人としては、法人格としては全然支障はないんですけれども、社会的な責任というか、そういった部分では株式会社には劣るというデメリットもございまして、安価に立ち上げることができて社員もそんなに要らないという中で、第一段階、今できること、今、早期にやらなければいけないことを合同会社の形の中でまず手をつけよう。

そして、将来的にはいろんな条件が整ったときには株式会社として正式にやっていくのも将来の想定としてしていると。それが何年になるか、いろんなことが条件がございまして、それについてはそういった形の中で今後も議論をしていただきながら、何にしても、地元のむかわ町の方に支持されないと成り立たない会社でございまして、その辺を地盤固めをしていきたいということでございます。

それから、初年度の立ち上げとして、先日の協議会でお示しました令和2年度の資金計画として2,448万という数字は一旦お示しをして、それに必要な経費について、町の予算を通して推進交付金の予算、それから地域マネージャーですか、需要の予算というものをうまく使いながら支援をしていくということで、これはだから、町からいろんな事業をお願いしてやっていただくという予算ですから、これは将来的にもつながる予算かと思っております。ただし、自走するということが前提でございまして、自分たちで稼げるもの、その収益があったときにはこの予算というのはだんだん減っていくと。

それから、もう一つの地域商社補助金の505万というのが、これは本当に立ち上げ時の一時的な部分も含めて、会社を立ち上げるときには一定のお金がないとできないということもございまして、その分の505万でございまして。これは将来的には、先ほどと同じように自走して自分たちで稼げるのであれば、当然2年目以降はあるかないかというようなところで、減っていったり、その年度年度でどういう事業をしていくかというお話があったときに協議

をして決めていく予算ということで、何年間もずっと同じようにお金を出してということではないので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

齊藤支所長。

○支所長（齊藤春樹君） ちょっと補足ですけれども、あくまでも恐竜に特化して、恐竜だけの問題でこの商社を動かそうということではございません。恐竜の知名度を生かして、それを町のPRにつなげる、そういった部分は大事なツールでございますけれども、それ以外のむかわ町の様々な資源、売れるものはたくさんあるという、町外からいろんな専門家を招いていろいろアドバイスをいただきましたけれども、そういったものをいかに商品化して一円でも高く町外に売っていければということの大きなツールでございますけれども、恐竜だけでやるということではございませんので、その辺も御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 分かりました。大枠的にはそういうことなんだろうと。だけれども、やっぱり今も出たように、まず第一にという形、新たな形の言葉遣いが出てくるように、だから、最初からそういうきちっと整理的な説明をしてくれればもっとよかったんでないかなというふうに思うんです。私はこういう形で恐竜を活用してアピールしていくことはよいことかなというふうに思っております。しかしこの問題は、その後いろいろ心配がないようにということで改めて聞いたわけです。

それともう一つは、地域商社という形の中でいろんな議論がありました。観光協会との関わりどうするのか、他団体との関わりどうするのか、いろいろありました。今度の予算を見ても分かるように、観光協会並びに団体とのそれぞれの役割、それぞれの立場からのまちづくりへの接近があります。これらをこの商社といろいろリンクさせる、やがてはそういう形になっていくんだろうけれども、早急にそんなふうな形でリンクさせていくようなことは非常に困難な話だろうというふうに思います。この地域商社、独自に稼いでいくわけですから、それはそれなりのやり方をやっていかなければならないし、そのところをどんどん追求してもらわないと成り立つものでないと。ですから、そこら辺の整理も、これまでの議論でもありました、そこもしておく必要があるというふうに思っているんですが、その辺のところでの考え方というのをもう一度お願いしたいなと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 前回の全員協議会と重なる部分があるかと思いますが、今回の地域商

社、確かに第一段階だとか第二段階という形でなかなか聞きづらい面もあったかと思いますが、けれども、順番としては、自力、自走の経営に向けて、まずステップを歩いていくんだよと、恐竜に特化したものでないよと、恐竜をはじめとした地域資源全体を磨いて、再生してPRしていくよということで、予算の中身は先ほどのものだと思います。

それで、この関係でございますけれども、重なりますが、この間に至って今年度、準備会、さらには設立準備会、これは地元の方もいらっしゃいますし町外の方もいらっしゃいます。プラスそこから発生する企画部会というか、これは地元の方でいいのかな、みんな。ほとんど地元の、農家の方もいらっしゃれば商工会の方もいらっしゃいます。そして企画部会の中で数回もんでいただいて、先ほど言った、いきなり第二段階の商社設立というよりも、その第二段階の商社に一日も早く接近をするために第一段階の組織化を図ってほしいというのがほとんど、出席者の方の総意でございます。そういった意見を受けながら今回の予算提案になっているというのが1つ。

それと、つい先日ですけれども、さきの全員協議会でも言われておりましたように、観光協会の関係者の方と直接お話をする機会がありました。私のほうからも、議会の皆さんが懸念されていることも含めて、地域商社の基本的な考え方というのをお示しし、これからに向けてどう連絡、連携づくりをしていくのかということも提案をさせていただいているところでもございます。

また、これは執行方針でも触れさせていただいておりますが、新年度、観光協会と町がこれからに向けてどんな観光振興というんでしょうか、目指す姿というんでしょうか、観光振興計画というのを策定していきます。これにもしっかりと役割分担というのを含めながらの、町として、むかわ町としての目指すべき観光とはどうあるべきか、ちょうどもちづくり計画ともリンクしますので、そういったところにも、この機会でございますが地域商社との向き合い方、関わり方、役割分担、それらを整理しながら進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 分かりました。

ただ、今お話しになった点で若干、せっかく町長から答弁いただいたんですけども、例えば2月の全員協議会の中でも観光協会等との話がどうなっているというようなことありました。しかし、いろいろ答弁あったけれども、実際にはそういう協議がないまま進んでいるみたいだったんですね。

ですからやはりこういう、頑張っしてほしい事業内容だと思っているんです、こういう仕事というのは。だけれどもやっぱりその場合にはもっと、合同会社立ち上げるというのであれば、支所の恐竜部門の皆さんだけでやるとかそういうふうなことではなくて、やっぱり地域商社に関わるということであれば、それなりの担当課のところも含めた、そういう共通の積み重ねというのをして進んでいくというふうにしていく必要があると思うんです。そうでなくても、恐竜なら何でもいいのかというような誤解が生まれたりするわけですから、そのところは大事にしながら積み重ねをして、そしてこういうもので町民みんなで行ってこうというふうに、ぜひしていただきたいなというふうに思っておりますが、その辺で答弁あればもらっておきますので、お願いをしたい。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。簡潔に。

○町長（竹中喜之君） 予算の流れといったものを含めながら、前回の全員協議会での御意見と、そして今回の予算でのやり取りといったものを踏まえながらしっかりと、可視化というんでしょうか、見える化しながら、より分かりやすくこの事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、28ページ、2款1項11目交通防犯対策費から、34ページの2款6項監査委員費について質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 30ページの400番の町民会館等管理運営事務、ささいなことなんです、それぞれの会館がありますよね。私どもの地域でいえばふれあい町民会館なんです、年に何度も使うわけではありません。しかし椅子が、前にも言ったはずですが、私。35ぐらいしかないのかな。だからこの基準、椅子の配置の基準をどこに持っていつているのかなと。たしか2回ぐらいもう言っていると思う、足りないって。

この辺のところもちょっと目配りして、ちょっと余るぐらいの椅子、今、下に座りませんから、高齢者、足痛くて。やっぱり何か集会あるといたら椅子式になります。その椅子が足りないですよ。どこかから借りてきたりもしました、そのようなことのないようにきちんとそろえていただきたいんですけれども、このことはいかがですか。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 今のことについてお答えさせていただきます。

これまで椅子等につきましてはなかなか、新規の予算要望というのがなかなか難しい部分がございます、学校の統廃合や各施設の統廃合等で出た部分をうまく再利用しながら回してきたところでございます。

ただ、今、軽い椅子で高齢者でも持ちやすい椅子等が望まれるような形も出ていますし、葬儀の形等も変わってきているのはこちらも理解しているつもりでございます。今後に向けてまた検討して、整備できるような方向をまた担当としても考えていきたいと考えているところではございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 今年度の予算には入っていないということのようですね、じゃ今年1年、また我慢しなければいけないということですか。

椅子、幾らするか私は知りませんが、高齢化率が40%を超えていて、地域の人たちが集まりやすいとかいろいろ言っているにもかかわらず、そういうところの備品がそれじゃお粗末過ぎると思いませんか。やっぱり早急に配備をするようなことも何とか検討してほしいと思っていますし、それから、机が重いんですね、すごく重いんです。これは危険防止もあって重いテーブルしかないのかなと思うけれども、軽いテーブルを配置するということの考えはないんですか。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 今年度の予算の中では入っておりません。ただ、いろんな統廃合等があります。その中で利用率の高いところに使ったり、いろんな検討は内部で進めたいと思いますし、今後の整備ということについては、先ほども言いましたように検討していきたいと思います。

また、机についても、今現在使っているやつが高齢者向きだというふうな考えは持っておりません。そこは新たにという部分は今後検討していく段階にあるのかなと思っていますところでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 3点ほど。

28ページ、事業番号が330、交通防犯対策費と29ページ、自治活動推進費と30ページ、四季の館の運営事業、410番ですね。

まず初めの330のところなんです、防犯対策。以前にも申しあげましたとおり、防犯カメラ、非常にむかわの町なか少ないということで、もっと増やしたほうがいいんじゃないかと。一昨年は某施設で盗難があったということで、最近では防犯カメラを見ますと大変安価で、電源だけ取れば建物の中にハードディスクのものを置いておけば100メートルぐらい離れていても大丈夫だという、しかも今言ったように安価、10万、20万、そのぐらいの金額でカメラが3台もつけられるような、金額でつけられるというのが多く出ています。

それで、人が多く集まる、前も言ったように四季の館とかそういうところで盗難や事故、また傷害事件などのためにも、この予算の中では今回見ているのか見ていないのか、ちょっとお聞きしたいということが1点。

次に、自治会活動のほうなんです、これも予算がどうか分からないんですけども、自治会町内会活動は今までの形で考えているのか。最近、町の中はあれなんですけれども、地方だと昔から住んでいる人たちの集まりなので、いろんなニュース、情報を流すに当たっては、新聞取っていない、インターネット見られない、携帯見ないという人もいます。そのような中では十分、自治会町内会の役割が重要だと思いますが、その辺の認識はどのようになっているかが1点。

それと、四季の館に関して、ちょうどテーブル買換えと言っていたんですが、これも何年も前から四季の館のほうにも要望しています。今、大松議員が言ったとおり、大変高齢者から、また、女性の方から、テーブル重たくて自分たちでセットするとき大変で、足の上落とすときもあるという話も伺って、買い換えるときには軽量化のテーブルをという願いは何度もしています。それで今回の買換えのテーブルはそういう軽量化になっているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） それでは、私のほうから防犯カメラの部分について御説明させていただきます。

今年度の予算の中では防犯カメラの部分は入っておりません。今現在ありますが、鶴川地区2台、中央通り、特にインターから下りてくるオオエさんのあそこの交差点部分に2か所と、それと穂別地区に、農協のあるところの交差点の部分の合わせて3か所に防犯カメラ設置しております。

もちろん、その最初に設置したときと今の防犯カメラの設置についてははすごく値段等も変わってきていることについては理解しております。今回の災害等でいろいろあったときに、

いろいろ勉強させていただいたんですけれども、今後の部分では、先ほどお話ししましたような各施設等の中もいろんな部分で検討すべきかと思うんですけれども、今、当町のほうで考えている道路に設置する部分につきましては、あのときに設置するときにもいろいろ論議がありましたように、個人情報等の問題、どこまで見せていいのか、いろんな部分がありました。ただ、それももちろんまた解決しながら、今後についてはこれからまた検討を進めることはあっていいのではないかと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） 390番、自治活動促進事業の中で、穂別地区、穂別自治会交付金と鶴川地区におきましては、むかわ町自治会町内会連合会交付金というものを補助してございます。これにつきましては、自治会町内会を中心とする互助、共助機能の強化に使っていただきたいということで、少子高齢化という流れもございますが、何とか自治会町内会を維持していただきたいということで、毎年度予算計上してございますが、対自治会でなかなかコミュニティの形成が難しいという部分につきましては、例えば連合会組織をつくっている部分もございます。その情報の伝達手段というものも、広報、そもそも自治会町内会に加入されていないという方もいらっしゃる中では、町のほうとしましても、各自治会町内会の役員の皆さんには、何とか一軒でも多く自治会町内会に入っていただきたいということでお願いもして、それぞれの対自治会町内会におかれましては御努力されているというふうには伺ってございます。

今後、人口減少というものが進む中では、自治会町内会の在り方というのも今後検討していかなければならないと思いますが、なかなかいわゆる統廃合ですか、再編というものは、これまでも議論として出てきたことはあるかと思いますが、やはりかなりデリケートな問題だと思います。それはもう将来的に必要性が、状況が変わるようであればそれらにつきましても、むかわ町のまちづくりにも直接関わる部分でもありますので、そこはやはり慎重に議論を進めていきたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（小坂利政君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） それでは、四季の館の備品で研修室、会議用テーブル、椅子の購入についてお答えいたします。

今回購入いたします研修室のテーブル及び椅子につきましては、以前から重いという御批判もありましたことから、会議用テーブルにつきましても車輪つきのもので、割と軽めの車輪つきの、見栄えも軽めなテーブルにいたしました。椅子につきましても、メッシュ系の軽

めのもので購入する予定になっておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） ほっとする答弁が入ってきて皆さん和んでおりますけれども、四季の館のほうは頼んで、皆さんが頼んでいたとおりの方向になってよかったと。

防犯カメラなんですけれども、最近5Gというのも出ている、それを利用すると高性能で、何回も言うようなんですけれども、本当に10万、20万で4台ぐらいすぐつけられます。この役場の庁舎の中に本機を置いておけば4台ぐらいすぐつけられます、10万、20万で。いろんな犯罪があったときにしかそれは使わないので、プライベートがどうのこうのという問題にはならないです。ただ、警察が来たときに、そういう資料を提供してくださいというデータを出すときに役に立つので、決してふだんの様子をネットに流すようなことではない、有事の際に使うということなので、防犯の対策のために、有事のために今後考えていただきたいと思いますが、改めて予算的に、本当に何十万で済むので、どうでしょうか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 次世代5Gというお話もございましたけれども、まだまだ本庁含めて5G環境にはないわけでございますけれども、将来的にはそういったことになるのかなというふうに思っております。

防犯カメラにつきましては、議員のほうからも何度か御指摘をいただいているところでございます。こういった御時世でございますので、設置箇所、また、管理の方法もどういうふうにしていけばいいのかを含めて、もう少し積極的に防犯カメラについては検討の余地があるのかなというふうに思っているところでございます。ということで御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） ここが5G環境ということではなく、その機械が5Gで、機械とカメラが5Gでやるということですよ。そういう高性能なので画質もすごく良くて、10万、20万で4台ぐらいすぐつくということだけで言っただけです。5G環境でそれを使いながらでなく、機械がもうそういうふうに対応になっているんです。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 先ほどは失礼しました。

議案説明資料の25ページ、先ほどの四季の館、修繕備品整備の概要、事業番号410です。

〔「25ページ終わりました」と言う人あり〕

○1番（東 千吉君） 終わったの。事業番号410番でした、すみません。本当に申し訳ありません、勉強不足で。頑張ってやります。

事業番号410です。この四季の館の手数料と書いてありますので、多分発電機のオーバーホール点検整備料ということだと思いますけれども、一体どれぐらいの発電機を使うと3,520万のオーバーホール代かかるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） 私のほうから御質問にお答えしたいと思います。

ちょっと型番、出力等、ちょっと今、資料持ち合わせていないんですが、四季の館、ホテル含めての全体、そしてこちらの庁舎含めて、いざというときに全てを賄えるぐらいの電力、こちらもです。含めての、全てを賄える出力を持った非常に大型な発電機になっております。そちらを全て分解してオーバーホールするということになっておりますので、購入価格でいえば本当に億ぐらいのものになりますので、やはりオーバーホール、全て分解して一から整備するという形になるとこれぐらいの額になるということで、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 今、非常電源用というお伺いをしましたので、恐らく設置から何年ということで定期的な点検、整備が必要ということだと思いますけれども、非常電源であるということはそんなに稼働時間は多くないのではないかという気がしているんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（小坂利政君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） 現在については、常時動かしているということはないんですが、基本的には点検の、当然、業者にある定期点検は1年に1回必ずしていますし、さらに中規模な点検も何年かに1回していると。そして、常時ではないんですが、点検の意味も込めて定期的には動かしているというところでございます。

○議長（小坂利政君） 少し休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時50分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 四季の館の発電機のオーバーホールに関する御質問にお答えしたいと思います。

四季の館のボイラーについては平成9年に開設以来、この発電機については、その当時整備した状態で使用を続けてきたところでございます。開設当時は、先ほど申し上げましたとおり四季の館全館、そしてこちらの役場本庁舎に発電機、作動時には電力を供給する形で稼働していたところでございますが、時々状況で、燃油の部分の価格ですとかそういったものの変動に伴いまして、何が効率的な形かということで、平常時の部分での発電機の稼働につきましては現在しておりませんで、北電の後の容量上限を決めた中で契約をして、北電の電力から供給を受けているという状況でございます。

ただし、この発電機が出番がありますのは、館内で例えば移動用の座席、大きな電力使う部分で移動に使うときですとか、あと、陶芸の窯等があるんですけれども、そういった、この時間の中で容量、北電契約以上の容量を多く使用する際に発電機で補っているというような状況です。

そのほかは先ほど申し上げましたとおり、町内が停電になった際の館内での部分、あそこは、四季の館は避難所にもなっておりますし、また、庁舎産業会館につきましては災害対策本部としての機能を維持しなければならないということで、そういったときに使用している重要な発電機の機具ということでございます。

それで、先ほど松本のほうからも申し上げましたとおり、毎年のメンテナンス、点検につきましては行っているところなんですけれども、今回のこのオーバーホールにつきましては、もう開設から相当、平成9年からということですので相当時間がたっているということでございますので、今回オーバーホールを行って長寿命化を図るというような観点もございまして、そういった重要な設備のメンテということで御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 2つほど。

1つは、今の四季の館に関連してですが、四季の館、御存じのように20年を過ぎました、温泉施設をはじめとして。特にこの温泉施設、ここでこういうふうにつっちゃうと何かなど

いう気はしますけれども、相当、中の温水の出る管をはじめとして傷みが激しくなっているというふうに聞いております。やはりこれ、早急にこの計画をもって大型修理をしていかないと大変な事態になるのではないかとということが心配をされているんですが、そういう点でどのような調査、計画等を持っているのかということをお伺いしておきたいし、また、こういう施設についてはいわゆる長寿命化政策の事業というのは活用できないのか、こういうことも含めて検討してはどうかと思うんですが、そこら辺についてまず1点伺っておきたい、それが1つ。

2つ目には、460番、戸籍事務に関わってですが、今年、この中に個人番号カード作成委託料というようなことが入ってまいりました。これは執行方針の中にもあったのかなというふうに思っておりますが、いわゆる国の進まないマイナンバーカードを何とか進めたいということで、今の国が躍起になっているところです。

現状は、これまで長い間やってきても僅か15%ぐらいしか進んでいない、これはいろいろな個人の機密を国家が握るという問題から始まって、それから情報漏えいの問題もいろいろ出ていて問題になっているところで、これが進まない要因で当たり前かなと思っておりますが、そもそもこういうものをやっていいのか悪いのか、国民の多くは賛成はしていないという状況であります。これを今度やってきて、町としてここに500万の国からの交付金があって、四百何十万使ってやるということなんですけれども、どういうふうなことをやるかとしているのか。人の配置もということでしたが、そこまでやるということになると、ここで今回言われているポイント還元、2万円チャージすると5,000円のポイントがもらえますよというようなところまで含めてやるというようなことになるのか、それらを含めてちょっと説明を願いたい。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 四季の館の営繕関係に関する御質問についてお答えしたいと思います。お答えさせていただきます。

御指摘のとおり、四季の館につきましては開設から順次、日々営繕を継続しているところでございますけれども、御存じのとおり大型施設ということで、順次更新を繰り返さなければ、なかなか日常の部分での管理ができないといった状況を抱えているというところでございます。

お風呂の部分につきましても、配管関係につきましては指定管理者の中にビル管理の関係の資格を持った方を数年前から雇いまして、そういった中で日々の点検、そして自らできる

更新は自らしていただきながら、予算の中でも配置をして修繕を図ってきているところがございます。近い将来、大々的な部分でのきちんとした調査というものも必要かと思えますけれども、まずは今、指定管理者の中にいますビル管理者、そして指定管理者の協議の中で調査をして、営繕計画というものもしっかり立てて、そういった日常のメンテナンスというものに心がけてまいりたいと思えます。

また、もう一つの御質問の長寿命化、多分御指摘のものは、国の地方財政措置のある起債ということで、長寿命化債という部分を、公共施設の長寿命化を図る起債メニューを用意している部分の活用かと思えますけれども、ここの部分、実は前提といたしまして公共施設等総合管理計画が策定されている町じゃなければいけないと。これについて、むかわ町についてはすでに策定をされております。そして次に、個別の施設の長寿命化計画というものも立てていかねばならないというのがまず前提としてございます。

私どもは先ほど申し上げたとおり、ビル管理の中で営繕計画等を立てる中で、そういったものが個別計画に該当できるようなものであるならば、まずそういった部分での前提というのはクリアできるかと思えますので、当然、建物の営繕関係、なかなか財源の手当、確保が難しい状況でありますので、そういった部分の手当が活用できるのであれば有効に活用できるような工夫というものも、今後予算を組む中では考えていきたいというふうに考えてございますので、御理解をいただければと思えます。

○議長（小坂利政君） 菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） 私のほうから、460番事業の先ほどのマイナンバーカードの交付に関する部分についてお答えしたいと思います。

現在、国からの指示の下、マイナンバーカードの円滑な取組に関して、実施しなさいという形の計画に基づきまして、マイナンバーカード交付円滑化計画というものを町で策定しております。それに基づきまして事業を実施しているところですが、今年度の補正予算のほうでも12月に上げさせていただきましたが、現在、マイナンバーカードの交付、確定申告の窓口でも交付の手続をするということで取扱いを行っております。

先ほど議員の御指摘のとおり、マイナンバーカードの交付率につきましては、本町でも今現在13%ぐらいの方の交付というような形になってございまして、今後、計画の中では令和4年度までにはほとんどの住民の方がマイナンバーカードを持つようにというような計画が国のほうでなされております。令和3年3月からマイナンバーカードを保険証と併用して活用するといったような国のほうの指導も来ておりまして、今回、それに伴って臨職のほうも、

新年度予算におきましても臨職も1名配置させていただいているところです。

この予算にポイントの部分までついているかということですが、マイナンバーカードの戸籍のほうの460事業の部分につきましては、あくまでもマイナンバーカードの交付に関する手続という形の中になっておりますので、ポイントの付与の部分までは、今回のこの予算の中には含まれておりません。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 私、この制度を導入以来、これはやはり個人の機密といいますか、プライバシーそのものが全部暴露されていくそういう内容でありまして、それを何も国が握る必要ないだろうという、多くの皆さんがそういう意見を述べているんですが、そういう中であって要らないだろうという立場を取っているのですが、それで町としても13%程度しかやっていない、確認しておきますけれども、確定申告のときにというそのカードの云々というのが出てきています。しかし、これは確定申告の際でも義務ではないですよ。そういうようなものをしてほしいという要請ぐらいですよ。そこら辺のところも改めて確認しておいて、これが義務だなんていうんだったら大変ですから伺っておきたい。

それから、いわゆる今回のマイナンバー事業の中で、昨年失敗したプレミアム商品券に代わってポイントをつけるということで、このマイナンバーカードでやったら2万円前出すると5,000円のポイントつけるよというようなことをやっているんです。だから大いにやりましょうとやっているんですけれども、ここまでは町としてはやらないということですね。これは町の事業には含まれていませんよということを確認していいですね。それだけお願いします。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） まず、部分部分でちょっと回答させていただきます。

まず、確定申告の会場でというのは、このマイナンバーカードを作るときに一番必要になっているのは写真の撮影でございます。写真を持ってきていただいて申請していただくという部分があるものですから、確定申告の会場で写真をこちらのほうでも撮ってあげて、一緒に申請するのをお手伝いしてあげるという部分を行っております。国のほうからは確定申告と言われているわけではなくて、例えば企業等で、そちらのほうに行ってそれも一緒にやって普及促進を図れないかというそういういろんな部分がありますので、その中の一環という形としているところでございます。

マイナポータルとかそちらの部分につきましては、私たち、今ここで出ています460番事

業の戸籍等のこの一般事務の中には、あくまでもマイナンバーカードの普及の部分だけの予算というふうに御理解願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） ポイントの関係ですけれども、マイナンバーカードにおいてそういう事業があるというのは承知していますけれども、今のところそこに関しては行っていくという予定はありません。

ただ、いろんな情報を今入手していますので、今後、他の町に乗り遅れないように、やるようになればやれるように、その辺の準備だけはしております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

○11番（北村 修君） 1点だけ。

先ほど、カードを作る写真なんかのお手伝いはと言ったけれども、今回は写真新しいのを作りながら、そしてネットに載せてというこういう手間暇かかったルールなんだね。そこまでやるということなの。そこまでやる必要はないんでないかと私は思うんだけど、その辺、改めて伺います。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 普及促進を進められている上ではできるだけ、高齢者の方が戸惑っている部分がありますので、そこに対してサポートをするという観点からお手伝いをして、普及促進を図っているということでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、34ページから45ページまでの3款民生費について質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 45ページの975、被災者支援事業で、たくさんの義援金を寄せられていたんですが、現在の義援金の額と今後の考え方について伺います。

○議長（小坂利政君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 義援金のほうの支払事務等は私のほうで担当しておりますので、私のほうからお答えいたします。

北海道の胆振東部地震災害義援金ということでございまして、むかわ町とあと北海道のほうで、全国から、各地から善意として義援金を受けております。総額で申し上げますと、む

かわ町で受けている義援金が1億7,800万3,009円でございます。北海道はそれで罹災証明の、被災に応じて受けている義援金でございます、金額でいいますと4億9,730万円でございます。合計が6億7,530万3,009円となります。

それぞれ義援金については、道の義援金については北海道のほうの義援金の配分委員会、町については町の義援金の配分委員会で支払いをしまして、町についてはそれぞれ被災住宅の被災に応じて支払っています。また、自治会等の二次配分としては町内会のほうに支払いをします。それについては合計は1億4,253万で、大体8割を支給しております。また、道については、支払いについてはこれまで三次配分までございまして、4億7,866万円ということで、支給率は96%となっております。

差引きなんです、支出合計が6億2,119万となっております、支給率が91.99%となっております。今、残額なんですけれども5,411万3,000円ほどありまして、これについては今後3月まで義援金のほうを受付はしておりますので、今後、道の義援金配分委員会等のほうを鑑みながら、町の義援金の配分委員会もございまして、恐らく5月頃となると思うんですけれども、その頃、配分委員会を開きまして決めたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） すみません、ごめんなさい。よく分からなくて、道から来たのは4億9,700万円で、町に来たのが幾らか、ちょっとごめんなさい。明解じゃなくて、道から来たのが幾らで、町へ直接来たのが幾らで、残りは分かりました、残りは5,411万円残っているということは分かりました。ちょっとその道から来た分と町へ来た分だけ、もう一度教えてください。

○議長（小坂利政君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） まず、道から来た分は4億9,730万でございます。むかわ町に来た部分ですが、これは1億7,800万3,009円です。

○5番（大松紀美子君） 分かりました。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 一般会計予算書つづり38ページ、事業番号が725です。

本町では高齢者が多くいて介護が必要ということで、この介護の関係の職員等を強く行政として支援していかなければいけないという思いがございます。そうした中で、令和元年と

令和2年の予算の比較してみても若干増えておりますけれども、この内容等が抜本的な介護関係者の人材確保あるいは育成につながるかどうかということを考えながら予算を編成されたかどうか、ちょっとお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 介護人材確保の対策についてお答えいたします。

議案説明資料の28ページを御覧ください。

そちらのほうに介護人材確保と育成支援対策事業の概要ということで、今回細かく記載させていただいております。今までは既存事業ということで、28ページの真ん中辺りに主な事業というのがありまして、既存事業としまして介護職員初任者研修とか実務者研修の費用の一部負担というのが今までの事業だったんですけれども、そこに来年度から新規事業としまして、入門的研修の開催であったりとか、介護の仕事PR、あとはキャリアアップ等の支援事業補助金と、介護人材バンクの登録・雇用推進事業というものを新規事業として挙げているものです。

中身のほうにつきましては、こちらのほうを御覧いただきたいと思いますが、抜本的な改革になるかどうかと言われますと、なかなか介護人材の確保ということ自体が難しいところがありますので、まずは一步一步できるところから介護に触れていくような事業を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） ここの部分、実は私も目を通しました。この中で、新規事業等を始める場合に、関係組織体と十分に協議をしながら実効あるような形をやっぱり取っていかなくちゃいけないというふうに思いました。

ここの部分、事業の関係では170万ほど去年よりは増えているということなんですけれども、そうした中で、本当にこの介護職員の養成あるいは確保、できるかというところはちょっと疑問に思うところがあって、当然これからも大事な課題として、もう何年かあるわけですから、もっと大きな形をしっかりと、地域関係組織体あるいはそういう関係者と相談をしながら、大きな事業を進めていかないと、なかなか抜本的に解決しないのかなというふうに思ったものですから質問させていただきました。

何かこう思っていて、例えば補正で何かということがあればちょっと、どうなんだろうね。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） こちらのほうの事業につきましては、地域ケア推進会議等で町内の事業所であったりとか施設であったりとかというところの職員とも意見交換をしながらつくり上げてきているところです。各事業所さんにも回りながら、意見をいただきながら事業のほうの組立てをしていっております。

ただ、これをやることによって抜本的な改革ができるかと言われますと、繰り返しになりますけれども、すぐにはやはり難しいものがあるかと思えます。人材育成とそれから介護というところの普及というところをやりながら、少しずつでも改革できればいいかなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） ちょっと今のところと同じ725番、事業番号です。抜本的な改革は難しいということでございましたけれども、これに至ったのは、去年から少し改良を加えたよということでございましたけれども、介護職場の現場というのはもう本当に待たなしの状況に来ているということは、もう誰でもが分かっているところですけども、そういった意味で抜本的な、今回に至らなかったけれども抜本的な改革をしようというような考え方は今回なかったのか。

例えば、もう費用的に1人10万円、10万円ならいいかどうか分かりませんが、金額的に町が補助してやるぐらいの、年間で交付税で1人人口が増えれば4万だ5万だという話もありますから、だからそういうことから考えると年間通してそのぐらい、あるいは介護職場に、介護される方がそれぞれ、鶴川地区も穂別地区も空きがあるというような状況の中で、やはり多くの方が入所していただければ経営改善にもつながるといって、1つのことで数万円投資する、年に通したら何百万、何千万になるかもしれませんけれども、そういったような考えというのは協議の中で出てこなかったのかということをお聞かせください。

もう一点、事業番号740番ですけども、外出支援サービスの委託料ということで、今回、外出支援サービスについて出ているわけですけども、昨年12月の一般質問で、つい最近の話でありますけれども、その中の答弁でも必要な施策として捉えているということで、外出支援サービスを充実していきたいと、協議体の中で検討から調査をしていきたいということだったんですけども、そういった、時間的に余裕があったかどうか分かりませんが、

協議体で話をしてこの結論に至ったのか。

この2点についてお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 介護人材の確保ということで、対策事業のほう、これまでの既存の事業に加えて新たなものを考えて、今回議案の説明書にも記載しているとおりでございます。

これまでに至る経過の中で、各事業所とも直接向き合って話もしています。各事業所独自でもそれぞれ、いろいろ人材確保の対策をしてきています。なかなかやはり困難な状況もあるということで、今、できるところからまずやっていくということで、今年度こういう形で人材確保の対策を取ってございますので、今後また、各事業所とも協議しながらこういう対策をまた引き続き検討していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 外出支援サービスの部分ですけれども、外出支援サービスの、今回につきましては協議体のほうで話し合いを深めるというところまでの時間はなかなか取れなかったという現状はあります。その中で、こちらの外出支援につきましては社会福祉協議会のほうに委託をしている内容になっておりますので、社会福祉協議会のほうと協議を重ねながら、まずはこちらの外出支援の拡大から始めていこうというところで、内容のほうの拡大を今回決めたところでありまして。

今後につきましては、野田議員が以前に質問されておりました助け合い型移動サービスというところにつきましては、協議体のほうとまたさらに協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 725番のほうですけれども、介護人材を確保するということは本当に喫緊の課題だというふうに、町長も施政方針の中でいろいろと数行にわたって述べているわけですけれども、この状況の改善策でこのままいくのか、それともやはり、今後これを協議していかなければならないと思っているのか、その辺について、町長、考えがあればお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 725番の介護職員の人材確保にかかわらず、御存じのとおり、むかわ町としても合併からこの間で二千数百人ですか、人口減少、とりわけ胆振東部の地震発災か

らこの間で440人と、かなりの過疎化に拍車がかけられていることも事実でございます。いきなりの移住定住策というのは難しいですが、むかわ町としてのできる限りの、介護人材にかかわらず、各職場あるいは農林漁業についても人材不足という現象があります。そういったことを1つの大きなテーマに捉えながら、次のまちづくり計画に段階を置いて取り組み、整理していければなと思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 関連になるんですけども、非常に申し訳ないんですけども、私も725事業名、この介護職員の人材確保で質問をしようと思ったんですけども、今、2人の方からそれぞれ喫緊の課題があるよとそういうような状況で、町のほうも新規の事業としていろいろ方策を練っていると。

正直、いろんな介護関係、特養のほかに病院からいろんな施設で介護職というのはあるんですけども、特に特養においては経営的に今大変な状況にあるようなところまで陥っています。その原因が、全て介護職員不足が原因ですから、今、生田のほうでもってそれぞれのそういったグループが1か月の外国人労働の研修室、こういったものを開設しますけれども、もうここまで来たら日本人の介護職の確保というのは何か非常に難しいような状況あるものですから、こういった新規事業の中で、外国人労働を考えた新規の行政の事業として考えられなかったものなのか。

特定技能からいうといろいろな国家試験があつて難しいですけども、我々農業者のほうには今、ベトナム、中国人、それぞれ入っていますけれども、そういった類いでもって施設のほうにある程度の環境整備がなれば受入れできるというような状況もありますし、道内でも今、何施設かはそういった外国人労働者を入れて介護士不足を若干解決しているというそういうところもあるものですから、そういったことも今後視野に入れて、行政としてそういった現実を捉えていくという方法も1つの方法と思うんですけども、その1点だけお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 外国人労働の関係ですけども、介護施設のほうとも、今回の生田の部分がありましたので、外国人労働の雇用についての意見のほうを協議させていただきます。

その中で、やはり受入れ側としましては指導体制であつたりとか、あとは生活環境を整え

ていく体制というところがかなり厳しいものがあるというところの話がありまして、簡単に受入れをするというふうにはすぐには結論が出なかったというところがあります。ですので、今後については、その受入態勢を含めた中での協議を事業所と一緒に考えていくような体制を取っていかねばいけないかなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 今の答弁の中では、我々も議論している中ではそういった意見聞いています。ただ今回、そういった外国人労働の関係で、その中に入っていくということになると、何か100万ぐらいの保証金といますか、そういったお金も結構かかるらしいんですね。ですけれども、今の運営からいって100万というのは高額だけれども、それによって人材が確保されて経営が安定すれば、100万ということも言っていられないのかなというその辺のせめぎ合いもありますので、その辺はあとまた事業者の問題として捉えていくのか、行政もそこでもって大きく関わりを持っていくのかという、金銭的な問題、これらもちょっと視野に入れながら、これから議論していただけたら幸いというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 今、町長の答弁もございましたけれども、介護職員にかかわらず、外国人労働者、実はうちにも入っているんですけれども、最初非常に使いづらいなというふうに思っておりましたけれども、意外と使い勝手がよかったり、使い方によっては非常に、上手に使えばうまくいくということなので、農業者はみんなベトナムとか中国から人間を入れて人材確保しているという内容です。

介護の部分でも恐らく、佐藤議員さんおっしゃったように、今までの介護職員の、普通に、そんなに難しくないところを労働的にやっておられて、特技を持っている介護職員の人がもっと専門的にその分野で活躍をしていただく、そういう時間をつくってあげることも大事なのかなというふうに思っております。

基本的にはやっぱり、まずは変な話、介護施設、介護部門だけじゃなくて、役場の中にも外国人入ってきてもいいんじゃないですか。そういう中で使ってみて、身近で肌で感じて、ああ、こういう形ならこういう使い方もあるんだなということを学習されたらいかがなものでしょうか。

○議長（小坂利政君） 質問の要旨が予算審議にそぐわないと思えますので、答弁は差し控え

させていただきます。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、46ページから51ページまでの4款衛生費について質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 48ページの1030と1040について伺います。

1030の健康診査事業なんですけど、胃がん検診、内視鏡を追加することなんですけど、説明資料によりますとエックス線、バリウムから内視鏡30名ということで拡充するということなんですけど、これは例えば費用的なものはどうなのかとか、それから、指定医療機関があるのか、例えば受けたい人がどこの医療機関へ行っても助成の対象になるのかとか、無料として受けられるのか。この辺ちょっと、説明の中には金額的なことが書いていないんですけども、その辺について伺います。

それから、1040で、予防接種事業の中で肺炎球菌、65歳以上の方に肺炎予防のための接種助成ということがあるんですけど、これは国保の方も一般の方も3,500円自己負担と高額なんですよね。これは随分前から、対象になる高齢者の方から高過ぎると、もうちょっと補助してくれないだろうかという声が届けられていて、お話ししたことあると思うんですけども。この辺の軽減等についての考え方はなかったのか。この肺炎球菌の受診率のようなものも、変化についてもちょっと伺います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） まずは、胃カメラ検査についてのお答えをさせていただきます。

胃カメラ検査につきましては、今年度から胃カメラを導入していく予定で考えているんですけども、導入の仕方といたしましては、今、対がん協会のほうにバスツアーという形で何人かをバスで連れて行って検診を受けるという体制を取っております。そちらのほうの方を本年度につきましては対象に考えております。個人的に病院に行って胃カメラを受けるといったものについては、今年度についてはまだ対象と考えておりませんので、今後については拡大も含めて検討はしておりますけれども、令和2年度につきましては対がん協会のバスツアーの方のみを対象と考えておまして、大体30人ぐらいの予定で考えております。

内視鏡検査の対がん協会の費用につきましては、1人当たりの単価が1万6,360円の30人

分ということで、今年度は計上しております。

○5番（大松紀美子君） 無料ということ。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 自己負担ですか。自己負担につきましては無料で、ほかの検診と同様、無料にして考えております。

次に、肺炎球菌の自己負担金の関係ですけれども、以前にも同様の質問でお答えさせていただいたかと思えますけれども、肺炎球菌につきましては、今のところ一生に一度受ければよいという形になっておりまして、1回のみ接種で3,500円ということで考えているところです。

その後、接種率のほうにつきましては現在、平成30年度の実績としまして18.5%というような率になっておりまして、ちょっと上がったか下がったかについては、今ちょっと調べておりませんので、後で確認させていただきたいと思えますけれども、そのような数字で推移をしているところでございます。こちらのほうといたしまして、今のところ補助の金額を変える予定はございません。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 胃がん検診、実は私もバリウムも飲めないです、体調悪くなって。結局、自分の都合のいい時間を見て病院へ行って一般検診を受けてくるということをしているんですけども、対がん協会へ行くというところはやっぱり時間的なこともあって、本来がんを少なくしていこうと、そして負担をなくしてがんを減らしていくことにつなげようということなんですから、今年度は対がん協会へ行く方のみということなんですけれども、そういうことではなくて、やっぱり一般外来へ行って受ける方も含めて検討すべきだったのではないかと。確かに胃カメラはお金もかかりますけれども、そういう対応も必要ではなかったかなというふうに思うんですけども。初年度ということで、じゃ来年度はそういうことも含めて検討するということにつながるのかどうかということ伺いたしたいと思います。

肺炎球菌なんですけれども、一生に一回ですけれども、その一回が3,500円ということで、やっぱりその3,500円を生み出すということが大変な人っていっぱいいますよね。これちょっと資料、これを見れば分かるんですけども18.5%ということで、何回も、毎年毎年同じことを求めているんですがやっぱり応えていただけないなと思っているんですけども、やはりもうちょっと負担軽減するということも必要じゃないかと思うんですが、改めて考え方を伺います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 胃カメラ検査についてですけれども、苫小牧医師会のほ
うとかとも状況確認しているところなんですけれども、現状では個別での検診を受けられる
ような体制を医療機関が取るのがなかなか難しいというような状況がありまして、来年度に
つきましては対がん協会のみという形で考えております。

今後につきましては、ほかの医療機関の検診ができるかできないかという状況などを踏ま
えながら、拡大も考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） その後の肺炎球菌の今後の見直しはどうかということなんで
すけれども、今、今井主幹から申し上げましたけれども、一生に一度ということもございま
して、今の段階では、そういった意味では今の自己負担の中で対応していきたいと考えてい
ますので、今現在の部分で御理解いただきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

しばらく休憩をいたします。

再開は15時50分。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時50分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、51ページから61ページまでの5款農林水業費から6款商工費について質疑ありませ
んか。

6番、三上議員。

○6番（三上純一君） マスク外させていただきます。

56ページの民有林の振興対策事業について伺います。

震災では民有林も非常に大きな被害がありました。震災後の北海道のまとめによると、む
かわ、厚真、安平、この3町で山林被害が約4,300ヘクタール、被害額にして480億円の被害

が出ました。その中で民有林が約6割の2,400ヘクタールというふうに報道されました。

時間の経過の中でこの数字は多分増えているんだろうというふうに思っておりますけれども、本町においてはまさに復旧復興の取組を優先として今進めているというふうに認識しておりますけれども、令和2年度の予算2,785万3,000円、この内容を見ますと、昨年比1,100万ぐらい減っているんですけれども、これまでの継続事業というようなことで見えるんですけれども、この民有林被害への支援が具体的に見えてきていない。町単独ではなかなか難しいところもあるんだろうと思っておりますけれども、今のむかわ町の現状と考え方、それと今後の取組についてお伺いしておきます。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） 先ほど議員がおっしゃられた面積等については、航空写真から見た山腹崩壊の面積と思われます。その大部分は厚真町に関するものでございまして、むかわ町に関しましては厚真町側の道有林ですとか、あるいは大手の民間の所有の山の部分が多い形になっております。そちらの大手の民間につきましては自前で復旧しているような形でございます。

令和2年度につきましては、特段そういった山腹崩壊ですとかに充てるような予算ではなくて、従来の民有林の振興、植栽ですとか間伐ですとか伐採の予算がほとんどということで、むかわ町に関しては震災に特別、民有林振興で充てるような必要性は、ちょっと厚真とは状況が違いまして、それほどないような状況でございます。

○議長（小坂利政君） 6番、三上議員。

○6番（三上純一君） 分かりました。

実態としては、むかわ町は全くないということではないんですよ。ただ、令和2年度の予算の中ではそれに対応するような措置はしていない。つまり、措置しなくてもいいような状況だという判断でよろしいでしょうか。それでよろしいですか。分かりました。

多分、全くないというのはちょっと不思議なところなんですけれども、例えば倒木被害とかそういったものというのは少なからず現状においても、民有地の中にも多分あるんだろうというふうに思うんですけれども、そうしたその民有林の倒木や何かの撤去については国の補助もあるようなんですけれども、その辺の取組あるいは実態なんていうのは全く数字としては示されるような状況ではないということで、認めていいんですか。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） 昨年の予算においては、いわゆる特殊地ごしらせと言われ

るようなもので、震災の倒木処理ですとかは行いましたが、おおむね要望のあるようなものはそこで終わったという認識でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 説明書に関わって、1340ですけれども森林環境税を活用した事業概要ということに関わって1点だけ伺っておきたいと思うんですけども、この森林環境税、国民の皆さんから新たな税金を頂いて、そしてそれを各市町村に分配するという形で本町にも三千何がしが来ているわけですね。

これを見ると1,700万余りは基金として積み立てるということなんだけれども、こういう形ですとずっといくつもりなのかということと、やはり私は、せつかく国民の皆さんから新たな税金を頂いて、森林を整備、また、生かした国づくりしようということなんですから、本町としても森林を大きく持つ、森林が1つの農業、水産に続いて大きな起点となるものなんですから、やっぱりそれなりの、こういうものを活用した計画というのをちゃんとつくっていかなくちゃいけないと思っているんですけども、そういうことを含めてこの基金ということになっておるのか。そしてまた、そういうことに着手していくという、また着手しているという状況になっているのか、そういう方向性について伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） 森林環境譲与税につきましては、昨年末、12月20日に閣議決定において、当初予定の2倍程度が譲与される形になりまして、総務省及び林野庁についても、基金に積み立てるのではなくて活用を図ってくださいという通知文が来ているところでございます。道庁といたしましても、かなり強力に活用については推進してきているような状況でございます。

むかわ町といたしましては、それ以前は森林管理経営制度に基づきまして、未整備の森林を整備するために一定程度基金に積み立てようという考えでありましたが、そういった国や道の流れを考えまして、来年度事業につきましては、森林整備のみならず木材の利用ですとか、新たに活用できるところはしていきたいと思いますというスタンスで新たな予算計上をしたところでございます。

ただ、それを活用した森林の直接的な整備につきましては、まだ未整備森林の所有者等の意向調査を踏まえた民有林整備を計画した段階から進んではない状況ではございます。ただ、活用しないで基金に積み立てますと相当額の積立てになることから、そこにつきましては

はちょっと今後、公共事業での森林整備の予算等のつき方との兼ね合いも考えながら活用を図ってまいりたい考えでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 52ページの1200番の農業振興対策事務で、地場産品についての食育推進事業を行うということなんですが、ちょっと具体的な内容について伺います。

それから、58ページの1480の商工業振興対策事務の中で、来年度もプレミアム商品券を販売するということなんですが、これも今年残りましてよね、販売が。それで日にちを延ばすなど、やはりせっかくの券ですから、用意した分が足りなくなるのも困るんですけども、残るのもまたこれちょっと問題なので、その辺の対策についての考え方があれば伺います。

それから、61ページの1590なんですが、移住定住促進の中の民間賃貸共同住宅建設助成金3,000万がついているんですけども、初めての事業ということなんですが、この助成を受けてアパートを建てるとそういったときに、実際にそこに入居した方々が日常生活にまつわる様々な問題ありますよね、例えばごみ収集問題なんかで、この助成金を使った方ではなくても、実際にちょっとしたトラブルが起きていて、ちょっといろんな問題が発生しているということもありますので、その辺の、ただ助成するだけではなくていろいろ、ここの建てた上でのその後の日常生活に関わる約束事のようなことをきちんと伝えるような仕組みになっているのかということについて伺いたいのと、UIJターン新規就業支援事業、これは結局、就業だから、就業しなければ対象にならないと。ただ移住定住して、無職の方は来られないということなのか。何かこの辺の内容についてちょっと伺います。

○議長（小坂利政君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東和博君） まず、1点目の1200番事業の地場産品に関する御質問でございます。

こちらにつきましては、印刷製本費で予算を計上しているものでございますが、中身につきましては、令和2年度、新年度ですけれども、北海道の第4次北海道食育計画、これはどさんこ食育推進プランと通称呼ばれておりますけれども、こちらに基づきまして本町の食育推進計画の策定を予定してございます。これと並行しまして、食育を推進するためのパンフレット、これは3,000部を予定してございますけれども、作成しまして、地場産品や職の理解というものを深めながら、食に関する知識と選択力を習得するというのを目的としながら、学校教育の現場であったり、あるいは保健指導の現場のときにこのパンフレットを活用しPRしていくものでございます。

○議長（小坂利政君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） それでは私のほうから、商工業振興対策事業の地元消費活性化事業補助金に関して御回答いたします。

議員おっしゃるとおり、今年度のプレミアム商品券事業、いろいろそのほかの、実はプレミアム商品券の関係もあったのかもしれないんですが、売行きがあまりよくなかったということで、9,000口発行予定が7,000ちょっとの発行に、販売にとどまったというところがございます。

それで、その当時いろいろ再販売ですとかというようなお話もあったのですが、1世帯必ず5口までというようなこともありまして、その世帯がどれくらい買ったかというところまでなかなか事業主体としては、ちょっとチェックしてまた再販までということになると非常に時間がかかるということと、マンパワーも足りないということで、今年度についてはそのまま終了したところがございます。

来年度の事業につきましては、やはりなかなか販売体制ですとかの部分については、人手が限られているというところもありますのでなかなか難しいかとは思いますが、事業主体である商工会さんとも御相談しながら、うまく皆さんに行き渡るように、多くの方に活用していただけるような方策について考えていきたいというふうに考えております。

それとあわせて、御質問のありましたU I J ターン新規就業支援事業の助成について御説明をさせていただきたいと思えます。

議案説明資料の36ページをお開き願います。

移住定住促進事業（拡充分）の概要ということで、その下段、（2）U I J ターン新規就業支援事業という内容になります。

こちらにつきましては、ちょっと非常に分かりづらい事業かと思うんですが、簡単に申し上げますと、東京23区在住の方が、例えばむかわ町でしたら、むかわ町所在の事業者じゃなくてもいいんですけども、そこに就業するために例えばむかわ町に住んでくださったと、そういう方に対してその移住にかかる経費というか、支援金として100万円を、1件につき最大100万円を補助すると。世帯の方が100万円、そして単身の場合は60万円という形になっておりまして、今、単純にこちらに就業するためにむかわ町に移住してくださった方というお話したんですが、条件ありまして、その方が就業される企業が道に事前申請をして、ちゃんとその対象になる事業者であるということ、登録したところに就業してくださった方のみが対象になるというような事業になります。それで、町が補助した補助金に対しまして

は、国と道から合わせて4分の3の補助があるというような形になっております。

ちょっと雑駁でしたが、すみません。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから、1590事業、移住定住促進事業におけます民間賃貸共同住宅の建設助成金の御質問に回答していきたいと思えます。

議案説明資料の36ページにこの事業の概要をちょっと記載させていただいております。この中で、町内に民間共同賃貸住宅を建てていただける個人の方、法人の方のオーナーさんに対しまして今回の助成を行うということで考えておりまして、その中の補助金の助成の交付要綱を整備していく中で、近隣、いろいろ聞いていった中におきましてもごみの話はいろいろと聞きまして、建てますオーナーさんがごみステーションを設置するか、または近くの町内会のごみステーションを利用するときにはその町内会と協議してそれを使わせてもらうという形の条件は設置することを考えております。ただ、ごみステーションを設置するに当たっても、こちらのごみの収集のほうの経路とかそういうのがありますので、ごみの収集のほうともまた協議しまして、それでごみステーションをどこに設置する、または町内会のものを借りて使うということを立てる前に協議する形で、そこを条件整理して、それで建設の申請をしてもらうという形を考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 地場産品、パンフレット作るんだということなんですけれども、いいことだというふうに思っていて、ただ、せっかく給食をやっている、やはり地元の食材をより多く使うということで努力をしているわけですから、このパンフレットを使った、例えば授業というか、そういうものを学校の中でやっていくというところまで踏み込んでやっていただきかったなと思うんですけれども、そういったことについての考え方はありますか。

それから、プレミアム商品券のことなんですけど、いろいろちょっと調べてみたんですけども、結局、高齢者の方だとか買いたいと思っている高齢者の方とか、例えば低所得の方なんかには予約をしてもらうというところもあるんですよ、実は。なかなか高齢者の方は日程決まってもぱっと行けないとか、それから低所得の方々は、例えば何口か買いたいといっても大変だということもあって、たとえ一口でも二口でも、はがきを出して予約しますかというようなことをやりながら販売しているという町もあるんですよ。だから、できるだけ広く、

お金のある方だけじゃなくて、僅かでも活用したいと思っているところには行き届くような対応、そういう対応も考えてもいいのではないかというふうに思うんです。そういったこともちょっと調べて、対応できるものがあったら対応してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、最後の移住定住促進のところのU I J ターンのことなんですが、道に、例えばむかわならむかわとか、苫小牧とか近隣の通える範囲の事業主が申請しなければいけないと。これは、例えばむかわの事業者の人が、これから申請するんだろうと思うけれども、どれぐらい申請する、皆さんに教えているんだと思うんです、むかわでもこういう事業取り組むので申請してくださいとか言っているのかと思うんですけれども、どういうふうになっているのか聞きたいです。

それから、今の民間住宅の建設、ごみの収集とか、実際にアパートとか建設して、町内会の人と協議をしてとかとおっしゃいましたけれども、うまくいっていないんです。うまくいっていない、こちらの町民課のほうに聞けばいいのかもしれませんが、うまくいっていませんよね。だから、その辺の最初の建てるときの、建設課に御相談に行くわけでしょうから、その辺でのうまくやらないと、結局、建ててしまってからトラブルになって町内会とも相談もないとか、なかなかうまくいかないんです。だからその辺をうまくやらないと後々のトラブルの原因になる。萬さんもよく御存じかと思うんですけれども、その辺もきちんと対応していかないと本当に困るんです。その辺のことを分かって言っているんですけれども、答弁があれば伺います。

○議長（小坂利政君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東 和博君） 先ほどの地場産品のパンフレットの関係であります、私の説明不足でもありました。こちらのパンフレットにつきましては学校の授業でも使う予定でおります。町内の小中学校におきまして、栄養教諭によります食の指導時、こちらに使う予定でおりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） プレミアム商品券の関係ですが、事業主体のほうも人手ですとかいろいろ問題もあるので、こちらにつきましてはどんなことができるのかですとか、そういったことも含めて、事業主体の商工会さんともしっかりと話ししていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

あと、U I J ターンの関係ですけれども、こちら予算が通ってから、じゃなければかな

か広くお話しできないものですから、そこにつきましては議会で承認していただいた後に、広く商工会さんなどを通じながら、町内の事業者さんにも広報していきたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） ごみの部分なんですけれども、実はむかわ町、中央通りが、流し取りという部分がございます、交差点から5メートル内はごみ収集も止まれないとかそういういろんな部分の制約がございます。それとプラスして、建設業者の社長さん、現場監督さん、管理会社の方、オーナーの方、いわゆる関わる人がたくさんいるものですから、その中で意見がなかなかうまくいかないところがこれまでございました。今回もちょっとあったんですけれども、そういうところも含めて、また、うちら受ける側のほうも、私たち町行政、そして平取の衛生施設組合、収集業者、そのところで皆さんで調整し合って、事前に話し合っとうまくいけるように、今、調整をしているところでございます。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） プレミアム商品券の発行の関係について、若干補足させていただきます。

販売の促進、より多くの方に利用していただく、また、せっかく発行しているものは可能な限り売り切るといふ部分、これは大変重要なところかと思っております。先ほど松本主幹から申し上げたとおり、事業実施体である商工会さんとその辺り、どういった方法が取れるのかといふところはちょっと打合せをさせていただければと思っておりますし、またあわせまして、一般質問の中でもいろいろ議論いただいたコロナウイルスの関係で、今後これが局面といひますか、状況といひのを見極めなければならないかと思っておりますけれども、一定終息といひのものが見られたときに、次の手としてそういった経済の循環といふ部分を手を打っていかなければならないといふ部分、課題もあるかと思っております。こういった、既に出されている予算の中ではこういった地域経済循環の取組、プレミアム商品券発行事業といひのものの実施の時期といひのものも実施主体の商工会さんと打ち合わせた中で、必要な時期にそういったものが対策が打てるような部分についても検討の余地として残していきたいといふふうに考えておりますので、何とぞ御理解をいただければと思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

1 番、東議員。

○1 番（東 千吉君） まどろっこしくて申し訳ございません。

一般会計予算書つづり52ページの事業番号1210番関係でございます。地域農業推進事業です。

この中で、新鷓川地域と新穂別地域の農業活性化推進基金事業がございます。これは毎年鷓川地区2,000万、穂別地区1,000万ということでの支援をいただいているところでございますが、昨年、一昨年と、実は穂別地域ではなかなか予算額を満度に使い切れないで、令和元年も昨日のやつだと三百数十万円の減額になったと思いますので、実質600万ちょっとということでございます。一昨年もしかそれなりの減額になっていたと。

一頃は1,500万、穂別にございましたけれども、この部分の基金の、事業の基金の創出ですけれども、JAが半分、そして行政も半分ということでございますけれども、これはJAむかわはむかわ単独の農協でございますので、いろいろと臨機応変にできる、そしてまた広域の穂別については1市4町の広域合併でございますので、なかなか事業体のそれぞれの農業占用割合が違うものですからなかなか難しい部分が出て、時間も要しているというところがあると思います。そうした中でこの事業は広く押しなべて地域全体に行政として支援する基金事業の1つと位置づけられておりますので、何かの形で穂別の地域でもしっかりとこの基金の事業が十分に達成できるような方策が今年取られているのかどうか、お伺いしたいというのが1点です。

それから、今、本町は北海道でも屈指の遊休農地を出さない、農業委員会がリーダーシップを執っている地域の1つでございます。これは数年前からそういう形で遊休農地を出していないむかわ町の農業委員会でございますけれども、どんどん今、農業就業人口、それから高齢化の中で、その遊休農地を出さないことが非常に難しくなっている部分がございます。1件当たりの規模も大きくしなきゃならないということで、省略の、すみません、省略だとちょっと非常に申し訳ないので、省力の経営を強いられざるを得ないという状況でございますから、これらのことについての町行政の支援状況がどうなのか。国ではスマート農業の1つとして位置づけているということですが、なかなか末端の経営者の中ではその範囲に入らないそういう事業者が多いような気がしますので、それらの考え方もお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 高木地域経済課主幹。

○地域経済課主幹（高木龍一郎君） 私のほうから1210番、新穂別地域農業活性化推進基金事業補助金について御説明いたします。

議員のおっしゃるとおり平成30年につきましては実績670万弱というところでした。今度

令和2年につきましては、今、JAのほうからは約1,000万に近い形での要望ということで来ておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小坂利政君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東 和博君） 私のほうからスマート農業の部分について御説明を申し上げます。

このスマート農業に関しましては、これからスマート農業研究協議会というのを立ち上げる予定でございます。こちらの背景には、本町の非常に大きな問題としましては、高齢化であったり担い手不足というものが本町のみならず全土、全国的な、大変大きな課題だというふうに思っております。そういったことを踏まえ、将来のむかわ町の農業の在り方をどうすべきかといったところをこのスマート農業で実際の現場の情報あるいは調査、研究ということとをまず最優先として、現場で今本当に必要なものが何なのかですとか、いきなりロボットを入れるとか無人のトラクターを入れるとかそういったことではなくして、現場の声を拾いながら、そして町、そして両地区の農協、それから指導機関である普及センターの技術指導を仰ぎながら、例えば施設園芸であれば自動巻上機も人的な労力のコストにもつながってきますし、いろんな分野で、土地利用型あるいは施設、そして畜産分野も含めて、実態に合ったスマート農業の取り組み方といったものの調査、研究に対する支援でありまして、ですので、いきなりハードルを上げるのではなくして、まず実態を把握して、今必要なものをどう導入していくかといったものを研究する支援というふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 55ページの1210、農業用ハウスの強靱化緊急対策事業補助……。

〔「52ページ」と言う人あり〕

○4番（佐藤 守君） 俺が間違っているのか、すみません、ちょっと混乱しました。

これの、強靱化ということで310万、予算見ているんですけども、どういった要請の中でこの事業を設けたのか。恐らく大雪、雪、風、防風ネットも書いてありますけれども、そういったものかなとは思うんですけども、具体的なハウス補強の内容、それからこういった周知というのはどういうふうになっているのか、その辺をちょっとお伺いしたいのと。

もう一つは、事業番号1320、集落センターの管理事務、令和2年の大変重要な予算の議会で、私、3人目の同じ質問、似通った質問ということで非常に心苦しいんですけども、老

人クラブ、いろんなそういった団体からこの集落センターの関係でテーブルが、先ほども話、ほかのほうの施設で出ていたんですけれども、非常に重たいと、これを何とかしてくれないかという要望が来ております。それで、原課のほうには一度ちょっと御相談申し上げたんですけれども、非常に値段が張るというそういう状況の中でちょっと厳しいかなというそういった回答も得ているんですけれども、ほかのほうの施設でもそういった話が出ているということで、順次こういったものの導入の予算化に向けてひとつ考えられないものか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東 和博君） まず、ハウス強靱化の部分について御説明を申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、こちらの事業につきましては国の事業でありまして、平成30年度の豪雨災害あるいは台風、大雪の被害で相当ハウスの被害があったところがございます。このハウスにつきましては長年使われているということもありまして、老朽化によってその耐候性がなくなったのではないかとといったような要因もありまして、国としましては、この強靱化緊急対策事業というのを3か年事業で設けまして、生産者のほうの周知につきましては全戸ファクスを入れ、緊急の取りまとめを行ったところがございます。

その後、生産者のほうとやり取りをしまして、実際に手挙げがあったのが3戸の農家でありましたが、内容につきましてはハウスの資材補強です。これは筋交いですとかあるいはアーチ部分の突っ張り棒のようなものであったり、そういったハウスの補強することによって耐用年数も長もちさせましょうというような狙いがございます。また、強風被害に備えて防風ネット、これも補助対象となっておりまして、ハウスのほうにつきましては2分の1以内とし、上限は100坪ハウスで計算した際には約5万円、それから防風ネットにつきましても2分の1以内ということで、これにつきましては上限設定はございません。

ただし、こちらの事業を活用する際には共済加入が必須ということもございまして、取りまとめたところ、3戸の生産者から手が挙がったというような事業の内容でございます。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 集落施設の備品に関する御質問でございます。

先ほど、四季の館のところでも御質問をいただいたところでございますが、産業振興課としての限られた予算の中の備品の新たな部分といたしましての考え方としては、施設で更新期を迎えたような備品を更新する場合には、当然、現在高齢化でございますのでそういった軽い椅子あるいは運びやすいテーブル、そういったものの配置を前提とした組立てをしてい

るところでございます。

したがって、四季の館の部分につきましてはテーブル側の破損等で近年数量が不足しているといったような実態もございまして、今回、更新、買い足しをさせていただいたところでございますけれども、そういった対応をさせていただいているところでございます。

集落センターにつきましては、実は例年、施設の管理されている方から、予算期迎える前にいろいろ要望の聞き取り等の調査を行っているところございまして、その中で要望を全て満度回答できるような状況ではございませんけれども、その中で優先順位等を協議させていただきながら実は対応を図ってきているところでございます。御指摘のこういったテーブル等の部分につきましても、備品の配置状況ですとか、今の状況というものも踏まえた中で、そういった施設の管理されている地域の方と情報を交換しながら、今後更新の際にはそういった軽いものというものを前提とした組立てで考えていきたいというふうにしておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 強靱化については、私自身もちょっと承知していなかったんですけれども、30年からということで非常にいい試みだなというふうには思っています。前期については30形のハウスが多いですが、後期は35形がほとんどなんです、35だと40センチぐらいまでの積雪は耐えられるんですね、自分も経験あるんですけれども。30形は大体30センチぐらいでもって倒壊をするというような状況ありますから、そういった面では、ちょっと私自身が承知していなかったということで、この事業としては非常にいいなというふうに思っています。

それで、集落センターのほうなんですけれども、先ほどから何人かの方、同じような、私がまた質問するというので本当に心苦しいんですけれども、実は昨年12月、お年寄りの集まり、正直あのテーブル1つ持つのに3人がかりでやっとなんです、お年寄りの方。私自身でも1人ではちょっと持てないような重さで、それを出したりしまったりするときに、たまたま3人で抱えてテーブルを持ったときに手が滑って、ちょっとどすんという形でテーブルが落ちたときに、本人があおむけでもって床に倒れて後頭部を打ったんです。それ私、直接見ていたものですから、すぐ救急車かなというふうにちょっと思うぐらいの出来事だったものですから、その後、本人立ち上がって、いや、大丈夫大丈夫と言ったものですから、奥さんには今晚一晩ちょっと注意して見てくださいと言って帰ってもらったというそういう経過

もあるものですから、できることであれば、予算のかかることですから、順次、できればお年寄りが使うような施設を優先して、できれば順次からでもいいですし、その辺はそういうことでもって、ひとつ今後よろしくお願ひしたいと思いますが、改めて考えを伺いたしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 集落センター、また生活館等々含めて、町内の施設ほとんどが古いテーブル、椅子等を使っているものというふうに思っています。そういった中では全体の中を調査する必要もございませうけれども、段階的に整備をしていくというふうに考えております。

当産業会館においてもテーブル、椅子等が不足している実態もございませう。そういった中で、使用頻度、老朽度等を勘案しながら、順次更新に努めてまいりたいというふうに考えておりますので御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 今、副町長、順次やっていくと。そういうことは予算の配慮から、そういうふうな計画性を持ってやっていかなければならない。私どももそれは町民の一人としては十二分に理解はするものの、やはりさっき佐藤議員あるいは大松議員のほうからも早急に、この老人の人たちが使うのが一番多いんですよ、頻度として。ですからやはりそういう人たちが、だから何年か前に集落センターに7万だか8万するトロッコついたテーブル載せ寄附してくれた、入れてくれたんですけども、あれにテーブルを積むと一切動かせない。若い人でさえ動かせないというものが、実際問題として邪魔な、無用の長物として会館にあるわけですよ。しかしながら、あれを考え方を変えて、もっと軽いテーブルであればあれに載せて移動することは可能なんですよ。

だから、何も高いものでなくていいんですよ、だから安いものでも年次計画の中で、やはり集落センターだけでなく、ムペツ館にあるやつもそうだし、それからふれあい会館にあるやつもそうです、みんな同じテーブルなんです。これは役場が全部引き取って、やはり役場の人は、職員は若いですから、だけれども集落センターを利用する人はみんな年寄りなんですよ。

だからそういう、高齢者に配慮したらという言い方は失礼な言い方かもしれませんが、そういった思いやりのある心で、各施設のそういうふうな備品の整備というものを今後

進めていっていただきたいというふうに思いますので、町長のほうから一言いただきたいと
思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長、簡潔にお願いします。

○町長（竹中喜之君） これも実情というのでしょうか、地域の実情、それぞれの担当課も管理
人さんとはしっかりと向き合いながらこの間に来ています。それと、この活用実態という
んでしょうか、段階的と言うとまた延び延びという言葉になるかと思いますが、テー
ブルに限らず、やはり時代を見据えて、向き合い方というのをいろいろと検討しながら優先
順位等々つけて、対応に努めていければなと思いますので御理解をいただきたいと思いま
す。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、61ページから66ページまでの7款土木費、8款消防費について質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 65ページの1750の町営住宅の維持管理事務なんですが、これまでの
議論の中で安く入れる公営住宅、空いている公営住宅をパイロット事業として何戸でも直し
て入っていただくようにぜひしたいというふうなことがありましたが、この1750の中にその
予算というのはどこに含まれているのですか、それを伺いたいと思います。

それから、1760のところ、町営住宅整備事業で文京ハイツと末広団地C棟の整備なんで
すが、家賃を皆さんにお知らせするのはいつと考えているのか改めて伺います。

それから、66ページの防災対策事業の中で、防災無線の受信機の貸与ということがあるん
ですが、これの具体的な内容について。貸与ということは無償で貸していただけるのかなと
いうふうに思うんですが、それについて伺います。

それから、防災用住宅地図システムというのが書いてあるんですが、これはどういうもの
なのか、どういう活用をするのかについて伺います。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから、1750、町営住宅維持管理事務におけます既
設公営住宅の修繕関係をちょっとお答えしたいかと思えます。

低家賃にて公営住宅を住めるような形の、予算としましては、今回この中におきまして需
用費の中に修繕料という形があるんですが、この中に、戸数はちょっとそんなに多くない形
なんですが、そこでまた中の度合いを見まして、ちょっとその住宅によって直す場所も様々

ありますので、この修繕料の中で対応するという形を考えまして、今後予算の執行をしていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 質問の仮設住宅の部分からの、家賃の周知はどうなっているかという部分でお答えしたいと思います。

今現在、前回の臨時議会の中でもお話ししたんですが、仮設住宅におられる方の今後の住宅、要は住居に関する意向調査ということで、今、アンケートの準備をしているところであります。今の予定としては3月から4月にかけて意向の部分进行调查し、そして聞き取りも含めてやりたいと考えております。その中で4月、5月、4月下旬から5月にかけて、前回もお話しした説明会を実施した中で、それぞれの生き方に応じて家賃の見通しもつけて説明させていただいて、10月末の仮設からの住居の移転に、皆さんの心配もありますので、そこら辺丁寧に説明していきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 防災無線の戸別受信機の関係ですけれども、予算上は100台見ておまして、必要な高齢者の方ですとかそういった方に無料で配置するように考えております。ただ、全ての人というふうにはなりませんので、できるだけ若い人に関しましてはSNSですとかそういったものでも同じ情報を出せるような体制を現在考えておりますので、本当に情報が取れないような方のみ対象としていきたいというふうに考えております。

また、地図のシステムですけれども、基本的にはいろんな防災の、例えばカメラですとかそういったものを地図上に配置をしておいて見るんですけれども、主に使う部分は要支援者の名簿を、今、名簿でやっているんですけれども、誰がどこに住んでいるのかというのを地図上に配置ができるようなものですので、そういったものに対応していきながら、要支援者の対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 町営住宅の維持管理、これが町営住宅の家賃収入の何%になっているかというのが常に問題になるんです。より多く、収入に対してどれほどこの修繕に使っているかというところが問題なんです、むかわとしてはどのぐらいになっているのかについて伺います。

それから、その修繕料の中に低家賃の住宅、修繕して造りたいということなんですが、場所としては大原団地ということによろしいのかどうかについて伺います。

それから、1760の仮設住宅の方もよく聞かれるんです。正しい情報が伝わっていない、今年中にできないんじゃないのという人もいれば、いつ家賃分かるのとか、とにかく買物行けば聞かれるんです。それで10月中にはできるよと、外構工事は12月だよと、私、そのたびに説明するんだけど、正しい情報がちゃんと伝わっていないということもあるので、ぜひ3月、4月アンケート、今アンケートを出しているということなんですけれども、ぜひ早い時期に聞き取りもして安心させていただきたいというふうに思っています。

家賃の見通しもつけたいということなんです、例えば仮設に入っている人が新しい住宅に入るとき、これぐらいの家賃でしか入れませんかとなる人もいますよね。そういったときにもちゃんと何とか対応できるということなんです。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 私のほうから、先ほどの家賃に対して修繕料が何%含まれているのかという御質問についてお答えさせていただきます。

むかわ町の町営住宅維持管理事務の中の修繕料、こちらのほうは、基本的に近年の3年間の修繕にかかっている額の平均を基本的に算出したしまして予算要求をしております。特に鶴川地区に関しましては、入退去の件数によって非常に額がその年度によって異なることが起きます。特に古い公営住宅等の退去になりますと、修繕だけでも床、壁、天井、全て、各部屋をやらなければいけない状況も多々出てきますので、その都度その都度の実績をベースに平均値を出して修繕料を要求している流れになっております。

あと、最後の部分の入居者の方に家賃を説明したときに、その金額だと私は入れないというようなことが起きた場合というお話でよろしいでしょうか。その場合は、穂別地区も鶴川地区も建て替えをやったときにそういう経験はあります。そのときには、基本的には公営住宅から公営住宅の場合は前回、昨年9月の議会でも御説明しましたが、公営住宅、公営住宅の場合は段階的に家賃を5段階上げていくことができるんですが、仮設住宅から入る場合は段階的というのはなかなか難しいです。そういう場合に関しましては、低家賃で入れる公営住宅等をその段階で用意ができるかできないかということも、私たちもちょっと考慮しながら、そういう方にはこちらの公営住宅だと家賃は何ぼですよという案内をして、できるだけその方に負担のかからないように、寄り添った対応をしていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 今の回答にちょっと付け加えて説明いたします。

一応、仮設から入るときに、公営住宅の家賃というのは議員も御存じのように応能応益家

賃と、収入と、それとその条件によって決まってきます。その中で新しい末広団地については、新しければある程度家賃が高くなると。文京ハイツ、そして今、民賃等の補助の中で民間アパートもできる可能性があります。その中で低所得者の方については、先ほどもお話しをした、要は修繕の中で、今考えている大原第二団地について、今年度の予算でも筆頭に手をかけていますし、来年度についても今、予定をしております。そういう部分についてはかなり低い家賃の設定をすることができると思いますので、公営住宅に入るその選択肢の中で丁寧に説明した中で方向性を決めていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 修繕費がどのぐらい、家賃の収入が、それ後でいいですから、何%ぐらい上がるかというのは教えてください。

それと、町長もこれは道のほうに対して仮設住宅の退去期限の延長とかということをやっていたよ。結局、今いろいろお話しした仮設住宅の人が、全ての方がちゃんと住居見つかって、じゃここ行きますよというふうにならない場合は、例えば残る人がいたときに、そこから出ていってくださいというわけにいかないと、そういうことで仮設住宅の期限延長ということをやっていると思うんですけども、そういう懸念というのはどのように考えていますか。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 仮設住宅の関係なんですけれども、実は建設基準法上でいうと2年3か月という期限があります。これは建てた後3か月後に申請するという形になっておりますので、建設基準法上は2年3か月があります。ただ、道の契約としては2年間しかありませんので、2年間分を道が負担する形になっていまして、今年度の、質問にはありませんでしたけれども、被災者支援のほうでその分のリース料を一月なり、2か月でしたか、見ているので、その中で何とか対応していきながら、今考えているのは引っ越しの1か月というふうを考えているんですけども、そういう中で対応してまいりたいというふうを考えています。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 被災者の方々の支援については、町長もこれまで訪問もしております。そういう中でやはり生の声といいますか、そういったところもやはり、町長の顔も見て聞くということも安心するのかなというふうに思いますので、先ほど建設水道課のほ

うで答弁しておりましたけれども、要望調査をした後に聞き取りもするというようなことも言っております。そういう中にまた町長も行って対応していきたいというふうに考えますので、そういうところで丁寧な取組と申しますか、安心していただけるような対応というものを丁寧にやりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいなと思います。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 私のほうから、先ほどの家賃に対しての修繕料のパーセント、今試算しましたので。毎年平均20%前後、平均で出ておりますが、今年度は約21.3%になっております。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（小坂利政君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、明日の開会時間は午前10時といたします。

本日は御苦労さまでした。

延会 午後 4時55分

令和2年第1回むかわ町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年3月11日（水）午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 議案第20号 令和2年度むかわ町一般会計予算
- 第 2 議案第21号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第22号 令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第23号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第24号 令和2年度むかわ町上水道事業会計予算
- 第 6 議案第25号 令和2年度むかわ町下水道事業会計予算
- 第 7 議案第26号 令和2年度むかわ町病院事業会計予算

議員等提出事件

- 第 8 意見書案第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める
意見書（案）
- 第 9 意見書案第2号 農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書
（案）
- 第10 決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議（案）
- 第11 所管事務調査等報告の件
（総務厚生・経済文教常任委員会）
（胆振東部地震復旧復興調査特別委員会）
- 第12 閉会中の特定事件等調査の件
（総務厚生・経済文教常任委員会）
（議会運営・議会広報委員会）
（恐竜ワールド構想調査特別委員会）
（胆振東部地震復旧復興調査特別委員会）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜久	議員
3番	山崎	満敬	議員	4番	佐藤	守	議員
5番	大松	紀美子	議員	6番	三上	純一	議員
7番	野田	省一	議員	8番	三倉	英規	議員
9番	星	正臣	議員	10番	津川	篤	議員
11番	北村	修	議員	12番	中島	勲	議員
13番	小坂	利政	議員				

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	齊藤春樹	会計管理者	藤井清和
総務企画課長	成田忠則	総務企画課参事	大塚治樹
総務企画課参事	上坂勇人	総務企画課幹主	梅津晶
総務企画課幹主	柴田巨樹	総務企画課幹主	西幸宏
総務企画課査主	菊池功	町民生活課長	萬純二郎
町民生活課参事	飯田洋明	町民生活課幹主	菊池恵美
健康福祉課長	高橋道雄	健康福祉課幹主	今井喜代子
健康福祉課幹主	藤田浩樹	産業振興課長	酒巻宏臣
産業振興課参事	太田剛雄	産業振興課幹主	東和博
産業振興課幹主	松本洋	建設水道課長	山本徹
建設水道課幹主	江後秀也	建設水道課幹主	佐藤琢

地域振興課長	石川英毅	地域振興課参事	田所隆
地域振興課主幹	長谷山一樹	地域振興課主幹	菅原光博
恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹	恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦
地域経済課長	吉田直司	地域経済課主幹	高木龍一郎
地域経済課主幹	西村和将	国民健康保険穂別診療所事務長	藤江伸
教育長	長谷川孝雄	生涯学習課長	八木敏彦
教育振興室長	田口博	生涯学習課主幹	上田光男
生涯学習課主幹	佐々木義弘	選挙管理委員会事務局長	成田忠則
農業委員会事務局長	鎌田晃	農業委員会支局長	高木龍一郎
監査委員	数矢伸二		

事務局職員出席者

事務局長	今井巧	主査	長谷山美香
------	-----	----	-------

◎開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎議案第20号から議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第1、議案第20号 令和2年度むかわ町一般会計予算から、日程第7、議案第26号 令和2年度むかわ町病院事業会計予算の7件を議題とします。

昨日に引き続き、質疑を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、質問は分かりやすく、答弁は簡潔にお願いを申し上げます。

67ページから73ページまでの9款1項教育総務費から、9款3項中学校費について質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 70ページの1950小学校運営事務、その後の中学校にも関わるんですが、今朝の報道で、コロナウイルス感染対策で休校になっていますけれども、3月11日から、今日ですね、一部登校を始めるというような記事が載りました。その対応について伺います。

それから、71ページの1990の小学校就学援助事業、関連がありますので、2080の中学校の就学援助事業について伺います。

文科省が2019年に単価の引上げを行っております。例えば入学準備金については、小学校4万600円が5万600円ということで1万円上がっているんですね。それらに、この予算上はきちんと対応されているのかについて伺います。

それから、七十何ページでしたか。

以上です。

○議長（小坂利政君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木敏彦君） まず初めに、就学援助費のほうでございますが、そちらのほうにつきましては、単価のほうは全部対応しております。

あと、分散登校の関係でございます。3月9日に道のほうから正式に通知が来まして、その後、教育委員会等のほうから各学校のほうに連絡をしてございます。

そして、本日3月11日から分散登校を始めている状況でございます。分散登校でございますので、各学校によりまして、ばらばらな日程でございますけれども、今、そういうことで準備をして始まったばかりという内容となっております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 分散登校で、学校によっては給食も提供するというふうな報道もありました。むかわの場合はどんなふうな状況になるのか、お昼御飯を食べて帰れるのか、親はとても助かると思うんですけども、その辺の状況について伺います。それは中学校も同じなのか、分散登校という点では小学校だけなのかについても伺います。

それから、就学援助なんですけど、新たに卒業アルバム代などを新規に補助対象としています、2019年に。それらも含めて、むかわ町としては対応されているのか。それから、修学旅行費も単価上がっていますよね。それらも含めて、国の引上げと同じように全て対応されているのかについて伺います。

○議長（小坂利政君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木敏彦君） 就学援助費のほうでございますけれども、こちらにつきましては、卒業アルバム、それから修学旅行費、そちらを含めまして要綱改正しておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、分散登校のほうでございますけれども、これは各学校とも1時間程度ということでございます。そして、時間も午前午後に分散してやるような形になっておりますので、給食等は当たらないと、出さないということになってございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 事業番号1840の高等学校の振興対策についてですけれども……

○議長（小坂利政君） ページ数言ってください。

○7番（野田省一君） はい。68ページです。68ページの1840、高等学校の振興対策事業についてですけれども、本年度、鶴川高校、穂別高校の入学予定者、まだ発表になっていないから、発表になりましたか、なりましたから、実績として地元出身者の割合、それと今後、分

かる範囲でよろしいですけれども、中学校卒業者の卒業見込人数というのがもし分かれば、参考のためにお知らせを頂きたい。

それと、71ページの2010小学校情報教育推進事業、中学校も含めてですけれども、まあ、小学校か。今年から、昨日もちょっと話題になりましたけれども、プログラミングに関する教育が行われるということなんですけれども、今現状として、どのような予定で進めていくのかお伺いしたい。その2点です。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 鷓川高校と穂別高校、合格発表が17日ということでございまして、最終的な数字というのはそこからなるかと思うんですが、鷓川高校につきましては、鷓川中学校からの受験者が10名、穂別中学校から1名ということで伺っております。

それと、穂別高校につきましては、穂別中学校からの出身者の受験者が4名ということで伺っております。

割合のほうは、全体的にどれだけ合格するかというところがありますので、何とも言えない部分があるんですが、地元のからの受験者はそういうふうな形で聞いております。

あと、プログラミング教育の関係であります、プログラミング教育、これからどのような形で進めていくかというように現場といろいろ協議をしながらやっていっているところであります。

ついせんだって、お茶の水女子大学の方が町内の小中学校に来ていただきまして、プログラミング教育の教材の提供をしていただけるというような提案があります。これは無償で提供していただけるということと、また遠隔授業というような形で先生の補佐をしていただくような取組というのを東京のお茶の水女子大学がやっておられるということでございまして、その試験的な形で、町内の小中学校に教材の説明などに来ていただいております。そういったようなことも今協定を結んで、プログラミング教育の協力を得ていくというような形も検討をしているということです。

教材の購入というところの観点というところが、ちょっとプログラミング教育、報道等いろいろ取り出されておりますけれども、あくまでもプログラミング的な思考をどうすればできるかというように現場の先生たちと協議をしながら、現在、どのような形が効果的かというように現場を検討しているという状況でございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） ちょっと見込みでいいので、そうすると鷓川中学校は入学希望者で、

何名中何名、何%と、穂別高校は11名だったと思いますけれども、11分の4で何%と。

それと、さっきも聞いたんですけれども、これから四、五年でも結構です、分かる範囲で中学卒業者がどの程度いるのかということをお伺いしたいと。私も、空で聞いているというか、聞いている話の範疇では大変切迫した、穂別高等学校においては、人数的に非常に大変な時期が来るということを知っておりますので、それに向けて今後、前の年に急にということに、もう既に野球でいえばツーアウトぐらいかかっていますから、もう一人アウトしたら非常に危険な状態にもありますから、その辺どういった大きな考えを持って、これから進めていこうとしているか、もし教育長、考えがあればお伺いしたいというふうに思っています。その2点。

○議長（小坂利政君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木敏彦君） 中学生の今後高校へ上がる生徒の推移というか、資料につきましては、現在、手持ちがございませんので、答えることができないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 野田議員の高校振興対策も含めた質問ですので、それに対してお答えいたします。

先ほど野田議員もおっしゃっていましたが、穂別高校、今、今回受験者数が10名ということで本当にぎりぎりセーフのところであります。

今、全道の道立高校は、20名以下の場合には再編対象ということになっております。それで、20名以下が2年間続くと基本的には閉校対象になります。今、道東、道北も含めてそのルールを特別ルールに変えてもらって、10名までは認めてくれる形です。

それで今、北海道教育委員会から資料を求められております。その資料は何かというと、その基本ルール20名の特別ルールを10名以下の適用をするためには、留保するための町としてどういったことを施策としてやっているかということの質問が来ております。それで今、教育委員会といたしましては、振興室の田口室長を含めて、どういった形がこれからできるかと、打つ手はあるのかないのか含めて今やっている最中でありまして、それで、今月中にその答弁をしながら、北海道教育委員会から議員御指摘のところの町の高校についてのヒアリングを受ける形に今なっております。

ですので、何とか10名以上の穂別高校の生徒確保に向けて、これからも努力していく覚悟でございますが、先ほどの答弁がありました、人口動態含めて少子高齢化は本当にどんど

ん加速的に進んでおりますので、どこまで持ちこたえられるかの勝負になってきております。これは全道皆同じです、全国もそうですが。そういったことで今、努力をしている最中であります。

それで、取りあえず中学校訪問、振興室でやっておりますが、昨年も百三十何校歩いております。しかしながら、結果的に5名ほどしか町外からは来ていません。ですので、どこの地域も生徒確保でみんな努力しておりますので、簡単にはいかないのが現実であります。そういうことで御理解を頂きたいと思えます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木敏彦君） 申し訳ございません、ちょっと人口動態の資料が見つかりましたので、お答えさせていただきます。

来年度以降の予定人数でございますが、中学生、鶴川中学校のほうでございますけれども、来年の中学3年生が44名、その次の年が33名、その次の年が39名という流れでございます。また、穂別中学校を卒業する方につきましては、来年が16名、その次の年が17名、その次の年が14名というふうになってございますが、次の6年生が穂別小学校につきましては、今現在8名の予定でございます、4年後というのがかなり少なくなるというような状況でございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 高校振興対策ということでお伺いしていますけれども、やはり穂別高校、鶴川高校ももう40名以上いて、10名程度、要は2割か3割ぐらいしか、もう地元の高校に行っていない状況と、これも大変な状況だと思います。

さらに、もっと大変なのは穂別高校で、先ほど言ったようにツーアウトまでできていると。あと10名をどこかで割ったときにはアウトということになってしまうので、4年後、来年かもしれないけれども、少なくとも4年、今、言ったように私も聞いていたように、ここ四、五年の間に1回来るよと。人数的にもう、もともと10名割っちゃうような時期がどうしても来てしまうんで、半分の生徒さんが行っても、穂別から4名とか5名とかと。今年も4名でしたけれども、そういう時代が来るといいますので、ぜひいろんな手を打って、今までも打ってきていらっしゃるんでしょうけれども、さらに振興対策、地元に残すということは、やはり地域の願いでもありますので、ぜひ続けて努力をしていただければとは思っています。答弁は要りません。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） 関連で、高校関係の関連でお聞きします。

特に、穂別高校の寮の関係で、今現在入られる方の人数が分かればお知らせください。

それと、管理者の問題で、かなり新聞、チラシなどで募集をしていましたから、現状どうなっているか、ちょっとお知らせください。

○議長（小坂利政君） 田口教育振興室長。

○教育振興室長（田口 博君） 質問にお答えしたいと思います。

穂星寮に今入居している生徒数でございますが、今年度、令和元年度につきましては23名でございます。それで、3年生が卒業しますので、9名引きまして14名という形です。来年度につきましては、6名合格されますと6名ということで、来年度につきましては、穂星寮には20名程度の生徒が入寮される予定でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「管理」と言う人あり〕

○教育振興室長（田口 博君） 管理につきましては、現在、舎監1名、副舎監1名、あと生活相談員等、あと補佐的な舎監業務をやる者も含めまして4名で、あとは調理部門で委託をかけている状況でございます。

○議長（小坂利政君） 舞良議員、穂星寮の件について、78ページで改めて出てまいりますので、そのときに。

ほかに質疑はありませんか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 予算書つづり72ページ、事業再編がされているようでございますから、事業番号2020から2030、2040関係です。

西主幹のほうから、先般説明を頂きました。その事業概要の中で、事業概要ページ、42ページでございますけれども、ちょっと42ページです、事業概要の。

中学校施設整備事業から中学校運営事務に事業再編された事業があると思います。その条項を見ますと、真ん中の事業番号2030の管理事務関係の中に、穂別中学校各学年教室、特別支援教室、職員室扇風機整備、これが2040から2020に行ったのかなという気がしたんですが、2030にも記述がありますので、その辺の確認が1点です。

それから、今の穂別の中学校でございますから、鶴川中学校はどのようになっているのかというのが一点です。

それから、昨年、一般質問させていただきました中学校の空調関係でございますから、複数の要望者からの同意もございますので、令和2年に含みを持たせてあった部分がございます。その部分の答えを出してやらなきゃいけないのもうちちょっと詳しい内容で聞きたいと思っております。この学校学年教室、それから支援教室、職員室の扇風機の設置状態がどうなるのか確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） まず、私が昨日、内容について御説明させていただいた部分につきまして、ちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

今、すみません、議員御指摘のとおり、事業等の組替えによりまして、こちらに2030事業、中学校施設管理事務がございます、事業内容の中段ほどにございます穂別中学校各学年教室、特別支援教室、職員室扇風機整備とございますが、こちらにつきましては、2020事業のほうへ組替えになっておりますので、2030事業につきましては、こちら削減のほうお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

〔「概要書のどこ」と言う人あり〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） すみません、概要書の42ページのほうになります。

改めて申し上げます。概要書42ページの中ほど、2030事業にあります事業内容のところがございます、穂別中学校各学年教室、特別支援教室、職員室扇風機整備とございます。こちらのほうにつきましては誤りでございますので、削除をお願いしたいと思えます。

○議長（小坂利政君） 田口教育振興室長。

○教育振興室長（田口 博君） 来年度予算で計上している部分ですけれども、穂別中学校につきましては、1年生から3年生までの3教室分、それと特別支援室の1室、それから職員室1室ということで、5台予算化しております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 鶴川地区の小中学校につきましては、扇風機の設置は考えておりません。

○議長（小坂利政君） 追加答弁、田口教育振興室長。

○教育振興室長（田口 博君） すみません、台数に間違いがございました。

生徒たちの3教室、1教室に2台ずつと、それから職員室に2台と、それから特別支援室に1台ということで、9台の予算化をしております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 鵜川中学については、設置の予定はないということでございますけれども、鵜川中学の場合はちょっと海に近いので、風があるからということの理解はできるかなという気がしておりますけれども、いずれにしましても、先ほど中学校生徒数の答弁いただきました。非常に少ない人数の生徒ということではございますけれども、扇風機ということも考えられますけれども、例えば空気清浄機で冷涼な風を出すような、そういう器具も今はあるように思われます。そんなに価格にも大きな差はないというのが一つでございますから、人数が少ない部分については意外と有効かなというのが一点です。

それから、エアコンもその四季の館とか、大きな施設の大きなお金のかかるエアコンでなくても、スポットエアコンでも対応ができる児童あるいは生徒の数というふうに判断ができるというふうに思いますけれども、そういうふうになれば、そんなに経費をかけなくても設置ができるのではないか、そしてまた、国・道との打合わせをすることで、意外と補助金関係の部分もひょっとしたら出てくるのかなという気がするので、その辺の考え方はないんでしょうか。

○議長（小坂利政君） 田口教育振興室長。

○教育振興室長（田口 博君） 9月の議会でも答弁した記憶がございますが、北海道に関する各学校におけるエアコンの普及率の御説明をさせていただいたことがあると思います。それを踏まえまして、北海道に関しては各学校の普及率が低いということで、補助事業的にも難しいということで回答をさしあげた記憶がございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、74ページから85ページまでの9款4項社会教育費から、9款5項保健体育費について質疑はありませんか。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 85ページの2487学校給食施設管理運営事務の中の需用費の中の賄い

材料費についてなんですが、これは報道で知ったんですが、学校給食のパンの中から、発がん性が指摘される化学物質グリホサートというものが検出されたということが報道されています。

むかわ町は、パンを北海道産の小麦のみでできたパンを使っているのか、パンの原材料についてこの化学物質が、グリホサートが入っている輸入小麦を使っているのかどうかということがとても心配になりまして、それで伺います。

そして、4年目を迎えているんですけども、給食の中の、給食が始まる時にいろいろ議論させていただきましたけれども、地場産品の割合とか、北海道産の材料の食材の割合だとか、輸入したものはどれぐらいとかという基準があったように記憶しているんですけども、材料費は町が用意するというので進んでいると思うんですけども、その現状について伺います。

○議長（小坂利政君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木敏彦君） 先ほどのパンの原料の関係でございますけれども、こちらにつきましては、パンにつきましては、むかわ町の場合、町内の夢風船さんのほうにお願いして作っていただいているところでございます。私のちょっと認識不足かもしれませんが、グリホサートですか、が入っているかというところは、すみません。承知していないところでございますので、お許しいただきたいと思えます。

あと、食品の関係でございます。全部国内産でございます、そのうち道内産を8割使用してございます。8割のうちの3割はむかわ町内産ということでございまして、町内産を使っている割合というのは高くなっているというふうに思っております。ただ、冬場につきましては、どうしても道内産というものが少なくなっております、道外からということ、道外産のものを使っているというような状況でございます。

○議長（小坂利政君） 齊藤支所長。

○支所長（齊藤春樹君） 今のパンの有害物質の関係でございますけれども、当初、学校給食の導入時に、夢風船のパンを使う関係で道産小麦を使うということを確認しておりましたので、参考までにお知らせしたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 77ページの2260、いや、ちょっと町長の施政方針の中で、全国から生徒が集まるような情報や地方の魅力の発信強化による対流の促進という学校教育に関して、

道立高校、鷓川高校と穂別高等学校についてこう述べられているんですが、全国から生徒が集まるような何か対策というのは、今後考えていく予定なんですか。

〔「穂星寮関係」と言う人あり〕

○7番（野田省一君） ちょっと、穂星寮と鷓川高校生徒寮に絡めて。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの質問で出してくれれば書いていた。

○議長（小坂利政君） ちょっと待ってください。行きますから。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 鷓川高校、穂別高校の魅力ある学校運営に関する質問と受け止めております。

ここで記載している中身でございますけれども、現在、全国的に人口減少というのがかなり速いテンポで続いているということで、国の内閣府のほうで、2020年ですか、20年度から地方創生の一環として、これはこれからの事業なんですけれども、都会に住む高校生、こういったところを意識して、地方の学校で何年間か生活しながら地域留学事業というのを新年度から始めていきたいと、こういったところから、我が町もこれまでも人口減少というところにしっかりと向き合いながら、地方に新しい人の流れというんでしょうか、それと若者と地方のつながりを強めるといったのが狙いとされている事業です。

それで、一つのそのひとときを都会の方たち、都会の子どもたちが地方で送ることで、さらにこれからの御縁というんでしょうか。将来の移住というのも含めた中での長い関係を築くことが期待されている事業でございますので、むかわ町としても、こういったときに地方創生の流れも意識しながら両高校について、この中での対応をプッシュ事業としてできないのかなということを調査研究させていただきたいということで、記載させていただいております。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） そうしますと、そういうふうに思わなかったんで、学校に留学といったらおかしいけれども、編入してきてくれるのかなという、そういうことを望んでいるというわけではないですね。

○町長（竹中喜之君） それも含めて。

○7番（野田省一君） 含めて。

それと、それは教育委員会としてやるのではなくて、町としてこの事業をやっていこうということになるのか。それがどこにも出てこないんで。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 地方創生の流れを受けて、教育委員会のほうとしても魅力ある高校でいいのかな、高校づくりの中で、この項目については教育長の執行方針の中にも記されているかと思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから、地方創生の総合戦略の関係でのお話かと思えますので、お答えをしたいと思います。

実は、総合戦略のほうも1年先送りをして、まちづくり計画と併せた形の中で推進をしていくという御説明もしていたかと思えますけれども、今後行う全員協議会の中で、総合戦略の改定の部分についても議会のほうにもお示しをしながら、この点も含めて御理解を頂くような形で説明をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） 関連で、先ほど途中になったので、改めて質問させていただきます。

穂別高校の穂星寮の管理、一応改めてお知らせください。

○議長（小坂利政君） 田口教育振興室長。

○教育振興室長（田口 博君） 穂別穂星寮の管理スタッフですけれども、舎監1名、副舎監1名、それから舎監を補佐する舎監補的な方が1名、それと相談員が1名、あと調理部門のスタッフを委託をかけておりますけれども、シフト制でやっておりますが、3名から4名で賄っております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） 今、シフト制と聞きましたけれども、かなり1人の人が長い期間やっているということも聞いていまして、なかなか募集しても集まらないというのも聞いておりますが、一体、その原因がどういうところにあるのかちょっとお聞きしたいので、分かればお知らせください。

○議長（小坂利政君） 田口教育振興室長。

○教育振興室長（田口 博君） 昨年、副舎監等のほうで欠員が出たとお話しした部分があると思えますけれども、昨年募集をしまして欠員が補充されておまして、スタッフは今補充

されておりますので、不足しているということはありません。この答えでよろしいでしょうか。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、85ページから88ページまでの10款災害復旧費、11款公債費、12款諸支出金、13款給与費、14款予備費について質疑はありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） ちょっとお尋ねします。単純ですけれども、88ページの給与費、職員手当の昨年もちょっといろいろこういうお話をさせていただきましたけれども、管理職手当はその後どのように決着したのか。

○議長（小坂利政君） 梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 質問のありました件につきましてお答えをしたいと思います。

令和2年度の当初予算につきましては、管理職手当を改定をするということで、関係予算と申しますか、前年度よりも計上額を多くしておるところでございます。

管理職手当につきましては、条例で給料月額に100分の15を乗じて得た額を超えない範囲で、規則でそれぞれの職名について定額で定めているのが現状になっております。こちらの規則に定める定額を改めるということで、条例改正が伴わないものですから、議会の議決を得るという、ちょっと仕組みがないままの改定となることとございます。

改定額につきましては、近隣の町村、町村によって職階制度が必ずしも同じではないので、あくまで参酌をしたというところも含めまして改定のほうを行っております。

ちなみに、支所長、会計管理者につきましては、現状3万2,500円の月額を4万7,000円に、1万4,500円増額と。一番下の主幹等につきましては、2万5,000円を3万2,000円にという範囲の中で改定を行って予算化をしているところとございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 細かい数字はいいんですけれども、いいというか、これで管内というか、近隣の先ほど説明あったように管内と随分開きがあったと、管理職の方は大変苦勞されたのかなと思っていただんですけれども、多少は近づいたという捉え方でよろしいですか。

○議長（小坂利政君） 梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 水準につきましては、かなりというか、平均に近づいたという形で捉えていただければと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

6番、三上議員。

○6番（三上純一君） 今の88ページの給与費について関連もありますけれども、いわゆる国と地方公務員の給与水準というその辺を比較するための指標であるラスパイレスの関係で、むかわ町の実態はどのような数字になっているのか、まずそこを1点伺います。

○議長（小坂利政君） 梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） ラスパイレス指数につきましては、ちょっと今手元に数字を持ってきておりませんが、国家公務員を100としております。こちらについては、今90点台で収まっておりますので、国家公務員の水準よりは低いということでございます。

○議長（小坂利政君） 6番、三上議員。

○6番（三上純一君） 分かりました。後で、それじゃ数値も示していただければと思いますけれども、今回の給与費の予算の中でも1,900万ぐらい増額になっておりますし、職員を増やしたという、災害対応ということで、そういう事情もこれからもあるし、これまでもあったということだと思うんですけども、いわゆる毎年常態化している災害で職員の、いわゆる職務環境というのは非常に厳しい状態になっていると。多分、厚真町も安平町も今回の災害において、やっぱりそこは同じような境遇にあるのかなというふうに思っているんで、その辺、単純に国との比較をすれば、その釣り合いが取れていればいいかなというような判断だけでは、やっぱりどうかなというところもあるんで、そこはもう少し敏感に現状を把握して対応されたらいかかなというふうなことはありますし、厳しいと何ぼ、先ほども言いましたけれども、90.1から90.8とは、90.9とかというのは相当違いがあるんで、その辺は後でお示ししていただきたい。そういう今の職務環境が非常に厳しいという状況では、これから対応されていくのには相当やっぱり配慮が必要ではないかと思っておりますけれども、町長、どうでしょうか、その辺。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今、言われた公務員の給与決定、こういう関係については、議員お分りのように、国あるいは他の公共団体ですか、こういったところの給与との均衡を図るといふ均衡の原則というのはありますし、これまでにのっとっても我が町も向き合ってきているところですけども、御案内のように予期せぬ災害というんでしょうか、これはまだまだ

続いていますし、そしてこのたびの管理者手当の引上げの提案に戻るわけですけれども、合併前から据え置かれてきている状況だったのは、これは事実でございます。そして、胆振東部の地震の関係から管理職も含めて、これ私が発言するのも手前みそになるかと思えますけれども、職員、これは総じて議員の皆さん、そして町民の皆さんの御理解、御指導に基づきながら平常業務、プラス災害業務対応に向き合いながら一生懸命、献身的に町民サービスの提供に努めてきているところでもございます。

そのような中、働き方改革の視点というんでしょうか、あるいは他の自治体との手当の均衡、さらには管理職としての職務職責に照らして、今回その職務の士気高揚というんでしょうか、モチベーションをさらに高めていただく、こういったところにつながるものとして改めて判断し、提案をさせていただいたところでございます。御理解のほどお願いします。

○議長（小坂利政君） 梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 先ほど、ちょっとラスパイレスのところ、正式な数字は後ほど御報告を申し上げたいと思いますが、ちょっと私の答弁の表現がよろしくなかったので、90点台と申しましたが、正式には98ポイントから99ポイント台を近年前後しておりますので、後ほどその辺を含めて御報告申し上げます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） まず一つは、今の質問とも関連してお聞きしたいと思うんですが、職員の問題で、これまでも今議会の中でも町長のほうから技術職員の問題でお話もありました、技術職員。これについては、今年、国のほうの方向性として都道府県で技術職員、災害等の関係で、そういうものに対する支援という形で、都道府県のほうでいろいろやっただいて、それを市町村に派遣するというふうな制度をつくるぞというふうなことも聞いております。こういうものも積極的に利用されながら、我が町としても対応していったらいいんじゃないかというふうに思っておりますが、そういう点での方向性で考えておられるんだろうと思いますが、御意見伺っておきたいというのが一つです。

それから、2つ目には、給与費全体でお伺いしますが、給与費増えている分というのは、これは至って、今年度から始まる会計年度任用職員の手当の部分になるんだろうとも思いますが、しかしその分が丸ごと増えているわけじゃないんで、その辺の仕組みが数字的にあるんだろうと思うので、説明を願いたいのが一つと、それから全国的な状況の中では、期末手当と申しますか、手当を出すという関係の中で費用が増えるということで、任用職員の給与

そのものを減らすというようなこともあるようでございます。そういうようなことは、私は本町はないだろうと思っておりますが、当然、最近も僅かですけれども上がっておりますから、そうしたこととの関係で給与の流れはあるんだろうと思っておりますが、そこら辺を含めて、どのような状況になっておるのかということを確認させていただきたいなというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから1点目の技術職員の確保の関係についてお答えをしたいと思います。

現在も技術職員ということで、北海道、そしてまた、苫小牧市遠軽町から派遣を頂いているという状況でございまして、都道府県での対応というところでいいますと、来年度も北海道から1名、土木の技術職員を派遣を頂くということになってございます。

職員採用についても、引き続き技術職員の確保ということをやっていきますけれども、今年度においては、技術職といえば建築関係の技術職ということで、1人採用を予定しているというような状況で、引き続き災害対応という部分では、この技術職の確保に努めてまいりたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（小坂利政君） 梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 私のほうからは、2点目の会計年度任用職員に係る給与の点について、3点目に御質問のございました給与費の増減の内訳についてお答え申し上げたいと思います。

今、一般会計の審議ということでございますが、昨年11月に全員協議会を開催させていただいたときに、おおよその増減がどうなるのかという質問にお答えさせていただいております。こちらは、そのときの数字は全会計での数字でございましたので、そちらをちょっと引用させていただいて御説明を申し上げたいかなと思っております。

昨年の全員協議会のときには、会計年度任用職員の期末手当部分につきましては、おおよそ3,200万程度になることを想定しておるというお話を申し上げました。こちらにつきましては、全会計としては3,060万円程度ということで昨年御説明申し上げたよりは220万程度、実際、当初予算で計上した額は少なくなっております。

また、任用職員給につきましても、昨年度の全員協議会では、おおよそ2億4,300万程度になるのではないかと申し上げますが、実際、全会計としては2億3,900万程

度ということで約400万弱、実際の予算措置額としては減少したところでございます。

こちらの差異につきましては、皆様に協議を申し上げる時点では、これ以上多くならないであろうというところの概算値で報告を申し上げたものでございまして、この制度を導入したことによって、あった職をなくしたとか、現行の給与水準を下げたとかいうことではございませんので、そちらの点については御了解を頂ければというふうに考えておるところでございます。

次に、給与費の増減でございますが、大きい要因としましては、定年退職、再任用の動向、新規採用職員の差の部分でございます。

次に、令和元年の人事院勧告に伴う給与のベースアップ、あるいは住居手当の改正、勤勉手当の支給率の変更、こういったものが相殺をされております。

また、先ほどの質疑でもございましたが、管理職手当を改定したことによりまして、そちらの部分についても所要の額を計上しているところでございます。

また、管理職特別勤務手当につきましては、条例の範囲内で弾力的に運用をしながら、管理職が公務上の必要で週休日等に勤務しなければならなくなったときについては、弾力的に支給をしていこうということも踏まえましての増減が、90ページのほうに給与費明細書のほうでなっている増減の要因ということでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、89ページから92ページまでの給与費明細書について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、93ページの債務負担行為で、翌年度にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び翌年度以降の支出予定額等に関する調書について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、94ページの町政の状況について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、5ページの歳入1款町税から、12ページ、15款道支出金について質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 7ページの教育費負担金の中の保健体育費負担金についてです。

これは、学校給食費の負担金が2,600万円ほど計上されているんですけども、7ページ。今回、町長の判断で給食費の第2子は半額、第3子以降は無償ということで大変よかったと、要望してきた身としては大変よかったと思っております。

しかし、第1子のみの方には恩恵がないということで、こういう考え方に達したというのはなぜなのかと。全国的には、例えば1食分の百幾らでしたか、そういうものに対して補填するとか、それから第1子も含めてパーセンテージを決めて軽減するとかと、様々なやり方をしているんです。だから、全ての子どもさんが対象になってほしかったなという思いもありまして、第2子からにした経過についてちょっとお伺いしたいのと、ちょっと改めて、この制度によって第2子は何人になるのか、ちょっと報道でミステークしまして申し訳ないと思っておりますが、改めて、この場で何人対象になるのかということを含めて具体的に伺います。

○議長（小坂利政君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木敏彦君） 学校給食費の多子世帯の負担軽減の関係でございます。

この間も、一般質問等でも意見交換をさせていただいているようなところでございます。町長と教育委員との意見交換の場合である教育総合会議の中でも、こちらにつきましては議論をしているというところございまして、今、むかわ町におきましては、胆振東部地震による復旧復興というものをまずは最優先に進めるべきだというような意見が多かったところでございます。

そういう中で協議した結果、そういう状況ではございますけれども、まずは多子世帯の負担軽減というものを図っていく必要があるということから、第2子半額と、第3子以降無償というようなことに決定させていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

また、負担軽減の関係でございますけれども、小学生で第2子半額が105人、第3子以降無償が27人、中学生で第2子以降半額が15人、第3子以降はゼロということでございまして、影響額のほうにつきましては約444万6,000円程度ということでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 第2子から半額、第3子無償ということも、なかなかやはり英断だったと思いますので、今後ぜひ全世帯、全子ども対象に進めていただけたらと思っています。

ちなみに、第1子のみのお子さんというのは何人いらっしゃいますか。

○議長（小坂利政君） 今回、予算審議に反映する部分ではありませんので、後ほどでいいですか。

○5番（大松紀美子君） はい。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 6ページの地方交付税に関わってお伺いしておきたいというふうに思うんです。

今回、41億5,000万という見込みでございます。これは大体、令和元年度の範疇と同じかなというふうに思っておりますが、これをこのような数字を見込んでいたということのおおよその要素、そういうものを含めて伺いたいんですが、同時に新年度のこの予算で見ても、交付税として、事業で交付税の中に算入されるという事業が幾つかあるようですね。例えば、地域おこし協力隊、これ、うち6人見っていますが、これは補助金ではなくて交付税として算入されるという仕組みですよ。こういうふうなものがどのくらい見込んでおられるのかというのが2つ目です。

それでまた、地域おこし協力隊、ついでに聞いておきますが、令和元年度のときは4名を予定しながら1名しかいなかったということですよ。こういうような実績の中で、6名というのが本当に交付税算入だから、その仕組みでやったらどうなるか分からないけれども、そういうことが本当に大丈夫なのかという思いがするんですが、そこら辺のところを含めて伺っておきたいなと思います。

それから、新たに、今度の交付税の仕組みというのは、相当、国のほうの勝手な都合ではないかなというふうに私は予測しておりますが、いろんなものが都合悪ければ交付税という形で、本来、国補助とびつてやれば分かりやすいんだけど、そうならない部分があって、例えばまち・ひと・しごと創生総合戦略、こういうものに関わるものもあるんじゃないかと思っておりますが、それらの見込状況なんかはどんなふうになっておられるのかということなど、これら3つほどお伺いをしておきたいというふうに思うんです。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまの議員の質問にお答えをしたいと思います。

令和2年度につきましては、予算額上、地方交付税につきましては41億5,000万円というような計上をしてございます。この内訳としましては、普通交付税、こちらにつきましては38億円を見込んでいるというような状況でございます。残りの3億5,000万、こちらにつきましては特別交付税というような見立てをしたところでございます。

昨年12月時点で、国のほうから示されました地方財政計画、こちらのほうに各会計等におけます国の予算の見込みということで発表されてございます。その中で、地方交付税の伸びというところでは、全体でございますが2.5%増というような数字も出されているところもでございます。

本町の予算計上の考え方というところなんですが、実際、交付税算定においては、各算定の基礎数値を基にそれぞれいろんな係数を掛け合わせて、最終的には数字を出すというところなんですが、予算計上段階においては、やはりそこら辺の詳しい数値等というのがなかなか把握が困難だということもございますので、ちょっと雑駁な言い方にはなるんですが、そういった国の伸び率などを勘案いたしまして、また近年の状況等も考えた上で、一応、算定をしているというような内容でございますので、質問の中でもございましたとおり、例えば地域おこし協力隊、例えばそういった部分でも費用については、後、交付税で措置をされるという内容のものは、そちらのほうについては、もう特別交付税で交付されるものなんですが、確かにそういった事業も複数あるというところではございますが、なかなかそういった積み上げによる方法を取っていないというのはございます。

また、ただ、当然、最近の動きというところでは、普通交付税につきましては、幼児教育保育の無償化による影響でございますとか、先ほども御質問のほうでありました会計年度任用職員、そういったものに対する措置はされるというようなところもございますので、そういったものが含まれてということ御理解いただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（北村 修君） あの……

○議長（小坂利政君） 残っている、答弁。

○11番（北村 修君） 地域おこし協力隊。

○議長（小坂利政君） 齊藤支所長。

○支所長（齊藤春樹君） 地域おこし協力隊の人材確保ということについてお答えをしたいと思います。

確かに、令和元年度の予算措置に対しての実績というのは、1名ということで大変低かったということでございます。この理由については、先ほど財務のほうからお話もあったように、特別交付税の措置があるということで、地域に人を呼び込む新しい風をその人材に期待するというので、全国で応募数が急増したというところがございまして、特別交付税の算定の基準というのがお一人400万円の限度というか、そのうちの200万円は給与として支給して、残り200万円を活動費というような大きなくくりがあるわけですがけれども、現実にもその方々に使うお金というのは、募集する職種も含めましていろんなケースがございまして、その中でなかなか魅力ある募集というのをできないというところで人材確保が端的にいうと、応募が少なかったということになるかと思うんですけれども、それに対して、新年度の予算ではどうするんだということになるのでございますけれども、今回は、単純にいろんなホームページ等での募集に加えまして、民間委託といいたし、人材を派遣するような業者さんへの委託にも取り組みまして、そういったところから人材を紹介していただくというようなことも含めて取り組んで、予算枠の確保、予算で配置している職員人材の確保を図ってまいりたいという考えでございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 歳入に関わってですけれども、ちょっと個別の課題になりますけれども、もう一点だけ質問させていただきたいんですが、地域おこし協力隊の関係で今言われたんですけれども、予算では、たしか2,600万ぐらいの予算取っていますよね。今言われたように、地域おこし協力隊は、1人当たり交付税で見込めるのは最高400万なんですよね。ですから、それ以上の一般財源なんかを持ち出した形の予算編成にしているんですよね。ここは大丈夫なのかなというのが一つと、それから前年度1名しか確保できなかったということの中で6名を上げて、そしてこれは交付税算入だからという、交付税算入だから本当にそれが来たかどうかというのは、色がついていないから分かりにくいんですけど、だからそれでしょうがないかという話にならないのかなと、その辺本当に、この予算編成上でちゃんと6名を確保できると、そういうふうな内容として、ここに組み込んでいけるのかという心配があるんですけども、そういう点では、まず募集の問題もあるけれども、そもそもそういうものを交付税にこういう段階で入れていただけるのかという心配があるんですけども、改めてそこを伺っておきたいというのが一つです。

それからもう一つ、先ほど1点、ちょっと答弁がなかったんですけれども、この交付税との関係で見れば、例えば地域創生、地方創生関連のまち・ひと・しごと創生総合戦略、こう

いうものというのはどのぐらい見込んでおるのか、また、そういうことは全く今の段階では予定していないというふうになっているのか、そのところも併せて伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 質問者、地域おこしについて再質問で1回受けていますが、今回に限り許可をします。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまの御質問で、要は財源として、今回その特別交付税を見込んでいるかというふうな御質問内容かなと思います。

特別交付税の算定に当たっては、年度の予算書に基づきまして、その数値を報告していくというような流れでございます。ただ、当然、実行段階において、若干やはり動きがあるというところもございますので、そういった部分はかなり細かく、最終的には道のほうとやりとりをするんですが、そういった報告を重ねて、最終的にはルール分については基本的には12月で交付をされるというような、そういったような流れになりますので、予算上については、一旦、その部分を見込んでいるというような考えでいただければよろしいかなと思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 今、交付税の関係で西のほうから答弁申し上げましたが、内訳としましては、令和2年度から地域おこし協力隊1人当たり440万円、これが経費として特別交付税で見られる分ということでございます。これ合わせまして2,640万円も計上していると、そしてまた、この募集に当たっての経費についても特交で見ることができるということになっていまして、これが200万円。そして、また住民との交流という部分のプログラムをちょっと予定しておりますけれども、これが100万円を上限として見込んでいるということで、全体で2,900万ほど経費として見込んでいるという状況でございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 私のほうからは、地域おこし協力隊員、昨年度の募集に関しまして、採用に関して、今回の予算に関して募集をしているのに、その人数が確保できるのかという御質問で私のほうから回答させていただきます。

昨年度と今年の募集に関して違う募集の仕方という方法が、それを専門に募集をかけていただく専門の業者のほうに委託をして募集をかける、その予算も特別交付税も措置される金

額の中に対象として入っております。

その募集以外にも、採用された後のアフターという部分で、その方々を地域おこし協力隊員に対しての通年、ヒアリングを数回あげて、その方々と町とのかけ橋をしていただく作業というのも特別交付税の措置に入っております、そちらのほうの委託料も今回は入っております。

昨年度と募集の仕方を変えて、より効果的に地域おこし協力隊になりたいという方々に情報が届く施策を考えて対応させていただいております。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

先ほどの5番の質問に対する答弁。

八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木敏彦君） すみません、先ほどの5番議員の質問に対する答弁でございます。

対象世帯が全部で313世帯ございまして、そのうち軽減を受けられる世帯が130世帯ございます。それで、それを差し引きますと183世帯が軽減が受けられないというような内容でございます。軽減が一人世帯……

○5番（大松紀美子君） 183。

○生涯学習課長（八木敏彦君） 183です。

以上です。

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、12ページ、16款財産収入から、16ページ、21款土木債について質疑はありませんか。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 13ページの基金の繰入れ、18款繰入金の関係で財調の関係なんですけれども、事業概要書でいえば、実は14ページの部分に当たるんですけれども、基金の繰入れということで質問させていただきますけれども、基金の状況、概要書の14ページを見ていただくと、令和2年度末の財政調整基金の見込現在残高というのが2億2,000万云々とあるんですけれども、いや、実は3月の町報を見ていると、令和2年度末の推計値という財政調整基金は10億円を堅持という表記をされているんですよ。減債基金は7億円以上という、ちょ

っとまあまあアバウトな書き方はしているんですけども、これ災害で基金の取崩しをした部分をこっちの予算書には入れてきていないんだろなというふうに見えるんですけども、ただ町民に対しては、財政調整基金は10億円を堅持ということで、令和2年度末の推計を表記されているんですよね。ここをやっぱり本当のことを書けとは言わないけれども、もうちょっと何か詳しいというか、正しい情報を書くべきだと思うんですがいかがですか。

○議長（小坂利政君） 答弁調整のため休憩をいたします。

再開は11時30分。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの6番議員の質問に対するラスパイレスの詳細な数字が確認できましたので、梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 本町のラスパイレス指数について、ここで報告をさせていただきます。

令和元年につきましては、98.5ということで、平成30年が98.1ということで微増となっておりますが、国家公務員の給与を100とした場合の水準よりも下回っている状況でございます。

○議長（小坂利政君） 7番に対する答弁。

西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 先ほどの7番議員の御質問に対しまして回答させていただきます。手元のほうに広報の資料等がございませんでしたので、すみません、ちょっとお答えができませんでした。

御指摘のあった部分につきましては、本年、令和2年1月広報に記載の内容の部分かと思っております。こちらにつきましては、平成30年度の決算数値ということで、決算報告ということで載せさせていただいた記事の内容でございます。

昨年12月におきます第3回の定例会において、平成30年度の決算審査のほう行っただきまして、その認定された内容につきまして報告をさせていただいたというような内容でござ

ざいます。

御指摘のあった財政調整基金は10億円を堅持というような書かれ方をしているページでございますが、こちらのページにつきましては、平成30年度決算を受けて、その内容と中長期財政フレームとの比較をしたというようなページでございます。その中で基金の保有額というところの欄がございまして、そちらでフレーム上における、要は目標値、そちらで財政調整基金につきましては10億円を堅持、減債基金については7億円以上というような書かれ方をしているというようなものでございます。

議員御指摘のとおり、ちょっとここの部分で誤解を与えてしまったのかなというのは、確かにあるところかなとも思いますので、今後についてもこういった報告等については、分かりやすいような表記に努めてまいりたいというふうに思いますので、あくまでもこちらの数字については、もう間違った数字を載せているというような認識ではございませんので、そちらのほうにつきましては御理解いただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 今も、ちょっとほかの議員にも見ていただいたんですけども、やはりどう見ても、いや、要は、今さらどうのこうのということはないですけども、決算の状況がグラフで示されて、その上だけが確かに、それは中期財政指針の取組状況についてという大見出しがあるから、ここだよと言えばそれまでなんですけれども、要は混在して書かれていると。だから、ざっと見たときに、ああ、むかわ町、いや何か数億円になったというのに10億円、来年大丈夫なのと、いや、どこを根拠にしているのかなというふうに率直に思ったのが事の始まりでした。

それで、予算のほうに、それは今後明確に分けて書いて、分かるように、町民の皆さんが分かるように表記していただければと思います。

それと、先ほどのまた同じところになるんですけども、財政調整基金の本年度の取崩しが3億5,700万円と、約ですけども。これ災害部分でどれだけ崩す予定をしているのか、そこだけ教えていただければ。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまの御質問ですが、あくまでも考え方としましては財政調整基金ですので、どの事業に充当というような言い方は非常に難しいところではあるんですが、災害復旧というところに関しましては、例えば関連します住宅の整備であります

とか、そういったところ、また引き続き行います避難者支援の関係とか、そういったところの一般財源に充てられているというような解釈でしていただければなというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 大きな正確な数字は出せないんでしょうけれども、もしそういう数字を持ち合わせているのであればと思って今回は聞いたんですけれども、例えば億単位でどの程度ということは、何千万程度でももうちょっといいんですけれども、要は、災害でこんなに崩しているのか、あるいは政策的なもので崩していくのか、駄目だとは言いませんけれども、どの程度なのかということが、まだ災害のことを引っ張ってきているわけですから、どの程度なのかということは示すことはできますか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 財源につきましては、災害関係というのはおおむね工事等については補助があったり、あと残りは起債を起こすというようなことで、一定程度の財源は確保はされてきています。こういった予算を組んでいくときに、そういった補助金であるとか、起債であるとか、そういった財源をまず集中的に充てていく中で、どうしても充てられないものについては、 としての取り崩せる基金を財政調整基金を活用して充てていくという形になるものですから、個々にどれだけ充たっているかというのは非常にトータルの中でのお話ですので、非常に出すのは難しいものと思っております。

総じて、やはり災害の関係でいろんな事業、ハード事業以外の事業も相当数膨らんできているのも事実でございます。そういった中では、災害に起因して財政調整基金の取崩しも増えているというのは実態だと思っております。この中でどの程度というのは、ちょっと積み上げるのは難しいのかなというふうに思っておりますので、御理解を頂ければと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 同じく基金の問題なんですけれども、概要書のほうをやらないということなので、概要書の14ページの部分で、介護保険特別会計の支払準備基金のことなんですけれども、元年の残高は9,000万超えていると、取崩しを2年度に行って7,100万ぐらいの残高になると。当然、ここから取り崩して会計に入れているんですけれども、結局、後の部分でも質問しますけれども、特に予算立てても、施設サービス給付費なんかは大幅に減額をしていると。結局、集められた保険料が残っていつているというふうなことになると思うんですけれども、これを、準備基金をどれぐらい残しておくという考えを持っているのか、ちょっとそこも含めて聞きたいんですけれども、やはりこういう準備基金に残すのではなくて、

保険料も上げていますけれども、そういう軽減に回すとか、そういうものとして使う必要が私はあるというふうに常々思っているんですけども、その辺の考え方について伺います。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 今の基金の関係でございますけれども、介護特会の考え方ということでの説明が主になると思うんですが、基金については、こういう形で数字としては今積み上がってきているという数字で出ています。介護特会の部分の考え方でいきますと、現在の介護の7期計画が32年度まで、来年度までになっています。当然、次の計画に今度続けていくということがございますので、次期計画に向けて、この基金をどう取り扱っていくかというのは、来年度、令和2年度の中で対応を考えていくという計画でございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） そのような御答弁になるんだろうなと思って聞いておりましたけれども、この準備基金という、残しておくという、どれぐらい残しておくという、ずっと見れば分かるんですけども、その辺の持っていらっしゃるんですか。例えば、ここまできると、ちょっと多いなとか。全道、全国的にこの支払準備基金を使って保険料軽減にすべきだという、取り崩すべきだということが一斉に起こったこともありました。だから、その辺でどれぐらいまでというふうな、2,000万、3,000万あるときもあつたと思うんですけども、その辺の基本的な考え方、どのようにお持ちなのか。サービスの増減についてはまた、特別会計の審査のときにお伺いしますけれども、基本的なところだけお聞かせください。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいまの御質問についてお答えします。

先ほど申し上げたとおり、3か年ごとに介護の計画を見直してくということですので。その3年間で、どの程度介護の事業費が必要になるかというところを次期計画に向けて見定めていくこととなります。

考え方としましては、基本的には基金をできるだけ多くため込まないというのがありまして、結局は現在の負担している方がその分を負担されておりますので、それを後世の部分に基金を残していくということにはならないので、そういった意味では基金を有効に使いながら、次の計画を組み立てていくという考えでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、4ページ、1総括全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり57ページから68ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算、第2表繰越明許費、第3表債務負担行為、第4表地方債全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計について、保険事業勘定の歳出から質疑を行います。

別冊令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計各会計予算に関する説明書、保険事業勘定事項別明細書の101ページから110ページの歳出全般について質疑はありませんか。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 国保事業全体は昨年度からの流れだというふうに思っておりますので、個別の質問は時間の関係でもやめますが、1点だけ全体に対して、短期保険証ですね、うちは資格者証はいないというふうにこれまでも聞いておりますが、短期保険証ですね。これらの場合に、どのぐらいあるかという問題もあるんですが、今の、いわゆるこの我々の新型コロナウイルス等の関係で、今、保険を適用というふうなことにもなってきました。そうすると、祝祭日等々を含めながら突然に行きなきゃいけないという場合があります。そういう場合に、短期の場合にはいろんな手続をしなければいけません。そうした点について、どのような対応をするのか。ちゃんとしていくというふうになるんだろうと思っておりますが、そこら辺ちょっと説明を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 今回の新型コロナウイルス感染対策で資格証等、いわゆる窓口に来る機会等を減らしたり、郵送でとかと、いろいろそういう方法というのは検討されると思うんですけども、まずすぐに、今、病院に行くことがいいのかどうなのかは別としましても、適切な医療を受けるという観点では同じだと思っております。コロナウイルスというより、通常の中で必要な医療を受けられるような形を取っていきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） こういうふうな事態になって、やっぱりいろんな不安を持つんだよ

ね。皆さんからいえば、短期保険証になっているという事態が問題じゃないのと言いたいのかもしれないけれども、やっぱりそれは、それなりの理由があってそうなるのであって、そういう人たちだって、こういう状況の中で安心感というのは持ちたいし、そういうふうな状況になったときに医療にかかるというのは当然のことなんだよ。

そういった場合に、そういう短期だとか、あるいはそうじゃない資格なんていうのは特にそうだけれども、やっぱりそれなりの手続きをしなきゃいけないというのがあって、日曜祭日とかというのは、そこからすっ飛ばされる可能性があるんだよね。そういうときにでもちゃんと対応するということは大事だと思うんだけど、そういう姿勢ということで、今の答弁は受け取っていいのかということで、もう一回確認。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 今、お話しになっている中で現実的にある部分があるとするれば、期限切れの短期証を持っている場合の方という形になると思うんですけども、いる部分についてこういう状況ですので、それについての相談が来たときには対応ができるような形を検討したいと思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、98ページから100ページまでの1総括及び2歳入全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、111ページの給与費明細書について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、別冊令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計各会計予算に関する説明書、直診勘定事項別明細書の118ページから120ページの歳出全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、116ページから117ページまでの1総括及び2歳入全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、121ページから124ページまでの給与費明細書について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、125ページ町債の状況について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり69ページから75ページまでの予算総則第1表保険事業勘定歳入歳出予算、第2表直診勘定歳入歳出予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第21号の質問を終わります。

次に、議案第22号 令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

別冊令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書、事項別明細書の130ページから133ページまでの1 総括、2 歳入、3 歳出全般について質疑はありませんか。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 130ページの予算事項明細書歳入の保険料に関わって質問したいと思います。

今年度の保険料については500万ほど引き下がった形になっているわけではありますが、このことの内容について伺っておきたいというのが一つです。

それから、後期高齢者は御存じのように、北海道の団体1つで進められているものなんです。その中の協議の中で、20年度、21年度という中で保険料の引上げ等が出されているようですが、それらについて、そのような状況をどのように捉えているのかということ、ここに反映されているのかということについて2つ目に伺っておきたい。

それから、3つ目には、保険料の問題で前年度から軽減税率が高いほうがなくなりました。そういう形の中で、本町としてどのような負担割合になっているのかということについて御説明を頂きたい。3つです、よろしくお願いします。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課参事。

○町民生活課参事（飯田洋明君） 初めに、1点目の保険料が昨年と比較しまして500万ほど減額になっている部分につきましては、被保険者の数が昨年と比べまして、当初予算の比較になりますけれども40名ほど減っている状況でございます。

後期の保険料につきましては、御存じのとおり町で1人ずつ積み上げをしていくような状況ではなく、広域連合のほうから賦課して、それが町のほうに来ている状況でございますので、個人事の詳細な内容につきましては、ちょっと把握できていない状況ではございますが、減の大きな理由としましては、先ほど言いました被保険者数の減、あとは課税所得の減が主な理由と考えているところでございます。

2点目の税率等の改正につきましては、御存じのとおり均等割が昨年と比較しまして1,800円ほど増額になってございます。所得割率につきましても0.39ポイントほど増えているという状況でございます。

そんな中で、全道の平均での1人当たりの保険料につきましては、昨年と比較しまして3,000円ほど増えて、大体9万4,600円ほどという試算になってございます。そのような中で、本町の実際に予算の中での試算でございますが、令和2年度のお一人当たりの保険料につきましては、大体5万4,700円ほどとなっている状況でございます。全道の平均と比較しましても、若干低めの1人当たりの保険料という現状になってございます。

増額の理由としましては、被保険者数の減にあいまってといいますか、反して医療費が若干減ってきていないという状況も考えられるのかなと思ってございます。

○議長（小坂利政君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 2割負担、3割負担、1割負担、その部分につきましては、基本的にはこれは道の部分になりますので、町としてという形にはならない部分でございます。ただ、できるだけ負担が少ないように願っている部分では同じ気持ちでございます。以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今、説明があったように、お年寄りになっても高い保険料にどんどんなっていくという状況、我が町として、ここを調整する段階ではないですけれども、道の連合会として連合会議会なり、そういうところが対応する問題ではありますけれども、医療費が増えてきたからといって、20年度、21年度で保険料率を引き上げていくという状況になっていると、やっぱりこういうことは絶対、私は許してはならないというふうに思っています。何よりも、やはり公費の投入等々、これは町村会等々でも要望もしているのではないかとこのように思っておりますが、こういうところにこそ投入しながら我々の分からないところで負担がかかって、本当にそして、医療にかかれなくなるという事態をなくすような方向で、ぜひ連合会等々にも町の側としても要望していただきたいと思っております。そういう点で質

間をさせていただきたいし、要望もしておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 要望でいいですね。いいですか。答弁ありますか。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これまでも、いろいろな関係についてやりとりはしてきているかとは思いますが、構造的な問題というんでしょうか。この関係と国民健康保険の安定運営、さらには後期高齢者医療制度の安定運営というのは、これは一体不可欠になっているのかなと捉えているところでもございます。

今、議員がおっしゃられたように、今後に向けましても医療制度というのを安定的に運営費するため、制度の見直し、こういったところが図られる場合にはしっかりと地元の協議というんでしょうか、照らしながら進めていけますよう関係機関等に、意見反映に努めさせていただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり77ページから79ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第22号の質疑を終わります。

昼食のためしばらく休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第23号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

別冊令和2年度むかわ町介護保険特別会計予算に関する説明書、事項別明細書の141ページから150ページまでの歳出全般について質疑はありませんか。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 142ページの保険給付費のところの介護サービス等給付費事業なんですけれども、先日の補正予算で減額の予算ということで減らしました。様々な議案の中でも、介護人材確保のためのいろんな事業が決まりましたけれども、じゃどれほど職員獲得のために効果があるかといことは未知数のところがあるということで、本当に心配をしているんですが、結局、例えば施設介護サービス給付費、これは特養ホームの入所者等に係っていくものなんです、さきの補正予算で5,300万ほど減額をしています。当初予算から見ても、令和元年でいえば、4億4,000万ぐらいでしたけれども、この辺の今年度、新年度ちょっと増えてはいますけれども、特養ホーム等の結局満床ということまで、入居できなければ、またサービス給付費が残って減額をしていかなければいけないというようなことも、いつものことなんです。毎年毎年起こっていることなんですけれども、このことが続いていいのかというとはよくないですよ。

こういう予算の決め方に対してのその辺の施設サービスを受けられないという、そういうものをどのようにの考えて、この予算になったのかということと併せて伺いたいと思っています。非常にサービスを受けたくても受けられないという、そういうものが続いているということが、この数字に表れてくると思うんですけれども、その辺どのような検討をされて、どのような考えでこの数字になったのか伺います。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいま来年度の予算の部分についての施設型給付と支出と給付の関係だと思えますけれども、今回の予算につきましては、第7期の計画でございます。その中の計画に基づきまして、まずはそれを基本に踏まえて策定をしています。

それと、昨年、今年度の状況も踏まえて計画数値を定めているところでございます。ただ、介護給付費につきましては、1年目、2年目、3年目とだんだん年数を追うごとにやはり費用が上がってくるということもございますので、その部分も考えながら3年目、令和2年度の予算を組み立てておるところでございます。

それと、特養等の施設の入所の関係ですけれども、そちらにつきましては、やはり影響していることは否めません。ただ、介護の費用につきましては、介護認定者の関係とか、介護の重たさというか、そういうところも影響してきます。そういった意味では、むかわ町の場合は比較的認定の高い方が少ないということで、そういった意味では認定度が低いと、全道、全国に比べてということもございます。そういう状況を踏まえて予算を組んでいるところでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 非常に難しく、幾らいろんな対策というか、施設側でも従事者を募集しても見つからないという、そういう状況が続いていて、保健所としてはとても大変なことではあると思うんです。だから、そういう御答弁になるんだろうと思うんですけれども、新年度の予算の中で事業も含めて、例えば特養ホームでいえば、2つの施設があって、それぞれが職員を獲得するために努力をされていると思うんですが、その辺の新年度の見通しというか、改善という期待もあると思うんですけれども、その辺についてどのような考えなのか伺いたいのと、143ページの50040の事業の中で、介護予防のサービス給付費というのが昨年から見ても500万ぐらい増えていて、重度になる人が少ないという、そういうところは、この辺の予防サービスのところが増えていくという原因になっているのかなと思うんですけれども、その辺の今年度の実態もありますけれども、全体に見て、新年度に向けての予算の組み方の中でどういうふうに判断したのかということも併せて、ちょっと2つほどお聞きします。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 私のほうから、1点目の職員の確保等の部分の御質問についてお答えします。

先日の介護人材確保というところも新たな取組として、これまでの部分にプラスして計画を立ててございます。ただ、そちらにつきましては、事業所との連携も大変重要になってきます。今後も事業所と連携しながら、その対策、改善が必要であればそういうところも含めながら、まず新年度、できるところから進めたいと思いますので、結果につきましては今の段階で何とも言えませんけれども、その辺はこの1年の中で見通しを立てながら進めたいと思っていますので御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 私のほうからは、介護予防サービスの関係でお話しさせていただきたいと思います。

現在の介護認定者数の推移といたしましては、介護認定者数全体が減っている状況があります。その中でも、要介護3から5の方が結構減っているような状況がありまして、あと介護1から2の部分についても若干の減少傾向にあります。その中で、要支援1、2の方については増えているという状況がありまして、介護予防サービスのほうの給付に関しては、今、伸びているというような現状が見られておりますので、そのような動きの中で来年度のどこ

ろについては、介護予防サービスのところは多く見積もっているというところになっております。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、138ページから140ページまでの1総括及び2歳入全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、151ページから154ページまでの給与費明細書について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり81ページ85ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号 令和2年度むかわ町上水道事業会計予算について質疑を行います。

別冊令和2年度むかわ町上水道事業会計予算に関する説明書、事項別明細書の178ページから、184ページの収益的収入、収益的支出及び資本的収入、資本的支出について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、156ページの令和2年度むかわ町上水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出から、175ページの令和2年度むかわ町簡易水道等事業予定貸借対照表までの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、185ページから190ページまでの給与費明細書について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり87ページから89ページまでの議案第24号の予算総則全般について質疑はありませんか。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 令和2年度むかわ町下水道事業会計予算について質疑を行います。

別冊令和2年度むかわ町下水道事業会計予算に関する説明書、事項別明細書の214ページから220ページの収益的収入、収益的支出及び資本的収入、資本的支出について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、192ページの令和2年度むかわ町下水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出から、211ページの令和2年度むかわ町農業集落排水事業予定貸借対照表までの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、221ページから225ページまでの給与費明細書について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり91ページから93ページまでの議案第25号の予算総則全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 令和2年度むかわ町病院事業会計予算について質疑を行います。

別冊令和2年度むかわ町病院事業会計予算に関する説明書、229ページの令和2年度むかわ町病院事業予算実施計画から、238ページの令和2年度むかわ町病院事業予算事項別明細書、資本的支出までの全般について質疑はありませんか。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 新年度から診療報酬の改定というのがありますよね。それによる病院会計の影響というのはどのようなものと考えているのか、また地域ケア病棟が、病床が14

床稼働しているわけですが、それによって稼働率、30年度決算のとき75%だったでしょうか。ちょっとその数字、正確を欠いているかもしれないんですけども、高い稼働率だということで、本当に行き場のない高齢者の本当に感謝の言葉も寄せられているんですけども、そういう地域ケア病床の稼働によって多少なりとも経営状態が改善しているのかどうかということも、ちょっとお尋ねしたいんです。

ただ、233ページに貸借対照表があって、欠損金として今年度は昨年度よりも多く計上されているということもあって、なかなか病院会計が改善される、国の政策の診療報酬の大幅な引上げがない限りなかなか難しいと思うんですけども、改善された部分だとか、懸念される部分だとかも含めてお考えを伺います。

○議長（小坂利政君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいまの1点目の診療報酬の関係についてお答えいたします。

診療報酬改定につきましては、直接まだ、厚生病院のほうと今後どういう形で推移になるかというところの議論はしていないんですが、病院の経営の部分ですので、その辺は病院側で今の診療体制の中で、その辺の今後の見通しというのは検討いただいた上で、またこちらと協議することになりますので、今の段階では、なかなかその影響がどうなるかというのはまだ見えない状況でございます。

それから、2点目の地域包括ケア病床の稼働の関係ですが、そちらにつきましては、以前の決算審査のときにも一応お話をしているところでございます。一応、40床のうちケア病床12床ということで、そちらの稼働は70%以上の稼働を持っています。ただ、総体としては、やっぱり50%強の稼働率ですので、なかなか病床の稼働が低いということでございます。

包括ケア病床の部分での効果というところでは、一般の病床の部分よりも病床の報酬が高いので、収益はそちらの部分では若干上がっているところでございます。そういった意味では、その病床が稼働することによって、その部分での収益部分は相応分が見込まれるという状況で一部効果が出ていると考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 分かりました。

あと、今のコロナウイルス感染対策について、ちょっと関わって聞きたいんですけども、厚生病院で医療器具というか、例えばアルコール類だとかマスク類だとか、そういうものが備蓄としてはどうなっていて心配ない状況にあるのかを含めて、ちょっと状況について伺い

ます。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 消毒液とかの備蓄部分ですけれども、アルコールのほうにつきましては備蓄のほうがございますので、特に今のところなくなるというところでは大丈夫というふうを確認しております。ただ、マスクのほうにつきましては、一般のマスクのほう若干少なくなっているというところで、ちょっと注意をしながら使っているというような形では聞いております。ほかのサージカルマスクであったりとか、防護服であったりとかという部分については、今のところ不足はないというふうを確認しております。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり95ページから96ページまでの議案第26号の予算総則全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第26号の質疑を終わります。

これから日程第1、議案第20号から、日程第7、議案第26号までの討論を行います。

討論の順序は議案番号順とします。

初めに、議案第20号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第20号の討論を終わります。

次に、議案第21号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第21号の討論を終わります。

次に、議案第22号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第22号の討論を終わります。

次に、議案第23号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第23号の討論を終わります。

次に、議案第24号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第24号の討論を終わります。

次に、議案第25号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第25号の討論を終わります。

次に、議案第26号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第26号の討論を終わります。

これから議案第20号から議案第26号までの7件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第20号を採決します。

お諮りします。

議案第20号 令和2年度むかわ町一般会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決します。

お諮りします。

議案第21号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決します。

お諮りします。

議案第22号 令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号を採決します。

お諮りします。

議案第23号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決します。

お諮りします。

議案第24号 令和2年度むかわ町上水道事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決します。

お諮りします。

議案第25号 令和2年度むかわ町下水道事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決します。

お諮りします。

議案第26号 令和2年度むかわ町病院事業会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第8、意見書案第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田省一議員。

〔7番 野田省一議員 登壇〕

○7番（野田省一君） 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書（案）について説明を申し上げます。

事前に皆様に資料を、意見書を配付させていただいておりますので、朗読をもって意見書の説明とさせていただきます。

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にすることなど、生活の質を落とす大きな原因になります。

また最近では、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、鬱や認知症につながるのではと考えられています。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本で補聴器の普及が求められています。しかし、日本において補聴器の価格は、片耳当たりおおむね3万円から20万円までであり、保険適用ではないため全額負担となります。

身体障害者福祉法第4条に規定する、身体障がい者である高度・重度難聴の場合は、補装具支給制度により1割負担、中等度以下の場合は、購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者は僅かで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められています。

欧米では補聴器購入に対しての公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対して補助を行っています。

補聴器のさらなる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。

よって、国において加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

御審議、御決定よろしくお願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定をされました。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第9、意見書案第2号 農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第2号 農業者の自家増殖を原則禁止とする種苗法改正に反対する意見書案について提案説明をさせていただきます。

最初に、意見書案では、これまでの種苗法の経過を述べさせていただいております。自家採取を容認するというのが、この種苗法の中心的なものであります。

2つ目に、自家採取を認めてきたということの中で、自然栽培や有機栽培農家に対するこれらを廃止するということでの不安を広げているという問題を出しています。これは、例えば全国的な点でいえば、京野菜などが最大のものであります。

3つ目に、これまでさきに種苗法ではなくて、種子法というのは過年度廃止をされました。このことによって、特に北海道では、これまで米の今、北海道産米が全国レベルまで達しましたけれども、これは種子法の中での改良に改良を重ねた結果であります。

そして、小麦についてもパンを作るまで、今、新しい品種を作り上げております。しかし、これらができなくなるということで、北海道では独自の種子法をつくり、それらを継続するという事になっております。

こうした中で、今度の種苗法まで改正するという状況になると、こういうことになっているわけでありまして。このことになると、農家が独自で種を採取することはできないと、こういうことが最大の問題であります。

2つ目には、下段最後の部分に、「一部の大企業の種子の独占は」というふうに書いてありますように、今、農業と食料をめぐる国際的な問題の大問題は、まず国際的な農薬会社等々が農薬を独占的に製造販売するという中で、先ほども議論になりましたグリホサートのような問題が急浮上しております。そうした中で、種子についてもまた農薬・除草剤等々を独占的な企業がやっていくという中に、それを完遂していくためには種子までそこに握らなければならないというような世界経済の流れになっております。

こういうことでは、家族農業等々が本当に守られない。そして、同時に国民の皆さん、庶民の皆さんの食と安全が脅かされるという点を最後、若いお母さんたちの不安が広がっておりますというふうに述べさせていただいております。何よりも最大の問題は、その次に書かれている農民の権利に関わる重大な問題だということでございます。

こうした自家増殖等々をやめさせるような、そういうふうな内容を持つ種苗法の改正について、何としても行わないでいただきたいということを求める意見書案でございます。どうぞ御審議、御決定のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これまで趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第10、決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田議員。

[7番 野田省一議員 登壇]

○7番（野田省一君） 「民族共生の未来を切り開く」決議（案）について趣旨説明をさせていただきます。事前に印刷配付をさせていただいておりますので、朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

アイヌ文化の復興・発展の拠点としてウポポイ（民族共生象徴空間）が北海道白老町ポロト湖畔に、4月24日誕生する。

先住民族アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」等からなるこの施設は、国では年間来場者100万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取り組みや食・観光等の地域の多様な魅力へとつなげることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国

民理解の促進が大きく期待される。

また、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出及び既存産業の活性化など相乗効果も期待されるところである。

よって、むかわ町議会は、ウポポイを拠点として地域及び産業の活性化が図られ、ウポポイ開設を機に、北海道が魅力ある大地であり続けるため、むかわ町民の協力を得て、「民族共生の未来を切り開く」気運を醸成する決意をここに表明する。

以上をもって説明とさせていただきます。御審議、御決定いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから決議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査等報告の件

○議長（小坂利政君） 日程第11、所管事務調査等報告の件を議題とします。

本件について別紙配付のとおり、総務厚生常任委員長及び経済文教常任委員長から所管事務調査報告書、胆振東部地震復旧復興調査特別委員長から中間報告書が提出をされております。

調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありませんか。

7番。

○総務厚生常任委員長（野田省一君） 実は、ミスプリントがございまして訂正をお願いいたします。

8ページになりますけれども、8ページの下から2行目「58%」とありますが、小数点が抜けておりました。「5.8%」に訂正をお願いいたします。

あとは、以上はありません。

○議長（小坂利政君） 次に、経済文教常任委員長、報告はありませんか。

○経済文教常任委員長（北村 修君） 特に、（3）海岸侵食における保全対策というところで、委員会としてこれに関わって上流部分の6線排水路等について国道235に係る部分で特別に委員会としてもこれを改善改修を求めていくと、特に国道235に関わるカルバート部分の改修、この長い間の懸念事項になっておりますけれども、求めていくということで書かせていただきました。行政側のほうとしてもこれに対して強い配慮を求めて意見とします。

以上です。

○議長（小坂利政君） 次に、胆振東部地震復旧復興調査特別委員長、報告はありませんか。

○胆振東部地震復旧復興調査特別委員長（北村 修君） 特にありません。

○議長（小坂利政君） これから各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、胆振東部地震復旧復興調査特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで各常任委員長報告に対する質疑を終わります。

各委員会の所管事務調査等報告の件については、報告済みといたします。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（小坂利政君） 日程第12、閉会中の特定事件等調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、恐竜ワールド構想調査特別委員会、胆振東部地震復旧復興調査特別委員会から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり、特定事件等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで、本定例会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 1時40分